

コートジボワール
本格援助再開へ向けた
基礎情報収集・確認調査
報告書

平成22年4月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
アフリカ部

アフ
JR
10-010

**コートジボワール
本格援助再開へ向けた
基礎情報収集・確認調査
報告書**

平成22年4月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
アフリカ部

序文

コートジボワール共和国は、1960年の独立以来、ウフェ・ボワニ初代大統領の下で安定した政権運営と驚異的な経済成長を達成し「象牙の奇跡」と形容されるまでになっておりました。しかし同大統領の死去以降、政治情勢は徐々に不安定化し、2002年9月には内戦が勃発しました。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は1991年の青年海外協力隊派遣を発端に、1995年にはJICA事務所を設立し積極的な事業展開を図っておりましたが、2000年の大統領選挙をきっかけとする治安悪化による一時退避にはじまり、複数回の国外退避を繰り返した結果、日本人関係者全面撤退の上、事務所は支所に縮小、限定された範囲での協力を行っています。

コートジボワールは内戦終結へ向けて、大統領選挙実施の準備を進めています。和平プロセスが進む中、今後のJICA協力再開を検討するにあたっては、長きにわたった政治的混乱によって大きく変化した現地状況の把握が非常に重要となることから、本調査を実施することといたしました。

なお、治安上の理由から現地踏査は行わず、日本国内に拠点を置いて、公開されている情報を基に収集・分析を行いました。

本報告書は、今後、コートジボワール協力の再開にあたって基礎となるデータを取りまとめたものです。同国が早期に安定化し、本報告書が協力再開の検討において最大限に活用されることを願います。

ここに、本調査にあたりましてご協力賜りました関係各位に対して深甚なる謝意を表しますとともに、今後とも引き続きご指導いただけますようお願い申し上げます。

平成22年4月

独立行政法人国際協力機構
アフリカ部 部長 押山 和範

目 次

序文	
地図	
目次	
略語表	
図表リスト	
第1章 社会状況	
1.1 概況	1-1
1.2 略史	1-6
1.2.1 独立とボワニ体制	1-6
1.2.2 ボワニ後の混乱	1-7
1.2.3 政治危機	1-8
1.3 危機の影響	1-10
1.3.1 政治面	1-10
1.3.2 経済面	1-10
1.3.3 社会面	1-12
第2章 経済状況	
2.1 マクロ経済の概況	2-1
2.2 マクロ経済	2-2
2.2.1 「フランス型モデル」の推進による経済成長	2-2
2.2.2 移民政策を利用した経済発展と民主化の発展	2-4
2.2.3 為替切り下げに伴う経済成長	2-6
2.2.4 国内外の2つの危機の影響	2-7
2.3 産業の状況	2-13
2.4 国際貿易と外国投資	2-17
2.4.1 国際貿易	2-17
2.4.2 外国投資	2-32
2.4.3 国際収支	2-39
2.5 財政の状況	2-40
2.6 債務の状況	2-42
2.6.1 債務の内容	2-42
2.6.2 主要債務指標	2-47
2.6.3 債務の構成	2-49
2.6.4 国際金融機関からの視点	2-52
第3章 コートジボワール貧困削減戦略文書（Poverty Reduction Paper:PRSP）の分析	3-1
3.1 開発ビジョン/戦略	3-2
3.2 セクター/テーマ別分析	3-5
3.2.1 「戦略的方針1」に関連するセクター/テーマ	2-6
3.2.2 「戦略的方針2」に関連するセクター/テーマ	2-14
3.2.3 「戦略的方針3」に関連するセクター/テーマ	2-24
3.2.4 「戦略的方針4」に関連するセクター/テーマ	2-41
3.2.5 「戦略的方針5」に関連するセクター/テーマ	2-78
3.2.6 「戦略的方針6」に関連するセクター/テーマ	2-81

3.2.7	セクター/テーマ別分析のまとめ	2-84
3.3	PRSPの実効性	2-85
第4章	ドナーの動向	4-1
4.1	主要ドナーの動向	4-2
4.1.1	二国間ドナー	4-3
4.1.2	多国間ドナー	4-7
4.2	ドナーコーディネーションの状況	4-17
4.3	特記事項	4-20
4.3.1	国連コートジボワール活動（United Nations Operation in Cote d’Ivoire:UNOCI）	4-20
4.3.2	国際通貨基金（International Monetary Fund:IMF）	4-20
4.3.3	中国	4-20
第5章	国際社会・援助機関に期待されること－可能性の提言－	
5.1	平和の確立、生命と財産のグッド・ガバナンスの促進	5-1
5.1.1	行財政機能の向上	5-1
5.1.2	司法ガバナンスの整備	5-2
5.2	マクロ経済フレームワークの安定化	5-2
5.2.1	財政システムの強化	5-2
5.2.2	債務管理体制の構築	5-2
5.2.3	運輸セクター機能の強化	5-3
5.3	成長の原動力となる農村地域及び民間セクター促進支援を通じた雇用と富の創出	5-3
5.3.1	中小零細企業の促進	5-3
5.3.2	農村開発の促進	5-3
5.3.3	栄養不足の解消を目指した食糧安全保障の強化	5-4
5.4	基礎的サービスへのアクセスと質の向上、環境保護、ジェンダー平等化及び社会保障	5-4
5.4.1	技術・職業教育・訓練体制の確立	5-5
5.4.2	社会保障制度の確立	5-5
5.4.3	住環境/衛生の改善	5-5
5.5	国民の開発プロセスへの参加手段としての地方分権化及び地域間格差の軽減	5-6
5.5.1	地方行政の強化	5-6
5.5.2	土地利用計画の策定と具体化	5-6
5.6	国際的文脈及び地域統合	5-6
5.6.1	地域内の物流・流通の円滑化	5-7
添付資料		5-8
	国際社会・援助機関の可能性検討にあたる取りまとめ表	
付属資料		
1.	調査概要	
2.	収集資料リスト	
3.	参考資料	

略語表

略語	正式表記	和訳・概要
ADCs	All Developing Countries	全途上国
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
AfDF	African Development Fund	アフリカ開発基金
AMU	Assurance Maladie Universelle	普遍的医療保険
APEX-CI	Association pour la Promotion des Exportations de Côte d'Ivoire	コートジボワール輸出促進協会
ARSTM	Académie Régionale des Sciences et Techniques de la Mer	域内海洋技術研修所
AU	African Union	アフリカ連合
BEN	Republic of Benin	ベナン共和国
BEPC	Brevet d'études du premier cycle	前期中等教育修了証書
BRVM	Bourse Régionale des Valeurs Mobilières	西アフリカ地域証券取引所
BTS	Brevet de Technicien Supérieur	上級技術者免状
BUR	Burkina Faso	ブルキナファソ
CAISTAB	Caisse de Stabilisation du Cacao et du Café	コーヒー・カカオ価格安定化公庫
CEPE	Certificat d'Etudes Primaires Elémentaires	初等教育終了資格
CEPICI	Centre de Promotion des Investissements en Côte d'Ivoire	コートジボワール投資促進センター
CFA	Communauté Financière Africaine	アフリカ金融共同体
CFPT	Centre de Formation Professionnelle et Technique Sénégal-Japon	セネガル・日本職業訓練センター
CGRAE	Caisse Générale de Retraite des Agents de l'Etat	公務員年金基金
CIA	Central Intelligence Agency	(米国) 中央情報局
CIV	Republic of Cote d'Ivoire	コートジボワール共和国
CNPS	Caisse Nationale de Prévoyance Sociale	国家共済基金
CNRA	Centre National de Recherche Agronomique	国立農業研究センター
CNSP	Conseil National de Salut Public	救国委員会
CNW	Centre North West	中央北西部
COMTRADE	United Nations Commodity Trade Statistics Database	国連商品貿易データベース
CPI	Corruption Perceptions Index	汚職認識指数
CPIA	Country Policy and Institutional Assessment	国別政策・制度評価

CPS	Country Partnership Strategy	国別パートナーシップ戦略
CSSPA	Caisse de Stabilisation et de Soutien des Prix des Produits Agricoles	農産品安定化維持公庫
DBI	Doing Business Index	ビジネス実行容易性指数
DDR	Disarmament, Demobilization and Reintegration	武装解除・動員解除・再統合
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DSA	Debt Sustainability Analysis	債務持続性分析
DSF	Debt Sustainability Framework	債務持続性枠組み
EC	European Commission	欧州委員会
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EFA	Education for All	万人のための教育
EU	European Union	欧州連合
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
FAFN	Forces Armées des Forces Nouvelles	武装した新勢力
FANCI	Forces Armées Nationales de Côte d'Ivoire	コートジボワール国軍
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FCFA	Franc CFA	セーファーフラン、CFA フラン
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FDS	Forces de Défense et Sécurité	治安部隊（「コ」国の南半分を掌握している政府軍）
FESCI	Fédération Etudiante et Scolaire de Côte d'Ivoire	コートジボワール学生生徒連盟
FGM	Female Genital Mutilation	女性性器切除
FIAU	Fonds d'Investissement et d'Aménagement Urbain	投資および都市整備ファンド
FIRCA	Fonds Interprofessionnel pour la Recherche et le Conseil Agricoles	農業研究と普及のための異業種間基金
FN	Forces Nouvelles	新勢力
FPI	Front Populaire Ivoirien	イボワール人民戦線
FRAR	Fonds Régional d'Aménagement Rural	農村開発地域基金
FSP	Fonds Social de Développement	優先連帯基金（フランス）
GBS	Republic of Guinea-Bissau	ギニアビサウ共和国
GDF	Global Development Finance	世界開発金融
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIS	Geographical Information System	地理情報（処理）システム

GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HIPCs	Heavily-Indebted Poor Countries	重債務貧困国
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System	商品の名称および分類についての統一システム
ICT	Information, Communication and Technology	情報通信技術
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Development Association	国際開発協会
IEC	Independent Electoral Commission	独立選挙委員会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LICs	Low Income Countries	低所得国
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MINUCI	Mission des Nations Unies en Cote d'Ivoire	国連コートジボワール・ミッション
MJP	Mouvement pour la Justice et de la Paix	正義平和運動
MLI	Republic of Mali	マリ共和国
MPCI	Mouvement Patriotique de Côte d'Ivoire	コートジボワール愛国運動
MPIGO	Mouvement Populaire Ivoirien du Grand Ouest	全西部イボワール人民運動
MSMEs	Micro-, Small- and Medium-Sized Enterprises	中小零細企業
MT	Metric Ton	メトリック・トン (1,000kg)
MTEF	Medium-term Expenditure Framework	中期支出枠組み
NGO	Nongovernmental Organization	非政府組織
NIG	Republic of Niger	ニジェール共和国
NPV	Net Present Value	純〔正味〕現在価値
OCPV	Office de Commercialisation des Produits Vivriers	農業品マーケティング事務所
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OSBP	One-stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
OSER	Office de Sécurité Routière	道路安全局

PDCI	Parti Démocratique de la Côte d'Ivoire	コートジボワール民主党
PEMFAR	Public Expenditure Management and Financial Accountability Review	公共支出管理・財政アカウンタビリティレビュー
PEPFAR	President Emergency Plan for AIDS Relief	大統領緊急エイズ救済計画(米国)
PETROCI	Societe Nationale d'Operations Petrolieres de la Cote d'Ivoire	コートジボワール石油公社
PMTCT	Prevention of Mother-to-Child Transmission	母子感染予防
PNA	Peacebuilding Needs and Impact Assessment	平和構築アセスメント
PNRRC	Programme National de Réinsertion et de Réhabilitation Communautaire	コミュニティ再統合・回復国家プログラム
PPP	Purchasing-Power-Parity	購買力平価
PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility	貧困削減・成長ファシリティ
PROPARCO	Société de Promotion et de Participation pour la Coopération Economique	フランス経済協力開発振興公社
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書
PSCN	Programme de Service Civique National	国家社会サービスプログラム
PSEF	Programme Sectoriel de l'Education-Formation	教育・訓練セクター別プログラム
RDR	Rassemblement des Républicains	共和主義者連合
RESEN	Rapport d'Etat sur le Système Educatif National	国家教育制度報告書
SAA	Syndicat Agricole Africain	(コートジボワール独立運動における) アフリカ人農業組合
SIGFIP	Système Intégré de Gestion des Finances Publiques	統合財政管理システム
SEN	Republic of Senegal	セネガル共和国
SODE	Société de Développement	開発公社
SODEMI	Société pour le Développement Minier	鉱山開発公社
SOTRA	Société des Transports Abidjanais	アビジャン交通会社
SRF	Special Relief Fund	特別救済基金
SSA	Sub-Sahara African Countries	サブサハラ・アフリカ諸国
TOG	Republic of Togo	トーゴ共和国
TVET	Technical and Vocational Education and Training	職業技術教育・訓練
UA	Unit of Account	(AfDB が用いる) 計算単位 (2008 年 12 月時点では、 UA1=US\$1.54027)

UDPCI	Union pour la Democratie et pour la Paix de Cote d'Ivoire	民主進歩連合
UEMOA	Union Economique et Monétaire de l'Afrique de l'Ouest	西アフリカ経済通貨共同体
UN	United Nations	国際連合
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS	国連合同エイズ計画
UNDAF	United Nations Development Assistance Framework	国連開発援助枠組み
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
UNOCI	United Nations Operation in Côte d'Ivoire	国連コートジボワール活動
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VTC	Voluntary Testing Centre	無償の検査センター
TWF	The World Factbook	世界白書（仮訳）
WDI	World Development Indicators	世界経済・社会統計
WEO	World Economic Outlook	世界経済見通し
WFP	United Nations World Food Programme	国連世界食糧計画

図表リスト

第1章 社会状況

図表番号	図表名	頁
図 1-1	コートジボワール全土	1-1
図 1-2	アビジャンの月別の気温(°C)と降水量 (m m ³)	1-2
図 1-3	総人口 (百万人) 及び人口増加率 (%) (1960~2008 年)	1-2
図 1-4	移民総数 (百万人) 及び移民比率 (総人口比) (%)	1-3
図 1-5	総人口(百万人)、就労人口(百万人)及び総人口に占める就労人口(%)の推計	1-3
図 1-6	コートジボワールの主要部族の分布地図	1-5
図 1-7	コートジボワールの UNDP/HDI の推移	1-6
図 1-8	ジニ指数の推移	1-11
図 1-9	1 日 1.25 米ドル (PPP 換算) で生活する人口	1-12
図 1-10	1 日 2.00 米ドル (PPP 換算) で生活する人口	1-12
表 1-1	世界銀行の人口推計の根拠	1-4
表 1-2	主な社会指標	1-5

第2章 経済状況

図表番号	図表名	頁
図 2-1	GDP (2000 年実質米ドル換算) (10 億米ドル)	2-1
図 2-2	実質 GDP 成長率 (%)	2-1
図 2-3	一人当たり GDP (2000 年実質米ドル換算) (米ドル)	2-1
図 2-4	人口増加率 (%)	2-1
図 2-5	UEMOA 諸国の GDP 総額に占めるコートジボワールの GDP シェア (PPP 換算、国際米ドル換算) (米ドル)	2-2
図 2-6	UEMOA 諸国の実質 DGP 成長率 (%)	2-2
図 2-7	実質 GDP 成長率及び同 (5 年平均) (%) (1960~2008 年)	2-3
図 2-8	実質 GDP 成長率及び同 (5 年平均) (%) (1960~1985 年)	2-3
図 2-9	UEMOA 諸国の一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) の推移	2-3
図 2-10	カカオ価格 (1960~2008 年) (US\$/MT)	2-5
図 2-11	原油価格 (1960~2008 年) (US\$/Barrel)	2-5
図 2-12	一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) (1960~2008 年)	2-5
図 2-13	一人当たり GDP 成長率及び同 5 年平均 (1960~2008 年)	2-5
図 2-14	CFA フランの対米ドルレート推移	2-6
図 2-15	財・サービスの輸出入の推移	2-6
図 2-16	実質 GDP 成長率、一人当たり DGP (2000 年米ドル換算) 及び一人当たり GDP 実質増減率	2-7
図 2-17	GDP 構成要素別産出額 (対 GDP 比)	2-8
図 2-18	GDP 公正要素別産出額 (項目別実質成長率)	2-8
図 2-19	寄与率の推移	2-8
図 2-20	消費性向	2-8
図 2-21	消費者物価上昇率 (1961~2008 年)	2-8
図 2-22	消費者物価上昇率 (1985~2008 年)	2-8
図 2-23	実質 GDP 成長率の推移 (1961~2014 年)	2-11
図 2-24	実質 GDP 成長率の推移 (1995~2014 年)	2-11
図 2-25	産業構造別の実質成長率の水戸氏	2-12

図 2-26	産業分類別 GDP 産出額比率の推移	2-14
図 2-27	産業別名目 GDP のシェアの推移	2-15
図 2-28	一次産業の名目 GDP に占めるシェア	2-15
図 2-29	二次産業の名目 GDP に占めるシェア	2-15
図 2-30	三次産業の名目 GDP に占めるシェア	2-15
図 2-31	財・サービス輸出入の推移(10 億名目ドル)	2-17
図 2-32	財輸出入の推移(10 億名目ドル)	2-17
図 2-33	サービス輸出入の推移(10 億名目ドル)	2-17
図 2-34	製品輸出(全体に占めるシェア)	2-18
図 2-35	製品輸入(全体に占めるシェア)	2-18
図 2-36	サービス輸出(全体に占めるシェア)	2-18
図 2-37	サービス輸入(全体に占めるシェア)	2-18
図 2-38	コートジボワールと日本の輸出入の関係(百万米ドル)	2-29
図 2-39	輸出弾力性(対 GDP 比)	2-32
図 2-40	輸入弾力性(対 DGP 比)	2-32
図 2-41	コートジボワールの直接投資受入れ額(百万ドル)(1970 年～2008 年)	2-33
図 2-42	コートジボワールの全投資額及び直接投資受入れ額(10 億 CFA フラン)	2-34
図 2-43	UEMOA 諸国の Doing Business Index の全指標の評価(世界順位)(2010 年)	2-37
図 2-44	UEMOA 諸国の Doing Business Index の項目別の評価(世界順位)(2010 年)	2-38
図 2-45	UEMOA 諸国の Corruption Perceptions Index (CPI)(2008 年)	2-38
図 2-46	外貨準備高(輸入月数比)	2-40
図 2-47	歳入・歳出額(GDP 比、10 億 CFA フラン)	2-41
図 2-48	歳入・歳出弾力性(対 GDP 比)	2-41
図 2-49	歳入(贈与を除く)の GDP 比	2-41
図 2-50	歳入の項目(10 億 CFA フラン)	2-42
図 2-51	歳出の項目(10 億 CFA フラン)	2-42
図 2-52	対外政務残高の推移(100 万米ドル)	2-42
図 2-53	対外債務残高に占める長期債務、IMF 信用の活用及び短期債務(100 万米ドル)	2-43
図 2-54	長期の対外政務残高に占める公的債務及び公的保証付き債務と公的保証のない民間債務(100 万米ドル)	2-44
図 2-55	公的債務及び公的保証付き債務に占める公的債権者と民間債権者(100 万米ドル)	2-44
図 2-56	公的債権者に占める多国間政権者と二国間債権者(100 万米ドル)	2-45
図 2-57	多国間及び二国間の長期債務残高における譲許性債務の割合	2-46
図 2-58	①総対外債務/財・サービス輸出	2-48
図 2-59	②総対外債務/国民総所得	2-48
図 2-60	③総元利払額/財・サービス輸出	2-48
図 2-61	④総元利払額/財・サービス輸出	2-48
図 2-62	⑤総元利払額/国民総所得	2-48
図 2-63	⑥外貨準備/総対外債務	2-48
図 2-64	⑦外貨準備/財・サービス輸入	2-49
図 2-65	⑧短期債務/総対外債務	2-49
図 2-66	⑨譲許的債務/総対外債務	2-49
図 2-67	⑩国際機関からの債務/総対外債務	2-49
図 2-68	コートジボワールの債務の純資金移転	2-50
図 2-69	コートジボワールの債務の純資金フロー	2-50
図 2-70	コートジボワールの総純資金移転	2-51
図 2-71	コートジボワールの CPIA の推移(2005～2008 年)	2-53
図 2-72	CPIA の大項目の評価	2-53
図 2-73	CPIA の「経済運営」項目	2-53
図 2-74	CPIA の「構造的政策」項目	2-53

図 2-75	CPIA の「社会的統合と公正のための政策」項目	2-53
図 2-76	CPIA の「公共部門の管理と制度」項目	2-53
図 2-77	DSA① : NPV of Debt-to-GDP	2-55
図 2-78	DSA② : NPV of Debt-to-Exports	2-55
図 2-79	DSA③ : Dept Service-to-Exports	2-55
表 2-1	一人当たり GDP 成長率	2-5
表 2-2	実質 GDP 成長率、一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) 及び一人当たり GDP 実質増減率	2-7
表 2-3	国内総支出 (名目) 内訳の推移とシェア	2-9
表 2-4	国内総支出 (名目) 内訳の推移 (10 億 FCFA フラン)	2-9
表 2-5	国内総支出 (名目) 内訳のシェア	2-9
表 2-6	コートジボワールのカカオ豆及び原油の輸出額の推移	2-10
表 2-7	産業構造別の実質成長率の見通し	2-13
表 2-8	産業別名目 GDP の推移とシェア	2-16
表 2-9	コートジボワールの国別輸出額 (2001 年～2004 年)	2-19
表 2-10	コートジボワールの国別輸出額 (2005 年～2008 年)	2-19
表 2-11	コートジボワールの国別輸入額 (2001 年～2004 年)	2-20
表 2-12	コートジボワールの国別輸入額 (2005 年～2008 年)	2-20
表 2-13	輸出上位 10 品目 (2006 年)	2-20
表 2-14	輸出上位 10 品目 (2007 年)	2-21
表 2-15	輸出上位 10 品目 (2008 年)	2-22
表 2-16	輸入上位 10 品目 (2006 年)	2-22
表 2-17	輸入上位 10 品目 (2007 年)	2-23
表 2-18	輸入上位 10 品目 (2008 年)	2-24
表 2-19	国別品目別輸出 (上位 10 品目) (2006 年)	2-25
表 2-20	国別品目別輸出 (上位 10 品目) (2007 年)	2-25
表 2-21	国別品目別輸出 (上位 10 品目) (2008 年)	2-26
表 2-22	国別品目別輸入 (上位 10 品目) (2006 年)	2-26
表 2-23	国別品目別輸入 (上位 10 品目) (2007 年)	2-27
表 2-24	国別品目別輸入 (上位 10 品目) (2008 年)	2-28
表 2-25	コートジボワールから日本への輸出 (0.1 百万米ドル以上) (2006 年)	2-29
表 2-26	コートジボワールから日本への輸出 (0.1 百万米ドル以上) (2007 年)	2-30
表 2-27	コートジボワールから日本への輸出 (0.1 百万米ドル以上) (2008 年)	2-30
表 2-28	コートジボワールの日本からの輸入 (上位 10 品目) (2006 年)	2-30
表 2-29	コートジボワールの日本からの輸入 (上位 10 品目) (2007 年)	2-31
表 2-30	コートジボワールの日本からの輸入 (上位 10 品目) (2008 年)	2-31
表 2-31	コートジボワールの直接投資受入れ額 (百万ドル) (1995～2008 年)	2-33
表 2-32	コートジボワールの国別直接投資額の推移 (10 億 CFA フラン)	2-34
表 2-33	コートジボワールの業種別投資額の推移 (10 億 CFA フラン)	2-35
表 2-34	コートジボワールの Doing Business Index の推移	2-36
表 2-35	コートジボワールの国際収支 (総括表)	2-39
表 2-36	対外債務残高と構成要素 (100 万米ドル) (1996 年～2007 年)	2-45
表 2-37	コートジボワールの公的債務救済措置一覧	2-46
表 2-38	対外債務の残高とフローの調整	2-52
表 2-39	コートジボワールの IDA Country Policy and Institutional Assessment (CPIA) の推移	2-54
表 2-40	IMF の DSA 算出の際のアサンプション	2-55

第3章 コートジボワール貧困削減戦略文書（PRSP）の分析

図表番号	図表名	頁
図 3-1	貧困率の推移（1995年～2008年）	3-3
図 3-2	開発ビジョンと戦略的方針	3-5
図 3-3	部門別シェア	3-24
図 3-4	西アフリカの運輸インフラ	3-87
図 3-5	西アフリカの鉄道網	3-87
図 3-6	コートジボワール教育システム図	3-88
表 3-1	コートジボワール貧困削減戦略書（PRSP）の構成	3-1
表 3-2	PRSP でのセクター/テーマの分類とサブセクター	3-6
表 3-3	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（平和の確立）	3-11
表 3-4	指標と目標値（安全）	3-11
表 3-5	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（安全と正義）	3-11
表 3-6	指標と目標値（ガバナンス(行政)）	3-12
表 3-7	指標と目標値（ガバナンス(司法)）	3-13
表 3-8	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（ガバナンス）	3-14
表 3-9	指標と目標値（マクロ経済）	3-15
表 3-10	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（マクロ経済枠組み）	3-16
表 3-11	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（鉱業/エネルギー）	3-18
表 3-12	指標と目標値（道路）	3-22
表 3-13	指標と目標値（ラグーン輸送）	3-23
表 3-14	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（運輸）	3-23
表 3-15	指標と目標値（民間セクター）	3-27
表 3-16	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（民間セクター）	3-28
表 3-17	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（文化）	3-28
表 3-18	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（観光/手工業）	3-29
表 3-19	製品ごとのアウトプットの推移と貧困との関係	3-30
表 3-20	指標と目標値（農業）	3-34
表 3-21	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（農業/漁業/畜産業）	3-36
表 3-22	指標と目標値（食糧安全保障と栄養）	3-37
表 3-23	雇用条項の推移	3-38
表 3-24	指標と目標値（雇用）	3-40
表 3-25	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（雇用）	3-41
表 3-26	社会サービスの需要	3-42
表 3-27	指標と目標値（人口）	3-43
表 3-28	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（人口と開発）	3-43
表 3-29	指標と目標値（教育/訓練/識字）	3-47
表 3-30	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（基礎教育/中等教育/識字）	3-48
表 3-31	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（職業訓練）	3-49
表 3-32	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（高等教育）	3-50
表 3-33	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス(科学的研究/技術革新)	3-50
表 3-34	指標と目標値（保健）	3-53
表 3-35	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（保健）	3-56
表 3-36	指標と目標値（HIV/AIDS）	3-58
表 3-37	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（HIV/AIDS）	3-59

表 3-38	ジェンダー関連指標	3-60
表 3-39	指標と目標値 (ジェンダー)	3-61
表 3-40	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (ジェンダー)	3-62
表 3-41	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (社会保障)	3-65
表 3-42	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (若者/スポーツ/余暇)	3-66
表 3-43	指標と目標値 (環境)	3-69
表 3-44	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (環境)	3-70
表 3-45	指標と目標値 (住居と生活環境)	3-72
表 3-46	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (生活環境)	3-72
表 3-47	指標と目標値 (飲料水)	3-75
表 3-48	指標と目標値 (電力とエネルギー)	3-77
表 3-49	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (水/電力/ICT)	3-78
表 3-50	指標と目標値 (地方分権化・分散化)	3-80
表 3-51	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (地方分権化/土地利用計画)	3-81
表 3-52	対外貿易の状況 (2007 年)	3-82
表 3-53	PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (国際協力)	3-84

第 4 章 ドナーの動向

図表番号	図表名	頁
図 4-1	一人あたりの ODA 額	4-1
図 4-2	セクター別の内訳 (2008 年)	4-2
図 4-3	GAVI による支援実績	4-17
図 4-4	年度別の支援額	4-17
図 4-5	主要ドナーの約束額の推移	4-18
表 4-1	対コートジボワール ODA 総額の推移	4-1
表 4-2	対コートジボワール経済協力主要ドナー：二国間ドナー (OECD 加盟国)	4-2
表 4-3	対コートジボワール経済協力主要ドナー：多国間ドナー	4-2
表 4-4	GTZ によるプロジェクト (2008 年)	4-5
表 4-5	ベルギーの対「コ」国援助額の推移とセクター別の内訳	4-6
表 4-6	IBRD/IDA によるプロジェクト	4-8
表 4-7	集中分野 1：平和とグッドガバナンスの強化	4-10
表 4-8	集中分野 2：社会一体性と修復	4-10
表 4-9	集中支援分野と期待される成果	4-12
表 4-10	AfDB/AfDF による支援プログラム (2009-2010)	4-13
表 4-11	AfDB/AfDF によるプロジェクト	4-13
表 4-12	世界基金による署名済みプロジェクト	4-15
表 4-13	各ドナーの優先セクターと PRSP でのセクター/テーマとの関係	4-19

第 5 章 国際社会・援助機関に期待されること - 可能性の提言 -

図表番号	図表名	頁
表 5-1	状況とりまとめ表 (セクター別課題・CIV 政府の取り組み・プロジェクト例)	5-9

第 1 章

第1章 社会状況

1.1 概況

コートジボワールはギニア湾に北面する 322,463 km²の国土を有する国家である¹。国土は 318,003 km²の陸地と 4,460 km²の水域に分かれる。Central Intelligence Agency (CIA) の The World Factbook (TWF) (2010年版)によると、国境は 3,110 kmで、ブルキナファソと 584km、ガーナと 668km、ギニアと 610km、リベリアと 716km 及びマリと 532km、それぞれ接している。また、ギニア湾の海岸は 515km である。

ギニア湾と接した沿岸部、とりわけ、東側約 350 kmは潟湖（ラグーン）が帯状に広がり、熱帯雨林が続く一方で、その北側には起伏のある平原地帯が広がり、北西部のギニア国境に向かって山岳地帯となっている。最も高い山は Nimba 山で標高は 1,752m である。国の中央部には北部のサバンナ地帯を源流とする約 800 kmを流れるバンダマ川が、また、北西高地を源流とする同国で最も長い約 1,100 kmを有するササンドラ川が、それぞれ北から南に向けて流れている。

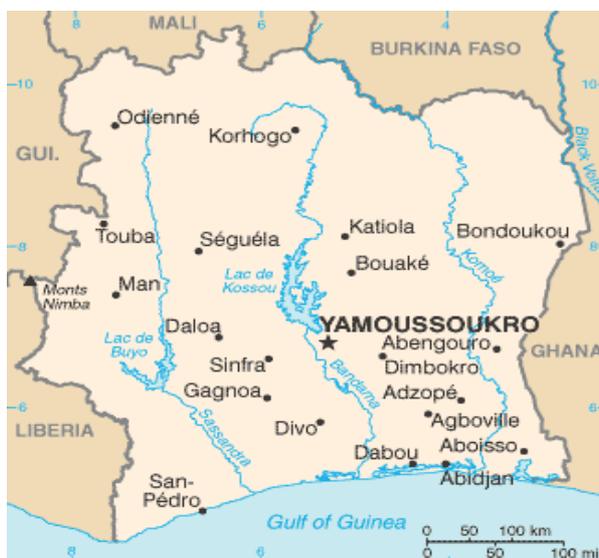


図 1-1. コートジボワール全土 (資料) CIA

コートジボワールの気候は、沿岸部は南西から流れるモンスーン性の風が雨をもたらして降水量が多い高温多湿の熱帯性の気候にあるが、北に行くに従って降雨量が徐々に減少し、中央部は大陸性気候の影響を受けて降水量は相対的に漸減し、また、北部では降雨量がさらに減少する²。季節は、概ね、11月から3月の温暖な乾季、3月から5月の高温の乾季及び6月から10月の高温の雨季の3つに分けられる。商業首都のアビジャンの場合、大乾期（12月から3月）は温度が高く、年間の平均気温を上回るが、大雨期（5月から6月）の温度は低下する。また、小雨期と呼ばれる10月から11月には温度が上昇する局面にある。

1 現在の首都は 1983 年に遷都されたヤムスクロである。ヤムスクロはウフェ・ボワニ（初代大統領）の故郷である。

2 沿岸部の年間降雨量は 2,000 mm から 2,500 mm に達するが、北部の降雨量が少ない場所ではその半分の 1,200 mm 程度となる。

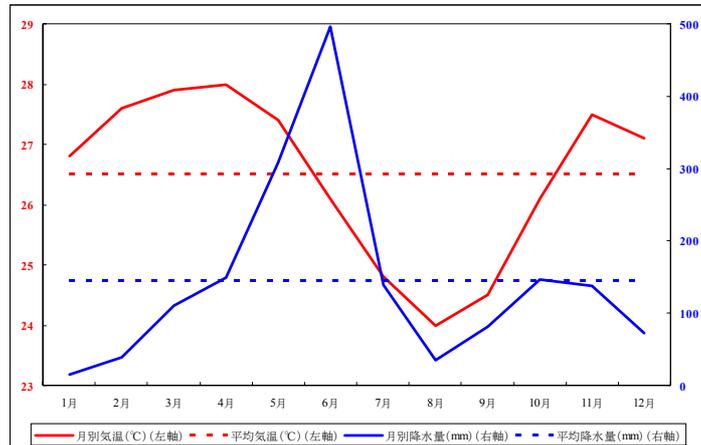


図 1-2. アビジャンの月別の気温 (°C) と降水量 (mm)³
 (資料) 国立天文台, 2009 年, 理科年表

1960 年に 344 万 5 千人だったコートジボワールの人口は、20 年後の 1980 年には 2.44 倍の 841 万 9 千人にまで膨れあがった。これは、この間、概ね 4% を越える人口増加率を維持した結果である。

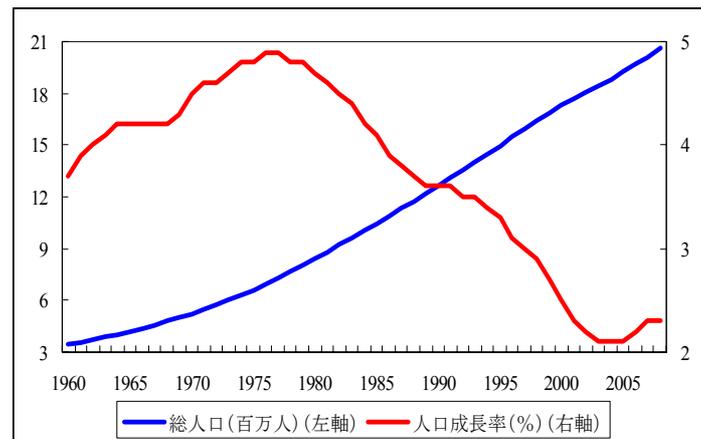
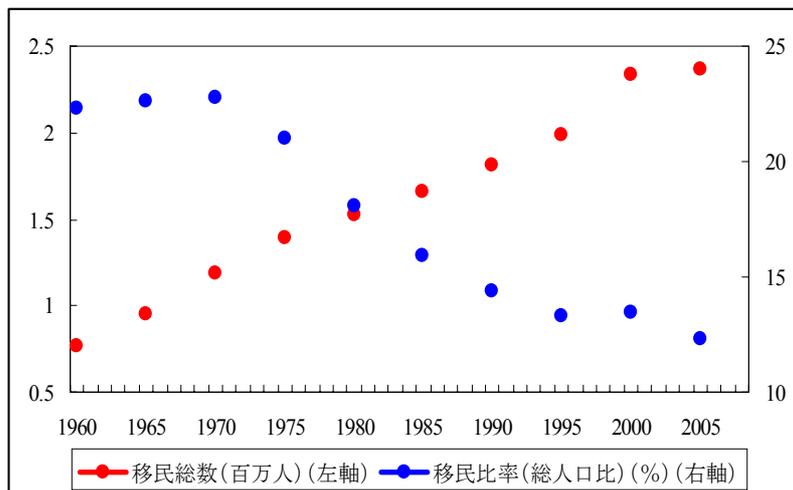


図 1-3. 総人口 (百万人) 及び人口増加率 (%) (1960~2008 年)
 (資料) 世界銀行, 2009 年, World Development Indicators.

この歴史上、類を見ない人口増加を達成したのは、コートジボワールが進めた移民政策によるブルキナファソを中心とした移民の流入が 4% を超える人口増加率に貢献したことによるものである。1960 年に 76 万 7 千人だった同国の移民は総人口の 22.3% を占めており、1970 年にはピークとなる総人口の 22.8% (119 万 2 千人) が移民となる国家になった⁴。

3 出典資料によると、気温及び降水量は「米国の国立気候データセンターが配布している Global Historical Climatology Network のデータ及び世界各国の気象機関から通報された地上月気候値気象通報データをもとにして、気象庁が作成した 1971 年から 2000 年までの 30 年平均値である」としている。

4 その後、総人口に占める移民総数は漸減するものの、直近 (2005 年) のデータによると、移民総数は 237 万 1 千人で、総人口に占める比率は 12.3% となっている。

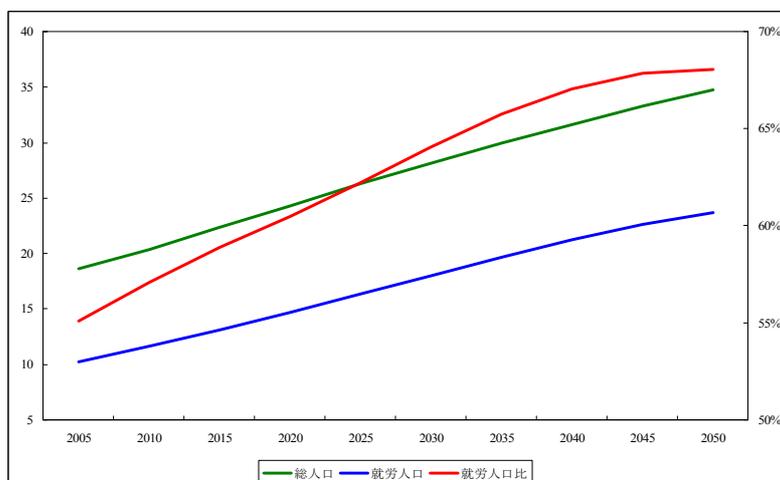


	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
移民総数	0.77	0.96	1.19	1.39	1.52	1.66	1.82	1.99	2.34	2.37
移民比率	22.3	22.6	22.8	21.0	18.1	15.9	14.4	13.3	13.5	12.3

図 1-4. 移民総数（百万人）及び移民比率（総人口比）（％）

（資料）世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

世界銀行のコホート法による人口推計によると、コートジボワールの総人口は2005年の1,858万4千人から2050年には3,480万3千人に増加することが見込まれている。また、この間に就労人口は1,024万2千人（総人口の55.1%）から2,368万8千人（同68.1%）に増加することが見込まれており、今後、就労人口の増加に見合う雇用創出が必要となることが分かる。



	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
総人口	18.6	20.4	22.3	24.3	26.3	28.1	29.9	31.7	33.3	34.8
就労人口	10.2	11.6	13.2	14.7	16.3	18.0	19.7	21.2	22.6	23.7
就労人口比	55.1%	57.1%	58.9%	60.5%	62.2%	64.1%	65.8%	67.1%	67.8%	68.1%

図 1-5. 総人口（百万人：左軸）、就労人口（百万人：左軸）及び総人口に占める就労人口（右軸：％）の推計

（資料）世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

この人口推計の基となる根拠を見ると、人口千人当たりの出生率、死亡率及び自然増率は漸減することとなっている。また、コートジボワールのこれまでの急激な人口増加の根拠となっていた（純）移民流入数は2005～2010年はマイナスとなっており、2010年以降の5年毎の推計を見ても、低水準で推移することとなっている。これらの諸点が相俟って、人口増加率を5年毎で見た場合に、2010～2015年の人口増加率（年平均）の1.85%から年を追う毎に漸減することに繋がっている。同時に、女性一人当たりの出生率及び（純）再生率も期間を通じて漸減することとしている。

他方、出生時平均余命及び15歳平均余命は漸増することが見込まれており、かつ、乳幼児死亡率及び5歳以下死亡率が大きく改善することが予想されていることから、人口及び就労人口の増加が推計される結果となっている。

表 1-1. 世界銀行の人口推計の根拠

	2005-10	2010-15	2015-20	2020-25	2025-30	2030-35	2035-40	2040-45	2045-50
出生率（人口千人当たり）	35.3	32.8	30.0	27.3	24.9	23.0	21.4	19.8	18.4
死亡率（人口千人当たり）	15.5	14.4	13.2	12.2	11.4	10.8	10.3	9.9	9.7
自然増率（人口千人当たり）	2.0	1.8	1.7	1.5	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9
（純）移民流入数（人口千人当たり）	-1.5	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
人口増加率（年率平均）（%）	1.8	1.9	1.7	1.5	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9
出生率（女性一人当たり）	4.5	3.9	3.4	3.1	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2
（純）再生率（女性一人当たり）	1.6	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	1.0
出生時平均余命（年）	48.4	50.0	52.1	54.0	55.8	57.6	59.3	61.1	62.7
15歳平均余命（年）	45.8	46.5	47.5	48.5	49.5	50.5	51.6	52.7	53.8
乳児死亡率（出生千人当たり）	116.8	109.0	100.8	93.7	86.7	79.9	73.4	67.5	62.0
5歳以下死亡率（千人当たり）	183.1	167.6	150.9	136.3	123.0	110.9	99.8	90.0	81.2

（資料）世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

世界銀行の World Development Indicators (2009年版) によると、2008年の人口は20,591,302人で、人口密度は、1km²当たり、64.8人である。また、CIAのTWFによると、最も新しい民族構成に関するデータは1998年のもので、アカン族が42.1%、ボルタイック族／グール族が17.6%、北マンデ族が16.5%、クロウス族が11.0%、南マンデ族が10.0%、その他が2.8%となっている（その他には当時の13万人のレバノン人と1万4千人のフランス人が含まれている）。さらに、同じ資料の宗教の構成では、2008年の推計値で、イスラム教徒が38.6%、キリスト教徒が32.8%、土着宗教が11.9%となっている（また、同資料では、外国人の7割がイスラム教徒、2割がキリスト教徒となっている）。

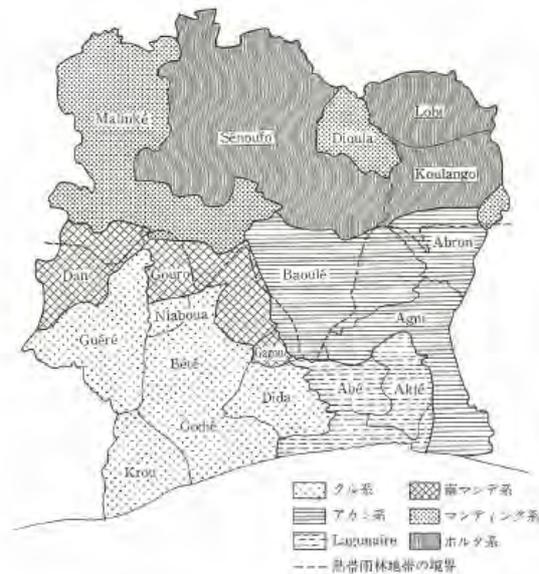


図 1-6. コートジボワールの主要部族の分布地図
 (資料) 原口武彦. 1996 年. 『部族と国家』 (アジア経済研究所)

また、UN Children's Fund (UNICEF) によると、主な社会指標は以下の通りである。

表 1-2. 主な社会指標⁵

分野	指標	数値
教育	成人識字率	49% (2003~2008 年)
	初等教育就学率 (ネット)	男: 61%、女: 49% (2003~2008 年)
	初等教育出席率 (ネット)	男: 66%、女: 57% (2003~2008 年)
	中等教育就学率 (グロス)	男: 32%、女: 18% (2003~2008 年)
保健	乳児死亡率	81 人/1,000 人 (2008 年)
	5 歳未満死亡率	114 人/1,000 人 (2008 年)
	妊産婦死亡率	540 人/10 万人 (2003~2008 年)
	出生時平均余命	57 歳 (2008 年)
	成人 HIV 感染率 (15~49 歳)	3.9% (2007 年)
その他	1 日 1.25 ドル以下で生活する人口	23% (1992~2007 年)
	安全な水にアクセスできる人口	全国: 81%、都市部: 98%、農村部: 66% (2006 年)
	衛生設備にアクセスできる人口	全国: 24%、都市部: 38%、農村部: 12% (2006 年)

(資料) UNICEF (ホームページ⁶)

UNICEF はコートジボワールの子も達が直面している課題として、以下の 5 点を挙げている⁷。

5 この社会指標は UNICEF のデータを基に作成されており、前述の世界銀行のデータとはデータ・ソースの違いから齟齬がある。

6 http://www.unicef.org/rightsite/sowc/pdfs/statistics/SOWC_Spec_Ed_CRC_Statistical_Tables_EN_111809.pdf。

7 <http://www.unicef.org/infobycountry/cotedivoire.html>。

- ①コートジボワールの乳児（1歳以下）及び幼児（5歳以下）の死亡率は世界で最も高い水準にあり、かつ、その比率は漸増傾向にある。第二に、マラリア、はしか及び呼吸器感染は子ども達にとって最悪の脅威である。第三に、急性栄養失調が漸増している。
- ②概ね50%の子ども達しかワクチンで防ぐことができる予防接種を受けておらず、特に北部での予防接種は完全にストップした状況にある。
- ③総人口の約7%がHIVの陽性である。
- ④概ね3分の2の男児が初等教育に就学しているが、女児は約半数にとどまっている。また、特に北部にいる約1百万人の子ども達は、全く学校に通っていない。
- ⑤約3千人の子ども達が兵士となっている。また、子ども達に対する性的虐待や搾取、暴力が次第に一般化している。

さらに、UN Development Programme (UNDP) によると、コートジボワールの Human Development Index (HDI) は0.484で、182カ国中で163位である。UNDPのHDIの推移を見ると、2000年以降のIndexはほぼ同水準に推移していることが分かる。また、2007年のデータで算出された2009年のIndexを見ると、（15歳以上の）成人識字率は48.9%で139位、出生時平均余命は56.8歳で144位、一人当たりGDP（PPP換算）は1,690米ドルで146位で、この3つの項目は総順位を上回っているものの、（グロスで測る）統合就学率は37.5%で170位となっており、教育分野での開発が相対的に劣位にあることが分かる。

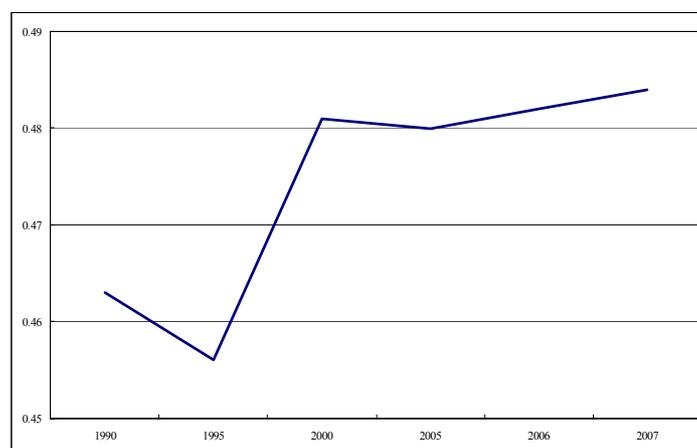


図 1-7. コートジボワールの UNDP/HDI の推移
 (資料) UNDP (ホームページ⁸)

1.2 略史

1.2.1 独立とボワニ体制

コートジボワールは1961年8月に独立を達成し、同年11月に初代大統領にウフェ・ボワニが選出

⁸ <http://hdrstats.undp.org/en/indicators/81.html>。

されて以降、1944年にコーヒー及びココアを生産する農民を中心に結成されたアフリカ農業組合(SAA)を母体として1946年に設立されたコートジボワール民主党(PDCI)による一党支配の下で安定した政権運営を維持した⁹。特に、独立以降、1960年代及び1970年代はカカオ及びコーヒーを中心としたプランテーション農業のほか、金属加工業や商業、金融業が経済成長を支えたことから、高度に安定した経済成長を続け、その実績をして「象牙の奇跡」と称されるに至った¹⁰。この間、政治面及び経済面での安定の裏で、1973年には軍人によるクーデターの未遂が、また1982年には学生運動家による大規模なデモとそれによる大学の封鎖が起こるが、治安当局の介入によって沈静化された¹¹。

しかし、1970年代後半にはカカオ価格が、また、1980年代後半にはコーヒー価格が、それぞれ国際市場で大きく値を下げる状況となって、経済成長は頭打ちとなり、かつ、1987年には約80億ドルの長期債務の返済を停止するまでに至った。さらに、国内には長期にわたる経済的な停滞があり、世界的な民主化の流れや冷戦構造の終結等が相俟って、とりわけIMFの勧告による緊縮的な財政運営を背景に、1990年2月には学生や労働者による大規模なデモが発生し、抗議行動が拡大した¹²。これを受けて、1990年5月には多党制が導入され、その後、1990年10月に大統領選を迎えたが、ボワニが7選を達成、また、同11月の国民議会選挙では、PDCIが175議席、FPIが9議席を獲得した。同時に首相ポストが新設され、IMF職員のアラサン・ワタラが首相に就任して1989年に合意した構造調整プログラムに基づいた経済の再建に取り組んだ。他方、大統領選挙でローラン・バグボは18.3%の投票を得たものの、大規模な学生デモを組織した罪で逮捕され、半年間の拘束を受けた。

1.2.2 ボワニ後の混乱

1993年12月に任期途中のボワニ大統領が逝去し、翌1994年2月に憲法の規定に則ってコナン・ベディエ国民議会議長が暫定大統領に就任した。この間、ワタラは首相を辞任、1994年7月からIMF理事の職を得た。他方、1994年9月にはPDCI内の改革派であるジェニー・コビナが新党「共和連合(RDR)」を結成するなど、カリスマ性のあったボワニ大統領をして結束していたPDCIにも綻びが現出した¹³。

また、1994年12月に選挙法の改正があり、ベディエ(暫定)大統領の主導でイボワリテ条項が盛り込まれた。これは、被選挙人は父母の双方がコートジボワール生まれであることを条件とするものである。この導入の背景には、①コートジボワールの経済発展プロセスで同国に移り住んできたブルキナファソ人やニジェール人が経済を握っていたことがコートジボワール人の反発を招いていたことを回避すること、また、②ブルキナファソ人の血筋を引くとされるワタラ元首相を大統領候補から排除することの2つの意味が包含されていたと見るのが一般的である。この新たな選挙法の下で、1995年11月に大統領選挙及び国民議会選挙が実施され、ベディエが大統領に当選、また、国民議会選挙ではPDCIが146議席、RDRが14議席、FPIが8議席を獲得するという結果となった。この選挙戦

9 1959年の国民議会選挙でPDCIが定数100議席の全てを獲得している。

10 1977年にはコートジボワールが世界最大のカカオ生産国となる。

11 この学生運動を組織したのがローラン・バグボである。バグボは後にイボワール人民戦線(FPI)となる組織を結成するものの、逮捕を恐れてフランスに亡命。バグボは1988年に帰国してFPIの事務局長に就任。また、バグボはリベリアのサムエル・ドエ大統領に接近。

12 PDCIの対抗勢力として、コートジボワール学生生徒連盟(FESCI)が結成される。

13 RDRは後にワタラが党首に就任する。

では、野党は独立選挙委員会の不在といった新たな選挙法そのものの不備を指摘して選挙をボイコットした。また、抗議行動中に約 30 名の死者が出て、大統領はロベール・ゲイ参謀総長に対して国軍（FANCI）の介入を命じるものの同参謀総長が拒否したことから後に解任されるに至った。その後、1996 年 11 月にベディエ大統領は国軍改革に乗り出し、ゲイやワタラに近いとされる軍人を更迭、自らの出身部族であるパウレ族の軍人を数多く登用した。また、1997 年 2 月には FESCI 委員長のギヨム・ソロが逮捕される事態を招いた。さらに、翌 1998 年には土地法にもイボワリテ条項を導入する法案を決議するに至っている。このような混乱の最中に、1998 年 12 月、IMF は不透明な財政運営を理由に支援を停止するとともに、他のドナーもこの決定に追随することとなった。また、1999 年 11 月には南部の沿海部のタブーでブルキナファソからの移民が襲撃された事件をきっかけに、多くの移民が本国に帰還するといった事件も起こった。

1.2.3 政治危機

1999 年 12 月に一部の兵士による騒乱をきっかけにゲイ元参謀総長がクーデターを実施、同元参謀総長を議長とする救国委員会（CNSP）を通じた軍事政権を樹立した。同時に、ベディエ大統領はフランスに亡命した。翌 2000 年 1 月には、ゲイ議長を大統領兼国防大臣とする暫定政府が設立された。この政府は FPI 及び RDR などの野党連合であり、PDCI は完全に排除された。しかし、その直後に RDR が発行した偽造国民カード問題を発端に FPI と RDR の関係が悪化し、2000 年 5 月の内閣改造では RDR の閣僚が追放され、PDCI から新たに閣僚が選出された。また、同 2000 年 7 月にはイボワリテ条項が含まれる憲法法案に対する国民投票が行われ、56%の投票率に対してその 86%の賛成票をもって新憲法が信任されて公布に至った。その後、新憲法下で PDCI のベディエ及び RDR のワタラが被選挙人資格を有さないとして立候補が認められず、2000 年 10 月にゲイ大統領及び FPI のバグボの一騎打ちで大統領選が行われた。この大統領選では、ゲイ大統領が開票作業を強制的に終了して勝利宣言を行うものの、各陣営の支持者間の対立が激化して 171 人の死者を出した。この状況を受けて、憲法裁判所はバグボの勝利を宣言して民政移管を達成し、新たにバグボ大統領が誕生した。また、2000 年 12 月に実施される予定であった国民議会選挙では、①ワタラの大統領選挙の出馬を拒否された RDR が選挙をボイコット、また、②北部を中心に 24 の選挙区で選挙が実施できない状況から、2001 年 1 月に延期され、結果として FPI が 96 議席を獲得して第 1 党に、また、PDCI は 94 議席を獲得した。

その後、国内の混乱を收拾する目的で、2001 年 10 月に「国民和解フォーラム」が開催され、翌 2002 年 1 月にはバグボ大統領（FPI）、ゲイ前大統領（民主進歩連合（UDPCI）を新たに組織）、ベディエ元大統領（PDCI）及びワタラ元首相（RDR）による会談が実施された。この後、同 2002 年 6 月にはワタラ元首相に国民身分証が発行され、同 2002 年 8 月には 4 政党による挙国一致政府が発足した。

2002 年 9 月にブルキナファソより反乱軍（MPCI¹⁴）がコートジボワールの 3 都市（アビジャン、ブアケ及びコンゴ）で武装蜂起して徐々に勢力を拡大した結果、北部を中心に国土の半分以上を掌握し、南北分断が固定化した。この間、反乱軍を指導していたとされるゲイ前大統領がアビジャンで殺害されている。この後、フランスがユニコーン作戦と称される軍事介入を行った。翌月の 2002 年 10 月には西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の調停によって、政府と MPCI との間で休戦協定が締結され

14 後に新勢力（FN）となり、それを支える新軍（FAFN）に改称。

た。また、2002年11月には、西部の2都市(マン及びダナネ)が全西部イヴォアール人民運動(MPIGO)及び正義平和運動(MJP)により占拠されたが、2003年1月に政府とMPIGO及びMJPとの間で休戦協定を締結した。これにより、FANCIの支配下にあった南部とともに、国内は三分割されることとなる。同月には、リナ・マルクーシ円卓会議の開催による和平合意にまで帰結し、バグボ政権の維持とともに、関係勢力の移行政権下での地位が明確となった。この合意は2003年2月の国際連合の安全保障理事会決議1464号で承認されるに至った。他方、この和平合意に対する反対行動は大規模化し、国際連合が危険度をPhase 4にまで引き上げたことで、アフリカ開発銀行(AfDB)の機能の移転や主なドナーの国外退避が行われた。

2003年3月に挙国一致内閣を企図したアクラ合意の後、国民和解挙国一致内閣が設立され、セイドゥ・ディアラ新首相が就任した。また、2003年5月に国際連合安全保障理事会決議1479号によって、国際連合コートジボワール支援団(MINUCI)が設立された¹⁵。これに続いて、2003年7月には戦争終結宣言が発表され、同時に恩赦法も成立したが、2003年9月には旧反乱勢力(FN)が和解政府からの離脱を表明した。これに対抗する形で、2003年10月にデモ活動が、3カ月間、停止された。この後、2003年12月にFNが和解政府に復帰することに合意して、武装解除、動員解除及び社会再統合(Disarmament, Demobilization and Reintegration(DDR))の第1フェーズが開始され、2004年1月には3カ月ぶりに和解政府の閣議が開催された。しかし、2004年4月にはマルクーシ合意を受けて約7千人規模の国際連合の平和維持軍(UNOCI)が派遣されるものの、当事者間の相互不信は根深く、2004年11月に政府軍は北部のFNの支配地域を空爆するが、その最中に政府軍はブアケにあるフランス軍空軍基地を誤爆したことで、フランス軍がアビジャンにある政府軍の空軍の拠点を攻撃する事件が起こった。これに伴って、アビジャンでは親バグボ大統領の愛国青年運動(JP)を中心に反フランス運動が外国人排斥で大規模化・尖鋭化し、フランス軍との衝突が多発し、多くの在留外国人がフランス軍及びUNOCIの支援を得て国外退避を余儀なくされた。

2005年に入ると、AUの仲介によってプレトリア合意¹⁶が締結されたものの武装解除は進展せず、また、10月には大統領選挙も実施できなかった¹⁷。さらに、12月にはディアラ首相に代わってシャルル・バニーが首相に就任したが、実質的な和解は進展しなかった¹⁸。また、2006年10月にも大統領選挙が実施されないまま、移行期間は、更に1年間、2007年10月まで延長されるに至った。この間、JPの抗議デモはより尖鋭化している。

このような膠着状態を打開するために、2007年3月、ブルキナファソのブレス・コンパオレ大統領はバグボ大統領及びFNのギヨム・ソロ代表を招聘し、ワガドゥグ合意¹⁹が締結され、同時に、ソ

15 国際連合安全保障理事会決議1514号によって、MINUCIの任期が2004年2月4日まで延期される。

16 プレトリア合意は①武装民兵組織の武装解除・解散、②FANCI及びFAFNのDDR実施、③FN支配地域のセキュリティ確保、④FN所属関係者のセキュリティ確保、⑤大統領から首相への権限委譲、⑥独立した選挙委員会の設置及び⑦大統領・議会選挙の実施である。

17 2004年に国際連合の安全保障理事会は2005年10月を期限に大統領選挙を実施することを勧告したものの、武装解除と選挙人名簿の登録は進まず、国際連合はAUの提言に基づいてバグボ大統領の任期の延長(1年)(2006年10月まで)を承認した。

18 2006年に入って、有害産業廃棄物の違法投棄問題に端を発した政治的混乱で内閣改造が行われ、2007年3月にバニー首相は離任した。

19 ワガドゥグ合意は①選挙人身分認定作業(①出張法廷を新内閣閣僚次第、3カ月間、再開及び②出張法廷の結果を反映して2000年の選挙人名簿を改訂)、②10カ月後に大統領選挙を実施(身分認定作業の終了後、民主的かつ透明で開かれた大統領選挙準備を開始)、③5週間以内に新内閣の組閣、④治安部隊の再統合(②週間以内に、FANCI及びFAFNの再編するための統合指令本部を設置及び⑤統合指令本部はFANCI参謀長とFAFN参謀長の指揮下に置かれ、両参謀長の任命する士官により編成)及び⑥南北を隔てるバッファー・ゾーン(信頼区域)の撤廃(①「信頼区域」

ロが首相に就任した。この後、両勢力に拘束されている逮捕者及び捕虜に恩赦を与えるなど、対話を軸に復興を企図した取り組みがなされているが、最大の課題である大統領選挙及び国民議会選挙は、国際的な支援を得てもなお、選挙人登録の遅延や選挙監視委員会のガバナンスの不備等とも相俟って、延期に延期を重ねている。

1.3 危機の影響

これまで見てきたように、「象牙の奇跡」とまで称されたコートジボワールが今や「悲惨な崩壊状態²⁰」とまで称される国家となったプロセスには、政治的、経済的及び社会的な側面が複雑に絡み合った結果であると言えることができる。本項では、これらの諸側面毎に危機の諸相を概観しながら、本章の取り纏めを行うこととする。

1.3.1 政治面

1960年8月の独立以降、コートジボワールはボワニ初代大統領のカリスマ的な指導力に多くを頼り、健全な民主主義が成熟せぬままに推移した。その未成熟さが1993年12月のボワニ大統領の逝去を機に一気に顕在化して、国家の一体感を瞬時に失う状況となった。それは、属人的な権力闘争の形で噴出し、権力の濫用や恣意的な適用が横行し、とりわけ、一連のイボワリテ政策の採用は排斥主義を助長し、結果として政治的な一体性の崩壊と分裂化を促した。また、これらの対立には軍隊をも包含しており、対立毎に多数の死傷者が出る悲惨な状況となった。同時に、同国の構造調整政策の採用に伴う財政規律の健全化を企図した取り組みとも相俟って、軍事費の削減は政権批判を助長してクーデターの温床となった。さらに、旧宗主国であるフランスに対する潜在的な反感が、かつては仲介者あるいは警察官として機能していたフランスの地位を奪い去るまでに至った。また、周辺諸国におけるコートジボワールの地位は相対的に低下して現在に至っている。

同時に、大統領選挙や国会議員選挙が遅々として実施されない背景には、危機の影響として政権を巡る権力闘争に明け暮れて、これらの選挙を確実に実現するインセンティブ、すなわち、平和で安定した国家を推進する政治的な意志が欠如してしまっていることも指摘すべきである。

1.3.2 経済面

1980年代に入ってからのコートジボワールの経済の停滞が、後の同国の危機を助長する要因を形成したことは言うまでもない。特に一次産品価格の低迷を主な要因とする経済の停滞、財政の破綻、対外債務の累積といったマクロ経済の悪化は、安定的な農産物を産出する移民労働者よりも、移民政策の見返りとして数多く採用されていた特に行政部門のコートジボワール人に打撃が大きく、このこ

を廃止し、監視ポストを伴う「緑線」を設置及び①2 カ月毎に「信頼区間に展開する中立軍を半減し、最終的には完全撤退を実施」である。

20 ボール・コリアー、2010年、『民主主義がアフリカ経済を殺す』（甘糟智子訳）、日経BP社。

とが政治面及び社会面での一体性の崩壊と分裂化を促した一因でもある。

翻って、1999年以降の一人当たり実質 GDP 成長率はマイナスが継続しているものの、極端なマイナスを計上しているとは言い難い。特に、実質 GDP 成長率は2004年以降でプラスに転じており、一人当たり GDP がマイナスとなっているのは、人口の増加を勘案した場合によるものである。実質 GDP 成長率がプラスで推移しているのは、原油価格の上昇に伴う輸出額の漸増である。但し、この成長が国民に行き渡っているとは言い難い。

下図に示した通り、コートジボワールのジニ指数は1995年の36.7をボトムに漸増しており、2002年には48.4の水準にまで上昇している。このことは、所得分配の不平等さが拡大していることを意味し、格差の拡大が徐々に進展していることが分かる。

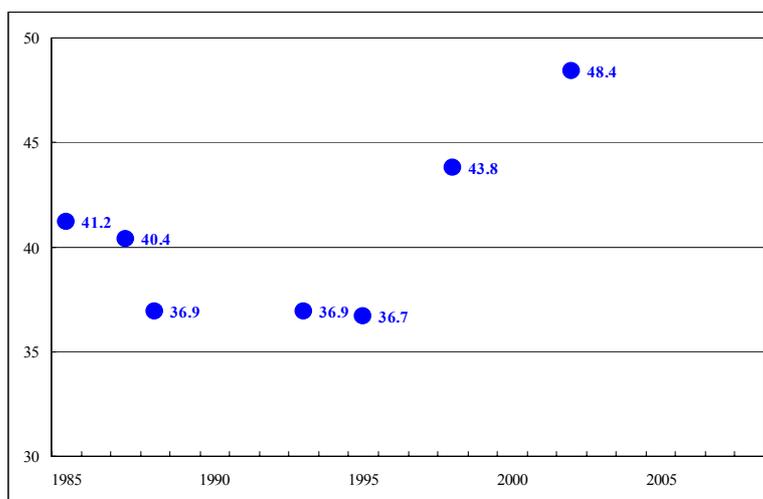


図 1-8. ジニ指数の推移

(資料) 世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

次に、「1日1.25米ドル (PPP換算) で生活する人口」及び「1日2.00米ドル (PPP換算) で生活する人口」は双方とも1998年にピークアウトしているが、その時々的人口を掛け合わせると2002年がピークアウトしていることが分かる。すなわち、2002年のコートジボワールの人口(1,807万5千人²¹)のうち、「1日1.25米ドル (PPP換算) で生活する人口」が421万1千人(全人口の23.3%)、「1日2.00米ドル (PPP換算) で生活する人口」が845万9千人(同46.8%)にまで上っている。

21 「世界銀行. 2009年. World Development Indicators. 」による。

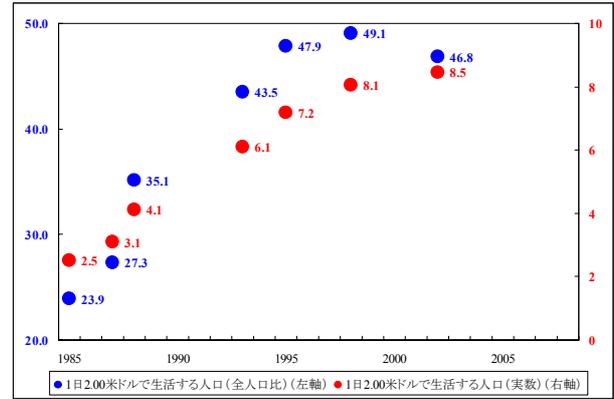
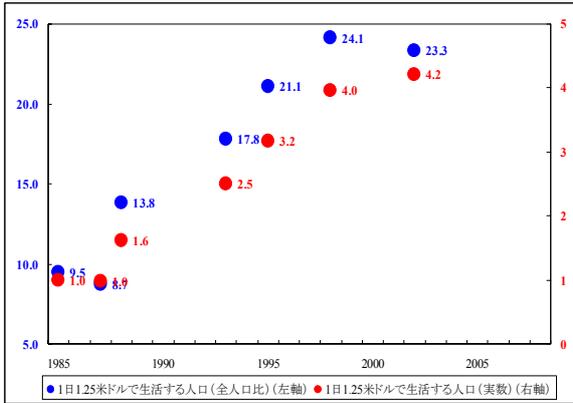


図 1-9. 1 日 1.25 米ドル (PPP 換算) で生活する人口 図 1-10. 1 日 2.00 米ドル (PPP 換算) で生活する人口
 (資料) 世界銀行, 2009 年, World Development Indicators.

このように、経済面での危機の影響はマクロ経済を見た場合と様相を異にしており、特に格差の是正が最も求められるところである。

1.3.3 社会面

既述した政治的な一体性の崩壊と分裂化は、社会面で具体的な影響を現出させる結果となっている。まず最初に指摘すべきは、南部、北部及び西部の部族間の社会的・文化的な分化の進展である。また、南部に多いカトリックと北部及び移民に多いムスリムという宗教間の分化の助長も重要である。さらに、かつての経済成長の源泉として共存していた移民労働者とコートジボワール人の分化である。これは、1998年に土地法にもイボワリテ条項を導入する法案を決議するに至って顕在化した。

これらの分化とともに、大学の政治化も見落とせない。特に1990年代以降の一連の民主化の動きの中で、多くの大学教員が政治運動に傾斜していった。同時に、雇用の創出が思うに任せない状況で、学生は大学教員が先導する政治運動を支える要員となっている。

第 2 章

第2章 経済状況

2.1 マクロ経済の概況

コートジボワールの1990年代から現在に至る直近20年程度（同国の危機の前後10年間）のGDP（2000年実質米ドル換算）（図2-1）を見ると、1992年及び1993年はマイナス成長を記録したが、それ以降は1999年までプラス成長を維持した。その後、2000年から2003年までは2001年のゼロ成長（実質GDP成長率が0.0%）を除いてマイナス成長で推移した結果、2003年まで漸減して推移した。2004年以降はプラス成長を維持しているために、GDPは漸増している。

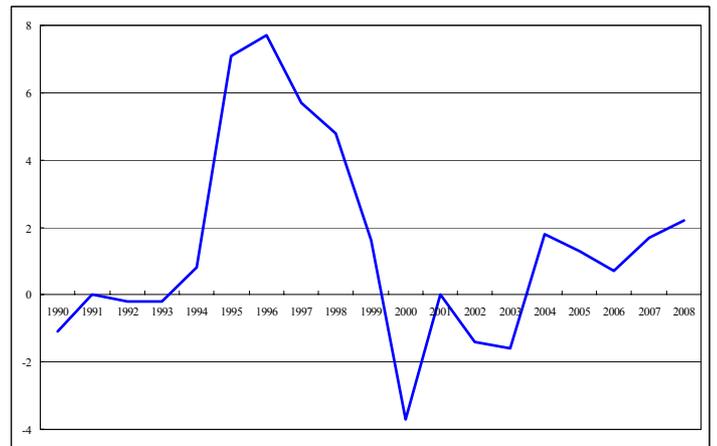
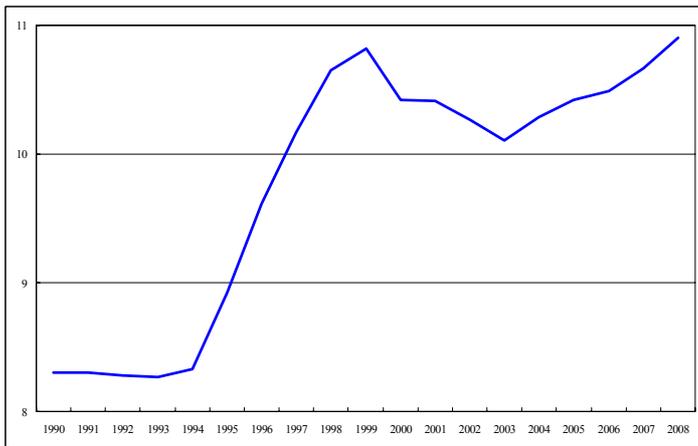


図 2-1 GDP (2000年実質米ドル換算) (10億米ドル)

図 2-2 実質 GDP 成長率 (%)

(資料) 世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

図 2-3 および図 2-4 を見ると、1990年以降 1993年までの実質 GDP 成長率は 1991年のゼロ成長またはマイナス成長で推移した一方で、前章で既述したように、3%を超える人口増加率を示したことから、1994年までの一人当たり GDP は漸減して推移した。しかし、それ以降は 1995年から 1998年までは人口増加率を超える実質 GDP 成長率を記録して一人当たり GDP は漸増して推移したが、図 2-2 および図 2-4 を見ると、1999年以降は人口増加率が実質 GDP 成長率を上回っていることから一人当たり GDP は漸減して推移している。

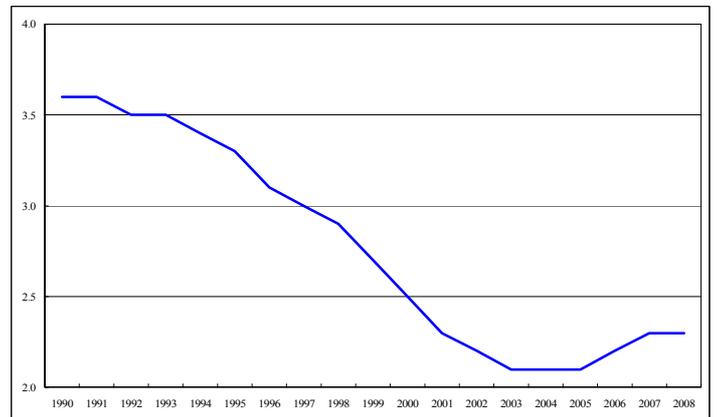
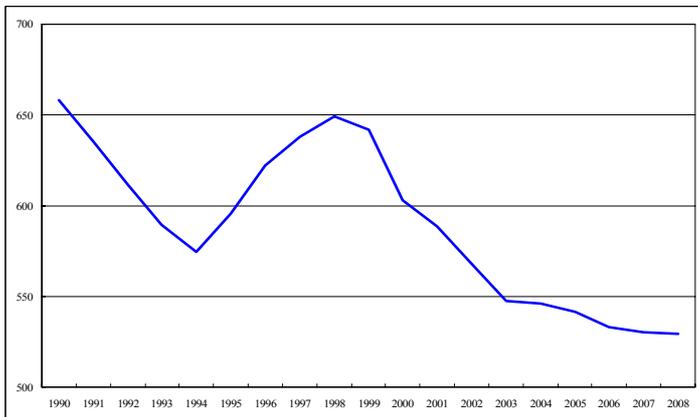


図 2-3 一人当たり GDP (2000年実質米ドル換算) (米ドル)

図 2-4 人口増加率 (%)

(資料) 世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

次に西アフリカ経済通貨同盟（Union économique et monétaire ouest africaine (UEMOA)）諸国内でのコートジボワール経済の位置づけを見ると、図 2-5 でわかるように、UEMOA 諸国の GDP 総額 (PPP 換算、国際ドル換算) に占める同国のシェアは 1990 年の 38.9% をピークに 1994 年まで漸減して 37.3% になったが、その後漸増して 1997 年に 38.3% まで回復した。しかしそれ以降は、漸減の一途を辿り、2008 年には 29.2% の水準にまで落ち込んでいる。これは、図 2-6 のとおり、同国に危機のあった 1999 年以降、同国の実質 GDP 成長率が UEMOA 諸国で最下位あるいは最下位に近い水準で推移していることに起因する。

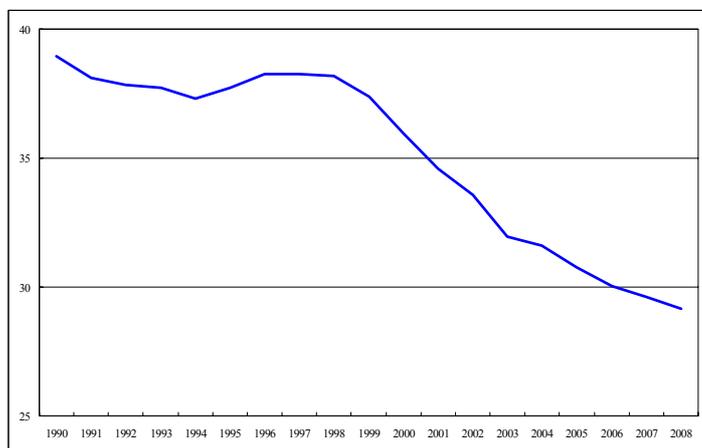


図 2-5 UEMOA 諸国の GDP 総額に占めるコートジボワールの GDP のシェア (PPP 換算、国際米ドル換算) (米ドル)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

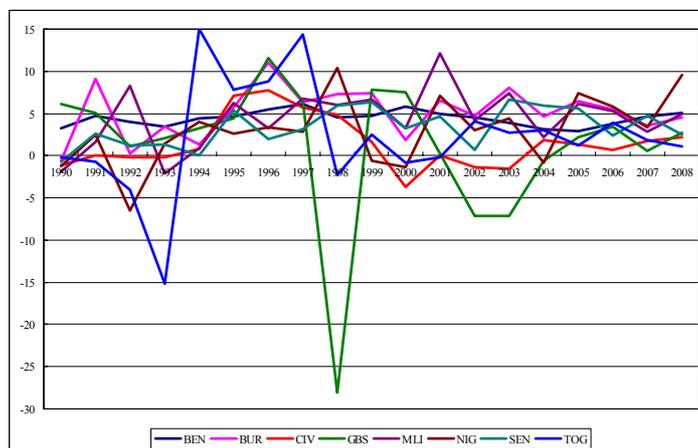


図 2-6 UEMOA 諸国の実質 GDP 成長率 (%)

2.2 マクロ経済

2.2.1 「フランス型モデル」の推進による経済成長

1960 年 8 月 7 日にフランスから独立したコートジボワールは、ほぼ同時期に独立を果たした周辺諸国の経済が停滞する中で、持続的な経済成長を達成した。その成功は一般的に、「アフリカの奇跡」あるいは「象牙の奇跡」と呼ばれ、また、当時の首都アビジャンは「アフリカのパリ」とまで称されていた。事実、1960 年から 1979 年までの実質 GDP 成長率を見ると、上下動はあるものの 1965 年以外はプラス成長を達成し、かつ、同成長率を 5 年平均で見ると、概ね 7.5% から 10.0% の水準で推移していた。(図 2-7、図 2-8)

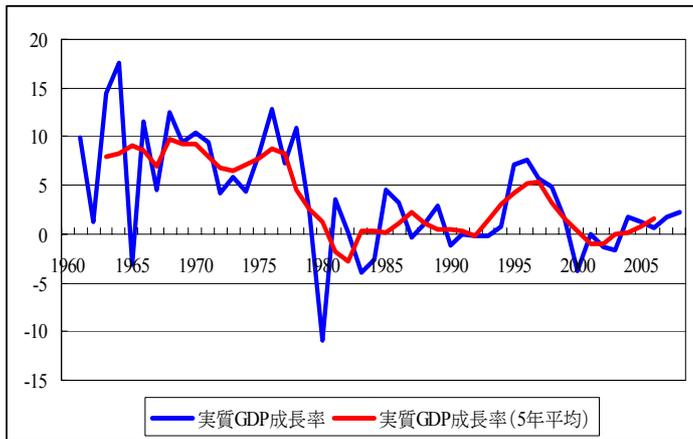


図 2-7 実質 GDP 成長率及び同 (5 年平均) (%)
(1960~2008 年)

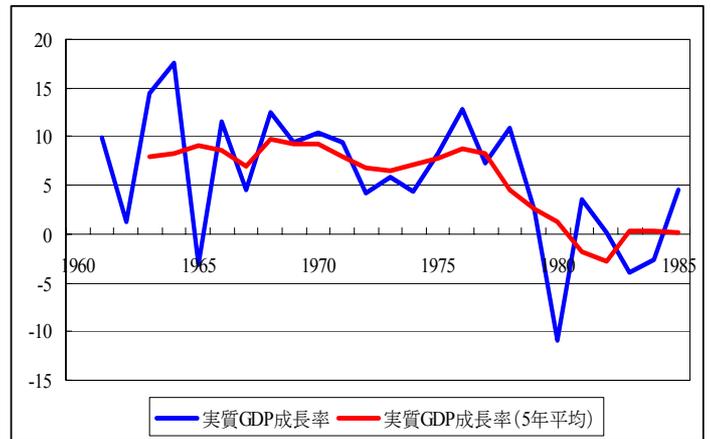


図 2-8 実質 GDP 成長率及び同 (5 年平均) (%)
(1960~1985 年)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

この経済成長の基盤は、独立直後から突然に確立されたものではなく、1950 年代から独立後に大統領となるウフェ・ボワニが推し進めた「フランス型モデル」、すなわち、民間部門の成長を支える強力な国家機構を通じた、強固な経済の構築を熱心に目指していた¹ことに基底されると見るのが一般的である。このことが、カカオやコーヒー、天然ゴム、砂糖黍といったプランテーション農業とともに、金属加工業や商業、金融といった第 2 次及び第 3 次の産業分野までもが成長の源泉になったと見ることができる。

コートジボワールの一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) を UEMOA 諸国 8 カ国との比較で見ると、1960 年当初の一人当たり GDP はセネガルよりも低い水準にあったが、1961 年にはセネガルを上回り、それ以降は 1978 年の 1,106.7 ドルまで漸増している。

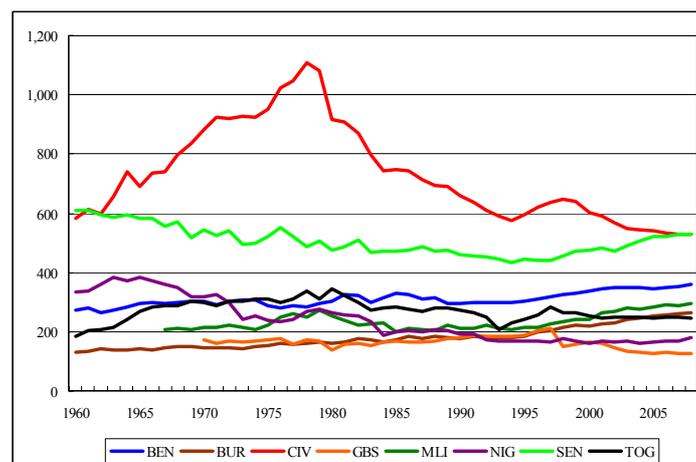


図 2-9 UEMOA 諸国の一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) の推移
(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

1 ポール・コリアー. 2010 年. 『民主主義がアフリカを殺す』 (甘糟智子訳). 日経 BP 社.

2.2.2 移民政策を活用した経済発展と民主化の進展

コートジボワールの経済発展は同国が推し進めた移民政策と密接な関わりがある。もとより肥沃な土地を有する同国は、独立直後から移民による土地の開墾を推し進め、そこに同国の天候に最適なカカオを栽培するという政策を採用した。同時に、移民が生産するカカオは同国政府が取り決めた公定価格（生産者買取価格）で買入れられた。これを政府が中間コストを乗せて輸出し、その差額を財源とした行政サービスをコートジボワール人が担うことで、同国人には安定的な雇用を確保することとなっていた。

このシステムは公定価格が国際価格を下回っている場合には機能する。事実、カカオ価格は、1977年にMT²当たり 3,791 ドル 12 セントの水準にまで高騰した(図 2-10 参照)。しかし、それ以降は 1990 年代中葉まで漸減傾向にあり、この間、国際価格が公定価格を下回るという予想外の出来事によって逆鞘の状況となり、カカオの生産者は寧ろ補助金を受けることと同義となっていた。このシステムを担っていたのが、1964 年に設立された農産品安定化維持公庫 (Caisse de stabilisation et de soutien des prix des productions agricoles (CSSPA)) である³。CAISTAB の資料⁴によると、生産者買付価格は 1980/81 年度から 1983/1984 年度は 300CFA フラン/kgであったが、市況の好転で 1984/85 年度から 1987/88 年度は 400CFA フランとなった。しかし、それ以降は 1988/89 年度に 275CFA フランに漸減し、1991/91 年度から 1993/94 年度は 200CFA フランにまで落ち込んだ。その後、1994/1995 年度から 1996/1998 年度は 315CFA フランとなり、1997/1998 年度が 450CFA フラン、1998/1999 年度が 512CFA フランとなった。この間、逆鞘の財源は歳出から賄われ、かつ、折から第二次石油ショックに起因する原油価格の高騰(図 2-11)とも相俟って、同国経済は破綻の途を歩み始めることとなる。同時に、多くの開発事業を多国間及び二国間のドナーからの資金から拠出してきた同国にとって、後述するように、1980 年代に入ってから債務負担が財政面での大きな負担となった。

² Metric Ton の略。1,000kg を示す。

³ 土手香奈江、2008 年、「コートジボワール・カカオ産業の自由化後の転換」(大阪産業大学経済論集)第 10 巻 1 号(63~93 頁)。この CSSPA は一般的には CAISTAB と呼称される。同論文によると、CAISTAB は「コーヒー、カカオの生産者買付保証価格の決定、輸出量の安定化、生産者の収入の安定化」を担っていた。

⁴ 土手香奈江、2008 年、前掲書。

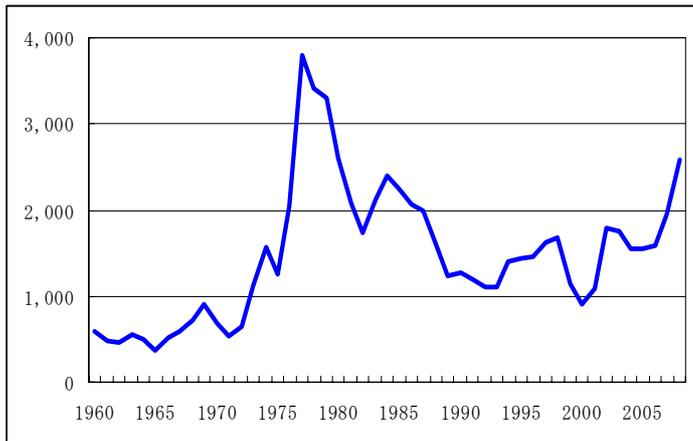


図 2-10 カカオ価格 (1960~2008 年) (US\$/MT) ⁵

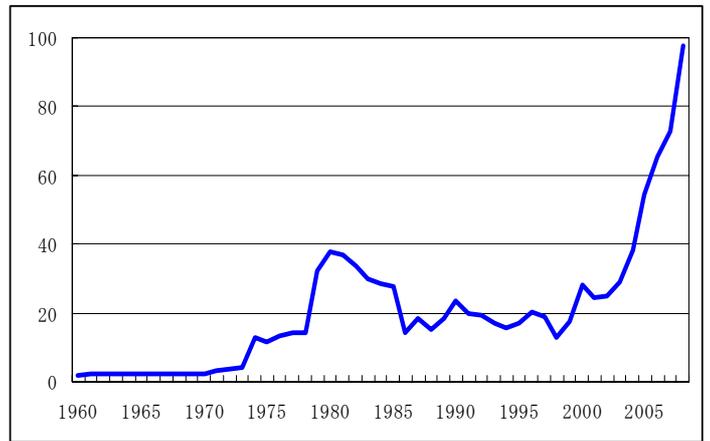


図 2-11 原油価格 (1960~2008 年) (単位 : US\$/barrel) ⁶

(資料) IMF. 2010 (January). International Financial Statistics.

事実、一人当たり GDP は 1978 年に 2000 年米ドル換算 1,106.7 ドルでピークアウトし、それ以降は 1990 年代中葉まで漸減することとなった。特に、1980 年は実質 GDP 成長率が 11.0% のマイナスを示す一方で、人口は前年比で 4.7% の増加を示したことから、一人当たり GDP 成長率は前年比で 15.0% のマイナスを記録するに至った。1979 年から 1994 年まで同成長率は 1985 年を除いて全てマイナス成長を記録することで、1994 年の一人当たり GDP (同 574.5 ドル) はついに 1960 年の同 581.6 ドルを下回る水準にまで下落した。同成長率は 1995 年から 1998 年の 4 年間はプラス成長で推移したものの、それ以降は 2008 年までマイナス成長が続いている。

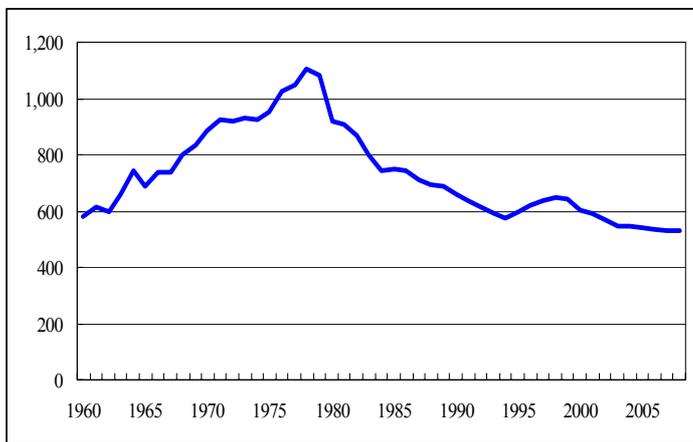


図 2-12 一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) (1960~2008 年)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

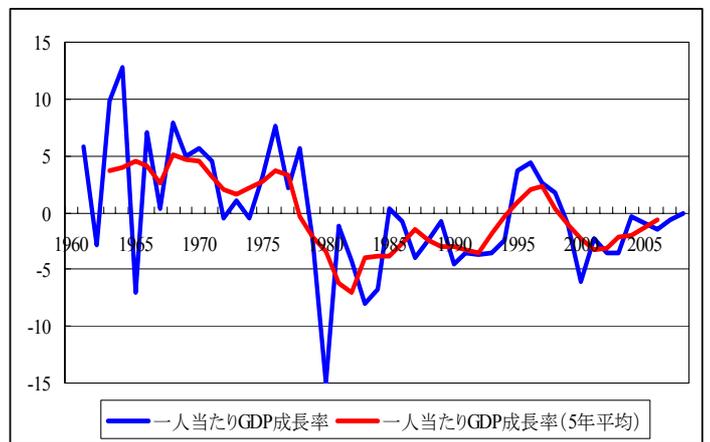


図 2-13 一人当たり GDP 成長率及び同 5 年平均 (1960~2008 年) (%)

表 2-1 一人当たり GDP 成長率 (%)

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
-4.6	-3.5	-3.7	-3.6	-2.5	3.7	4.4	2.6	1.8	-1.1	-6.1	-2.3	-3.5	-3.6	-0.3	-0.9	-1.5	-0.6	-0.1

(資料) IMF. 2010 (January). International Financial Statistics.

⁵ カカオ豆 (ニューヨーク・ロンドン価格)

⁶ 原油価格 (U.K. Brent スポット価格)

カカオ価格の漸減と原油価格の漸増は、1978年に財・サービス輸入が財・サービス輸出を上回り、カカオ価格と原油価格が安定化する1983年まで続いている。コートジボワールでは、後に示すが、この期間のみ輸入が輸出を上回る期間となっている。

2.2.3 為替切り下げに伴う経済成長

1994年1月14日に西アフリカ諸国の共通通貨であるCFAフランの価値が半分となり、これによって同国経済に大きな変化がもたらされた。(図2-14)



図2-14 CFAフランの対米ドルレートの推移

(資料) IMF. 2010 (January). International Financial Statistics.

第一に指摘できるのは、CFAフランの切り下げに伴う輸出の急増である。図2-15に見られる1990年代中葉の輸出の伸長は、CFAフランの切り下げに伴う輸出、とりわけ、カカオ輸出の伸長が要因と言える。この時期の国際市場におけるカカオ価格は上昇傾向にあるところ、これと相俟って輸出は伸長する結果となった。

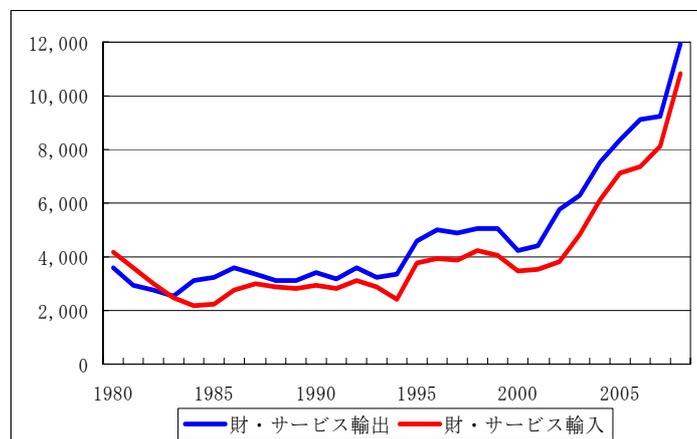


図2-15 財・サービスの輸出入の推移 (1980~2008年)

(資料) 世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

また、第二には援助受入額の伸長である。輸出の伸長に伴う外貨獲得の可能性の増大は援助ブーム

にも似た支援額の増大をもたらした。同国の一人当たり援助受入額は、1985 年以降、漸増傾向にあったが、この時期、援助はさらに大きく切り上がったこととなる。

この為替切り下げに起因する実質的な援助増加に伴い、貧困層とカカオ生産を担う移民層とにメリットを与えたことが重要である。他方、一般のコートジボワール人にとっては、後の図 2-21 および図 2-22 のとおり輸入物価の上昇など寧ろデメリットの方が大きかったとすることができる。

この後、経済面ではもとより政治的な混乱による緊縮的な財政の不徹底や不透明な財政運営、債務元利支払いの延滞の積み上がりなどを背景に、1998 年に IMF が支援を停止し、二国間ドナーも政治状況を勘案して追随した。

2.2.4 国内外の 2 つの危機の影響

1990 年代末葉から、コートジボワールは 2 つの危機、つまり、①1999 年末に兵士の騒乱をきっかけにゲイ元将軍がクーデターを起こしたことに端を発する政治危機と②2008 年半ばに始まった世界的な経済危機である。

第一に、1999 年末に始まったコートジボワールの政治的な危機下で、コートジボワールの実質 GDP 成長率は大きく上下動することとなった。図 2-16 及び表 2-2 が示すとおり、2000 年には同成長率はマイナス 3.7% を記録した。2001 年には 0.0% まで持ち直すものの 2002 年及び 2003 年には再びマイナス成長を余儀なくされた。しかし、2004 年以降は前年比でプラス成長を維持して推移している。他方、一人当たり実質 GDP (2000 年米ドル換算) は、この間、1998 年をピークに漸減傾向にあり、2008 年には 529.5 ドルにまで下落している。同時に、一人当たり実質 GDP 増減率は、1999 年以降、マイナス成長を継続している。これは、人口増加率が実質 GDP 成長率を上回っていることに起因する。

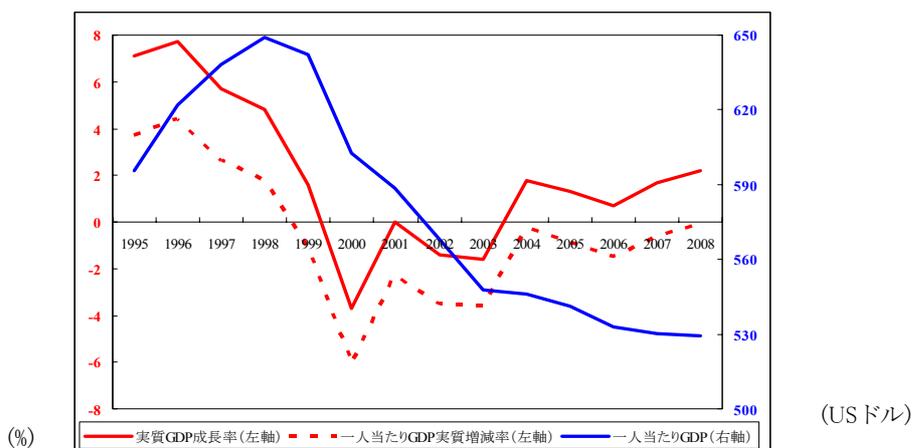


図 2-16 実質 GDP 成長率、一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) 及び一人当たり GDP 実質増減率

表 2-2 実質 GDP 成長率、一人当たり GDP (2000 年米ドル換算) 及び一人当たり GDP 実質増減率

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
実質 GDP 成長率 (%)	7.1	7.7	5.7	4.8	1.6	-3.7	0.0	-1.4	-1.6	1.8	1.3	0.7	1.7	2.2
一人当たり GDP (US ドル)	595.8	622.0	638.0	649.3	641.9	602.8	588.8	568	547.7	546.1	541.3	533.1	530.1	529.5
一人当たり GDP 実質増減率	3.7	4.4	2.6	1.8	-1.1	-6.1	-2.3	-3.5	-3.6	-0.3	-0.9	-1.5	-0.6	-0.1

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

危機的な状況にあったコートジボワールの実質GDP成長率が、2001年以降にプラス・マイナスで2%程度の上下動で維持できたのは、①上下動があるものの輸出の伸長がマクロ経済を押し上げ（図 2-17、図 2-18 および図 2-19）、②民間消費が一定規模で寄与し（図 2-17 および図 2-19）、③実質GDP成長率が落ち込んだ2000年から2001年にかけては政府最終消費が下支え（図 2-18 よび図 2-20）、および④消費者物価上昇率が相対的に低位で推移した（図 2-21 および図 2-22）ことが重要である。

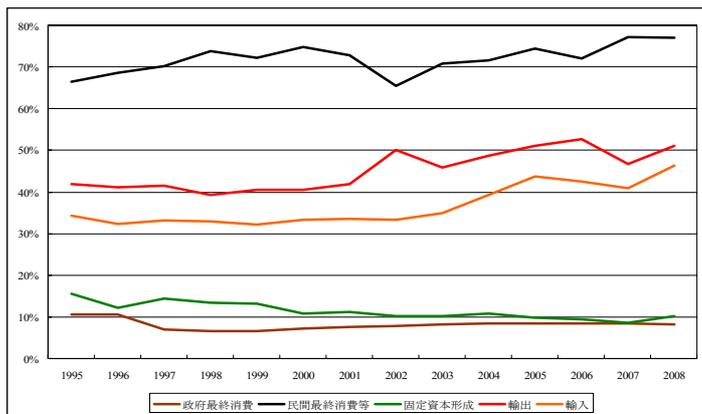


図 2-17 GDP 構成要素別産出額（対 GDP 比）

（資料）世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

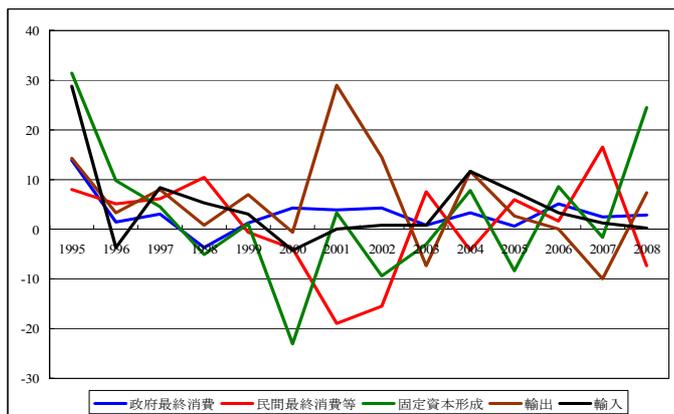


図 2-18 GDP 構成要素別産出額（項目別実質成長率）

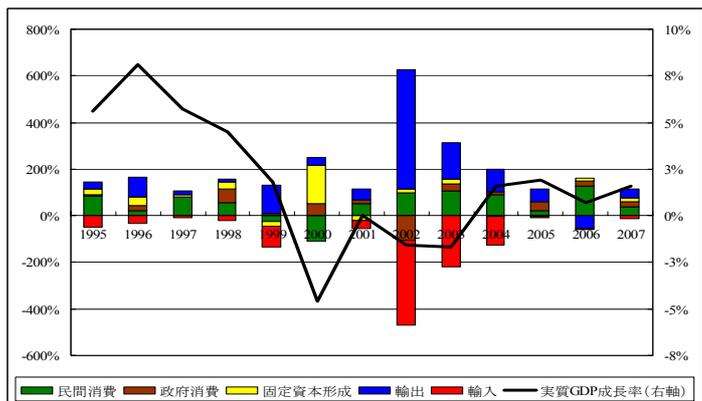


図 2-19 寄与率の推移

（資料）IMF. 2010 年. International Financial Statistics.

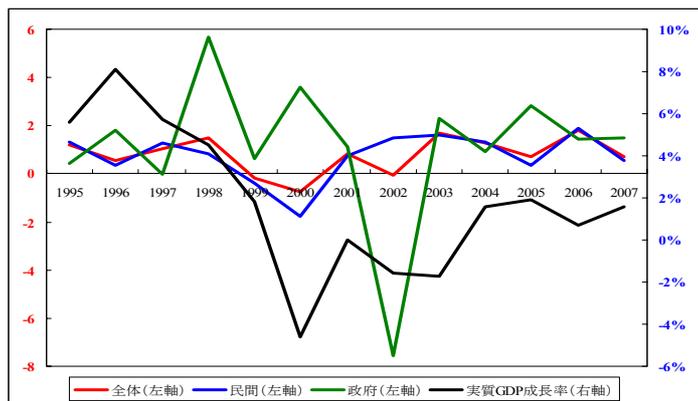


図 2-20 消費性向

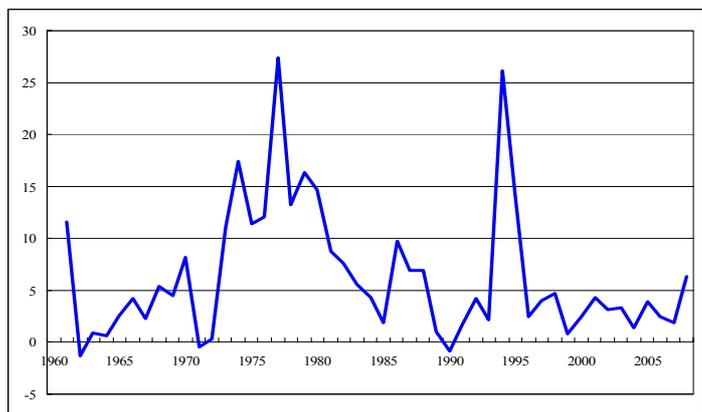


図 2-21 消費者物価上昇率（1961～2008 年）（%）

（資料）世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

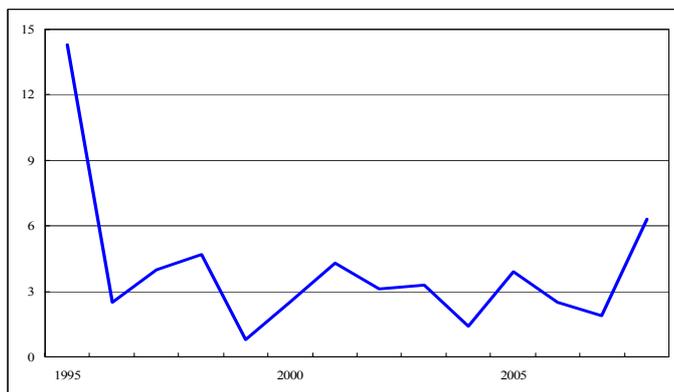


図 2-22 消費者物価上昇率（1985～2008 年）（%）

なお、現地政府が公表している国内総支出のデータは以下の通りである。

表 2-3 国内総支出(名目)内訳の推移とシェア

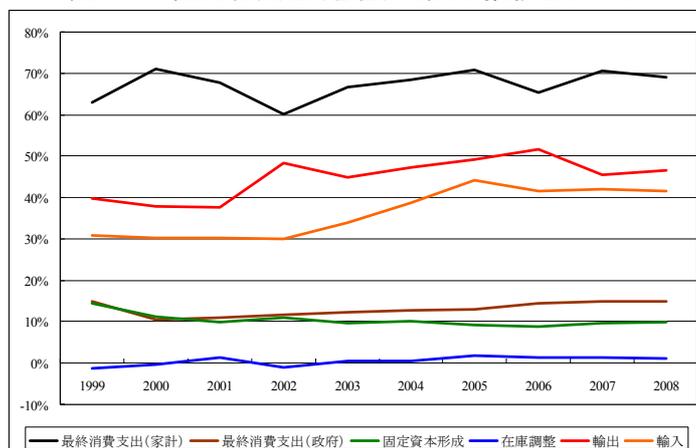


表 2-4 国内総支出(名目)内訳の推移(10億FCFAフラン)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
最終消費支出	6,018.0	6,046.9	6,275.9	5,746.5	6,303.9	6,623.3	7,221.2	7,236.0	8,117.6	8,793.2
家計支出	4,868.0	5,265.8	5,240.8	4,816.3	5,324.4	5,589.3	6,112.6	5,931.9	6,700.9	7,233.9
政府支出	1,150.0	781.2	855.0	930.2	979.5	1,034.0	1,108.5	1,304.0	1,416.7	1,559.3
固定資本形成	1,124.1	821.8	770.7	880.2	779.8	819.1	800.0	805.4	906.2	1,038.1
個人	155.7	163.2	163.5	161.6	146.1	147.1	153.4	154.0	175.4	193.4
企業	630.8	457.2	458.0	452.2	415.5	410.9	411.2	405.1	476.2	533.1
政府	337.6	201.3	149.2	266.4	218.1	261.1	246.4	235.3	254.6	311.6
在庫変動	-100.1	-30.0	98.0	-79.2	32.0	45.0	162.7	117.1	124.5	129.3
純輸出	692.0	578.1	585.5	1,458.6	868.6	691.1	442.2	922.9	338.2	524.4
輸出	3,074.0	2,812.0	2,914.4	3,863.5	3,572.5	3,860.5	4,247.2	4,691.9	4,311.9	4,882.9
輸入	2,382.0	2,233.9	2,328.9	2,404.9	2,703.9	3,169.4	3,805.0	3,769.0	3,973.7	4,358.5
国内総生産計	7,734.0	7,416.8	7,730.1	8,006.1	7,984.3	8,178.5	8,626.2	9,081.4	9,486.5	10,485.0

(資料) 経済財政省経済動向予測局。2009年。"Compte Ressources - Emplois de la Cote d'Ivoire"

表 2-5 国内総支出(名目)内訳のシェア

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
最終消費支出	77.8%	81.5%	81.2%	71.8%	79.0%	81.0%	83.7%	79.7%	85.6%	83.9%
家計支出	62.9%	71.0%	67.8%	60.2%	66.7%	68.3%	70.9%	65.3%	70.6%	69.0%
政府支出	14.9%	10.5%	11.1%	11.6%	12.3%	12.6%	12.9%	14.4%	14.9%	14.9%
固定資本形成	14.5%	11.1%	10.0%	11.0%	9.8%	10.0%	9.3%	8.9%	9.6%	9.9%
個人	2.0%	2.2%	2.1%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.8%	1.8%
企業	8.2%	6.2%	5.9%	5.6%	5.2%	5.0%	4.8%	4.5%	5.0%	5.1%
政府	4.4%	2.7%	1.9%	3.3%	2.7%	3.2%	2.9%	2.6%	2.7%	3.0%
在庫変動	-1.3%	-0.4%	1.3%	-1.0%	0.4%	0.6%	1.9%	1.3%	1.3%	1.2%
純輸出	8.9%	7.8%	7.6%	18.2%	10.9%	8.5%	5.1%	10.2%	3.6%	5.0%
輸出	39.7%	37.9%	37.7%	48.3%	44.7%	47.2%	49.2%	51.7%	45.5%	46.6%
輸入	30.8%	30.1%	30.1%	30.0%	33.9%	38.8%	44.1%	41.5%	41.9%	41.6%
国内総生産計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(資料) 経済財政省経済動向予測局。2009年。"Compte Ressources - Emplois de la Cote d'Ivoire"

この時期のコートジボワールは治安維持のために支出の増加を余儀なくされていた状況の中で、特に一定以上の輸出の水準を維持できたのは、同国の伝統的な輸出品であるカカオと新たな輸出品

となった原油に依るところがところが多い。まず、カカオは2000年に価格が底打ちして2003年まで上昇局面にあった。これにより、カカオ輸出は2002年及び2003年に輸出総額の30%を越える水準で推移した。このように、政治的な危機に伴う経済的な影響を最小限に食い止めたのは、これらの同国の主要な輸出産品であるといえることができる。これは、その後も同国の安定的な経済状況に大きく寄与しており、原油輸出額の上昇が国際的な原油価格と歩調を合わせる形で伸長した結果として、2006年の総輸出額の原油輸出額のシェアはカカオ輸出額のシェアに匹敵する水準にまで拡大している。このことが、混乱期におけるコートジボワールのマクロ経済を下支えしたことが窺われる。

【コートジボワールの原油開発史】

	コートジボワールの油田開発の主たる対象地域は沿岸部の海底に広がる総面積3万平方キロメートルの堆積盆地。
1941～1943年：	日量10トン程度の瀝青砂の採掘を実施（これが炭化水素資源の開発の最初の事例）。
1952～1963年：	地質調査や試掘井の掘削が行われたが、油田発掘に至らず。
1974年：	1970年代初めに始まった海底油田の開発により、外資系石油会社の探索活動の結果、最初の油田「ベリエ（Bélier）」を発見。
1975年：	政府が国営石油事業会社（Société Nationale d'Operations Pétrolières de la Côte d'Ivoire: Petroci）を設立。外資系企業主導の企業連合体にPetrociが参加することを通して生産に加入。
1979年：	第2の海底油田「エスポワール（Espoir）」を発見。
1984年：	ベリエ及びエスポワールの生産量はこの年の日量2万2000バレルをピークに減少したことから、1980年代の同国での原油生産は極めて小規模なもので推移。
1990年代：	コートジボワール沖を含むギニア湾一帯の炭化水素資源は①未開発のために潜在的なポテンシャルが大きいこと、②硫黄含有量が少ない軽質の高品質原油を産出すること、③主要な消費地への積み出しが容易といった有利な条件から徐々に注目を集める。
1994年：	第3の海底油田「リオン（Lion）」を発見。
1996年：	石油法の改正により、事業者に対する消費税の免税や通関手続きの簡略化などからなる投資促進策を整備。
2000年：	カナディアン・ナチュラル社（Canadian Natural Resources: CNR）が生産量が低下していた「エスポワール」の再開発に着手（2002年から生産を開始）。
2001年：	CNR社は深海鉞区での探査活動の結果、採掘可能埋蔵量が5～7億5,000万バレルと推定される「バオバブ（Baobab）」を発見。2005年8月に生産が始まり、同油田単独で既存油田の生産量を上回る日量4万8,000バレルの生産を実現。
2006年：	原油生産量は2002年以降に急増を続け、この年には年間生産量が2,219万バレルに達する（日量換算で約6億バレル）。
2007年：	この年以降は主力井「バオバブ」の不調（沈砂による生産量の減少）によって総生産量の伸びは止まったものの、それでも日量5万バレル内外の生産は維持されている模様。

（資料）佐藤章. 2009年. コートジボワールにおける原油生産—開発史、現状、展望—. アフリカレポート（No. 48）より転載。

表 2-6 コートジボワールのカカオ豆及び原油の輸出額の推移

年	輸出額（10億CFAフランフラン）			総額に占める比率	
	総額	カカオ豆	原油	カカオ豆	原油
2001	2,669.4	737.8	40.4	27.6%	1.5%
2002	3,531.1	1,196.2	74.9	33.9%	2.1%
2003	3,190.4	1,007.6	113.8	31.6%	3.6%
2004	3,458.0	850.0	156.0	24.6%	4.5%
2005	3,285.0	777.9	267.0	23.7%	8.1%
2006	4,256.4	743.3	684.5	17.5%	16.1%

（資料）同上アフリカレポート（No. 48）、原典はEconomist Intelligence UnitのCountry Report

次に、2008 年半ば以降の世界的な経済危機へのインパクトに関しては、図 2-23 及び図 2-24 が示す通り、コートジボワールの実質 GDP 成長率は 21 世紀に入ってからプラス・マイナスで 2%程度の上下動で推移してきたものの、2008 年に 2.3%を記録して以降は実質 GDP 成長率そのものが漸増傾向にあり、最新の推計値では 2009 年が 3.7%、2010 年が 4.0%となっている。また、それ以降も成長率そのものが漸増することが見込まれている⁷。コートジボワールが直面した 2 つ目の「危機」として指摘すべきは、2008 年半ば以降の世界経済危機の影響である。下図に示した通り、2009 年の実質 GDP 成長率は、世界経済全体がマイナス 1.1%、サブサハラ・アフリカ諸国が 1.3%を記録し、前年からの減速傾向が著しく現出した。しかし、コートジボワールの場合、2008 年及び 2009 年の実質 GDP 成長率は前年を上回って推移し、寧ろ、影響が無かったとすることができる水準であることが分かる。

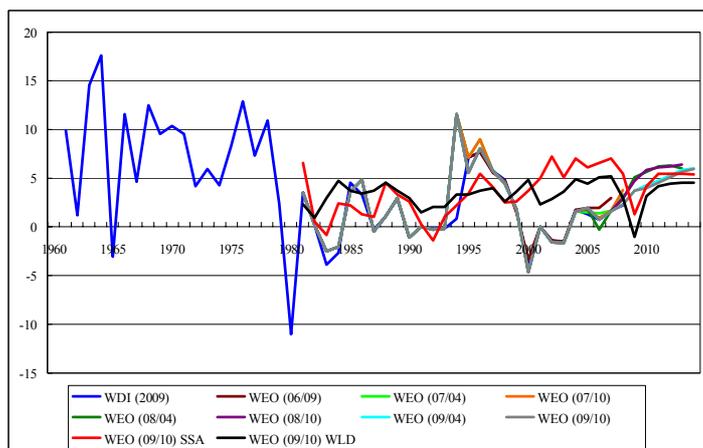


図 2-23 実質 GDP 成長率の推移 (1961~2014 年) (%)

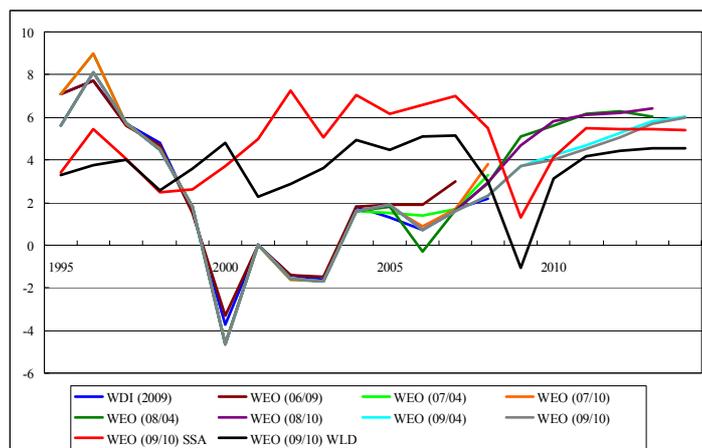


図 2-24 実質 GDP 成長率の推移 (1995~2014 年) (%)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
WDI (2009)	7.1	7.7	5.7	4.8	1.6	-3.7	0.0	-1.4	-1.6	1.8	1.3	0.7	1.7	2.2							
WEO (09/10)	5.6	8.1	5.7	4.5	1.8	-4.6	0.0	-1.6	-1.7	1.6	1.9	0.7	1.6	2.3	3.7	4.0	4.5	5.1	5.7	6.0	
WEO (09/10) SSA	3.4	5.4	4.0	2.5	2.6	3.7	5.0	7.2	5.1	7.1	6.2	6.6	7.0	5.5	1.3	4.1	5.5	5.5	5.5	5.4	
WEO (09/10) WLD	3.3	3.7	4.0	2.6	3.6	4.8	2.3	2.9	3.6	4.9	4.5	5.1	5.2	3.0	-1.1	3.1	4.2	4.4	4.6	4.5	

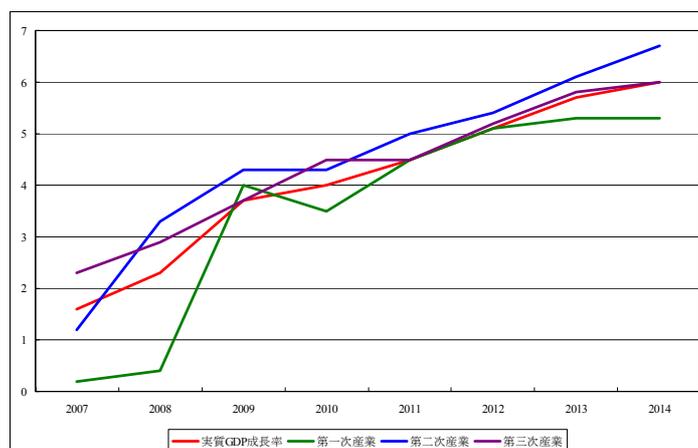
(註) WDI: World Development Indicators. WEO World Economic Outlook. なお、「WEO 06/09」は IMF の World Economic Outlook の 2006 年 9 月版を示す。また、SSA はサブサハラ・アフリカ諸国計、WLD は世界計を示す。

(資料) 世界銀行. 2009 年. WDI. 及び IMF. 各年月版. WEO.

これを産業構造別の実質成長率で見ると、図 2-25 のとおり、2007 年は第三次産業が、また、2008 年は第二次産業及び第三次産業が成長を牽引したことが分かる⁸。さらに、2009 年は第一次産業が前年比で 4.0%の成長が推計されている。

⁷ IMF が 2009 年 11 月に公表した Staff Report for the 2009 Article IV Consultation, First Review Under the Three-Year Arrangement Under the Poverty Reduction and Growth Facility, Request for Waiver of Nonobservance of Performance Criteria, and Financing Assurances Review においても、World Economic Outlook の 2009 年 10 月版のデータが掲載されている。

⁸ これまでの主要産業の状況については、次項に記述する。



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
実質 GDP 成長率	1.6	2.3	3.7	4.0	4.5	5.1	5.7	6.0
第一次産業	0.2	0.4	4.0	3.5	4.5	5.1	5.3	5.3
第二次産業	1.2	3.3	4.3	4.3	5.0	5.4	6.1	6.7
第三次産業	2.3	2.9	3.7	4.5	4.5	5.2	5.8	6.0

図 2-25 産業構造別の実質成長率の見通し (%)

(資料) IMF. 2009 年, Staff Report for the 2009 Article IV Consultation, First Review Under the Three-Year Arrangement Under the Poverty Reduction and Growth Facility, Request for Waiver of Nonobservance of Performance Criteria, and Financing Assurances Review.

これを産業構造別の更に詳細なデータで見ると(表 2-7)、2007 年の第三次産業は輸送・通信分野、とりわけ、通信分野が前年比で 12.8%の伸長を見せている。公共サービス分野も第三次産業全体を上回る成長を示している。また、2008 年度の第二次産業では建設分野が、同じく第三次産業では 2007 年同様に運輸・通信分野(特に、通信分野)が、それぞれ大きく伸長している。2009 年の推計では、第一次産業で石油・ガス分野及び農業輸出が大きく伸長していることが分かる。加えて、2009 年では第二次産業のエネルギー分野の伸長も重要である。同時に、図 2-25 に示したとおり、2010 年以降は、第二次産業及び第三次産業が実質 GDP 成長率を越える水準で推移してゆくことが見込まれていることも重要である。特に、産業構造別の実質成長率の見通しを見ると、第二次産業では食品・飲料分野、また、第三次産業では輸送・通信分野及び貿易分野での伸長が見込まれている。

表 2-7 産業構造別の実質成長率の見通し (%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
第一次産業	0.2	0.4	4.0	3.5	4.5	5.1	5.3	5.3
農業	2.3	2.4	3.5	3.9	5.3	5.1	5.6	5.8
農業輸出	0.1	-2.7	4.3	3.8	2.9	5.1	4.6	4.6
石油・ガス	-18.7	-5.2	8.6	-2.8	4.4	3.9	6.0	3.1
第二次産業	1.2	3.3	4.3	4.3	5.0	5.4	6.1	6.7
食品・飲料	4.1	1.6	3.1	1.6	4.8	6.1	6.7	7.1
エネルギー	-4.7	3.1	7.3	5.6	5.8	6.1	6.7	6.7
石油製品	-8.3	1.2	7.5	5.6	5.8	6.1	6.7	6.8
エネルギー	-0.7	5.0	7.0	5.6	5.8	6.1	6.7	6.6
建設	9.6	9.3	2.5	3.0	4.0	6.0	6.0	6.3
その他	1.7	2.2	3.5	4.6	4.8	4.6	5.7	6.6
第三次産業	2.3	2.9	3.7	4.5	4.5	5.2	5.8	6.0
輸送・通信	5.4	6.3	3.9	4.0	3.8	4.9	6.7	7.6
通信	12.8	10.9	6.5	6.6	5.8	7.6	7.5	7.6
サービス	0.9	1.2	4.0	3.6	5.8	6.1	6.7	6.9
貿易	0.4	2.5	3.5	5.6	5.8	6.1	6.7	7.1
公共サービス	4.0	3.5	3.4	4.5	2.8	4.0	4.4	4.6

(資料) IMF. 2009年. Staff Report for the 2009 Article IV Consultation, First Review Under the Three-Year Arrangement Under the Poverty Reduction and Growth Facility, Request for Waiver of Nonobservance of Performance Criteria, and Financing Assurances Review.

2.3 産業の状況

コートジボワールの産業の状況を産業分類別に GDP 産出額比率の推移から見ると、下図 2-26 の通りとなる。1960 年の独立の当初の段階では農業分野のシェアが最も大きかったが、1980 年代前半まで漸減する中で、サービス業のシェアが拡大した。その後、1990 年代前半まで農業は漸増する反面、サービス業は漸減するが、1990 年代半ばからはサービス業が産出額の概ね 50% を、農業が概ね 25% の水準で推移している。また、鉱工業は一貫して漸増傾向を見せており、1990 年代半ば以降は農業とほぼ同水準で推移して現在に至っている。なお、鉱工業の内数である製造業の産出額のシェアは 1990 年代後半に 20% を超える水準にまで達したが、2000 年以降は漸減傾向にある。

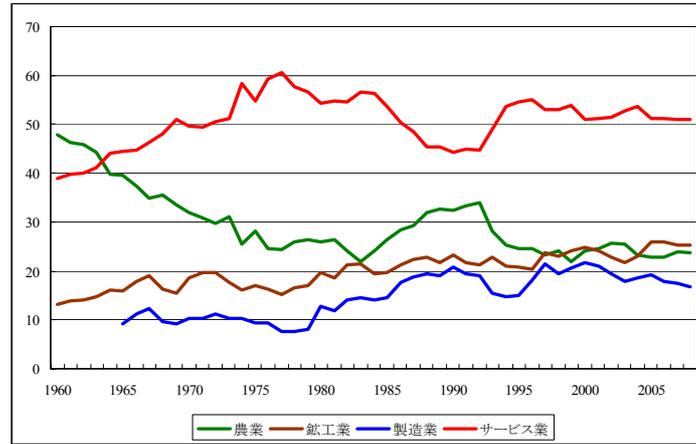


図 2-26 産業分類別 GDP 産出額比率の推移⁹ (%)
 (資料) 世界銀行, 2009 年, World Development Indicators.

この状況をコートジボワール政府（経済財政省経済動向予測局）が公表するデータで見ると、下図の通りである。これによると、1999 年以降、第三次産業等が概ね 30% 台の後半の水準に、また、第一次産業が、2004 年以降、漸増傾向にあり、直近（2008 年）では 20% 台の後半の水準に、さらに、第二次産業が 20% 台の前半の水準にある。

これを、各産業別の分類で見ると、図 2-27 から図 2-30、また、表 2-8 のとおり、第一次産業の中では食糧農産物・畜産分野が 60% を超える水準にある。他方、カカオやコーヒーといった輸出作物のシェアは漸減傾向にあり、第一次産業の中の 20% を前後する水準である。このような状況で、鉱石採掘分野が、2005 年以降、10% を超える水準で推移していることが重要である。

次に、第二次産業では、建設分野が漸増傾向にあり、2007 年には 20% を超える水準にまで達した。また、石油製品も漸増傾向にあり、10% 台後半の水準にある。他方、農産物加工分野は漸減傾向にあり、エネルギー分野と同様、10% を少し上回る水準である、

最後に、第三次産業は商業分野は 2004 年にサービス分野を上回って漸増しており、2005 年以降は 30% 台後半を漸増して推移する水準にある。他方、サービス業分野は漸減傾向にあり、2004 年以降、30% 台の前半を漸減して推移している。また、輸入税も、2000 年以降、漸増して推移し、2006 年以降は 20% を超えて漸増して推移している。

9 製造業は鉱工業の内数である。

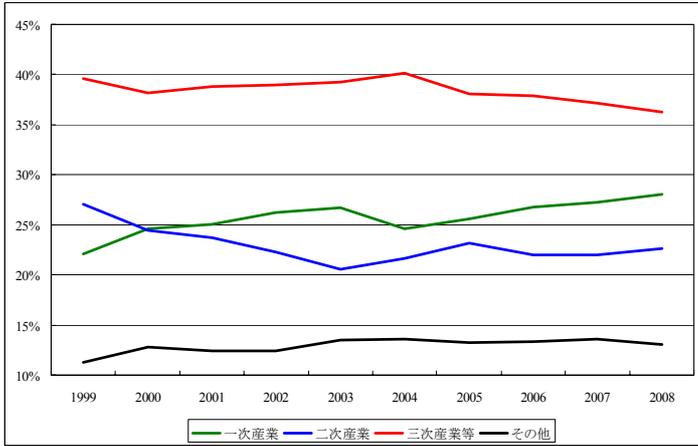


図 2-27 産業別名目 GDP のシェアの推移 (%)

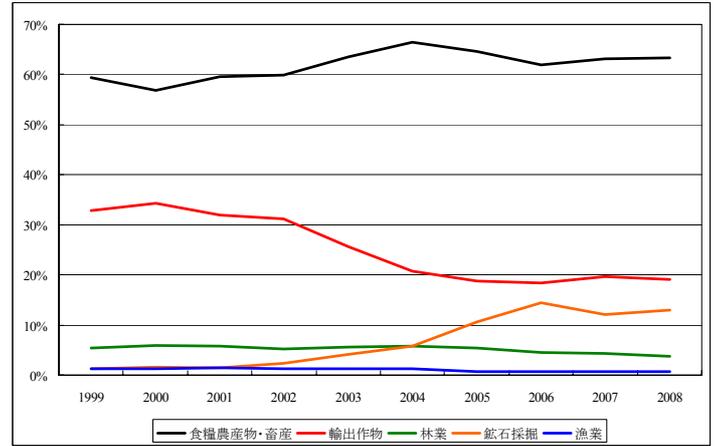


図 2-28 一次産業の名目 GDP に占めるシェア (%)

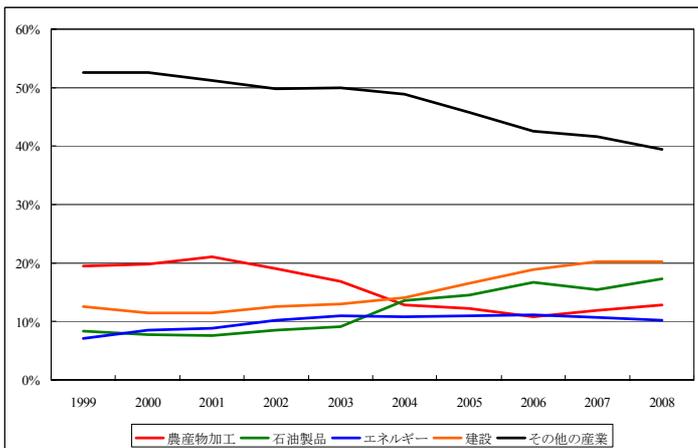


図 2-29 二次産業の名目 GDP に占めるシェア (%)

(資料) 経済財政省経済動向予測局, 2009 年, “Compte Ressources - Emplois de la Cote d’Ivoire”

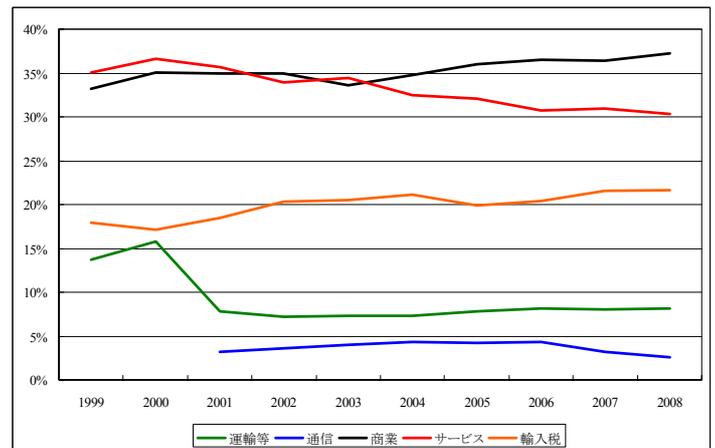


図 2-30 三次産業の名目 GDP に占めるシェア (%)

全産業分野を見ると、食糧農産物・畜産分野が 2008 年に全体の 17.8% を超える産出をしており、この分野は漸増傾向にある。次に多いのは商業分野で 2008 年の産出は全体の 13.5% であるが、全体に占めるシェアは、ここ数年、ほぼ同水準である。同時に、かつては商業分野を凌駕していたサービス分野は漸減傾向にあり、直近 (2008 年) では 11.0% の産出に止まった。

他方、建設、石油製品及び鉱石採掘の 3 分野は全体の産出額でシェアを伸ばさせている分野である。IMF の推計でも、今後、建設及び石油製品は成長が見込まれている分野である。

これらの諸点から、コートジボワールの産業の状況として記述し得るのは、以下の 3 点である。まず、2005 年以降の第一次産業の伸長は鉱石採掘分野であり、今後も伸長が見込まれている。伝統的な輸出作物分野は寧ろシェアを漸減させている。第一次産業の中で最もシェアの高い食糧農産物・畜産のシェアは、過去 10 年間、概ね 60% の水準を相前後する水準で変化はない。次に、第二次産業では、建設分野及び石油製品分野が伸長しており、今後とも 2 分野は成長が見込まれている。最後に、第 3 次産業は、旺盛な民間需要を背景にして商業分野の伸長が著しい。これに反する形で、サービス分野のシェアが漸減している。

表 2-8 産業別名目 GDP の推移とシェア(10 億 FCFA フラン、%)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
一次産業	1,709.4	1,824.7	1,936.3	2,103.6	2,129.7	2,012.3	2,205.8	2,433.4	2,580.8	2,942.3
食糧農産物・畜産	1,013.4	1,036.4	1,152.8	1,261.0	1,350.8	1,334.6	1,422.7	1,504.9	1,627.5	1,865.6
輸出作物	560.0	626.5	618.6	655.7	545.0	419.2	412.1	447.9	509.3	564.2
林業	93.0	109.1	111.7	111.5	118.1	117.3	117.4	109.8	112.1	109.0
鉱石採掘	22.0	28.7	27.1	49.8	89.4	116.4	236.5	352.6	313.1	380.8
漁業	21.0	24.0	26.2	25.7	26.5	24.8	17.1	18.2	18.8	22.7
二次産業	2,090.6	1,814.4	1,835.0	1,785.4	1,639.0	1,770.5	1,995.4	1,998.7	2,087.7	2,375.3
農産物加工	406.1	358.7	385.5	338.3	276.6	226.2	242.3	215.4	248.3	305.0
石油製品	174.0	140.6	137.8	151.3	150.5	241.1	290.6	332.7	323.7	411.9
エネルギー	148.5	154.0	162.3	182.5	179.0	190.4	219.0	221.8	223.3	241.0
建設	263.0	206.6	209.3	224.6	214.0	248.9	330.5	378.3	423.5	480.3
その他の産業	1,099.0	954.5	940.2	888.7	819.0	863.9	912.9	850.5	868.9	937.2
三次産業	3,060.5	2,830.2	2,998.4	3,119.3	3,134.3	3,282.3	3,284.7	3,439.0	3,523.4	3,801.2
運輸等	421.0	447.1	233.6	224.6	229.8	240.5	256.9	278.7	282.3	310.7
通信	-	-	95.4	112.5	126.6	140.7	140.2	149.1	112.2	99.5
商業	1,017.5	991.4	1,048.5	1,091.4	1,054.0	1,141.1	1,180.5	1,253.5	1,282.9	1,415.6
サービス	1,074.0	1,036.5	1,068.8	1,058.5	1,079.7	1,065.7	1,054.6	1,056.1	1,088.0	1,152.5
輸入税	548.0	484.8	552.1	632.3	644.2	694.3	652.5	701.7	758.0	822.9
その他	873.6	947.5	960.4	997.7	1,081.2	1,113.3	1,140.4	1,210.3	1,294.8	1,366.2
総計	7,734.0	7,416.8	7,730.1	8,006.1	7,984.3	8,178.5	8,626.2	9,081.4	9,486.5	10,485.0

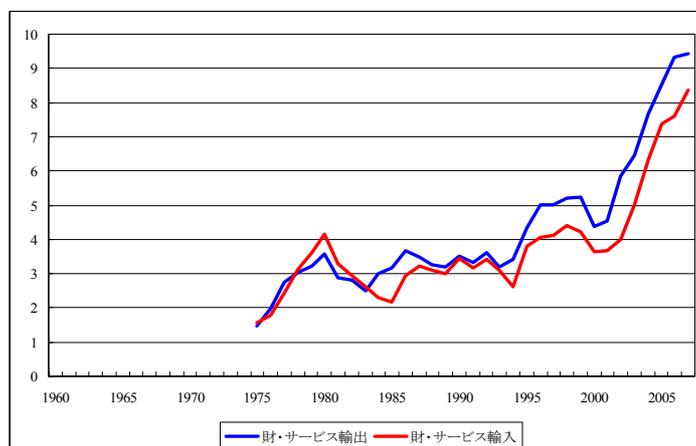
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
一次産業	22.1%	24.6%	25.0%	26.3%	26.7%	24.6%	25.6%	26.8%	27.2%	28.1%
食糧農産物・畜産	13.1%	14.0%	14.9%	15.8%	16.9%	16.3%	16.5%	16.6%	17.2%	17.8%
輸出作物	7.2%	8.4%	8.0%	8.2%	6.8%	5.1%	4.8%	4.9%	5.4%	5.4%
林業	1.2%	1.5%	1.4%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.0%
鉱石採掘	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%	1.1%	1.4%	2.7%	3.9%	3.3%	3.6%
漁業	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
二次産業	27.0%	24.5%	23.7%	22.3%	20.5%	21.6%	23.1%	22.0%	22.0%	22.7%
農産物加工	5.3%	4.8%	5.0%	4.2%	3.5%	2.8%	2.8%	2.4%	2.6%	2.9%
石油製品	2.2%	1.9%	1.8%	1.9%	1.9%	2.9%	3.4%	3.7%	3.4%	3.9%
エネルギー	1.9%	2.1%	2.1%	2.3%	2.2%	2.3%	2.5%	2.4%	2.4%	2.3%
建設	3.4%	2.8%	2.7%	2.8%	2.7%	3.0%	3.8%	4.2%	4.5%	4.6%
その他の産業	14.2%	12.9%	12.2%	11.1%	10.3%	10.6%	10.6%	9.4%	9.2%	8.9%
三次産業	39.6%	38.2%	38.8%	39.0%	39.3%	40.1%	38.1%	37.9%	37.1%	36.3%
運輸等	5.4%	6.0%	3.0%	2.8%	2.9%	2.9%	3.0%	3.1%	3.0%	3.0%
通信	-	-	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.2%	0.9%
商業	13.2%	13.4%	13.6%	13.6%	13.2%	14.0%	13.7%	13.8%	13.5%	13.5%
サービス	13.9%	14.0%	13.8%	13.2%	13.5%	13.0%	12.2%	11.6%	11.5%	11.0%
輸入税	7.1%	6.5%	7.1%	7.9%	8.1%	8.5%	7.6%	7.7%	8.0%	7.8%
その他	11.3%	12.8%	12.4%	12.5%	13.5%	13.6%	13.2%	13.3%	13.6%	13.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(資料)経済財政省経済動向予測局。2009年。“Compte Ressources - Emplois de la Cote d'Ivoire”

2.4 国際貿易と外国投資

2.4.1 国際貿易

コートジボワールの財・サービス貿易は、1984年以降、黒字で推移している。特に、1990年代半ば以降は黒字幅が拡大する傾向にある。サブサハラ・アフリカ諸国の財・サービス貿易が一般的には赤字であることを考え併せると、後述するように、財貿易の恒常的な黒字が特徴的であり、同国の国際収支を考える上でも重要である。



(図 2-31 財・サービス輸出入の推移 (10 億名目ドル)
資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

コートジボワールの財・サービス貿易を財貿易及びサービス貿易に分けて見ると (図 2-32 および図 2-33)、財貿易は恒常的に黒字である一方で、サービス貿易は恒常的に赤字で推移している。また、それぞれの黒字幅及び赤字幅が拡大基調にあることも重要である。

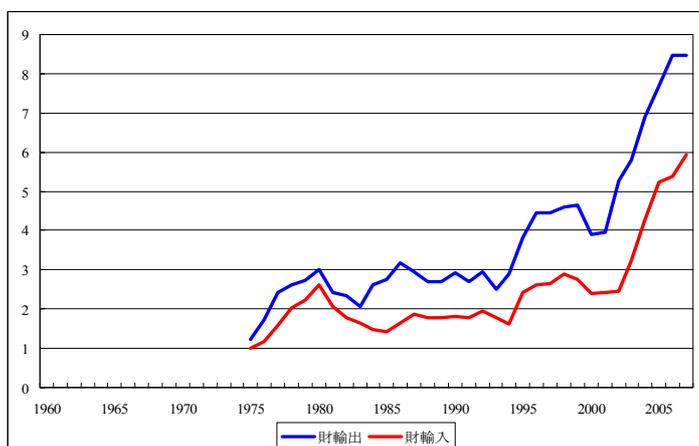


図 2-32 財輸出入の推移 (10 億名目ドル)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

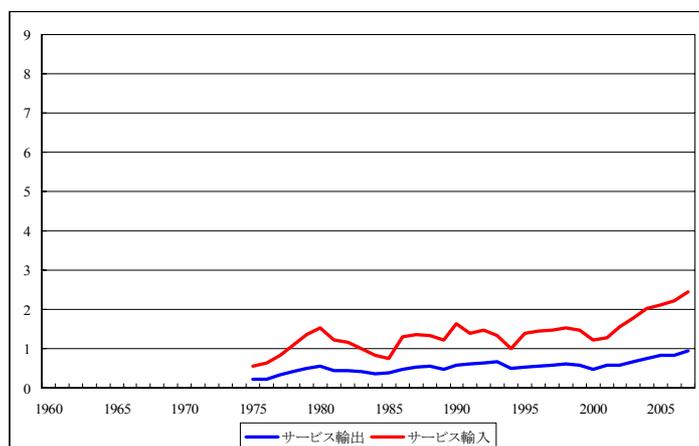


図 2-33 サービス輸出入の推移 (10 億名目ドル)

財貿易を製品輸出入で見ると (図 2-34 および図 2-35)、製品輸出に占めるシェアはかねてより食品

が最も大きいシェアを示してきたが、2000年代に入って急激にシェアが減少する一方で、燃料のシェアが急速に上昇していることが重要である。また、製品（工業品）も拡大基調にあったが、直近（2007年）の段階でのシェアは、若干、減少している。他方、製品輸入を見ると、製品（工業品）のシェアが最大であるものの漸減傾向にあり、上下動があるものの、ここ数年は燃料が二番目のシェアを示している。また、食品も概ね20%前後のシェアをもって推移している。

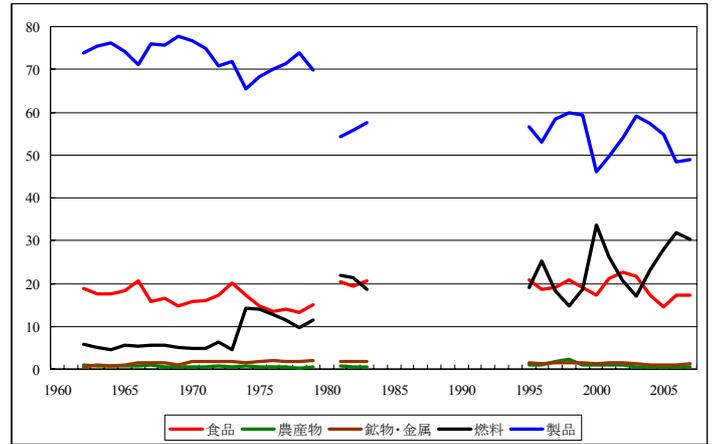
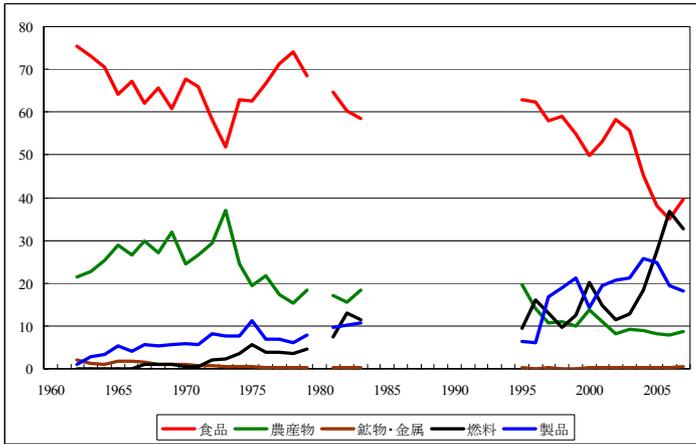


図 2-34 製品輸出（全体に占めるシェア）（%）

図 2-35 製品輸入（全体に占めるシェア）（%）

（資料）世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

サービス輸出（図 2-36）では、1990年代のはじめまで運輸サービスのシェアが全体の概ね6割の水準にあったが、それ以降は激減して20~30%の水準で推移している。他方、シェアを伸ばしたのはコンピュータ・通信等であり、2000年の当初は全体の70%を占めるシェアにまで達したが、直近（2007年）では概ね6割の水準にある。次に、サービス輸入（図 2-37）は1990年代半ばに運輸サービスが最大のシェアとなり、2000年代に入って50%を超える水準にまで伸長した。また、コンピュータ・通信等及び旅行サービスのシェアがほぼ同水準にある。さらに、保険・金融サービスは1990年代半ばから10%の水準にある。

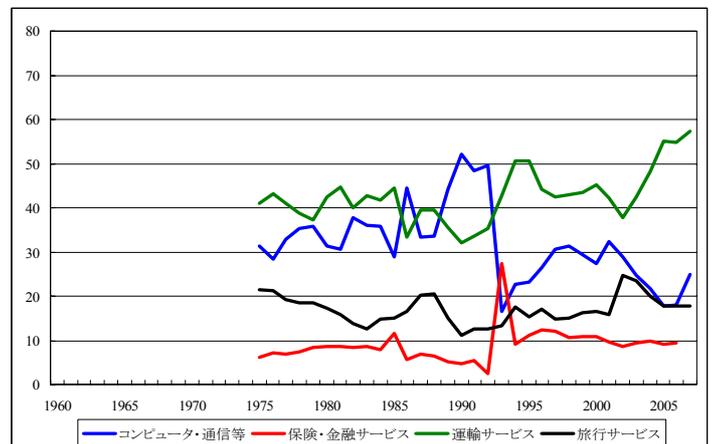
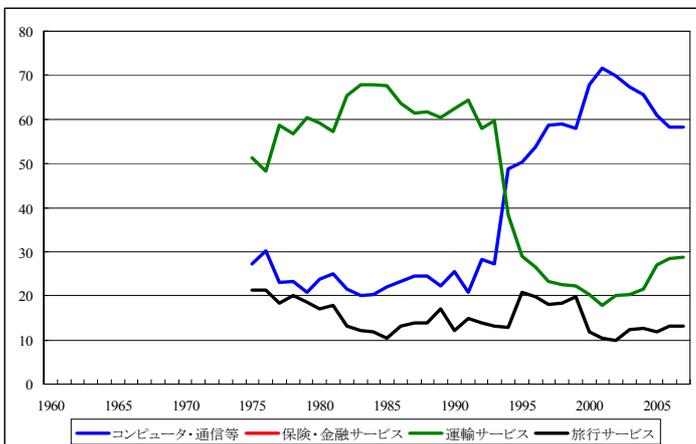


図 2-36 サービス輸出（全体に占めるシェア）（%）

図 2-37 サービス輸入（全体に占めるシェア）（%）

（資料）世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

製品輸出を国別に見ると(表 2-9 および表 2-10)、コートジボワールの国別輸出額はドイツ(GER)、米国(USA)、オランダ(NED)、ナイジェリア(NGR)及びフランス(FRA)(この記載は2008年の実績の順とした)が上位を占めて推移している。特に、フランスへの輸出は、2003年から2007年まで10億ドルを超える水準にあった。また、直近(2008年)では、上位3カ国が10億ドルを超える水準にまで伸長している。

表 2-9 コートジボワールの国別輸出額(2001年~2004年)(百万米ドル)

	2001			2002			2003			2004		
1	NED	510.9	13.1%	NED	941.3	19.0%	FRA	1,045.2	19.0%	FRA	1,549.1	23.7%
2	FRA	508.3	13.1%	FRA	618.1	12.5%	NED	973.4	17.7%	NED	709.5	10.8%
3	USA	272.3	7.0%	NGR	466.5	9.4%	USA	388.9	7.1%	USA	665.8	10.2%
4	MLI	203.1	5.2%	USA	375.0	7.6%	ESP	309.2	5.6%	NGR	494.0	7.5%
5	GHA	165.1	4.2%	ESP	248.3	5.0%	ITA	188.2	3.4%	ITA	312.5	4.8%
6	ITA	155.6	4.0%	ITA	187.6	3.8%	GBR	168.9	3.1%	BEL-LUX	217.4	3.3%
7	GER	148.6	3.8%	MLI	179.6	3.6%	NGR	164.2	3.0%	ESP	191.1	2.9%
8	ESP	146.4	3.8%	BUR	146.9	3.0%	BEL-LUX	147.0	2.7%	BUR	191.1	2.9%
9	PAN	123.5	3.2%	RUS	137.4	2.8%	GEQ	130.7	2.4%	GHA	160.9	2.5%
10	BUR	123.0	3.2%	GER	137.2	2.8%	GHA	124.3	2.3%	MLI	144.2	2.2%
11	TOG	85.1	2.2%	GBR	131.6	2.7%	TOG	121.1	2.2%	GBR	138.3	2.1%
12	BEL-LUX	79.8	2.1%	BEL-LUX	123.2	2.5%	GER	119.8	2.2%	IND	115.3	1.8%
	12カ国計	2,521.6	64.9%	12カ国計	3,692.7	74.4%	12カ国計	3,880.9	70.6%	12カ国計	4,889.3	74.7%
	総額	3,887.4	100.0%	総額	4,963.0	100.0%	総額	5,493.2	100.0%	総額	6,545.1	100.0%

(資料) IMF. 2010年2月. Direction of Trade Statistics.

表 2-10 コートジボワールの国別輸出額(2005年~2008年)(百万米ドル)

	2005			2006			2007			2008		
1	FRA	1,327.4	18.3%	FRA	1,491.8	18.3%	FRA	1,645.0	20.4%	GER	1,137.3	11.8%
2	USA	1,024.4	14.1%	NED	786.2	9.7%	NED	735.1	9.1%	USA	1,053.8	10.9%
3	NED	798.2	11.0%	USA	738.7	9.1%	NGR	642.5	8.0%	NED	1,011.6	10.5%
4	NGR	578.5	8.0%	NGR	587.6	7.2%	USA	545.7	6.8%	NGR	812.1	8.4%
5	PAN	315.6	4.4%	GER	337.8	4.2%	BUR	339.4	4.2%	FRA	664.7	6.9%
6	BUR	231.1	3.2%	ITA	317.5	3.9%	GBR	299.5	3.7%	ITA	397.9	4.1%
7	ITA	200.5	2.8%	GBR	310.5	3.8%	MLI	296.5	3.7%	BUR	387.3	4.0%
8	ESP	192.7	2.7%	BUR	296.8	3.6%	ESP	292.0	3.6%	MLI	338.6	3.5%
9	BEL-LUX	163.2	2.2%	ESP	246.6	3.0%	ITA	279.8	3.5%	BEL	317.7	3.3%
10	MLI	158.5	2.2%	BEL-LUX	225.4	2.8%	GER	250.8	3.1%	ESP	275.6	2.9%
11	Benin	149.0	2.1%	MLI	224.1	2.8%	IND	195.8	2.4%	IND	260.5	2.7%
12	GHA	148.2	2.0%	PAN	191.5	2.4%	BEL-LUX	179.1	2.2%	GHA	188.1	1.9%
	12カ国計	5,287.1	72.9%	12カ国計	5,754.3	70.7%	12カ国計	5,701.2	70.9%	12カ国計	6,845.1	70.8%
	総額	7,252.8	100.0%	総額	8,140.2	100.0%	総額	8,045.9	100.0%	総額	9,662.7	100.0%

(資料) IMF. 2010年2月. Direction of Trade Statistics.

製品輸入を国別に見ると(表 2-11 および表 2-12)、ナイジェリア(NGR)及びフランス(FRA)(この記載は2008年の実績の順とした)からの輸入が圧倒的に多い。特に、2003年及び2004年のフランスからの輸入は全体の30%を超える水準となった。但し、それ以降のフランスからの輸入は減少傾向にあり、金額及びシェアの双方で漸減している。他方、2008年のナイジェリアからの輸入は20億ドルを超える水準に達している。

表 2-11 コートジボワールの国別輸入額（2001年～2004年）（百万米ドル）

	2001			2002			2003			2004		
1	FRA	537.1	19.2%	FRA	556.8	21.5%	FRA	1,148.7	32.0%	FRA	1,538.2	32.7%
2	NGR	478.4	17.1%	NGR	365.2	14.1%	NGR	507.5	14.2%	NGR	955.1	20.3%
3	USA	133.7	4.8%	SIN	140.6	5.4%	GBR	246.7	6.9%	THA	133.8	2.8%
4	ITA	115.1	4.1%	ITA	121.2	4.7%	CHN	122.9	3.4%	USA	133.5	2.8%
5	NED	102.0	3.6%	GER	93.2	3.6%	NED	117.5	3.3%	CHN	130.4	2.8%
6	GER	90.4	3.2%	NED	92.7	3.6%	USA	113.9	3.2%	ITA	128.1	2.7%
7	GBR	82.8	3.0%	USA	89.5	3.4%	ITA	110.8	3.1%	GER	124.5	2.6%
8	ESP	79.3	2.8%	ESP	83.5	3.2%	GER	100.6	2.8%	NED	118.1	2.5%
9	CHN	75.8	2.7%	IND	72.6	2.8%	ESP	82.6	2.3%	GBR	111.1	2.4%
10	THA	70.4	2.5%	JPN	70.8	2.7%	BEL-LUX	80.1	2.2%	JPN	108.5	2.3%
11	BEL-LUX	61.9	2.2%	GBR	64.5	2.5%	THA	73.8	2.1%	CAN	103.8	2.2%
12	JPN	54.2	1.9%	THA	64.3	2.5%	IND	70.0	2.0%	BEL-LUX	93.0	2.0%
	12カ国計	1,881.0	67.3%	12カ国計	1,814.7	69.9%	12カ国計	2,775.1	77.4%	12カ国計	3,677.9	78.2%
	総額	2,794.3	100.0%	総額	2,595.2	100.0%	総額	3,585.3	100.0%	総額	4,705.7	100.0%

（資料）IMF. 2010年2月. Direction of Trade Statistics.

表 2-12 コートジボワールの国別輸入額（2005年～2008年）（百万米ドル）

	2005			2006			2007			2008		
1	FRA	1,626.9	27.7%	NGR	1,602.1	27.5%	NGR	1,605.1	24.1%	NGR	2,115.2	27.8%
2	NGR	1,440.2	24.5%	FRA	1,484.2	25.5%	FRA	1,449.9	21.7%	FRA	1,206.7	15.9%
3	SIN	389.0	6.6%	CHN	251.2	4.3%	CHN	437.5	6.6%	CHN	581.2	7.6%
4	CHN	179.3	3.1%	VEN	163.5	2.8%	VEN	213.2	3.2%	THA	312.6	4.1%
5	GBR	177.2	3.0%	GER	145.4	2.5%	THA	185.6	2.8%	VEN	283.0	3.7%
6	ITA	132.4	2.3%	NED	138.0	2.4%	GER	180.7	2.7%	USA	279.3	3.7%
7	USA	119.5	2.0%	GBR	136.4	2.3%	USA	179.7	2.7%	BEL	269.0	3.5%
8	NED	113.0	1.9%	THA	135.1	2.3%	IND	169.5	2.5%	GER	188.6	2.5%
9	GER	104.7	1.8%	USA	134.9	2.3%	JPN	163.6	2.5%	ITA	165.4	2.2%
10	THA	101.0	1.7%	ITA	116.2	2.0%	GBR	146.2	2.2%	ESP	163.3	2.1%
11	VIE	94.7	1.6%	IND	106.7	1.8%	ITA	138.6	2.1%	NED	153.7	2.0%
12	BEL-LUX	90.3	1.5%	JPN	106.1	1.8%	NED	120.3	1.8%	IND	148.1	1.9%
	12カ国計	4,568.1	77.8%	12カ国計	4,519.8	77.7%	12カ国計	4,990.0	74.8%	12カ国計	5,866.2	77.1%
	総額	5,871.4	100.0%	総額	5,816.4	100.0%	総額	6,672.9	100.0%	総額	7,611.2	100.0%

（資料）IMF. 2010年2月. Direction of Trade Statistics.

コートジボワールの品目別の輸出上位 10 品目を 2006 年から 2008 年の 3 年間で見ると（表 2-13、表 2-14 および表 2-15）、概ね、「カカオ豆及び関連製品」及び「石油及び関連製品」の 2 品目が圧倒的に多く、「天然ゴム及び関連製品」及び「木材及び関連製品」の 2 品目が続いている。また、2006 年と 2007 年には「戦車その他の装甲車両及びその部分品」（HS コード：871000）が上位にあることが特筆される。

表 2-13 輸出上位 10 品目（2006 年）（百万米ドル）

HS コード	品目	金額	シェア
180100	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	1,422.9	17.5%
271019	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油（2710）で「軽質油及びその調整品」（271011）以外のもの。	1,336.6	16.4%
270900	石油及び歴青油（原油に限る。）	1,310.3	16.1%
871000	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	348.9	4.3%

271011	軽質油及びその調製品	315.7	3.9%
180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)(1803)で「脱脂してないもの」(180310)	235.3	2.9%
400122	「天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)(4001)で「技術的格付けをした天然ゴム(TSNR)」(400122)	203.0	2.5%
890520	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	184.6	2.3%
180400	カカオ脂	180.6	2.2%
440729	「木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)(4407)で、「針葉樹のもの」(440710)、「マホガニー(スウィエテニア属のもの)」(440721)、「パイロラ、インブイア及びバルサ」(440722)、「ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ」(440725)、「ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン」(440726)、「サペリ」(440727)、「イロコ」(440728)以外の「その他のもの」(440729)	146.2	1.8%
	上位10品目	5,684.0	69.8%
	総計	8,147.7	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

表 2-14 輸出上位 10 品目 (2007 年) (百万米ドル)

HS コード	品目	金額	シェア
180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	1,438.4	17.8%
271019	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油(2710)で「軽質油及びその調整品」(271011)以外のもの。	1,232.9	15.3%
270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	1,035.4	12.8%
271011	軽質油及びその調製品	319.9	4.0%
871000	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。)及びその部分品	319.1	4.0%
180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)(1803)で「脱脂してないもの」(180310)	307.9	3.8%
400122	「天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)(4001)で「技術的格付けをした天然ゴム(TSNR)」(400122)	235.2	2.9%
180400	カカオ脂	214.2	2.7%
090111	「コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)(0901)で「カフェインを除いてないもの」(090111)	181.0	2.2%
440729	「木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)(4407)で、「針葉樹のもの」(440710)、「マホガニー(スウィエテニア属のもの)」(440721)、「パイロラ、インブイア及びバルサ」(440722)、「ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ」(440725)、「ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン」(440726)、「サペリ」(440727)、「イロコ」(440728)以外の「その他のもの」(440729)	160.7	2.0%
	上位10品目	5,444.9	67.5%
	総計	8,067.7	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

表 2-15 輸出上位 10 品目 (2008 年) (百万米ドル)

HS コード	品目	金額	シェア
180100	カカオ豆 (生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	1,754.1	17.9%
271019	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 (2710) で「軽質油及びその調整品」 (271011) 以外のもの。	1,683.8	17.2%
270900	石油及び歴青油 (原油に限る。)	1,524.5	15.6%
180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)」 (1803) で「脱脂してないもの」 (180310)	431.7	4.4%
271011	軽質油及びその調製品	352.6	3.6%
400122	「天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)」 (4001) で「技術的格付けをした天然ゴム (TSNR)」 (400122)	323.7	3.3%
180400	カカオ脂	282.5	2.9%
440729	「木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)」 (4407) で、「針葉樹のもの」 (440710)、「マホガニー (スウィエテニア属のもの)」 (440721)、「パイロラ、インブイア及びバルサ」 (440722)、「ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ」 (440725)、「ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン」 (440726)、「サペリ」 (440727)、「イロコ」 (440728) 以外の「その他のもの」 (440729)	171.7	1.8%
080131	「ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)」 (0801) で「殻付きのもの」 (080131)	171.0	1.7%
400129	「天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)」 (4001) で、「天然ゴムのラテックス (プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。)」 (400110)、「スモークドシート」 (400121) 及び「技術的格付けをした天然ゴム (TSNR)」 (400122) 以外の「その他のもの」 (400129)	167.4	1.7%
	上位 10 品目	6,863.0	70.2%
	総計	9,778.8	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

次に、輸入上位品目を見ると(表 2-16、表 2-17 および表 2-18)、「石油及び歴青油 (原油に限る。)」 (HS コード: 270900) が圧倒的に多く、全輸入額の概ね 3 割程度を占めている。これに続いて、米類、魚類、医薬品類の輸入が上位を占めている。また、2006 年及び 2007 年の輸入では、「戦車その他の装甲車両及びその部分品」 (HS コード: 871000) が第 2 番目の輸入品目であることが特筆される。

表 2-16 輸入上位 10 品目 (2006 年) (百万米ドル)

HS コード	品目	金額	シェア
270900	石油及び歴青油 (原油に限る。)	1,759.6	30.2%
871000	戦車その他の装甲車両 (自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。) 及びその部分品	282.5	4.9%
100630	精米 (研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	228.9	3.9%
300490	「医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。)」 (3004) で、「ペニシリン若しくはその誘導体 (ペニシラン酸構造を有するものに限る。)) 又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」 (300310)、「その他の抗生物質を含有するもの」 (300420)、「インスリ	110.7	1.9%

	ンを含有するもの」(300431)、「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの」(300432)、「その他のもの」(300439)、「アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)」(300440)及び「その他の医薬品(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)」(300450)以外の「その他のもの」(300490)		
030379	「魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)」(0303)で、「にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)」(030351)、「コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)」(030352)、「めかじき(クスイフィアス・グラディウス)」(030361)、「めろ(ディソステイクス属のもの)」(030362)、「いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)」(030371)、「ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)」(030372)、「コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)」(030373)、「さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)」(030374)、「さめ」(030375)、「うなぎ(アングイルラ属のもの)」(030376)、「シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス)」(030377)及び「ヘイク(メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)」(030378)以外の「その他のもの」(030379)	97.7	1.7%
880212	「その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット」(8802)で、「自重が2,000キログラムを超えるもの」(880212)	87.3	1.5%
852520	送信機器	78.6	1.4%
252310	セメントクリンカー	71.3	1.2%
100190	「小麦及びメスリン」(1001)で、「デュラム小麦」(100110)以外の「その他のもの」(100190)	65.1	1.1%
100640	碎米	62.6	1.1%
	上位10品目	2,844.4	48.9%
	総計	5,820.4	100.0%

(資料) 国際連合・COMTRADE.

表2-17 輸入上位10品目(2007年)(百万米ドル)

HSコード	品目	金額	シェア
270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	1,887.6	28.2%
871000	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。)及びその部分品。	259.4	3.9%
100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	251.7	3.8%
300490	「医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)」(3004)で、「ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。))又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」(300310)、「その他の抗生物質を含有するもの」(300420)、「インスリンを含有するもの」(300431)、「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの」(300432)、「その他のもの」(300439)、「アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)」(300440)及び「その他の医薬品(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)」(300450)以外の「その他のもの」(300490)。	131.3	2.0%
030379	「魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)」(0303)で、「にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)」(030351)、「コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)」(030352)、「めかじき(クスイフィアス・グラディウス)」(030361)、「めろ(ディソステイクス属のもの)」(030362)、「いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属	117.1	1.8%

	又はサルディネルラ属のもの」(030371)、「ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)」(030372)、「コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)」(030373)、「さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)」(030374)、「さめ」(030375)、「うなぎ(アングイルラ属のもの)」(030376)、「シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス)」(030377)及び「ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)」(030378)以外の「その他のもの」(030379)。		
999999	分類不能品目。	107.6	1.6%
252310	セメントクリンカー。	95.2	1.4%
100190	「小麦及びメスリン」(1001)で、「デュラム小麦」(100110)以外の「その他のもの」(100190)。	90.2	1.3%
852520	送信機器。	74.9	1.1%
100640	砕米。	73.3	1.1%
	上位10品目	3,088.4	46.2%
	総計	6,683.1	100.0%

(資料) 国際連合・COMTRADE.

表 2-18 輸入上位 10 品目 (2008 年) (百万米ドル)

HS コード	品目	金額	シェア
270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	2,669.0	33.9%
100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	332.0	4.2%
030379	「魚(冷凍したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)」(0303)で、「にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)」(030351)、「コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)」(030352)、「めかじき(クスイフィアス・グラディウス)」(030361)、「めろ(ディソスティクス属のもの)」(030362)、「いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)」(030371)、「ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)」(030372)、「コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)」(030373)、「さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)」(030374)、「さめ」(030375)、「うなぎ(アングイルラ属のもの)」(030376)、「シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス)」(030377)及び「ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)」(030378)以外の「その他のもの」(030379)。	173.8	2.2%
300490	「医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。)」(3004)で、「ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。))又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」(300310)、「その他の抗生物質を含有するもの」(300420)、「インスリンを含有するもの」(300431)、「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの」(300432)、「その他のもの」(300439)、「アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第 29.37 項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)」(300440)及び「その他の医薬品(第 29.36 項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)」(300450)以外の「その他のもの」(300490)。	169.3	2.1%
100640	砕米。	136.3	1.7%
252310	セメントクリンカー。	130.0	1.6%
100190	「小麦及びメスリン」(1001)で、「デュラム小麦」(100110)以外の「その他のもの」(100190)。	99.4	1.3%
851780	「電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。))及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第 84.43 項、第 85.25 項、第 85.27 項及び第 85.28	83.3	1.1%

	項の送受信機器を除く。）」(8517)で、「部分品」(851770)以外のもの。		
030371	「魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）」(0303)で、「いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノブス属又はサルディネルラ属のもの)」(030371)。	75.3	1.0%
240120	たばこ(全部又は一部の骨を除いたものに限る。)	72.0	0.9%
	上位10品目	3,940.5	50.0%
	総計	7,883.7	100.0%

(資料) 国際連合・COMTRADE.

次に、2006年から2008年の国別品目別の輸出を見ると(表2-19、表2-20および表2-21)、フランス、ナイジェリア及び米国へ石油及び関連製品及び米国及びオランダへのカカオ及び関連製品の輸出が上位を占めることが分かる。また、2006年及び2007年にはフランスへの「戦車その他の装甲車輛及びその部分品」(HSコード:871000)の輸出が全輸出額の4%程度を占めていたことが特筆される。

表2-19 国別品目別輸出(上位10品目)(2006年)(百万米ドル)

国名	HSコード	品目	金額	シェア
ナイジェリア	271019	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油」(2710)で「軽質油及びその調整品」(271011)以外のもの。	442.9	5.4%
オランダ	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	411.1	5.0%
米国	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	359.7	4.4%
フランス	871000	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。)及びその部分品	344.8	4.2%
フランス	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	253.1	3.1%
ドイツ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	231.0	2.8%
英国	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	227.1	2.8%
米国	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	218.7	2.7%
パナマ	890520	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム	184.6	2.3%
エストニア	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	127.5	1.6%
		上位10品目	2,800.4	34.4%
		総計	8,147.7	100.0%

(資料) 国際連合・COMTRADE.

表2-20 国別品目別輸出(上位10品目)(2007年)(百万米ドル)

国名	HSコード	品目	金額	シェア
ナイジェリア	271019	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油」(2710)で「軽質油及びその調整品」(271011)以外のもの。	483.7	6.0%
フランス	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	437.5	5.4%
オランダ	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	397.9	4.9%
フランス	871000	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。)及びその部分品	319.1	4.0%
米国	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	315.9	3.9%
英国	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	156.2	1.9%

オランダ	180400	カカオ脂	119.5	1.5%
アルジェリア	090111	「コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)(0901)で「カフェインを除いてないもの」(090111)	111.1	1.4%
オランダ	180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)(1803)で「脱脂してないもの」(180310)	106.2	1.3%
米国	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	104.6	1.3%
		上位 10 品目	2,551.7	31.6%
		総計	8,067.7	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

表 2-21 国別品目別輸出(上位 10 品目)(2008 年)(百万米ドル)

国名	HS コード	品目	金額	シェア
フランス	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	493.0	5.0%
米国	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	482.4	4.9%
ナイジェリア	271019	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油(2710)で「軽質油及びその調整品」(271011)以外のもの。	468.9	4.8%
ドイツ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	465.0	4.8%
オランダ	180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	447.1	4.6%
米国	271019	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油(2710)で「軽質油及びその調整品」(271011)以外のもの。	230.6	2.4%
オランダ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	183.3	1.9%
ガーナ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	180.5	1.8%
オランダ	180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)(1803)で「脱脂してないもの」(180310)	171.0	1.7%
オランダ	180400	カカオ脂	151.2	1.5%
		上位 10 品目	3,272.9	33.5%
		総計	9,778.8	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

また、2006年から2008年の国別品目別の輸入を見ると(表2-22、表2-23および表2-24)、ナイジェリア及びベネズエラからの原油輸入が全輸入額の30%前後を占めるほか、タイからの米類、フランスからの医薬品類及び麦類が上位を占める状況にある。また、2006年及び2007年にはフランスから「戦車その他の装甲車両及びその部分品」(HSコード:871000)が輸入され、全輸入額の4%前後を占めていたことが特筆される。

表 2-22 国別品目別輸入(上位 10 品目)(2006 年)(百万米ドル)

国名	HS コード	品目	金額	シェア
ナイジェリア	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	1,597.1	27.4%
フランス	871000	戦車その他の装甲車両(自走式ののものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。)及びその部分品	280.1	4.8%
ベネズエラ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	162.5	2.8%
フランス	880212	「その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛	87.3	1.5%

		行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット」(8802)で、「自重が2,000キログラムを超えるもの」(880212)		
ベトナム	100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	64.5	1.1%
フランス	100190	「小麦及びメスリン」(1001)で、「デュラム小麦」(100110)以外の「その他のもの」(100190)	62.8	1.1%
フランス	300490	「医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)」(3004)で、「ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」(300310)、「その他の抗生物質を含有するもの」(300420)、「インスリンを含有するもの」(300431)、「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの」(300432)、「その他のもの」(300439)、「アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)」(300440)及び「その他の医薬品(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)」(300450)以外の「その他のもの」(300490)	62.0	1.1%
タイ	100640	砕米	56.6	1.0%
フランス	852520	送信機器	53.8	0.9%
タイ	100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	53.7	0.9%
		上位10品目	2,480.4	42.6%
		総計	5,820.4	100.0%

(資料) 国際連合・COMTRADE.

表 2-23 国別品目別輸入(上位10品目)(2007年)(百万米ドル)

国名	HSコード	品目	金額	シェア
ナイジェリア	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	1,597.1	23.9%
フランス	871000	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。)及びその部分品	236.3	3.5%
ベネズエラ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	213.5	3.2%
タイ	100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	82.1	1.2%
フランス	100190	「小麦及びメスリン」(1001)で、「デュラム小麦」(100110)以外の「その他のもの」(100190)	81.8	1.2%
赤道ギニア	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	76.9	1.2%
タイ	100640	砕米	67.7	1.0%
フランス	300490	「医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)」(3004)で、「ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」(300310)、「その他の抗生物質を含有するもの」(300420)、「インスリンを含有するもの」(300431)、「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの」(300432)、「その他のもの」(300439)、「アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)」(300440)及び「その他の医薬品(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)」(300450)以外の「その他のもの」(300490)	66.2	1.0%
フランス	880212	「その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行	59.3	0.9%

		体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット」(8802)で、「自重が2,000キログラムを超えるもの」(880212)		
フランス	870899	「部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)」(8709)で、「ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品」(870830)、「ギヤボックス」(870840)、「駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)」(870850)、「車輪並びにその部分品及び附属品」(870870)、「懸架装置用ショックアブソーバー」(870880)、「ラジエーター」(870891)、「消音装置又は排気管」(870892)、「クラッチ及びその部分品」(870893)、「ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス」(870894)及び「安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品」(870895)以外の「その他のもの」(870899)。	56.6	0.8%
		上位10品目	2,537.7	38.0%
		総計	6,683.1	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

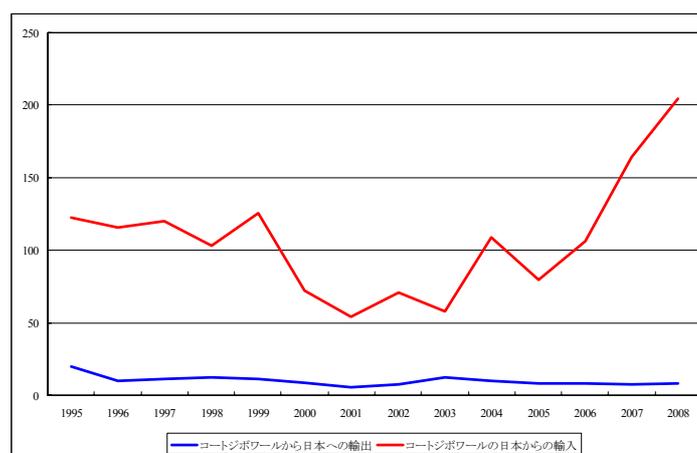
表 2-24 国別品目別輸入(上位10品目)(2008年)(百万米ドル)

国名	HSコード	品目	金額	シェア
ナイジェリア	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	2,292.5	29.1%
ベネズエラ	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	284.1	3.6%
タイ	100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	181.2	2.3%
タイ	100640	碎米	122.0	1.5%
コロンビア	270900	石油及び歴青油(原油に限る。)	92.3	1.2%
フランス	300490	「医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)」(3004)で、「ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。))又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの」(300310)、「その他の抗生物質を含有するもの」(300420)、「インスリンを含有するもの」(300431)、「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの」(300432)、「その他のもの」(300439)、「アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)」(300440)及び「その他の医薬品(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)」(300450)以外の「その他のもの」(300490)	82.8	1.0%
フランス	100190	「小麦及びメスリン」(1001)で、「デュラム小麦」(100110)以外の「その他のもの」(100190)	82.5	1.0%
モーリタニア	030379	「魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)」(0303)で、「にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)」(030351)、「コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)」(030352)、「めかじき(クスイフィアス・グラディウス)」(030361)、「めろ(ディソステイクス属のもの)」(030362)、「いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)」(030371)、「ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)」(030372)、「コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)」(030373)、「さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)」(030374)、「さめ」(030375)、「うなぎ(アングイルラ属のもの)」(030376)、「シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス)」(030377)及び「ヘイク(メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)」(030378)	63.9	0.8%

		以外の「その他のもの」 (030379)		
ベトナム	100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	58.7	0.7%
タイ	100630	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)	48.4	0.6%
		上位 10 品目	3,308.4	42.0%
		総計	7,883.7	100.0%

(資料) 国際連合. COMTRADE.

1995年から2008年までのコートジボワールと日本の貿易関係を見ると(図2-38)、全期間を通じて、コートジボワールの大幅な輸入超過が確認できる。特に2006年以降は前年比で輸入超過の幅が漸増しており、直近(2008年)のデータでは、概ね、2億米ドルの入超となっている。



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
コートジボワールの輸出	20.0	10.2	11.2	12.3	11.4	8.7	5.5	7.6	12.6	10.1	7.8	8.3	7.6	8.1
コートジボワールの輸入	122.4	115.8	119.9	103.0	125.4	72.2	54.3	71.0	58.1	108.7	79.9	106.2	163.9	204.6
収支	-102.4	-105.6	-108.7	-90.7	-114.0	-63.5	-48.8	-63.4	-45.5	-98.5	-72.1	-97.9	-156.3	-196.5

図 2-38 コートジボワールと日本の輸出入の関係 (百万米ドル)

(資料) 国際連合. COMTRADE.

まず、コートジボワールから日本への輸出を見ると、「カカオ脂」(HSコード:180400)の輸出が圧倒的である。また、2008年には、「マンガン及びその製品(くずを含む。)」(HSコード:811100)が1百万米ドルを超える輸出額となったが、その他の品目は何れの年も1百万米ドルを下回る水準にある。(表2-25、表2-26および表2-27)

表 2-25 コートジボワールから日本への輸出 (0.1 百万米ドル以上) (百万米ドル) (2006 年)

HSコード	品目	金額
180400	カカオ脂。	7.1
180100	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	0.5
180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)(1803)で、「脱脂してないもの(180310)。」	0.4

440729	「木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)」(4407)で、「針葉樹のもの」(440710)、「マホガニー(スウィエテニア属のもの)」(440721)、「バイロラ、インブイア及びバルサ」(440722)、「ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ」(440725)、「ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン」(440726)、「サペリ」(440727)及び「イロコ」(440728)以外の「その他のもの」(440729)。	0.2
--------	---	-----

(資料) 国際連合・COMTRADE.

表 2-26 コートジボワールから日本への輸出 (0.1 百万米ドル以上) (百万米ドル) (2007 年)

HS コード	品目	金額
180400	カカオ脂。	7.1
180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)」(1803)で、「脱脂してないもの」(180310)	0.3
761699	「その他のアルミニウム製品」(7616)で、「くぎ、びょう、またくぎ(第83.05項のものを除く。)、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品」(761610)及び「ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵(さく)(アルミニウムの線から製造したものに限る。)」以外の「その他のもの」(761699)。	0.1
150410	魚の肝油及びその分別物。	0.1

(資料) 国際連合・COMTRADE.

表 2-27 コートジボワールから日本への輸出 (0.1 百万米ドル以上) (百万米ドル) (2008 年)

HS コード	品目	金額
180400	カカオ脂	5.3
811100	マンガン及びその製品(くずを含む。)	1.3
520100	実綿及び繰綿(カードし又はコムしたものを除く。)	0.9
180310	「ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)」(1803)で、「脱脂してないもの」(180310)	0.4

(資料) 国際連合・COMTRADE.

次に、コートジボワールの日本からの輸入を見ると、自動車類、スラグ類、クリンカー類及びタイヤ類が輸入のほぼ大半を占める状況にある。(表 2-28、表 2-29 および表 2-30)

表 2-28 コートジボワールの日本からの輸入 (上位 10 品目) (百万米ドル) (2006 年)

HS コード	品目	金額
870333	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 3,000 立方センチメートル以下のもの」(870333)	15.4
261800	粒状スラグ(スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)	12.0
870332	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超え 1,500 立方センチメートル以下のもの」(870332)	11.9
252310	セメントクリンカー	11.3
870323	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 3,000 立方センチメートル以下のもの」(870323)	6.8
870421	「貨物自動車」(8704)で、「車両総重量が 5 トン以下のもの」(870421)	4.9
730429	「鉄鋼製の管及び中空の型材(継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。)」(7304)で、「ステンレス鋼製のもの」(730411)、「ドリルパイプ(ステンレス鋼製のもの)」(730422)及びその他のもの(ステンレス鋼製のもの)」(730424)以外の「その他のもの」(730429)	3.6

401120	「ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)」(4011)で、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの」(401120)。	3.6
870490	「貨物自動車」(8704)で、「ダンプカー(不整地走行用に設計したのものに限る。)」(870410)、「車両総重量が5トン以下のもの」(870421)、「車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの」(870422)、「車両総重量が20トンを超えるもの」(870423)、「車両総重量が5トン以下のもの」(870431)及び「車両総重量が5トンを超えるもの」(870432)以外の「その他のもの」(870490)	3.2
870322	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの」(870322)	3.1

(資料) 国際連合. COMTRADE.

表 2-29 コートジボワールの日本からの輸入(上位10品目)(百万米ドル)(2007年)

HSコード	品目	金額
870333	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの」(870333)	25.1
870332	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの」(870332)	24.6
261800	粒状スラグ(スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)	16.0
252310	セメントクリンカー	15.0
870323	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの」(870323)	13.5
721061	「鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が600mm以上のものに限る。)」(7210)で、「アルミニウム・亜鉛合金をめっきしたもの」(721061)。	9.5
870421	「貨物自動車」(8704)で、「車両総重量が5トン以下のもの」(870421)	8.0
870322	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの」(870322)	6.4
870324	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの」(870324)。	4.8
401120	「ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)」(4011)で、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの」(401120)。	3.1

(資料) 国際連合. COMTRADE.

表 2-30 コートジボワールの日本からの輸入(上位10品目)(百万米ドル)(2008年)

HSコード	品目	金額
870333	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの」(870333)	31.6
261800	粒状スラグ(スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)	26.9
870323	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの」(870323)	22.1
870332	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの」	20.8

	(870332)	
252310	セメントクリンカー	14.3
721061	「鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が600mm以上のものに限る。)」(7210)で、「アルミニウム・亜鉛合金をめっきしたもの」(721061)。	17.0
870324	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの」(870324)。	10.5
870421	「貨物自動車」(8704)で、「車両総重量が5トン以下のもの」(870421)	9.2
870322	「乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したのものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)」(8703)で、「シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの」(870322)	7.7
401120	「ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)」(4011)で、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの」(401120)。	4.6

(資料) 国際連合. COMTRADE.

なお、GDPの1%の増減に対する輸出入の成長率を示す弾力性を見ると(図2-39)、輸出弾力性は2006年以外は正の弾力性を示し、実質GDPがマイナスとなった2000年にも1.0程度の弾力性を有している。また、2006年はマイナスの弾力性であったが、実質GDP成長率が前年の水準よりも下回っていることが影響していると考えられる。さらに、輸入弾力性は(図2-40)、実質GDP成長率がマイナスとなった2000年においても弾力性は0.0を示しており、2002年及び2003年は5.0を超える弾力性となっている。なお、その反動とも考えられるが、2005年から2007年までの弾力性は低水準となっている¹⁰。

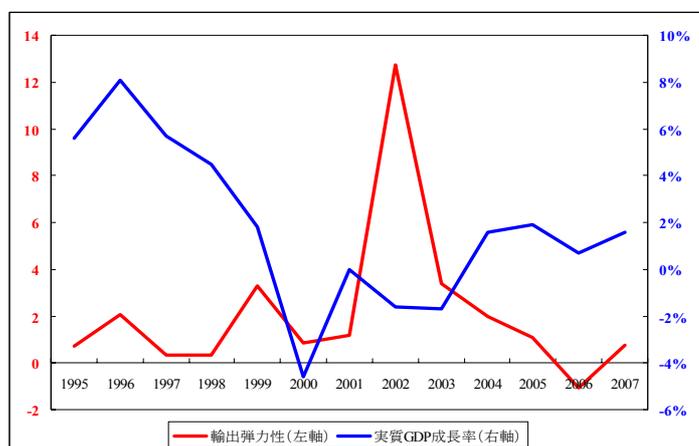


図2-39 輸出弾力性(対GDP比)

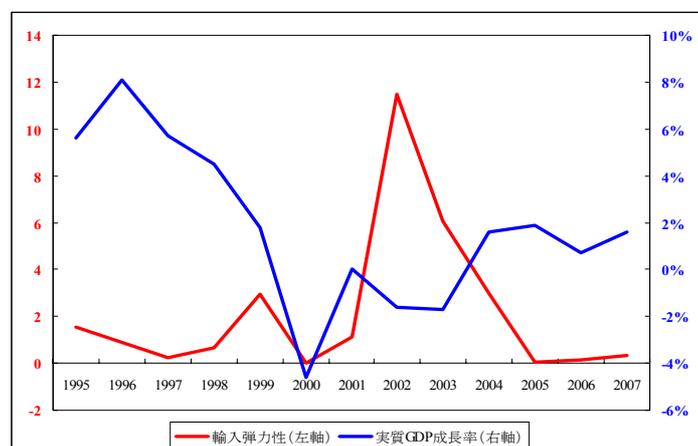


図2-40 輸入弾力性(対GDP比)

(資料) IMF. 2010年. International Financial Statistics.

2.4.2 外国投資

コートジボワールへの直接投資は(図2-41)、1970年代及び1980年代を通じて、年間5千万ドルを前後する水準で推移してきたが、1993年から1997年までは上昇傾向が続いた。この間にストック額も10億ドルを越す水準に達した。また、同国の当時の政治情勢、とりわけ、クーデター未遂や政治

10 ある変数が1%変化した時に他の変数が何%変化するかを考える数値を弾力性と言う。ここで活用した「対GDP比」の弾力性は、GDPが1%変化した時の輸出及び輸入の伸長(%)を示す。この点から、GDPが変化した際に輸出及び輸入が呼応して変化しているのかどうかを見る際に弾力性を用いる。

危機を反映して、1998年、2001年及び2005年にストックがマイナスを記録したものの、各年の2004年以降はフロー額そのものが漸増傾向にあり、直近（2008年）には3億5千3百万ドルの直接投資を受け入れ、ストック額は60億ドルを超える水準になっている。

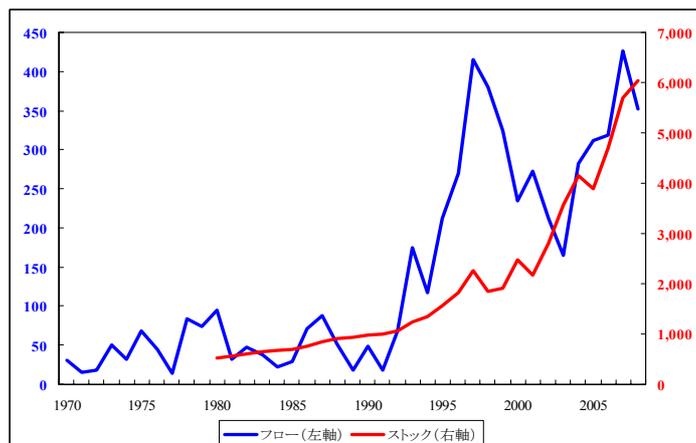


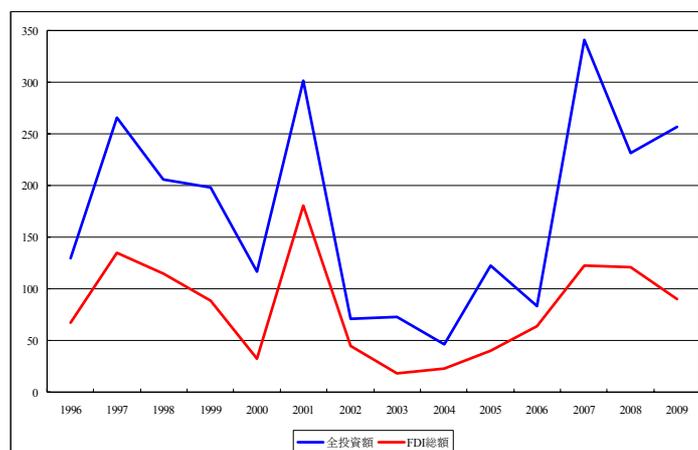
図 2-41 コートジボワールの直接投資受入額（百万ドル）（1970～2008年）
（資料）UNCTAD. 2010. World Investment Report.

表 2-31 コートジボワールの直接投資受入額（百万ドル、%）（1995～2008年）

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
フロー	211.8	269.2	415.5	380.0	323.7	234.7	272.7	212.6	165.4	283.0	311.9	318.9	426.8	352.5
前年比	80.2%	27.1%	54.3%	-8.5%	-14.8%	-27.5%	16.2%	-22.0%	-22.2%	71.1%	10.2%	2.2%	33.8%	-17.4%
ストック	1,567.5	1,836.7	2,252.1	1,858.2	1,905.1	2,483.2	2,164.4	2,812.4	3,572.1	4,162.8	3,901.3	4,690.1	5,701.5	6,054.0
前年比	15.6%	17.2%	22.6%	-17.5%	2.5%	30.3%	-12.8%	29.9%	27.0%	16.5%	-6.3%	20.2%	21.6%	6.2%

（資料）UNCTAD. 2010. World Investment Report.

次に、コートジボワール投資促進センター（Centre de Promotion des Investissements en Côte d'Ivoire (CEPICI)）によると、図 2-43 のとおり、全投資額及び直接投資受入額は既述した同国の政治情勢を反映して、2000年から2006年まで2001年を除いて相対的に低水準で推移した。しかし、2007年には全投資額が急増しているが、直接投資受入額は相対的には低位（2007年は36.1%、2009年は35.3%）であり、この年以降の全投資額の水準は国内投資で賄われているといえる。



	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全投資額	129.6	266.2	206.3	198.4	116.5	301.7	70.7	72.9	46.6	122.4	83.3	341.0	231.5	256.6
FDI 総額	67.9	134.8	114.7	88.7	32.2	180.9	44.8	18.1	22.7	40.3	64.5	123.1	121.2	90.7
シェア	52.4%	50.6%	55.6%	44.7%	27.6%	59.9%	63.3%	24.8%	48.6%	32.9%	77.4%	36.1%	52.3%	35.3%

図 2-42 コートジボワールの全投資額及び直接投資受入額 (10 億 CFA フラン、%)
(資料) CEPICI (コートジボワール投資促進センター)

CEPICI から入手した資料によると、1996 年から 2009 年までの直接投資受入額は(表 2-31)、1 兆 1,443 億 CFA フランで、その 36.0%に当たる 4,120 億 CFA フランはフランスからの投資によるものである。投資抛出国は、フランスのほか、トーゴ、イギリス及びスイスが 5%のシェアを示す状況にある。また、過去 3 年間 (2007 年から 2009 年) の実績を見ると、トーゴ、南アフリカ、イギリス及びシンガポールからの大型投資 (300 億 CFA フラン) が行われたことが分かる。

表 2-32 コートジボワールの国別直接投資額の推移 (10 億 CFA フラン、%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	総計	シェア
フランス	46.1	65.7	62.2	34.5	8.8	99.2	39.4	6.5	0.2	16.5	2.2	14.9	8.3	7.5	412.0	36.0%
トーゴ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	47.3	0.0	70.4	0.0	120.8	10.6%
イギリス	0.0	36.5	7.7	4.6	3.5	0.5	0.0	0.3	0.0	12.5	0.1	35.8	1.9	2.9	106.3	9.3%
スイス	2.0	14.5	10.6	31.7	0.3	6.4	0.0	10.0	0.0	0.1	0.0	2.5	0.0	0.0	77.9	6.8%
レバノン	3.5	3.0	0.6	2.4	2.1	8.9	0.7	0.7	0.8	0.2	0.6	2.4	17.4	1.9	45.1	3.9%
ベルギー	1.1	0.1	5.2	0.1	0.0	14.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	2.7	42.3	3.7%
シンガポール	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.8	0.0	0.0	0.0	33.0	39.7	3.5%
南アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	0.0	37.7	3.3%
アメリカ	0.9	2.1	6.1	4.8	4.7	4.0	0.0	0.0	10.4	0.0	1.1	0.0	0.1	0.0	34.2	3.0%
オランダ	4.3	1.8	1.3	2.7	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	10.6	4.7	0.0	0.6	28.6	2.5%
ルクセンブルグ	0.0	2.1	1.7	1.7	4.9	0.0	0.5	0.0	0.0	0.9	0.0	1.3	0.0	12.2	25.5	2.2%
キプロス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.4	20.8	1.8%
モーリシャス	0.0	0.0	8.7	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	8.0	0.4	0.0	20.5	1.8%
中国	0.0	1.4	0.1	0.0	0.0	13.4	0.9	0.1	0.0	0.0	0.1	1.3	0.0	0.0	17.3	1.5%
イタリア	4.8	3.9	5.2	1.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.6	1.4%
上位 15 カ国	64.2	131.0	109.5	83.9	24.9	156.3	42.1	17.5	12.8	40.2	62.0	108.3	116.5	75.2	1,044.3	91.3%
総計	67.9	134.8	114.7	88.7	32.2	180.9	44.8	18.1	22.7	40.3	64.5	123.1	121.2	90.7	1,144.3	100.0%

(資料) CEPICI (コートジボワール投資促進センター)

次に業種別で見ると(表 2-32)、1996 年から 2009 年までの業種別投資額は、通信、食品、交通及びサービスの 4 分野で 1,000 億 CFA フランの投資が行われており、全投資額に占める各分野のシェアは、それぞれ、41.5%、23.6%、5.4%及び 5.2%である¹¹。また、この期間内に、1,000 億 CFA フランを

¹¹ 業種別投資額は国内及び国外の投資額が分けられていないため、金額にはコートジボワール国内の投資額も含まれている。

超える大型投資が通信分野で1997年、2001年及び2007年の3回にわたって行われている。また、2009年には食品分野で1,000億CFAを超える大型投資が行われている。

表 2-33 コートジボワールの業種別投資額の推移 (10億CFAフラン、%)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	総計	シェア
通信	44.5	104.0	12.7	65.3	15.9	261.2	28.9	0.0	13.5	42.1	47.4	220.9	83.4	73.7	1,013.4	41.5%
食品	19.4	79.6	80.3	31.8	34.7	0.0	5.0	24.5	19.4	54.5	14.3	32.2	71.9	109.8	577.5	23.6%
交通	5.4	25.4	5.1	26.2	8.9	5.7	3.8	31.5	3.5	0.0	4.2	7.1	4.4	0.6	131.9	5.4%
サービス	0.0	0.0	37.5	3.6	2.2	0.6	4.7	3.1	4.5	2.0	1.2	35.1	9.9	22.5	127.1	5.2%
繊維	10.8	9.8	1.5	13.8	0.8	12.1	8.4	0.1	1.1	0.1	0.0	0.0	3.6	0.0	62.2	2.5%
観光・ホテル	1.0	2.7	15.9	9.8	9.6	1.9	3.0	0.3	0.4	2.7	0.2	0.2	6.2	2.8	56.7	2.3%
健康	0.4	9.8	1.0	1.3	2.3	0.7	0.1	1.3	0.5	1.3	1.2	1.3	23.1	12.2	56.5	2.3%
木材	16.6	2.6	9.1	6.0	0.8	1.3	3.0	1.2	0.1	0.0	0.0	0.2	3.7	3.5	48.2	2.0%
その他製造	0.0	0.0	9.8	8.6	20.1	4.1	0.1	0.3	2.1	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	48.1	2.0%
化学	19.2	9.6	3.0	6.6	2.5	2.2	2.2	0.7	0.1	0.0	0.7	0.5	0.0	0.3	47.7	2.0%
石油・ガス	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	11.2	9.9	5.1	3.9	5.9	46.4	1.9%
貿易	6.0	3.4	12.2	2.2	4.8	2.8	1.4	3.9	1.1	4.0	0.0	0.0	1.4	2.0	45.2	1.9%
製鉄・機械	2.2	11.8	5.4	0.0	0.1	0.9	0.6	0.2	0.0	0.1	0.6	0.1	13.9	4.1	40.0	1.6%
その他	1.1	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.4	0.0	2.4	32.5	1.3%
建築資材	0.0	0.0	0.0	10.2	0.0	0.0	6.1	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	17.6	0.7%
上位15業種	126.6	264.4	203.5	185.5	102.8	294.1	67.3	68.2	46.4	120.8	79.7	326.0	225.5	240.1	2,351.0	96.2%
総計	129.6	266.2	206.3	198.4	116.5	301.7	70.7	72.9	46.6	122.4	83.3	341.0	231.5	256.6	2,443.7	100.0%

(資料) CEPICI (コートジボワール投資促進センター)

BOX. コートジボワールの現行の投資法の概要について

投資制度は、以下の2種類に分けられる。

- I 「投資申告制度」：5億CFAフラン未満の新規プロジェクト(但し、建設・土木分野、商業分野、運輸分野、金融分野は対象外)
 II 「投資認可制度」：5億CFAフラン以上の新規プロジェクトおよび既存事業の拡張プロジェクトが対象(但し、建設・土木分野、金融分野は対象外)

I. 投資申告制度

(1) 許可手続：投資プロジェクトに関する申請書をコートジボワール投資促進センター (CEPICI) に提出することにより、48時間以内に認可される。

(2) 優遇措置期間：立地地域により2つに区分される(投資計画期間も当該期間に加算される)。

Aゾーン：アビジャンおよびその周辺地域；5年。

Bゾーン：その他の地域；8年。

(3) 優遇措置：①商工業利益税および非商業活動利益税を免除する、②事業免許税、営業ライセンス税を免除する(但し、期間終了2年前には50%、期間終了年には25%の減免率となる)。

II. 投資認可制度

(1) 認可手続：CEPICI に投資申請書を提出後、専門投資委員会の助言に基づき、政府が45日以内に認可を行う。

(2) 優遇措置期間：立地地域により2つに区分される。(投資計画期間も当該期間に加算される)。

Aゾーン：アビジャンおよびその周辺地域；5年。

Bゾーン：その他の地域；8年。

(3) 優遇措置：①商工業利益税および非商業活動利益税を免除する。②事業免許税、営業ライセンス税を免除する。③投資に必要な設備、資材、予備部品の輸入税を一律5%の優遇税率とする(通常は最大20%)。④投資額が20億CFAフラン以上の場合、家屋建築済みの土地に対する不動産税を免除する(但し、期間終了2年前には50%、期間終了年には25%の減免率となる。住宅建設、農業、保健衛生分野など特定プロジェクト関連の生産機材調達にかかる付加価値税を免除する。また、

拡張プロジェクトの場合、優遇措置は③及び④のみ。

Ⅲ. その他

- (1) 二国間投資奨励・保護相互協定：ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国、中国、カタール、ベルギー、カナダ、フランス、チュニジア
- (2) 鉱物資源及び石油・ガス資源の探査・開発に特化した投資を行う際には、その手続きや規定、優遇措置等を定めた鉱業法および石油法が別途適用される。優遇措置として法人税免除、設備機器などの輸入にかかる関税免除など各種税が減免される。
- (3) 情報通信技術・バイオテクノロジーフリーゾーンでは、優遇措置として各種税が減免される。対象分野は、情報技術、電気通信、オーディオビジュアル、バイオテクノロジー、養成、金融、高付加価値サービス等。
- (4) 水産物加工保税制度では、加工品の 90%以上を輸出する企業に対し、優遇措置として各種税の減免のほか水道、電気、電話、ガソリン、燃料等に特別料金が適用される。
- (5) 保税区内と保税区外の貨物の搬出入は輸出入とみなされる。また、西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) 原産地規則は、保税制度下の加工品に原産地付与を認めていない (税関総局通達 No. 1367)。

(資料) 日本貿易振興機構 (JETRO) (http://www.jetro.go.jp/world/africa/ci/invest_03/) .

コートジボワールのビジネス環境を世界銀行の Doing Business Index (DBI) で見ると、2010 年の全指標の評価は世界 183 カ国中の 168 位となっており、2009 年の 163 位から順位を下げている。このうち、2010 年の「事業終了手続き」は 183 カ国中の 71 位、「契約実効性担保」は同 127 位、「労働者雇用」は同 129 位となっており、全指標の水準を大きく上回っている。他方、「建設許可」が同 167 位、「起業」が同 172 位であり、最下位に近い水準にある。

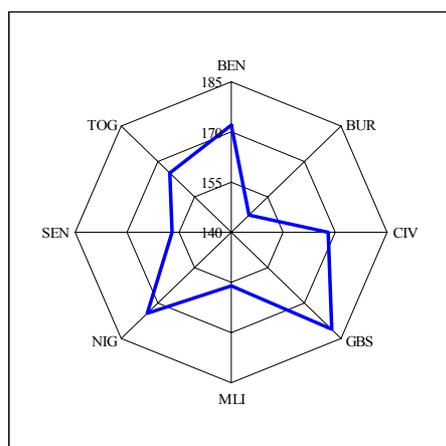
表 2-34 コートジボワールの Doing Business Index の推移

項目	単位	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全指標	世界順位						163	168
起業	世界順位						170	172
手続き数	実数	11	11	11	11	10	10	10
時間	日数	62	58	45	45	40	40	40
費用	一人当たり所得の比率 (%)	139.5	133.6	134.9	134.1	135.8	135.1	133.3
最低資本金	一人当たり所得の比率 (%)	212.5	222.3	225.2	226.7	219.8	215.9	204.9
建設許可	世界順位						157	167
手続き数	実数			21	21	21	21	22
時間	日数			628	628	628	628	629
費用	一人当たり所得の比率 (%)			259.3	255.5	247.7	243.3	230.9
労働者雇用	世界順位						128	129
雇用に伴う困難さ	0-100	56	56	33	33	33	33	33
労働時間の厳守度	0-100	47	47	47	47	47	47	47
解雇に伴う困難さ	0-100	20	20	20	20	20	20	20
労働の厳守度	0-100	41	41	33	33	33	33	33
解雇の費用	給与の週数	49	49	49	49	49	49	49
不動産登記	世界順位						142	145
手続き数	実数		7	7	6	6	6	6
時間	日数		397	397	62	62	62	62
費用	資産価値の比率 (%)		13.9	14	14	13.9	13.9	13.9
融資へのアクセス	世界順位						147	150
法的権利の強さ	0-10		3	3	3	3	3	3
融資情報の深さ	0-6		1	1	1	1	1	1
公的与信カバー率	成人の比率 (%)		0.2	3	3.1	2.8	2.9	2.7
民間与信カバー率	成人の比率 (%)		0	0	0	0	0	0
投資家保護	世界順位						151	154
情報開示の度合い	0-10			6	6	6	6	6

取締役責任の度合い	0-10			1	1	1	1	1
株主訴訟の容易さ	0-10			3	3	3	3	3
投資家保護の強さ	0-10			3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
税金支払い	世界順位						150	152
法人税支払い回数	年間回数			66	66	66	66	66
時間	年間時間			270	270	270	270	270
収益税	%							9
労働に係る諸税等	%							20.1
その他の税	%							15.7
全税率	収益に対する比率 (%)			48.4	48.4	45.4	45.4	44.7
国境を越えた貿易	世界順位						158	160
輸出に必要な文書	実数			10	10	10	10	10
時間	日数			23	23	23	23	25
費用	コンテナ当たりの米ドル			1,653	1,653	1,653	1,904	1,969
輸入に必要な文書	実数			9	9	9	9	9
時間	日数			43	43	43	43	36
費用	コンテナ当たりの米ドル			2,457	2,457	2,457	2,437	2,577
契約実効性担保	世界順位						126	127
手続き数	実数	33	33	33	33	33	33	33
時間	日数	770	770	770	770	770	770	770
費用	担保額の比率	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7
事業終了手続き	世界順位						71	71
回収コスト	米ドルに対する額 (セント)	14.9	19.9	14.9	33.8	33	34	34
時間	年	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
費用	財産の比率	18	18	18	18	18	18	18

(資料) Doing Business HP (<http://www.doingbusiness.org/CustomQuery/>)

次に、UEMOA 諸国との比較において DBI を見ると、2010 年の全指標の順位はコートジボワール (CIV) より上位にあるのが、ブルキナファソ (BUR) (147 位)、マリ (MLI) (156 位)、セネガル (SEN) (157 位) 及びトーゴ (TOG) (165 位) である。他方、同国より下位にあるのは、ベナン (BEN) (172 位)、ニジェール (NIG) (174 位) 及びギニアビサウ (GBS) (181 位) である。



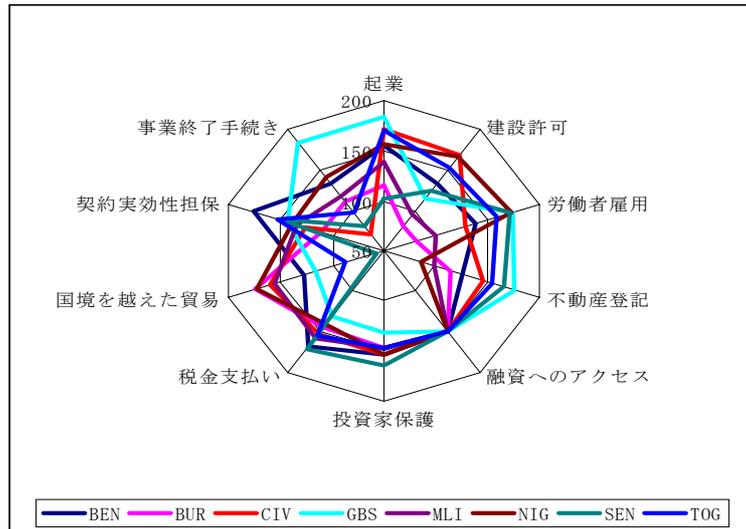
国名	順位
BEN	172 位
BUR	147 位
CIV	168 位
GBS	181 位
MLI	156 位
NIG	174 位
SEN	157 位
TOG	165 位

※本指標は世界順位を活用しているため、順位が低い方が好ましいビジネス環境を有していることを表す。なお、最上位 (第 1 位) はシンガポール、最下位 (183 位) は中央アフリカである。

図 2-43 UEMOA 諸国の Doing Business Index の全指標の評価 (世界順位) (2010 年)

(資料) Doing Business HP (<http://www.doingbusiness.org/CustomQuery/>)

UEMOA 諸国の項目別順位を見ると、ブルキナファソ及びマリの「建設許可」がそれぞれ 80 位及び 95 位、セネガル及びトーゴの国境を越えた貿易がそれぞれ 57 位及び 87 位、また、これら 2 カ国の「事業終了手続き」がそれぞれ 80 位及び 97 位、さらに、ニジェールの「不動産登記」が 85 位となっており、特筆できる項目にある。

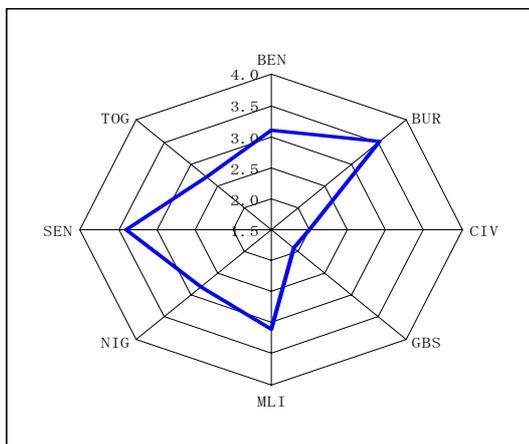


	起業	建設許可	労働者雇用	不動産登記	融資へのアクセス	投資家保護	税金支払い	国境を越えた貿易	契約実効性担保	事業終了手続き
BEN	155	133	139	126	150	154	167	128	177	133
BUR	115	80	82	114	150	147	144	176	110	112
CIV	172	167	129	145	150	154	152	160	127	71
GBS	183	114	175	177	150	132	130	115	143	183
MLI	139	95	100	99	150	147	158	156	135	117
NIG	157	166	173	85	150	154	141	173	138	141
SEN	102	124	172	166	150	165	172	57	151	80
TOG	170	152	159	155	150	147	155	87	154	97

図 2-44 UEMOA 諸国の Doing Business Index の項目別の評価 (世界順位) (2010 年)

(資料) Doing Business HP (<http://www.doingbusiness.org/CustomQuery/>)

また、Transparency International の CPI を UEMOA 諸国で見ると、コートジボワール (CIV) のスコアは 2.0 で、これら諸国 (8 カ国) 中の第 7 位にある。同国よりも CPI が低いのはギニアビサウ (GBS) (1.9) のみである。逆に、これら諸国でスコアが高いのは、ブルキナファソ (BUR) が 3.5、セネガル (SEN) が 3.4、ベナン (BEN) 及びマリ (MLI) が 3.1、ニジェール (NIG) が 2.8 及びトーゴ (TOG) が 2.7 である。



国名	スコア
BEN	3.1
BUR	3.5
CIV	2.0
GBS	1.9
MLI	3.1
NIG	2.8
SEN	3.4
TOG	2.7

※本指標はスコアを活用しているため、スコアが高い方が透明性が高いことを表す。なお、最高位 (第 1 位) はデンマーク、ニュージーランド及びスウェーデンの 9.3、最低位 (180 位) はソマリアの 1.0 である。

図 2-45 UEMOA 諸国の Corruption Perceptions Index (CPI) (2008 年)

(資料) Transparency International HP

(http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2008/cpi2008/cpi_2008_table)

これらの2つの指標からコートジボワールのビジネス環境についてUEMOA諸国と比較して指摘できるのは、同国の腐敗は、CPIからも明らかな通り、UEMOA諸国内で相対的に高い（8カ国中で第7位）ものの、ビジネス環境は、DBIから見る限り、同諸国内では相対的に中位（8カ国中で第5位）にあることから、ビジネス環境は相対的に腐敗の度合いよりも良好であることが分かる。

2.4.3 国際収支

コートジボワールの国際収支構造はサブサハラ・アフリカ諸国の一般的な国際収支構造とは異なる面がある。これは、1980年代の半ば以降に経常収支の赤字が多額であったものの、2000年代に入って同収支が黒字化する傾向にある点である。もとより、サブサハラ・アフリカ諸国では貿易収支の恒常的な赤字が問題となる。同国の場合、貿易収支の恒常的な黒字をサービス収支、所得収支及び移転収支の赤字で決済することとなっていたが、貿易収支の黒字幅の増加は経常収支の黒字化を可能としていることが重要である。また、投資収支は恒常的な黒字であるものの、金融収支は赤字基調で推移している。結果として、「外貨準備増減」、「IMFポジション」及び「例外的ファイナンス」の総額で構成される外貨準備等増減は、1980年代半ばから2003年までプラスとなり、かつ、多額の場合が多いが、これは大概が例外的ファイナンス（Exceptional Financing）によるものとなっている。

表 2-35 コートジボワールの国際収支（総括表）

	経常収支					資本収支	金融収支		外貨準備等増減	外貨準備増減	IMFポジション	例外的ファイナンス	誤差・脱漏
	貿易収支	サービス収支	所得収支	移転収支	投資収支								
1975	-378.9	226.8	-324.3	-139.5	-141.9	0.0	288.8	69.1	84.5	84.5	0.0	0.0	5.6
1976	-249.3	573.8	-406.9	-156.9	-259.2	0.0	254.5	44.8	-1.4	-37.1	14.6	21.1	-3.7
1977	-177.3	814.9	-499.1	-192.9	-300.1	0.0	351.7	14.7	-126.3	-115.2	-11.6	0.5	-48.2
1978	-839.2	573.0	-686.6	-307.1	-418.4	0.0	1,023.7	83.3	-152.4	-164.2	9.9	1.9	-32.2
1979	-1,383.3	489.4	-853.2	-447.5	-571.9	0.0	1,132.0	74.8	330.1	329.9	0.0	0.2	-78.8
1980	-1,826.5	399.0	-967.0	-552.8	-705.7	0.0	1,215.5	94.7	687.9	135.5	37.0	515.4	-76.9
1981	-1,411.4	367.3	-791.2	-508.2	-479.3	0.0	906.0	32.8	604.2	6.2	372.0	226.1	-98.8
1982	-1,017.3	557.5	-712.7	-499.4	-362.7	0.0	749.5	47.5	302.9	20.3	125.6	157.0	-35.2
1983	-931.1	431.2	-565.0	-501.8	-295.6	0.0	384.5	37.5	700.8	-19.1	165.3	554.6	-154.1
1984	-76.9	1,137.4	-453.8	-493.4	-267.0	0.0	-280.8	21.7	476.7	10.0	10.0	456.8	-119.1
1985	63.7	1,351.1	-364.4	-666.0	-257.0	0.0	-317.2	29.2	169.2	4.8	-45.4	209.8	84.2
1986	-300.3	1,547.5	-842.0	-646.8	-358.9	0.0	-36.4	70.8	392.0	-10.7	-78.4	481.1	-55.3
1987	-970.0	1,086.4	-817.2	-879.4	-359.8	0.0	33.3	87.5	924.2	-17.2	-145.8	1,087.2	12.6
1988	-1,241.3	922.0	-786.6	-920.9	-455.6	0.0	-159.1	51.7	1,424.8	-0.3	-63.0	1,488.0	-24.4
1989	-967.3	919.7	-744.5	-940.1	-202.5	0.0	-305.3	18.5	1,311.5	11.3	-123.9	1,424.1	-38.8
1990	-1,214.3	1,093.8	-1,035.8	-1,091.2	-181.1	0.0	-122.7	48.1	1,446.6	16.3	33.4	1,396.9	-109.6
1991	-1,074.1	923.4	-779.5	-1,111.6	-106.4	0.0	-151.4	16.3	1,327.6	-0.6	-58.5	1,386.7	-102.2
1992	-1,012.7	994.7	-828.0	-1,080.9	-98.6	0.0	-450.7	-230.8	1,416.9	-84.4	-91.9	1,593.2	46.6
1993	-891.7	748.3	-655.8	-790.0	-194.2	0.0	-356.0	87.9	1,236.6	4.4	-49.0	1,281.2	11.1
1994	-13.8	1,289.1	-503.3	-683.7	-115.8	527.6	-523.1	78.0	20.3	-194.5	94.3	120.5	-11.1
1995	-492.4	1,375.5	-844.8	-786.5	-236.6	291.3	-88.6	211.5	254.2	-302.5	94.9	461.8	35.6
1996	-162.3	1,823.7	-874.6	-768.8	-342.5	47.1	-717.8	268.8	848.4	-113.4	90.3	871.5	-15.5
1997	-154.7	1,792.8	-899.0	-668.0	-380.5	40.6	-323.0	415.3	476.6	-95.5	-22.3	594.3	-39.6
1998	-290.2	1,720.0	-909.5	-707.0	-393.6	25.6	-417.1	380.0	649.6	-179.8	168.8	660.6	32.1
1999	-119.5	1,895.5	-872.5	-756.7	-385.8	13.8	-580.6	323.7	707.9	109.8	-8.2	606.3	-21.5
2000	-241.3	1,486.2	-744.6	-652.9	-330.0	8.4	-362.6	234.7	608.3	-89.0	-38.8	736.1	-12.9
2001	-61.3	1,528.2	-693.4	-585.8	-310.2	10.1	-66.1	272.7	86.1	-386.6	-66.4	539.1	31.2
2002	768.2	2,819.3	-959.3	-629.7	-462.0	8.3	-1,028.6	212.6	278.4	-584.1	-13.5	876.1	-26.3
2003	294.2	2,556.8	-1,116.2	-659.5	-486.9	13.7	-1,035.3	165.4	1,615.3	840.1	-106.4	881.6	-887.9

2004	240.9	2,627.9	-1,269.9	-651.7	-465.5	145.9	-263.4	283.0	-149.9	-249.7	-127.1	226.9	26.6
2005	39.7	2,446.3	-1,291.1	-653.2	-462.4	185.2	-482.5	311.9	315.1	148.4	-90.6	257.3	-57.5
2006	479.0	3,109.0	-1,388.5	-710.3	-531.3	33.0	-278.5	318.9	-223.3	-314.8	-57.7	149.2	-10.1
2007	-139.0	2,564.4	-1,550.6	-809.4	-343.3	92.9	326.9	426.8	-320.7	-473.9	15.1	138.1	39.9
2008	488.1	3,330.3	-1,603.6	-893.6	-345.0	85.5	-287.9	402.4	-229.8	136.1	21.7	-387.7	-55.9

(資料) IMF. 2010. International Financial Statistics.

コートジボワールの場合、恒常的な貿易収支の黒字を抱えながら相対的に外貨準備増減が低いのは、例外的ファイナンスが多額に上っていることが大きな要因である¹²。この例外的ファイナンスの詳細は公表されていない。なお、この項目に計上されるのは、①債権放棄額、②債務スワップ額、③危機的な国際収支状況にある国に対する支援に関する金額、④債務繰り延べ額、⑤債務買い戻し額及び⑥延滞金額の6種類である。

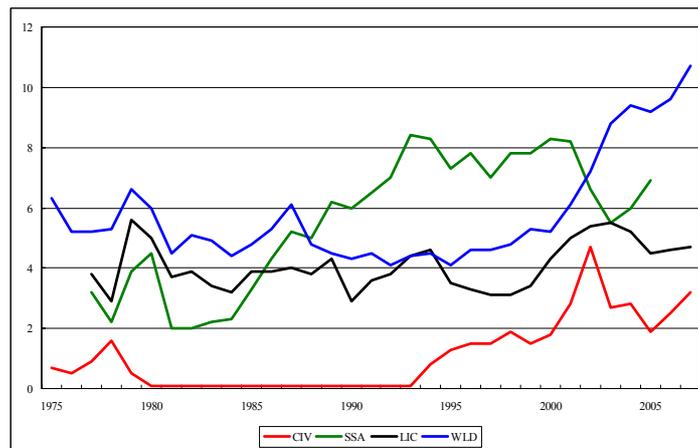


図 2-46 外貨準備高 (輸入月数比)

(資料) 世界銀行. 2009年. World Development Indicators.

2.5 財政の状況

コートジボワールの財政を見ると、図 2-47 が示すとおり、歳入及び歳出ともに、2000 年以降、概ね GDP の 16~18% の水準にあり、直近 (2007 年) の財政は、歳入が 18 兆 1,740 億 CFA フラン、歳出が 19 兆 4,940 億 CFA フランの水準にある。また、GDP 成長率 1% 当たりの歳入・歳出の増減比率を示す弾力性を見ると (図 2-48)、1999 年と 2003 年の歳入弾力性はマイナスにあるものの、実質 GDP 成長率がマイナスとなった 2000 年にも歳入弾力性はプラスを示している。これは、前年の実質 GDP 成長率に比して当該年の同成長率が相対的に低いことに起因することが考えられる。次に、歳出のデータは限られているが、データが取れる 2002 年以降はプラスで推移している。

¹² 表 2-35 を見ると、外貨準備等増減の中で例外的ファイナンスは外貨準備増減と比べて相対的に大きな金額になっている。なお、本文に記載のとおり、例外的ファイナンスの中身は公表されていない。

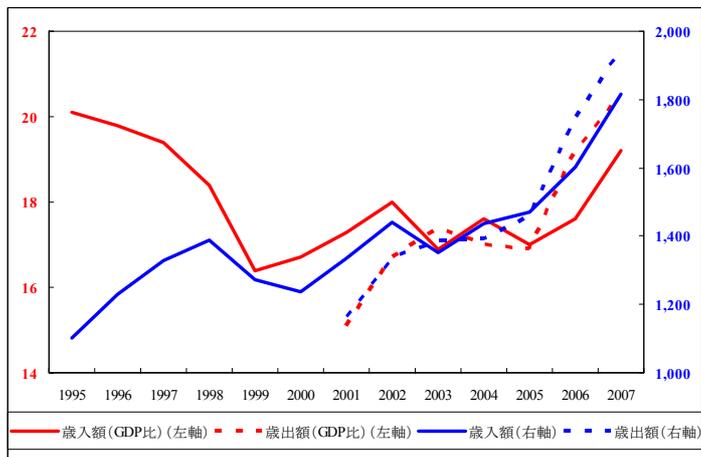


図 2-47 歳入・歳出額 (GDP 比、10 億 CFA フラン)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators. 及び IMF. 2009 年. World Economic Outlook.

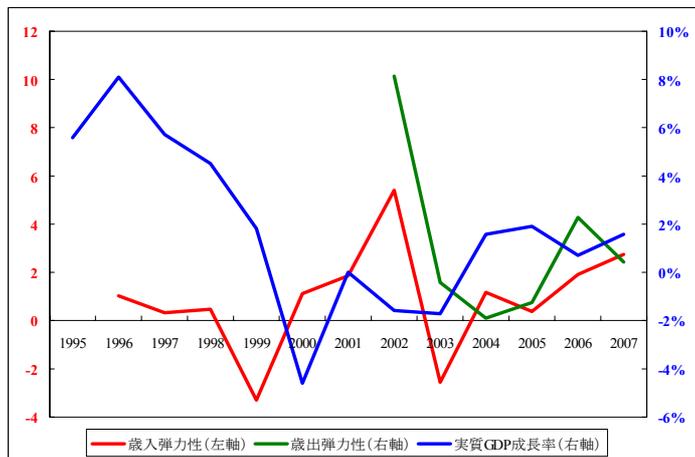


図 2-48 歳入・歳出弾力性 (対 GDP 比)

なお、コートジボワールの歳入は UEMOA 諸国と比較すると、相対的に高いことが分かる。(図 2-49)

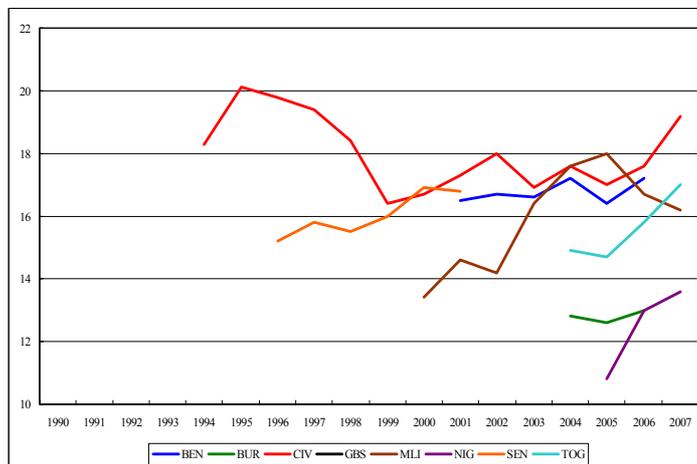


図 2-49 歳入 (贈与を除く) の GDP 比 (%)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

次に、歳入・歳出の項目を見ると、歳入では国際貿易関連税が相対的に多く(図 2-50)、直近(2007 年)では 7,654 億 CFA フランが国際貿易関連税からの歳入であった。その他の項目は、概ね 2,000 億 CFA フランの税収の水準となっている。他方、歳出では雇用者所得が相対的に大きな歳出項目であったが(図 2-51)、直近(2007 年)には財・サービス費が雇用者所得を上回って、6,675 億 CFA フランの歳出となった¹³。

¹³コートジボワール国の財政面のデータについては、特に本調査は日本国内での文献中心のものであるため、過去の経緯も含めて時系列に抽出することが困難な状況であるため、歳入減のより詳細な内容や国家予算の配分、財政上の構造的な問題などにかかる分析は対応できていない。

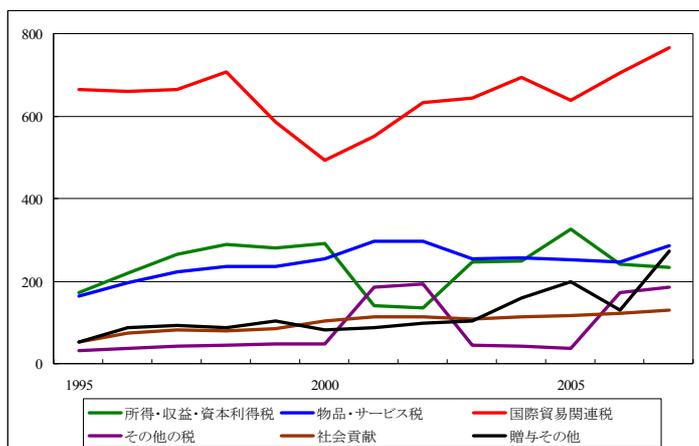


図 2-50 歳入の項目 (10 億 CFA フラン)

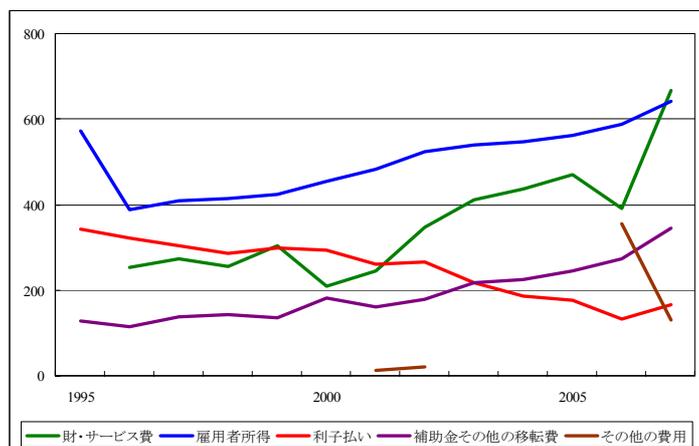


図 2-51 歳出の項目 (10 億 CFA フラン)

(資料) 世界銀行. 2009 年. World Development Indicators.

2.6 債務の状況

2.6.1 債務の内容

コートジボワールの対外債務残高は、1970 年以降、漸増傾向で推移し、1996 年に 195 億 2 千万ドルの水準にまで達した。それ以降、2001 年まで漸減して 116 億 2 千万ドルの水準となったが、その後は再び漸増傾向にあり、直近(2007 年)の対外債務残高は 139 億 4 千万ドルの水準にある。(図 2-52)

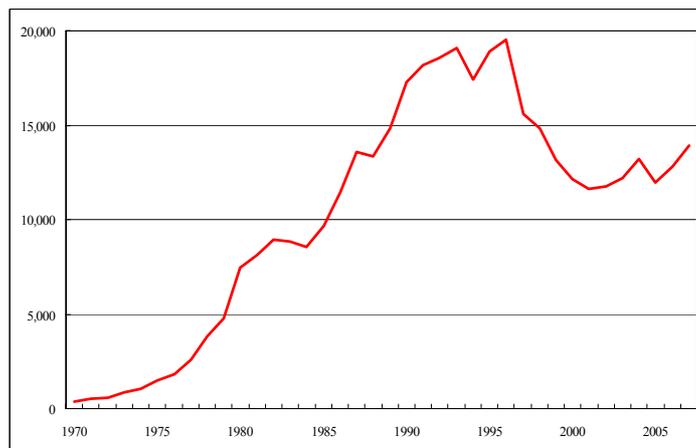


図 2-52 対外債務残高の推移 (100 万米ドル)

(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

コートジボワールの対外債務残高を、その構成要素である長期債務、IMF 信用の活用及び短期債務の 3 つの分類で見ると(図 2-53)¹⁴、長期債務残高は 1995 年に 145 億 6 千万ドルの水準まで漸増した。既述した通り、1996 年に対外債務残高がピークアウトしたのは、1996 年の短期債務残高が 58 億 1

¹⁴総対外債務は長期債務、IMF 信用の活用及び短期債務の合計で算出される。

千万ドルまで積み上がったことに起因する。短期債務残高は、それ以降、漸減して推移したが、2006年に再び上昇に転じ、2007年には15億2千万ドルの水準にまで上昇している。短期債務の増大は急激な資金移動をもたらす可能性があることから、1990年代後半のアジア諸国の経済・通貨危機をもたらしたように、不安定要素としてとらえられる。

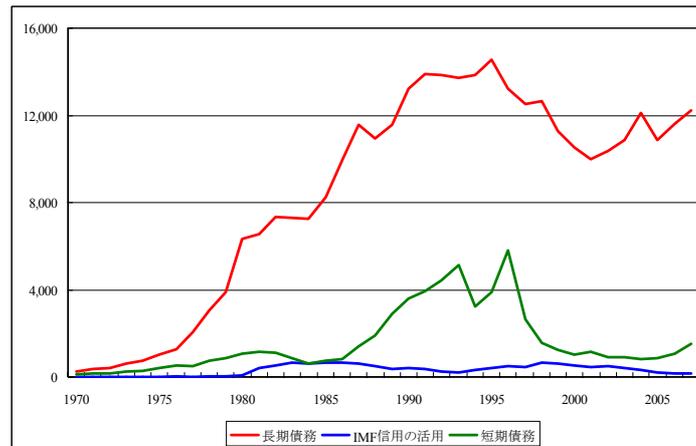


図 2-53 対外債務残高に占める長期債務、IMF 信用の活用及び短期債務 (100 万米ドル)
(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

長期の対外債務残高に占める「公的債務及び公的保証付き債務」と「公的保証のない民間債務」を見ると¹⁵ (図 2-54)、「公的債務及び公的保証付き債務」は 1995 年に 119 億ドルの水準にまで上昇した。それ以降は、漸減して 2001 年に 86 億ドルの水準にまで漸減したが、その後、漸増傾向にあり、直近 (2007 年) には 116 億 5 千万ドルにまで上昇している。他方、「公的保証のない民間債務」は 1980 年に 20 億ドルを超えて 20 億 1 千万ドルとなり、それ以降、1997 年まで 20 億ドル台で推移したが、その後、漸減して直近 (2007 年) には 5 億 9 千万ドルの水準にある。「公的保証のない民間債務」の増大は不安定要素として考えられる。

¹⁵長期債務は、債権者による区分として、「公的債務及び公的保証付き債務」と「公的保証のない民間債務」の合算で算出される。

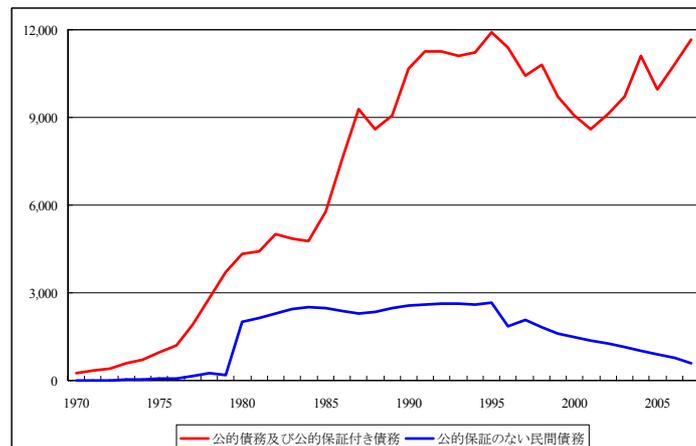


図 2-54 長期の対外債務残高に占める公的債務及び公的保証付き債務と公的保証のない民間債務 (100 万米ドル)

(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

「公的債務及び公的保証付き債務」に占める公的債権者と民間債権者の別を見ると(図 2-55)、1973 年から 1985 年までは民間債権者の公的債務及び公的保証付き債務が公的債権者のそれを上回っていたが、1986 年以降は公的債権者のものが大きく上回る傾向にある¹⁶。直近 (2007 年) の公的債権者の公的債務及び公的保証付き債務は、90 億 7 千万ドルで、1995 年の 92 億 2 千万ドルに次ぐ水準にまで積み上がっている。

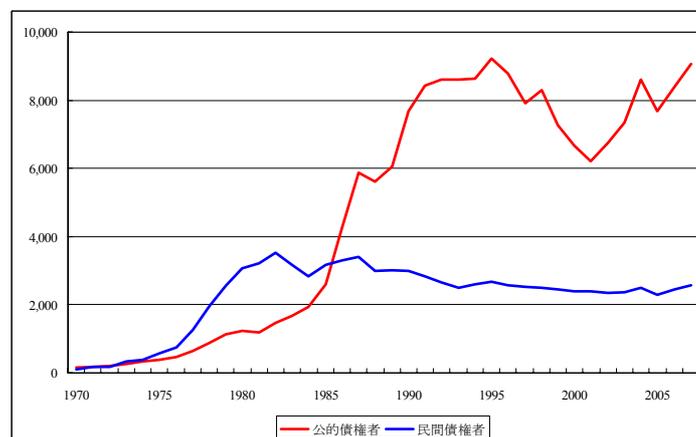


図 2-55 公的債務及び公的保証付き債務に占める公的債権者と民間債権者 (100 万米ドル)

(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

公的債権者に占める多国間債権者と二国間債権者の別を見ると(図 2-56)、1989 年までは双方の額が相前後する形で推移したが、1990 年以降は二国間債権者の残高が多国間債権者の残高を上回って推移している。

¹⁶公的債務及び公的保証付き債務」は、債権者による区分として、「公的債権者」と「民間債権者」の合算で算出される。

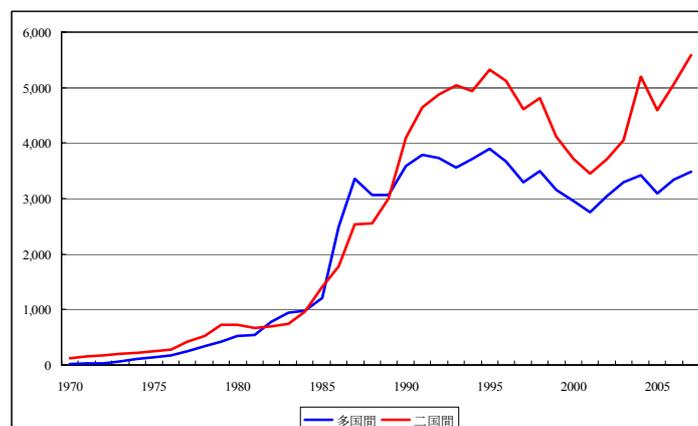


図 2-56 公的債権者に占める多国間債権者と二国間債権者（100 万米ドル）
（資料）世界銀行. 2009. Global Development Finance.

表 2-36 対外債務残高と構成要素（100 万米ドル）（1996 年～2007 年）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
総対外債務残高	19,524.0	15,609.0	14,852.0	13,170.0	12,138.0	11,618.0	11,791.0	12,187.0	13,229.0	11,955.0	12,823.0	13,938.0
長期債務	13,216.0	12,498.0	12,632.0	11,295.0	10,546.0	9,975.0	10,369.0	10,844.0	12,101.0	10,873.0	11,610.0	12,242.0
公的及び公的保証付き債務	11,367.0	10,427.0	10,800.0	9,699.1	9,063.4	8,602.7	9,110.3	9,700.5	11,092.0	9,973.1	10,828.0	11,651.0
公的債権者	8,787.0	7,906.0	8,302.3	7,255.7	6,669.3	6,210.8	6,752.1	7,341.1	8,603.9	7,681.1	8,389.5	9,067.0
多国間	3,664.6	3,301.2	3,490.8	3,148.1	2,958.4	2,758.2	3,039.7	3,289.4	3,413.6	3,094.7	3,336.7	3,476.9
譲許性債務	1,435.0	1,433.6	1,710.8	1,679.0	1,676.4	1,622.4	1,973.2	2,146.4	2,236.5	2,051.3	2,179.4	2,277.9
二国間	5,122.4	4,604.7	4,811.6	4,107.6	3,710.9	3,452.6	3,712.4	4,051.7	5,190.3	4,586.4	5,052.9	5,590.1
譲許性債務	3,371.7	3,069.9	3,232.7	2,739.4	2,449.7	2,257.4	2,553.0	2,840.8	3,974.6	3,510.7	3,870.2	4,285.1
民間債権者	2,579.7	2,521.1	2,497.4	2,443.4	2,394.1	2,391.9	2,358.1	2,359.4	2,487.6	2,292.0	2,438.8	2,584.2
債券	0.0	2,457.0	2,434.2	2,388.6	2,342.9	2,342.9	2,342.9	2,342.9	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行等	2,525.8	16.4	17.2	14.8	14.2	13.6	0.5	0.6	2,487.6	2,292.0	2,438.8	2,584.2
その他の民間債権者	53.9	47.7	46.0	40.0	37.0	35.4	14.8	15.9	0.0	0.0	0.0	0.0
民間非保証債務	1,848.9	2,070.6	1,832.6	1,595.6	1,482.3	1,372.3	1,258.7	1,143.7	1,009.7	900.4	782.0	590.8
債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行等	1,848.9	2,070.6	1,832.6	1,595.6	1,482.3	1,372.3	1,258.7	1,143.7	1,009.7	900.4	782.0	590.8
IMF クレジット利用	502.7	450.0	644.0	619.5	549.3	464.0	490.9	425.0	311.4	198.4	150.1	173.5
短期債務	5,805.4	2,661.1	1,575.6	1,255.8	1,042.9	1,179.1	931.6	917.4	816.1	883.0	1,062.8	1,522.6

（資料）世界銀行. 2009. Global Development Finance.

多国間及び二国間の長期債務残高における譲許性債務の割合を見ると（図 2-57）、残高の多い二国間の長期債務残高に占める譲許性債務の割合は 1970 年代の半ばまでは 80% を超える水準にあったものの、それ以降は 1988 年に 34.4% まで下降した。しかしその後上昇し、2004 年以降は 75% を超える水準にある。他方、多国間の長期債務残高における譲許性債務の割合は、1985 年まで漸減傾向にあったものの 1986 年に 43.4% まで上昇し、それ以降は 1993 年に 26.3% まで漸減したものの、その後、漸増傾向にあり、直近（2007 年）には 65% を超える水準にある。

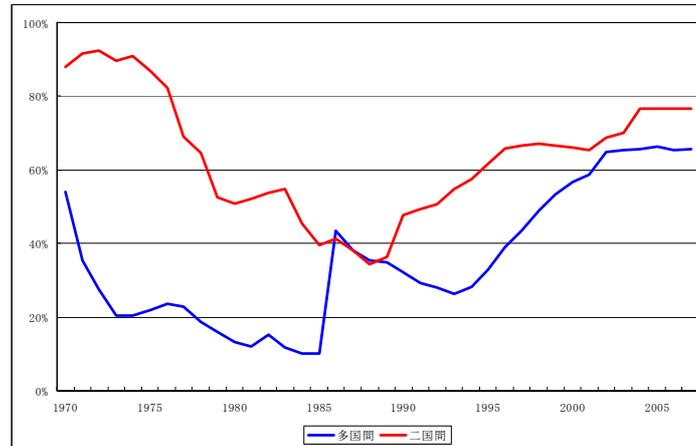


図 2-57 多国間及び二国間の長期債務残高における譲許性債務の割合 (%)
 (資料) 世界銀行, 2009. Global Development Finance.

なお、コートジボワールはこれまで 10 回の公的債務の救済措置を受けている。このうち、1984 年から 1989 年までの 5 回は従来型 (Classic Term) による救済措置であったが、1991 年にはヒューストン・ターム、1994 年にはロンドン・ターム、1998 年及び 2002 年にはリヨン・ターム、2009 年にはケルン・タームでそれぞれ救済措置を受けている。一般的には、このような状況の国に対する借款の供与は難しいものと想定される。

表 2-37 コートジボワールの公的債務救済措置一覧

救済日	タイプ	状況
1984 年 5 月 4 日	従来型	完済
1985 年 6 月 25 日	従来型	完済
1986 年 6 月 27 日	従来型	完済
1987 年 12 月 18 日	従来型	完済
1989 年 12 月 18 日	従来型	完済
1991 年 11 月 20 日	ヒューストン・ターム	実効中
1994 年 3 月 23 日	ロンドン・ターム	実効中
1998 年 4 月 24 日	リヨン・ターム	実効中
2002 年 4 月 10 日	リヨン・ターム	実効中
2009 年 5 月 15 日	ケルン・ターム	実効中

(資料) パリ・クラブ HP (<http://www.clubdeparis.org/>)

コートジボワールは、2009 年 3 月に HIPC (Heavily Indebted Poor Countries) イニシアティブの決定時点 (Decision Point) を達成した。現在、同国政府は出来るだけ早期に PRSP の遂行を通じた完了時点 (Completion Point) の達成に向けての協調的な努力を行っている。

他方、大統領選挙の実施が完了時点の達成の前提であるとの見方もあり、今後、完了時点がいつになるのかは明らかではない。

2.6.2 主要債務指標

コートジボワールの債務状況を明らかにするために、一般的に開発途上国の債務状況を分析する際に用いられている指標を活用する。これらの指標は以下の10指標である。

- | |
|--|
| ①総対外債務／財・サービス輸出（労働者送金を含む）（%） |
| ②総対外債務／国民総所得（%） |
| ③総元利払額／財・サービス輸出（労働者送金を含む）（%）（=Debt Service Ratio ¹⁷ ） |
| ④総利払額／財・サービス輸出（労働者送金を含む）（%）（=Interest Service Ratio） |
| ⑤総利払額／国民総所得（%） |
| ⑥外貨準備／総対外債務（%） |
| ⑦外貨準備／財サービス輸入（月） |
| ⑧短期債務／総対外債務（%） |
| ⑨譲許的債務／総対外債務（%） |
| ⑩国際機関からの債務／総対外債務（%） |

本調査では、これらの指標を世界銀行のGlobal Development Finance (GDF)の2009年版から取得し、①コートジボワール (CIV)、②同国が属しているサブサハラ・アフリカ諸国 (SSA)、③低所得 (Low Income) 国 (LICs) 及び④全途上国 (All Developing Countries) (ADCs) と比較する視点から言及する。なお、これらの国の分類はGDFの定義に基づくものとした。

これらの指標から、コートジボワールの債務状況として以下の諸点を指摘することができる。まず第一に、同国の財・サービス輸出の水準が相対的に高いことから、同国の債務は国民総所得に対しては相対的に高い水準にあるが(図 2-59)、財・サービス輸出に対しては特に1990年代半ば以降は⑥、③及び④との比較において、若干、高い程度である(図 2-58)。第二に、1980年代半ばから1990年代半ばまでの総対外債務は相対的にかなり高い水準にあった(図 2-58 及び図 2-59)。第三に、1970年代末葉から1980年代前半の総元利払額(図 2-60)、とりわけ、総利払額(図 2-61)は相対的にかなり高い水準にあった。また、相対的に高いこの水準は2000年まで継続していた(図 2-63)。第四に、同国の外貨準備は総対外債務(図 2-63)及び財・サービス輸入(月)(図 2-64)との比較において、相対的にかなり低い水準で推移している。第五に、1980年代末から1990年代半ばまでの短期債務は相対的にかなり高い水準で推移した(図 2-65)。第六に、1980年代半ばまでの譲許性債務は相対的に低い水準にあった(図 2-66)。第七に、特に1990年以降、国際機関からの債務は総対外債務の中でサブサハラ・アフリカ諸国を、若干、下回る水準で推移してきた(図 2-67)。

17 デット・サービス・レシオは、分子に年間の対外債務の元本及び利子の返済額、分母に財及びサービスの輸出総額を使って計算され、%で表す。例えば、銀行研修社の「第六版国際金融用語辞典」(2007年)によると、「通常この指標が20%を超えると支払能力に懸念ありとされ、融資対象として適格性を問われることが多い」となっている。

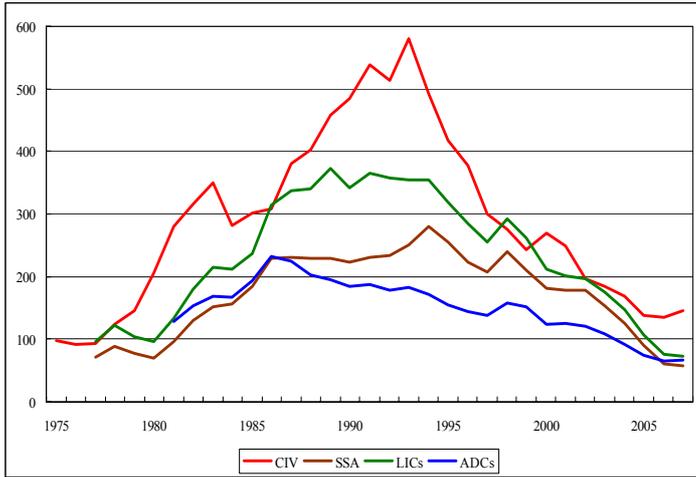


図 2-58 ①総対外債務／財・サービス輸出 (%)

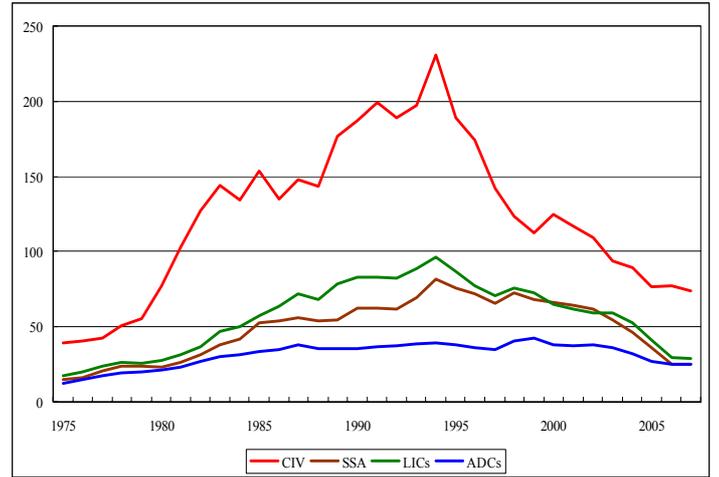


図 2-59 ②総対外債務／国民総所得 (%)

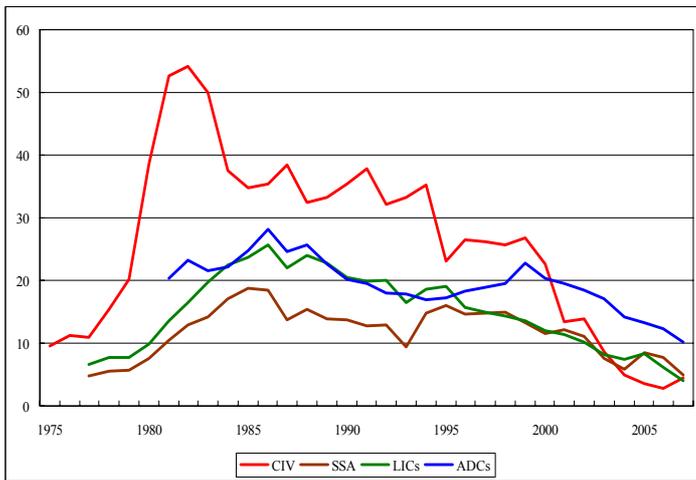


図 2-60 ③総元利払額／財・サービス輸出 (%)

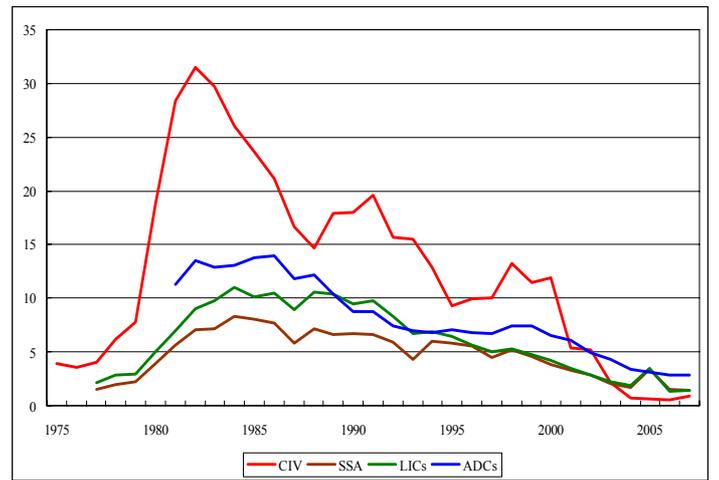


図 2-61 ④総元利払額／財・サービス輸出 (%)

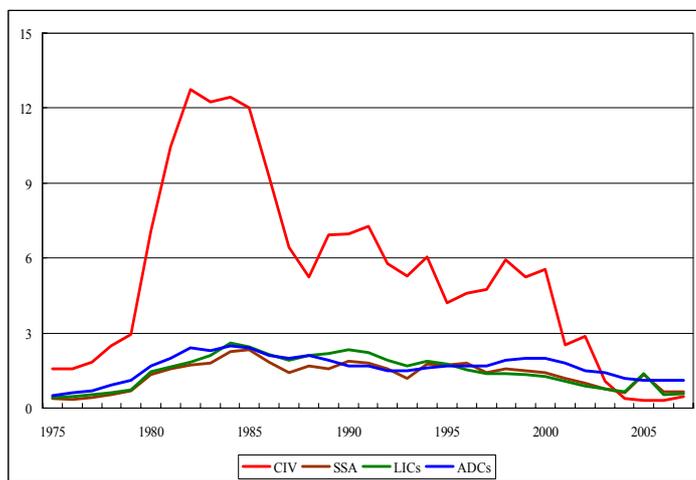


図 2-62 ⑤総元利払額／国民総所得 (%)

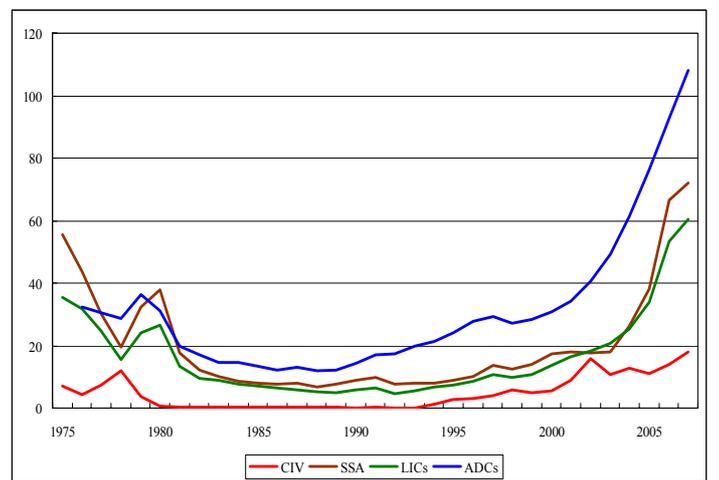


図 2-63 ⑥外貨準備／総対外債務 (%)

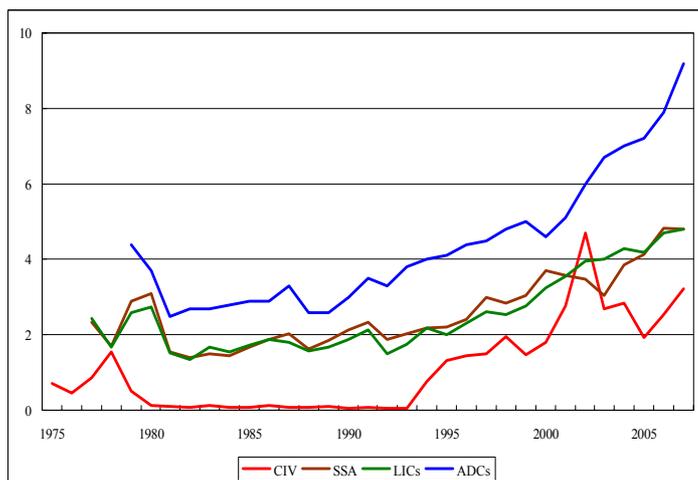


図 2-64 ⑦外貨準備／財・サービス輸入（月）

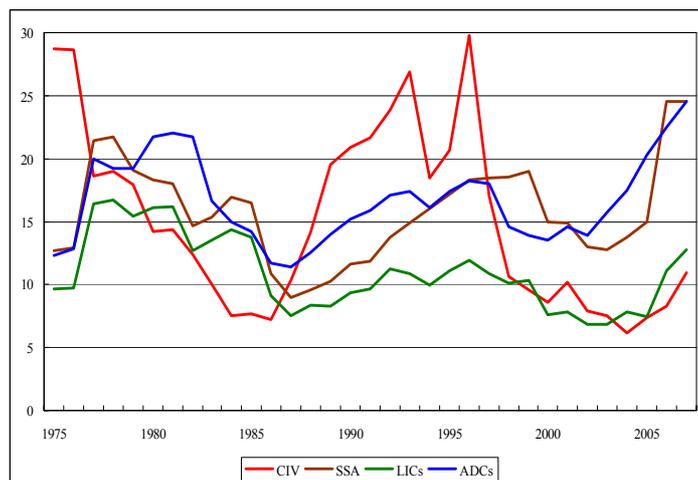


図 2-65 ⑧短期債務／総対外債務（％）

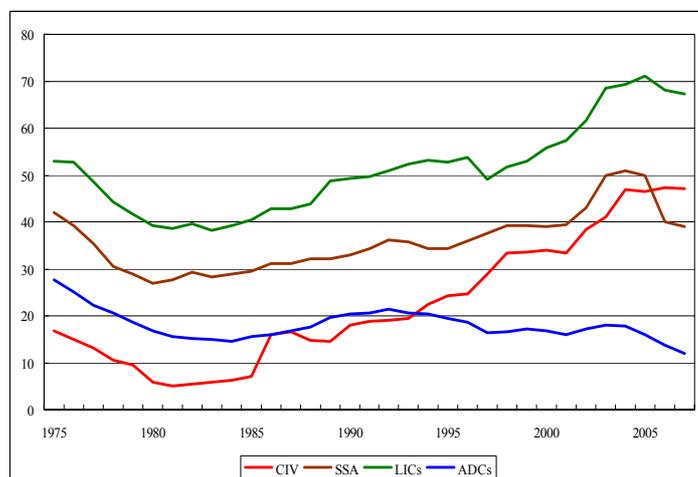


図 2-66 ⑨譲許的債務／総対外債務（％）

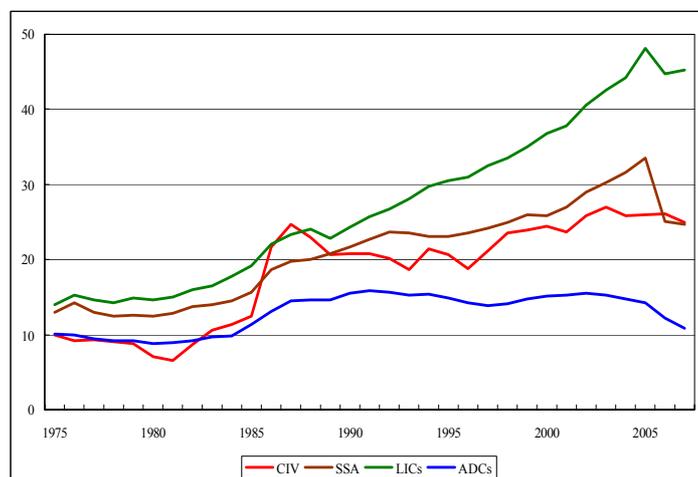
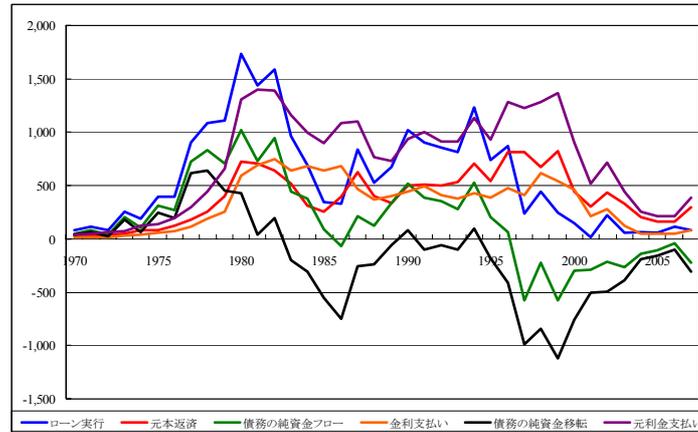


図 2-67 ⑩国際機関からの債務／総対外債務（％）

2.6.3 債務の構成

コートジボワールの過去 10 年間の債務の構成を見ると、ローンの実行が元本返済を下回っているため、債務の純資金フローは恒常的にマイナスで推移している。つまり、元本の返済が新たなローンの実行額 (Disbursements) よりも大きいため、実際の資金フロー (債務の純資金フロー) はマイナスになっており、新たなローンを受けても元利金の支払いが上回る状態が継続している。よって、債務の純資金移転も常にマイナスである (図 2-68)。よって、ローンの実行額から元本の返済と金利の支払いの合算である元利金支払い (Debt service) を引いた債務の純資金移転もマイナスで推移している。

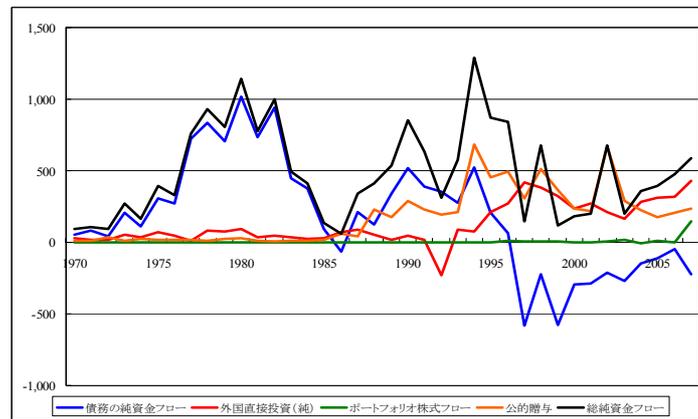


	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ローン実行	445.0	246.6	148.1	11.9	223.2	56.8	64.1	55.0	114.8	77.4
元本返済	670.1	823.4	442.1	302.5	436.0	325.4	208.8	165.4	161.2	299.0
債務の純資金フロー	-225.1	-576.8	-294.0	-290.6	-212.8	-268.6	-144.7	-110.3	-46.4	-221.6
金利支払い	615.0	544.1	461.9	215.5	280.1	121.0	45.0	46.8	49.6	82.8
債務の純資金移転	-840.1	-1,120.9	-755.9	-506.1	-492.9	-389.5	-189.8	-157.2	-96.0	-304.4
元利金支払い	1,285.1	1,367.5	904.0	518.0	716.2	446.3	253.9	212.2	210.8	381.8

図 2-68 コートジボワールの債務の純資金移転

(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

既述した通り、債務の純資金フローはマイナスで推移しているが、特に（純）外国直接投資及び公的贈与の金額がマイナス分を大きく上回るため、総純資金フローは恒常的にプラスの水準にある。



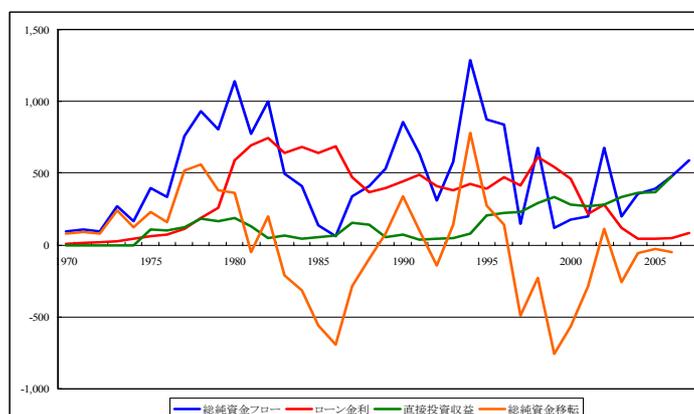
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
債務の純資金フロー	-225.1	-576.8	-294.0	-290.6	-212.8	-268.6	-144.7	-110.3	-46.4	-221.6
(純) 外国直接投資	380.0	323.7	234.7	272.7	212.6	165.4	283.0	311.9	318.9	426.9
ポートフォリオ株式フロー	8.6	5.6	1.2	2.4	3.6	15.8	-4.9	13.9	1.6	147.5
公的贈与	513.3	367.1	237.9	215.6	673.0	286.2	223.4	176.2	203.0	234.9
総純資金フロー	676.8	119.6	179.8	200.1	676.4	198.8	356.8	391.7	477.1	587.6

図 2-69 コートジボワールの債務の総純資金フロー

(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

既述した通り、総純資金フローは恒常的にプラスにあるが、ローン金利及び直接投資収益（利益送金）が総純資金フローを上回るため、総純資金移転は2002年を除いてマイナスとなっている。特に、コートジボワールの直接投資受入額（ストック額）は2006年に46億9千万ドルとなっているが、そこから得られた利益の内の4億8千万ドルが利益送金として国外に送金されていることとなり、国内の再投資に向かっていないという実態がある。

なお、2002年は公的贈与が高い水準にあることに起因する総純資金フローの水準が高いため、総純資金移転はプラスとなっている（図2-70）。



	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
総純資金フロー	676.8	119.6	179.8	200.1	676.4	198.8	356.8	391.7	477.1	587.6
ローン金利	615.0	544.1	461.9	215.5	280.1	121.0	45.0	46.8	49.6	82.8
直接投資収益	292.0	333.6	284.0	269.5	283.7	334.7	363.8	370.2	477.9	-
総純資金移転	-230.2	-758.1	-566.1	-284.9	112.7	-256.8	-52.0	-25.3	-50.5	-

図2-70 コートジボワールの総純資金移転

（資料）世界銀行. 2009. Global Development Finance.

1990年以降のコートジボワールの対外債務の残高とフローの調整を見ると（表2-37）、既述した債務の純資金フローは、1998年以前は1994年を除いてプラスで推移していた。また、未払い利子の純増減が大きく上下動し、利子の資本化が頻繁に行われていることが分かる。さらに、債務免除・減額が頻繁に行われており、特に1997年の債務免除・減額は38億9千万ドルとなっている。

表 2-38 対外債務の残高とフローの調整 (100 万米ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
対外債務残高増減	2,430.5	922.9	372.5	524.4	-1,675.7	1,503.4	625.1	-3,914.9	-756.9
債務の純資金フロー	1,188.8	561.2	626.6	725.9	-1,001.9	935.0	2,116.7	412.5	-1,064.2
未払い利子の純増減	61.8	106.6	116.8	208.3	-290.4	59.0	-66.9	-865.8	-78.3
利子の資本化	286.5	129.7	84.0	0.0	305.9	130.6	106.0	874.9	53.7
債務免除・減額	-50.1	0.0	0.0	0.0	-1,351.8	-292.0	-8.3	-3,890.4	-102.7
通貨間評価	828.6	-68.1	-557.5	-493.3	297.7	17.0	-1,231.8	-1,714.6	-326.9
残差	115.0	193.6	102.6	83.4	364.8	653.8	-290.6	1,268.5	761.5

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
対外債務残高増減	-1,681.8	-1,032.0	-519.8	173.3	395.3	1,042.1	-1,273.9	868.4	1,114.9
債務の純資金フロー	-903.9	-616.7	-518.4	-362.3	-479.8	-721.8	-309.2	-103.9	-206.3
未払い利子の純増減	-0.8	70.6	297.3	-108.6	92.2	349.0	174.6	179.9	459.8
利子の資本化	29.8	24.5	11.2	152.5	90.7	0.0	0.0	0.0	0.0
債務免除・減額	-16.4	-21.7	-11.7	-323.2	-184.8	0.0	0.0	0.0	0.0
通貨間評価	-783.4	-468.4	-278.4	814.4	940.0	396.2	-1,089.1	746.8	860.3
残差	-7.1	-20.3	-19.9	0.4	-63.0	1,018.7	-50.2	45.6	1.1

(資料) 世界銀行. 2009. Global Development Finance.

2.6.4 国際金融機関からの視点¹⁸

国際開発協会 (IDA) の Country Policy and Institutional Assessment (CPIA) を見ると、コートジボワールのスコアは 2008 年が 2.7 であるため、脆弱国家の Core Countries のひとつに位置づけられる。それでも、2006 年から漸増傾向にある (図 2-71)。

大項目で見ると (図 2-72)、「構造的政策」が相対的にスコアが高く、「社会的統合と公正のための政策」が相対的に低い。また、「経済運営」は、2006 年以降、改善が認められる。次に個別項目で見ると (図 2-73～図 2-76)、「公共部門の管理と制度」の「歳入動員の効率性」は 2005 年から常に 4.0 である。また、「構造的政策」のうち、特に 2008 年の「貿易」は 4.0 となっている。他方、「社会的統合と公正のための政策」の「公共投資の公正な配分」は期間を通じて 1.5 である。また、「経済運営」の「債務政策」は 2006 年に 1.0 であったが、それ以降は改善の方向にある。

18 本稿の IDA の CPIA の日本語訳は工藤美佳子. 2009. 「開発援助機関の視点で捉えた「脆弱国家」」稲田十一編『開発と平和』(有斐閣ブックス)による。

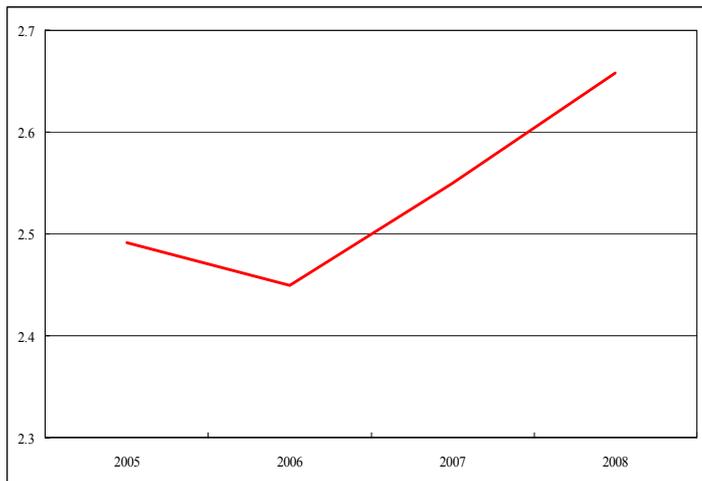


図 2-71 コートジボワールのCPIAの推移 (2005～2008年)

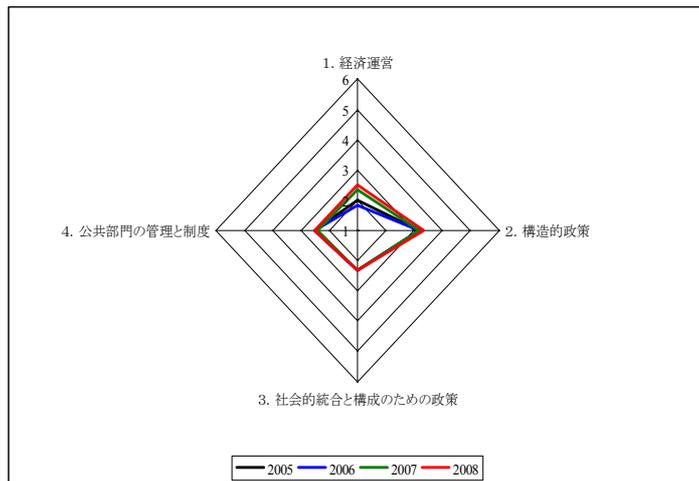


図 2-72 CPIAの大項目の評価

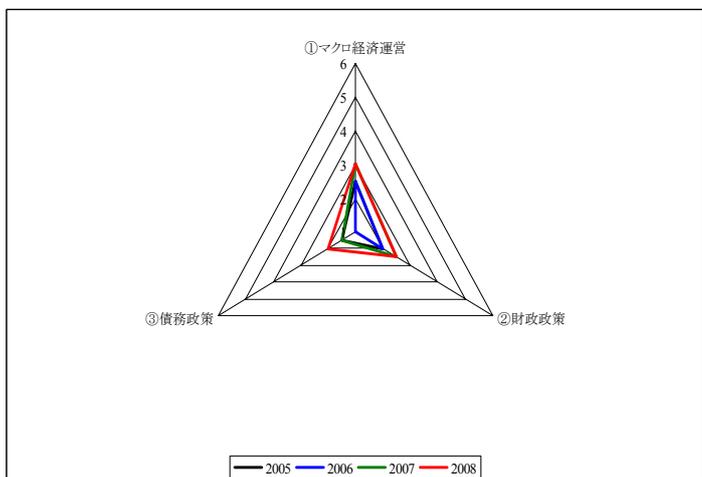


図 2-73 CPIAの「経済運営」項目

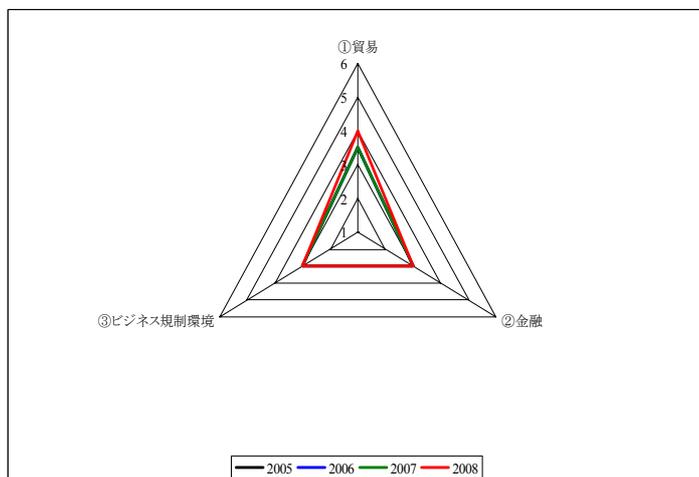


図 2-74 CPIAの「構造的政策」項目

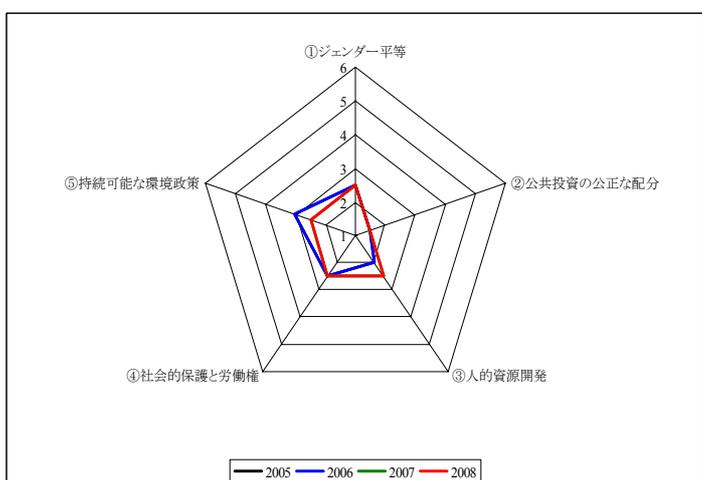


図 2-75 CPIAの「社会的統合と構成のための政策」項目

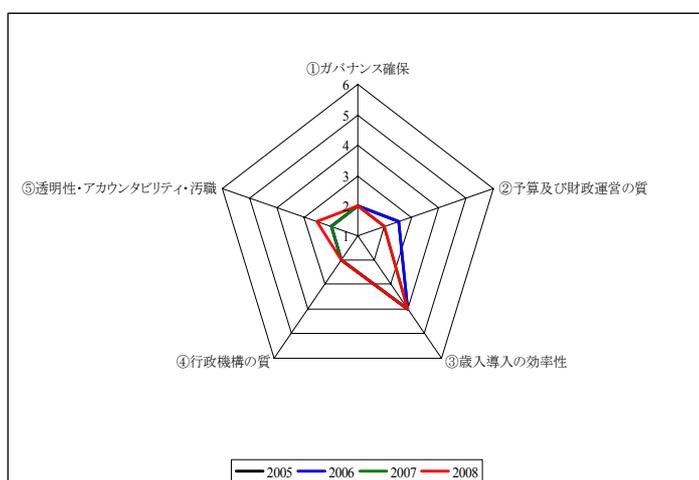


図 2-76 CPIAの「公共部門の管理と制度」項目

表 2-39 コートジボワールの IDA Country Policy and Institutional Assessment (CPIA) の推移

		2005	2006	2007	2008
1. 経済運営	①マクロ経済運営	2.5	2.5	3.0	3.0
	②財政政策	2.0	2.0	2.5	2.5
	③債務政策	1.5	1.0	1.5	2.0
	平均	2.0	1.8	2.3	2.5
2. 構造的政策	①貿易	3.5	3.5	3.5	4.0
	②金融	3.0	3.0	3.0	3.0
	③ビジネス規制環境	3.0	3.0	3.0	3.0
	平均	3.2	3.2	3.2	3.3
3. 社会的統合と公正のための政策	①ジェンダー平等	2.5	2.5	2.5	2.5
	②公共投資の公正な配分	1.5	1.5	1.5	1.5
	③人的資源開発	2.0	2.0	2.5	2.5
	④社会的保護と労働権	2.5	2.5	2.5	2.5
	⑤持続可能な環境政策	3.0	3.0	2.5	2.5
	平均	2.3	2.3	2.3	2.3
4. 公共部門の管理と制度	①財産権及びルールに基づくガバナンス確保	2.0	2.0	2.0	2.0
	②予算及び財政運営の質	2.5	2.5	2.0	2.0
	③歳入動員の効率性	4.0	4.0	4.0	4.0
	④行政機構の質	2.0	2.0	2.0	2.0
	⑤公共セクターにおける透明性・アカウンタビリティ・汚職	2.0	2.0	2.0	2.5
	平均	2.5	2.5	2.4	2.5
IDA Country Policy and Institutional Assessment (CPIA) スコア		2.5	2.5	2.6	2.7

(出典) 国際開発協会 (IDA) . 各年版.

コートジボワールの債務持続性分析 (Debt Sustainability Analysis: DSA) の最新版は、「IMF. 2009 (June). Côte d' Ivoire: Enhanced Initiative for Heavily Indebted Poor Countries – Decision Point Document (IMF Country Report No. 09/190).」である。これによると、既述した CPIA スコアから同国の Assessment of Institutional Strength and Quality of Policies は「Poor」と位置づけられているため、Debt Sustainability Framework (DSF) の NPV of Debt-to-GDP の閾値は 30%、NPV of Debt-to-Exports の閾値は 100%、Debt Service-to-Exports の閾値は 15%である。

このレポートの分析から指摘できるのは、コートジボワールは DSF を勧案すると、グラント主体国として位置づけることができる。

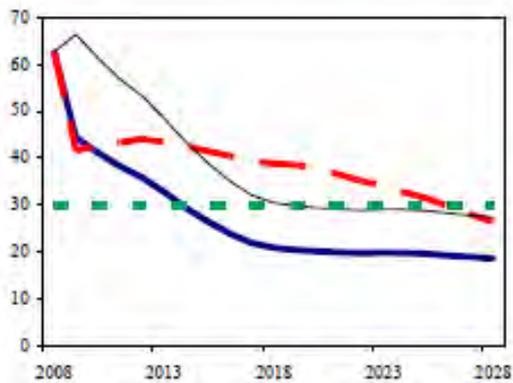


図 2-77 DSA① : NPV of Debt-to-GDP

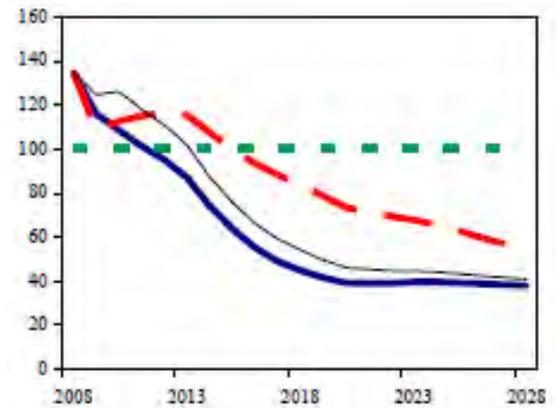


図 2-78 DSA② : NPV of Debt-to-Exports

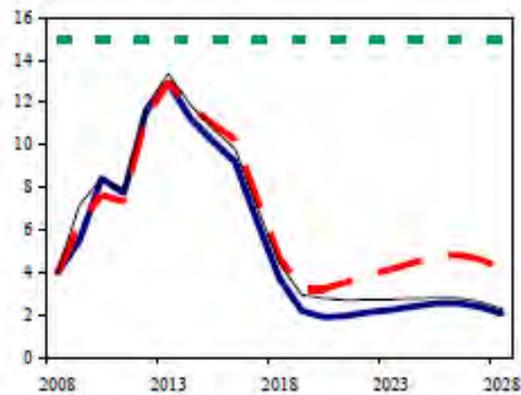


図 2-79 DSA③ : Debt Service-to-Exports

- Baseline シナリオ
- - - Historical シナリオ
- Most extreme shock
- - - 閾値上限

(資料) IMF. 2009 (June). Côte d' Ivoire: Enhanced Initiative for Heavily Indebted Poor Countries - Decision Point Document (IMF Country Report No. 09/190).

なお、IMF の DSA 算出の際のアサンプションは以下の通りである。

表 2-40 IMF の DSA 算出の際のアサンプション

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2018	2028
実質 GDP 成長率 (%)	1.9	0.7	1.6	2.3	3.7	4.2	4.7	5.3	5.8	5.7	5.4	4.9
GDP デフレーター (US ドル換算) (%)	3.8	5.3	12.3	15.9	-10.0	3.1	3.3	3.4	3.5	3.5	3.4	3.1
実効利子率 (%)	9.3	9.2	9.8	1.9	2.6	4.7	4.6	5.1	4.6	4.3	2.9	1.5
輸出成長率 (%)	11.2	9.4	3.6	15.3	-23.3	6.5	7.6	9.0	9.3	10.1	13.1	7.4
輸入成長率 (%)	17.1	3.1	12.9	9.7	-24.5	14.3	13.9	14.8	13.7	13.9	14.7	6.8
グラントエレメント (新規借入れ) (%)				45.0	31.5	49.1	51.1	44.8	46.8	48.4	55.0	57.3
歳入 (贈与を除く) (GDP 比) (%)	17.0	18.4	19.2	18.9	18.9	15.8	18.7	16.7	16.7	17.1	18.7	21.6
援助資金 (10 億米ドル)	0.2	0.1	0.1	0.5	0.2	0.5	0.6	1.9	2.1	2.1	2.0	4.1
贈与 (10 億米ドル)	0.2	0.1	0.1	0.4	0.0	0.2	0.0	0.2	0.3	0.3	0.5	1.1
譲許性ローン (10 億米ドル)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.5	1.7	1.9	1.8	1.5	3.0
グラント相当ファイナンス (GDP 比) (%)				1.9	0.8	1.8	1.4	3.6	3.7	3.5	2.8	2.7
グラント相当ファイナンス (対外ファイナンス比) (%)				89.3	37.8	65.2	54.3	51.0	53.1	55.7	65.9	68.6

(資料) IMF. 2009 年 6 月. Côte d' Ivoire: Enhanced Initiative for Heavily Indebted Poor Countries - Decision Point Document.

第 3 章

第3章 コートジボワール貧困削減戦略文書

(Poverty Reduction Paper : PRSP) の分析¹

コートジボワールの Interim-PRSP は 2002 年に承認されていたが、同年 9 月の危機により、策定プロセスが中断していた。その後、2007 年 12 月に PRSP プロセスが再開され、2009 年 1 月に Full-PRSP (以下、PRSP) が、国内の合意をえ、同年 2 月に IMF/世界銀行 (以下、世銀) による承認を得た。同 PRSP は 2009 年から 2015 年の 7 年間をカバーしており、2009 年を大統領選が実施される転換期 (第 1 フェーズ) とし²、次ぐ 2010 年から 2013 年を国全体で活動を再開する期間とし、この期間には再構築のための多くの活動と国民の再統合が実施される (第 2 フェーズ)。2014 年から 2015 年は経済成長の持続的な加速期間としている (第 3 フェーズ)³。但し、2013 年に中間レビューを実施し、修正が加えられる予定である。

「コ」国の PRSP は以下の表 3-1 で示す通り、2 つのパートから構成されており、Part I では、「コ」国の現況が分析され (第 1 章「貧困の現況」、第 2 章「セクター/テーマ別診断」、第 3 章「危機復興プログラムの実施状況」)、Part II では、開発の再促進と貧困削減のための戦略が 3 つの章 (第 1 章「開発の課題、ビジョンおよび目的」、第 2 章「開発の再促進と貧困削減のための戦略」、第 3 章「PRSP の効果的实施」) に分けて記述されており、各国の PRSP に求められる構成要素を十分に満たした内容となっている。

表 3-1 コートジボワール貧困削減戦略書 (PRSP) の構成

序章 : PRSP 策定の背景
Part I : 現況
第 1 章 貧困の現況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困の定義とアセスメント ・ 貧困の傾向、プロファイル、および分布 ・ 生活状況における貧困 ・ 貧困と社会サービスへのアクセス ・ 経済成長、所得の不平等、および貧困 ・ 国民による貧困の認識
第 2 章 セクター/テーマ別診断 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和と安全およびガバナンス ・ 経済における最近の発展 ・ 民間セクター ・ 農村開発と農業 ・ 食糧安全保障と栄養 ・ 雇用 ・ 人口 ・ 教育/訓練/識字 ・ 保健 ・ HIV /AIDS ・ ジェンダー ・ 社会保障 ・ スポーツと余暇活動 ・ 環境

¹ 「コ」国の開発政策としては、危機以前に策定された 1993 年から 2025 年を対象とした《 Etudes Prospectives 2025 》があったが、現時点ではこれに沿った計画は実施されていない。他方、《 Etudes Prospectives 2040 》が現在策定中である (国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency : JICA) コートジボワール支所ナショナルスタッフからの情報)。その他、上位政策としては、西アフリカ地域内の開発政策があり、2020 年までの開発指針を示した西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States : ECOWAS) の《 VISION2020 》などが含まれる。

² 本調査時点 (2010 年 3 月) では、大統領選は実施されていない。

³ PRSP は、ゆっくりではあるが、2009 年から実施が始まっており、貧困削減に向けられる予算の上昇が確認された (2009 年 6 月末時点で 390 十億 FCFA (GDP の約 3.6%))。中期支出枠組み (medium-term expenditure frameworks: MTEF) については、教育と保健分野で策定が開始されている。PRSP のモニタリング体制は採択され、3 つの主要な機関 (国家運営委員会、国家監督委員会、貧困削減技術監督常設事務局) が設置済みである。(出典 : IMF (2009a))

<ul style="list-style-type: none"> ・住居と生活環境 ・衛生 ・飲料水 ・電力とエネルギーサービス ・炭化水素 ・鉱業 ・インフラおよび運輸 ・地方分権化および土地利用計画 ・国際的な文脈および地域統合
第3章 危機復興プログラムの実施状況
Part II：開発の再促進と貧困削減のための戦略
第1章 開発の課題、ビジョンおよび目的 <ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な課題 ・開発ビジョン ・4つの主要なアウトカム達成のためのアプローチ ・開発目標
第2章 開発の再促進と貧困削減のための戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム1：復興と国家基盤の強化 ・アウトカム2：新興国への転換 ・アウトカム3：すべての人の健全な生活 ・アウトカム4：地域社会・国際社会における積極的なアクター
第3章 PRSP の効果的实施 <ul style="list-style-type: none"> ・2009-2013年マクロ経済枠組み ・上記戦略にかかるコストと財源 ・資源動員 ・PRSPのモニタリング実施のための制度的枠組み ・貧困削減戦略実施のモニタリングプロセス ・PRSPの行動計画最終版策定のためのタイムテーブル
別添： <ol style="list-style-type: none"> 1. 貧困削減戦略実施にかかるコストの要約 2. PRSP実施における優先度の高いインターベンションに関するマトリックス

(出典) PRSP をもとに作成

本章では、3.1 で、PRSP における開発ビジョン/戦略を整理し、3.2 でセクター別の状況および方針（政府の取組み）を分析し、最後に3.3として、PRSPの実効性について触れる。

3.1 開発ビジョン/戦略

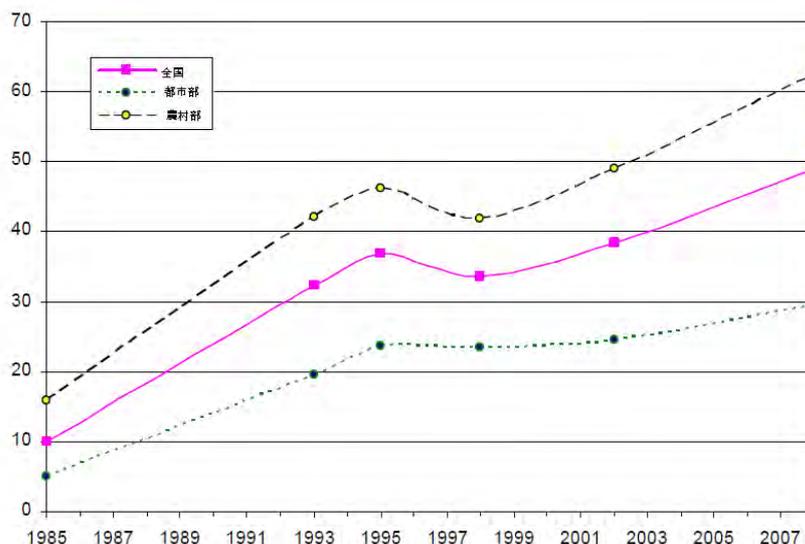
「コ」国の貧困率は高く、2008年の貧困率は48.9%であり、10%であった1985年と比較すると大きく上昇している⁴。貧困は農村部においてより深刻で、都市部では20人中6人が貧困者であるのに対し、農村部では12人が貧困者である（2008年）⁵。1985年から2008年の貧困率の推移を図3-1で示す。貧困は、多くの場合、社会サービスへのアクセスを制限する要因の1つであるが、「コ」国においても例外ではなく、貧困者の中には、保健・教育サービスへのアクセスを全く有さない者もいる⁶。

⁴ World Development Indicatorsによると、「コ」国の総人口は、1985年は10,475,579人であったのに対し、2008年は20,591,302人に増加している。総人口に貧困率をかけると1985年の貧困者数は約1,047,558人、2008年は約10,295,651人となり、貧困者数が10倍以上になっていることが分かる。

⁵ 貧困率や貧困者数の増加の一方で、1990年以降、人間開発指数には大きな変化がみられない（1990年：0.463、1995年：0.456、2000年：0.481、2005年：0.480、2006年：0.482）。「コ」国の2007年の人間開発指数は0.484で182カ国中163位であった。（出典：UNDP（2009））

⁶ 保健に関しては、貧困者の12%が保健センターへのアクセスを、また26%が病院へのアクセスを全く有していないとされている。また教育に関しては、貧困者の46%が大学やグランゼコールへのアクセスを、34%が就学前教育、26%が中等教育へのアクセスを全く有していないとされている。

また、クレジット・市場・情報・情報通信技術（Information, Communication and Technology: ICT）などへのアクセスも、貧困者層においてより制限されている⁷。



(出典) PRSP

図 3-1 貧困率の推移 (1985 年～2008 年)

PRSP は、言うまでもなく、貧困削減を達成するために策定されており、「コ」国は、2013 年までに貧困率⁸を危機以前のレベルである 33.6%に戻し、さらにミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) での目標の達成に向けて、2015 年までに、32.3%であった 1993 年と比較して貧困率を半減すること、つまり 16%とすることを目指している。PRSP では、2009 年から 2015 年の経済成長率を 7%/年で維持することによって同目標が達成し得るとし、「再生」シナリオのもと、5つのビジョン (コートジボワールを「1) 平和、安全、社会的一体性、健全な生活が満たされた国にする」、「2) 産業国にし、地域社会の中で経済力を有する国にする」、「3) 規律を守り、道徳的価値を尊重する労働者を有する国にする」、「4) 卓越性を追求する文化を有し、衡平性における利点を促進する国にする」、「5) 環境的価値を尊重する近代的な国にする」⁹) を提示し、これらのビジョンの方向性を、4つのアウトカムによって明確にしている。

⁷ より詳細には 3.2 のセクター毎の分析を参照のこと。

⁸ 本章での貧困率の定義は PRSP での定義に従う。PRSP では、「コ」国の貧困を相対的貧困ラインに基づいて分析している。相対的貧困ラインは、1985 年の世帯調査をもとに算出されており、一人あたりの一年間の消費支出を 75,000FCFA としている。この額は 1985 年 2 月から 1986 年 1 月のアビジャンでの消費者価格に基づいており、同年の最貧困者 10%の最大の消費支出に相当していた。価格変動等を考慮して、金銭的貧困ラインは調査毎に再評価され、1993 年は 101,340FCFA、1995 年は 144,800FCFA、1998 年は 162,800FCFA、2002 年は 183,450FCFA、2008 年は 241,145FCFA であった。

⁹ PRSP 第 2 章では、「Faire de la Côte d'Ivoire un paradis touristique, dans le respect des valeurs environnementales (仏) / Making Côte d'Ivoire a tourist paradise, in respect for environmental values (英)」という表現が用いられているが、冒頭の概要では、「un pays moderne, dans le respect des valeurs environnementales (仏) / a modern country, respectful of environmental values (英)」という表現が用いられている。本文中では、観光開発について多くが議論されている訳ではなく、後者の方がよりビジョンとして適切であると考えられるところ、本報告書では後者の表現を採用した。

次いで4つのアウトカムを達成するための6つの戦略的方針が示されている。アウトカムおよび戦略的方針は、以下の通りである。また、図3-2では、これらのビジョン・アウトカム・戦略的方針の関係を関連するセクターとともに示す。ここでの関連セクターはPRSP Part I 第2章でのセクター/テーマの分類に従う。

アウトカム1：復興と国家基盤の強化

「平和の確立、生命と財産の安全、およびグッドガバナンスの促進（戦略的方針1）」および「国民の開発プロセスへの参加手段としての地方分権化および地域間格差の軽減（戦略的方針5）」によって達成される。戦略的方針1では、（1）武装解除・動員解除・再統合のプロセスを終了させ、国家を再統合すること、（2）すべての人の安全を再構築すること、（3）国土全域にわたる国の権力を再建すること、（4）平和ならびに国民の間での調和を構築すること、（5）近代的で、衡平で、包括的な制度上のガバナンスを保証することを目的とする。また、戦略的方針5では、（1）地方分権化と市民参加の促進、および（2）国土の衡平な整備の実施、を目指す。

アウトカム2：新興国への転換

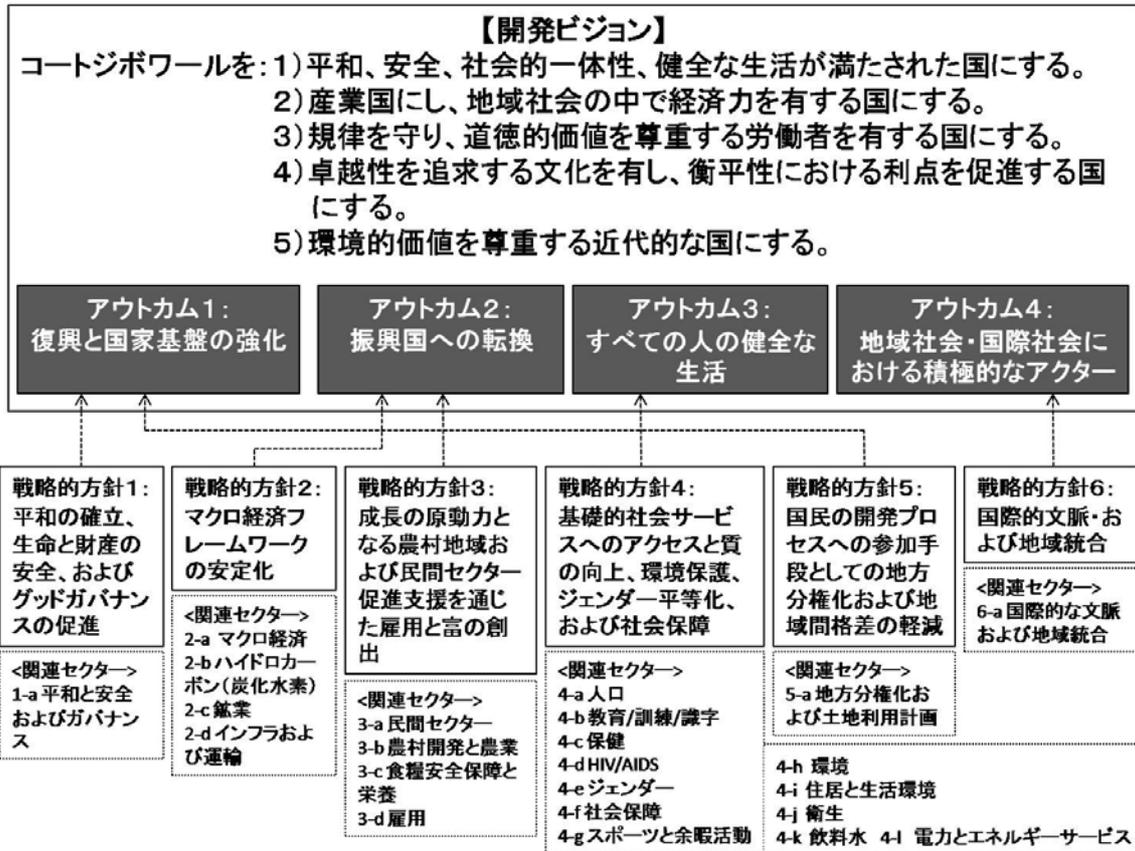
「マクロ経済フレームワークの安定化（戦略的方針2）」と「成長の原動力となる農村地域および民間セクター促進支援を通じた雇用と富の創出（戦略的方針3）」によって達成される。戦略的方針2は、主導者、制度、国民の間での社会資本を回復させ、国の資源の衡平な配分を保証することを目的とする。そのためには、経済ガバナンスを改善し、予算管理（カオオやエネルギーセクターを含む）の透明性を高めるための改革が必要である。また、戦略的方針3では、経済の多様化と農業産品・鉱業産品の国内での加工の強化を目的とした生産セクターの強化を目指す。また同戦略的方針では、（1）インフラの近代化、（2）人的資本・知識・新規方法の開発、（3）国際レベルでのビジネス環境の構築、（4）輸出の積極的な促進、（5）資金調達の改善、による経済の国際競争力の向上を必要とする。

アウトカム3：すべての人の健全な生活

「基礎的社会サービスへのアクセスと質の向上、環境保護、ジェンダー平等化、および社会保障（戦略的方針4）」によって達成される。同戦略的方針は、2015年までのMDGsの達成、ならびに質の高い生活と基礎的社会サービスへのアクセスに対する国民一人一人の権利の保障を目的とする。

アウトカム4：地域社会・国際社会における積極的アクター

「国際的な文脈および地域統合（戦略的方針6）」によって達成される。同戦略的方針は、「コ」国と他の国際コミュニティとの協力の強化を目的とする。そのために、「コ」国は、（1）域内およびアフリカ内での地域統合の強化への貢献、（2）国際貿易ファシリティや国際貿易協定によって提供される機会の更なる活用、（3）世界ガバナンスや域内ガバナンスへの参加の強化に努めなければならない。



(出典) PRSP をもとに作成

図 3-2 開発ビジョンと戦略的方針¹⁰

復興後というコンテキストから、1つ目のアウトカムとして「復興と国家基盤の強化」を挙げていることが「コ」国の PRSP の特徴でもあるが、このアウトカムを達成するための優先セクター/テーマが平和と安全およびガバナンス (1-a)、ならびに地方分権化および土地利用計画 (5-a) であることが分かる。また、地域社会における「コ」国の役割については、アウトカム 4 に関連しており、国際的な文脈および地域統合 (6-a) の中で触れる。

3.2 セクター/テーマ別分析

本節では、セクター/テーマ毎に現状・課題を取り纏め、PRSP における方針・ビジョン (政府の取組み) を整理する。それぞれのセクター/テーマの項における「(1) 現状・課題」については、PRSP Part I 第 2 章を、また「(2) 方針・ビジョン (政府による取組み)」については、Part II 第 2 章を抄訳し、取り纏めている¹¹。PRSP 以外の文献からの補足事項については、脚注に記す。それぞれのセクター/テーマと戦略的方針との関係は図 3-2 に示した通りであり、各戦略的方針の中での具体的な戦略が、セクター/テーマ別の取組みとして示されている。それぞれのセクター/テーマに含まれる

¹⁰ 図中の関連セクターは、PRSP Part II 第 2 章での記載事項を、Part I 第 2 章でのセクター/テーマに従って筆者が分類し直し、戦略的方針毎に整理したものである。

¹¹ 英語版 PRSP と仏語版 PRSP での記載事項に齟齬が見えられた。本稿では、基本的に、仏語版 PRSP に重きをおいた。

サブセクターは表 3-2 の通りである。

表 3-2 PRSP でのセクター/テーマの分類とサブセクター

セクター/テーマ	サブセクター
1-a 平和と安全およびガバナンス	社会的一体性、安全、ガバナンス（政治・司法・行政・経済）
2-a マクロ経済	マクロ経済
2-b ハイドロカーボン（炭化水素）	原油、天然ガス
2-c 鉱業	鉱業
2-d インフラおよび運輸	道路、海運と河川・ラグーン輸送、鉄道、航空輸送
3-a 民間セクター	民間セクター、内国貿易、観光、手工業、文化、ICT
3-b 農村開発と農業	農村開発、農業、畜産業、漁業
3-c 食糧安全保障と栄養	食糧安全保障、栄養
3-d 雇用	雇用
4-a 人口	人口動態、人口分布
4-b 教育/訓練/識字	就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育、技術教育・職業訓練、科学的研究、ノンフォーマル教育（識字）
4-c 保健	保健
4-d HIV/AIDS	HIV/AIDS
4-e ジェンダー	ジェンダー
4-f 社会保障	社会保障制度、社会的弱者・国内避難民・児童売買や児童労働の被害者などへの支援、災害マネジメント
4-g スポーツと余暇	スポーツ、余暇活動
4-h 環境 ¹²	森林、生物多様性、水資源、大気、家庭ゴミ
4-i 住居と生活環境	住居、生活環境
4-j 衛生	汚水、廃棄物処理
4-k 飲料水	飲料水
4-l 電力とエネルギーサービス	電力、エネルギー（ブタンガス）
5-a 地方分権化および土地利用計画	地方分権化・分散化
6-a 国際的な文脈および地域統合	対外貿易、地域統合

（出典：PRSP をもとに作成）

3.2.1 「戦略的方針 1」に関連するセクター/テーマ

1-a 平和と安全、およびグッドガバナンスの促進

（1）現状・課題

PRSP では、「コ」国の社会状況を「社会的一体性の衰退」、「国家の権力の弱体化」、「危険な状態の増大」、「不十分なガバナンス」の4つの視点から、検証している。「コ」国の社会状況については、本報告書の第1章でも詳述されているところ、本節ではPRSPでの記載事項を簡単に整理するに留める。

1) 社会的一体性の衰退

「コ」国は独立以後の20年間、順調な経済発展を遂げた。このことは、「コ」国の社会的一体性を強め、「コ」国を安定した国として成長させた。しかしながら、1980年代の景気の悪化や1990年代のアフリカにおける民主主義の風潮、さらにはいくつかの社会・政治的要因などにより、「コ」国の社会的一体性は衰退し始め、結果として数々の対立を招いている。例えば、経済成長率を上回る人口増加率は、コミュニティのつながりを緩めた。個人主義が連帯や家族のつながりを弱めた。さらには、雇用や自然資源における制約が、「コ」国民と外国人との共存関係を崩壊させた。土地の所有に

¹² 4-h、4-i、4-jについては、内容に重複がみられる。

関する問題は多くの対立の要因で、コミュニティ間での信頼の崩壊につながっている。農業者と畜産者の間での対立も絶えない。さらに、「イボワリテ」の概念が取り入れられてからは、社会における排除や周縁化といった問題も生じてきている。2000年以降はIDカードの発行が中断されており、特に中央北西部（以下、CNWゾーン）¹³では、行政機関が不在であるため、住民登録もできない状況にある。こうした問題に加え、メディアによって構築される問題もある。メディアの配信が十分でないこと、専門家意識が欠けていること、情報インフラが未整備であることなどが理由で、メディアが第4の権力としての役割を十分に発揮しておらず、むしろ社会の分断を強めている。さらに、学校や大学、政治での頻発する危機、司法制度の弱さ、モラルの崩壊、汚職の発展、罰を受けないという感情が、国家が社会的一体性を維持することを可能にする信条を弱めている。こうした社会的一体性の衰退は、結果として、貧困を一層悪化させている。

2) 国家の権力の弱体化

武力衝突はCNWゾーンでの国家の権力を侮り、公共・民間施設の破壊、生産手段の未使用や管理不足を引き起こした。また、700,000人以上を強制移住に導いており、うち、24,437人が公務員で、彼らは安全な場所を求めて移住した。危機によって生じた不均衡を修復するために、政府は国際社会の支援のもと、いくつかの活動を実施しており、例えば、CNWゾーンでの公共サービスの回復を保証するために、国家行政再配置運営委員会（Comité National de Pilotage du Redéploiement de l'Administration : CNPRA）が設置された。同委員会の活動の成果として、97%以上の公務員がCNWゾーンに戻っているが、知事や事務総長、郡長は、自宅兼事務所の一時的な場所で業務を実施しているのが現状である。また、業務に必要な資機材も不足しており、公共施設の修復も終わっていない。危険な状態も続いており、すべての公共サービスが機能を取り戻すには程遠い。こうした状況が人々の公共サービス（保健、教育、社会・法的保障）へのアクセスを制限しており、結果として、貧困者の脆弱性を一層悪化させている。

3) 危険な状態（安全）の悪化

「コ」国の安全状況は2002年の危機以前から既に懸案事項であったが、2003年から2009年の期間に、犯罪の数は12%増加した。2008年の上半期には、62,424件が刑法で裁かれたが、その75%がアビジャン地区で発生した事件である。2008年時点での警察官の数は17,500人で、警察官1人あたりの住民の数は1,500人となっている。この比率は、警察官1人あたり住民200人とする国際基準を遙かに下回っている。また、国家警察は資機材や施設の不足に悩まされている。危機の影響で、安全状況は一層悪化しており、深刻な犯罪の増加、軽武器の流通、人やモノの移動の国境での統制不足、薬物の使用、若者の無力感などの問題が生じている。こうした問題に加え、治安部隊（Forces de Défense et Sécurité : FDS）の戦略的ビジョンの不足、軍隊が南部に集中していること、警察官の駐在所や軍隊の駐屯地の不足、質の高いスタッフや施設・資機材の不足、FDSの中でのHIV/AIDSの増大、FDSと国民の間での信頼の不足など、FDSの活動を阻害する様々な要因がある。このように、「コ」国は危険な状態の増大に直面しており、こうした状況が人とモノの自由な移動を妨げる主要な要因となっている。さらに、危機による主要な影響の1つとして、CNWゾーンにおける武装した新勢力（Forces

¹³ PRSPでは危機の影響を大きく受けている中央北西部をCNWゾーンと定義し、同地域の統合/開発に特に配慮している。

Armées des Forces Nouvelles : FAFN) の、また他の地域での民兵の出現がある。多くの脆弱な住民、特に若者がこうした武装紛争に徴募されたが、ワガドゥグ合意を受け、現在、国軍 (Forces Armées Nationales de Côte d'Ivoire : FANCI) と FAFN との統合が進められている。

4) 不十分なガバナンス

「コ」国のガバナンス状況はいくつかの側面では、改善を示しているものの、依然として多くの困難に直面している。

政治的・制度的ガバナンスに関しては、国家ガバナンス・能力強化局 (Secrétariat National à la Gouvernance et au Renforcement des Capacités : SNGRC) や独立選挙委員会 (Independent Electoral Commission : IEC)、「コ」国人権委員会の設置と言った進展が見られるが、2006年にアビジャンで実施されたガバナンスおよび能力強化にかかる調査では、ガバナンスの弱さが浮き彫りになった。また、市民社会、特に女性や若者の意思決定プロセスへの参加度も依然として低い。市民社会は、本来、国の権力者と国民との間の仲介者となるべきところであるが、むしろ権力者に利用されているのが現状である。介入の枠組みが不十分であることが、国による開発行動への市民社会の参加を困難にしている。また、メディアや質の高い情報へのアクセスも限られている。

行政的ガバナンスに関しては、政府は、すべての国民への公共サービスの提供を達成するために、地方分権化・分散化を図った。この結果、特に教育・保健・安全・司法分野での施設の設置が可能となったが、前述の2006年の調査では、回答者の70%以上が行政サービスに満足していないことが明らかになった。さらに国民と政治関係者との間での信頼の崩壊が公共機関に対する不信を一層悪化させている。また、行政のパフォーマンスの低さや質の低さも指摘され、行政機関間での業務の重複による機能不全も確認される。さらには、昇進において能力が十分に考慮されないことや給料の低さが行政スタッフのモチベーションを引き下げている。

司法ガバナンスに関しては、「コ」国には、最高裁判所が1、高等裁判所が3、地方裁判所が34ある。また、刑務所が33、未成年者に対する監視センターが3、再訓練施設が1つある。しかしながら、2002年の9月以降、CNWゾーンにある高等裁判所、10の地方裁判所、11の刑務所、2つの未成年者に対する監視センターが機能していない。人材については、482人の裁判官と648人の裁判所書記官がおり、その他、同分野にかかわる専門家として、弁護士(420人)、公証人(120人)、ビジネススタッフ(285人)、司法アドバイザー(98人)、刑務所職員(1,053人)、訓練士(68人)などがいる。裁判官一人あたりの住民数は40,000人で、これは、裁判官一人あたり住民10,000人とする国際基準を大きく下回っている。また、司法サービスのコスト高や地理的に遠いことなどが理由で住民の司法へのアクセスが限られていること、さらには法律や司法手続きが遵守されていないこと、手続きが非常に遅いことなどが原因で、司法制度は十分に機能していない。最高裁判所や高等裁判所の施設が不十分であることやパフォーマンスを監視する指標の不足、司法における汚職や不正もまた、司法制度を弱体化させる要因となっている。刑務所については、過密な状態にあることや、食事・健康・安全が満たされていないなどの問題がある。刑務所が十分に機能していないことは、(1)刑務所職員の人数の不足や訓練の不足、(2)刑務所の荒れ果てた状態、(3)食事や健康に充てられる予算の不足、(4)再統合や監禁に代わる刑に関するプログラムの不足、などに関連している。未成年者については、未成年者のための区画を有する刑務所は8しかなく、9つの刑務所が未成年者のために整備された部屋を有している。子どものための施設の不足が、刑務所内での性的暴力や適切な訓練を受けられないことなどの要因となっている。また、子どもの権利条約に適合しない措置がとられ

ていることも指摘される。

経済的ガバナンスに関しては、統合財政管理システム（Système Intégré de Gestion des Finances Publiques: SIGFIP）の出現により、予算の電子管理が始まっている。同システムの導入は、統制・透明性・効率性の機会を拡大した。また、政府との契約管理についても、SIGFIP のモデルが活用されている。予算管理機関としては、予算監査院や財政管理局などがある。しかしながら、こうした機関や監査システムが十分に機能していないのが現状である。さらに、モニタリング・評価の文化が公共の管理においては十分に根付いておらず、この為、不正や汚職が広がっている。ガバナンスにかかる調査によると、回答者の約 85%が経済的ガバナンスに満足していないと回答しており、特に財政管理の厳格さや透明性、政府による失業や生活レベルの合理化対策への不満が挙げられている。さらに、自由化された経済セクターの管理においてもガバナンスの弱さの問題があり、特にコーヒー・ココアセクターに関しては、相当な不信感がある。こうしたガバナンスの不十分さが、指導者や制度・機関と国民との間の信頼を低下させ、その結果、経済開発を阻害し、社会的一体性を脅かしている。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・社会的一体性の衰退（「コ」 国人と外国人との共存関係の悪化、土地をめぐる対立、メディアの機能不足など）
- ・特に CNW ゾーンにおける国家権力の弱体化
- ・安全性の不十分さ（警察官の不足、犯罪の増加、治安部隊の機能不足など）
- ・ガバナンスの不十分さ（市民社会の参加不足、行政サービスのパフォーマンス・質の低さ、司法システムの機能不足、財政管理システムの機能不足など）

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターでの政府の取組みは、① 2つの軍隊の統一と合併、②武装解除・動員解除・再統合（Disarmament, Demobilization and Reintegration: DDR）プログラムの完了と民兵の解体、③国土全域での行政の再配置の完了、ならびに④国民の身元確認と選挙の組織化の完了、に焦点が合わされる。さらに、政府は、生命と財産の保護、すべてのレベルでのグッドガバナンス、国民の結束にも取り組まなければならない。¹⁴

平和の強化の枠組みで、実施される戦略は、自然資源に関する紛争の予防と管理、さらにはそうした資源を管理するための法的枠組みを遵守させるための措置の構築を通じた、住民の間での社会資本の修復を目的とする。このためには、政府は、地域のオピニオン・リーダーや影響力のある役人が社会的一体性を強化するメッセージを発し続けるよう、奨励しなければならない。平和の強化は紛争予防や管理と離して考えることはできない。ゆえに、監視・警告、地域の予防行動計画の更新・定期的なモニタリングのための調和のとれた措置が必要であり、そのために、政府は、部族間の同盟など伝

¹⁴ ガバナンスに関しては、2009年から2013年を対象とした「コ」国グッドガバナンス強化支援プログラム（《 Programme d' appui pour renforcer la bonne gouvernance en Côte d' Ivoire 》）をUNDPの協力で実施中である。同プログラムの予算は、83.8百万米ドルで、プログラムの目的は以下の7つである：1. 行政的ガバナンスの改善、2. 民主的・地方ガバナンス、分権化、市民参加の強化、3. 中央と地方の制度・組織能力の強化、4. 国の政策やプログラムにおけるジェンダー配慮の改善、5. 民間セクターの促進への貢献、6. 都市部の安全への貢献、7. 平和の強化と危機予防の支援（詳細は、http://www.gouv.ci/bonnegouvernance2009_2013.php 参照のこと。）

統的・慣習的な紛争解決の方法も取り入れなければならない。

北部での畜産者と農業者との間での紛争に関しては、政府は、地元住民の協力のもと、伝統的な畜産業の条件を改善し、畜産者が農業・牧畜カレンダーを遵守するよう啓蒙を強化しなければならない。そのためには、①牛を囲っておくための適切な場所を開発し、②農村部支援局との協働で、畜産者に対する畜産技術についての啓蒙と研修を実施する必要がある。

社会的一体性に関しては、次のような取り組みが必要である。

- ①国民和解のための有効な環境の構築を目的とした民主主義の原則と規則に関するコミュニティへの啓蒙
- ②特に縁故主義や部族制など、あらゆる形での排除をなくすことによる社会的一体性の構築
- ③家族の連帯の強化措置やコミュニティの連帯の拡大による特定の人々への不信・周縁化の回避
- ④地元の有力者、市民社会、メディアの能力の強化
- ⑤女性の参加や代表の促進
- ⑥文化的遺産に関する価値づけ・マーケティング・コミュニケーション・啓蒙・普及支援
- ⑦寛容、多様性の受容、政教分離に関する国民への啓蒙
- ⑧「コ」国社会に対する肯定的な道徳的・市民・共和国価値の回復

また、「コ」国民と外国人との共存を改善するためには、対話努力が不可欠である。メディアの役割の強化に関しては、メディア関係者の専門家意識の強化と正確で質の高い情報と共に平和へのメッセージを発信するよう各メディアを啓蒙することが重要である。

行政の再配置の完了には、CNW ゾーンでの破壊された社会・経済インフラの再建設/修復、機材整備とその他の地域での社会・経済インフラの改修が含まれる。さらに、政府は脆弱な人々（女性・若者の失業者・戦争犠牲者・元兵士など）の再統合にも取り組む必要があり、そのためには、国家社会サービスプログラム（Programme de Service Civique National: PSCN）¹⁵やコミュニティ再統合・回復国家プログラム（Programme National de Réinsertion et de Réhabilitation Communautaire: PNRRC）¹⁶などの紛争後プログラムを確実に実施するための措置が取られなければならない。さらに、出生証明書や身元確認の行政手続きを疑いがなく、より確実なものにする必要がある。

¹⁵ ワガドゥグ合意を受け、2008年3月に発足した若者の社会・経済的再統合を目的とする国家プログラム。公式サイトは次の通り。<http://www.service-civique.org/site/>

¹⁶ ワガドゥグ合意を受け、2007年6月に発足した国家プログラム。主に元兵士や危機によって脆弱な状況におかれた若者の能力の強化を通じて、安全で平和な環境の再構築の促進を目指す。公式サイトは次の通り。<http://www.pnrrec-ci.info/site/suite.php?newsid=298>

表 3-3 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (平和の確立)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
社会資本が再建され、人々が調和して暮らす。	社会的一体性が持続可能な方法で、修復される。	国民に対する平和・寛容・国の統一に関する啓蒙
		コミュニティ間での紛争の予防と管理
		連帯監視機関を通じた、連帯と社会的一体性確立のためのメカニズムとツールの実施
		財産にかかる紛争と財産の保障に関する法的文書の見直しと普及
国土全域において国民が行政サービスを受用する。	国の権力が国土全域において修復される。	紛争の管理と財産の保障を担う組織の運営・組織能力の強化
		メディアとメディアの専門家の運営・組織能力の強化
		メディア上の情報へのアクセスや普及に関する規制の強化
国土全域において国民が行政サービスを受用する。	行政サービスが、特に中央北西地域において、機能する。	CNW ゾーンにおける県軍、FDS、司法行政の再編
		CNW ゾーンにおける国の権力の執行措置の強化
		特に CNW ゾーンでの行政インフラの再構築/修復/機材供与
		公務員や国のスタッフの配置/再編

(出典：PRSP)

国土全域での安全の回復に関しては、国土全域での生命と財産の保護のための措置の強化と住民と法律執行機関との間での信頼の回復を目的とする。同分野での 2015 年までの目標値は表 3-4 の通りである。

表 3-4 指標と目標値 (安全)

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
警察官一人に対する住民数	1 : 1,500	1 : 1,000	1 : 1,000
国連による安全指標 (Security Index) のレベル	3	2	1

(出典：PRSP)

生命と財産の保護は国家の権力と社会的一体性の回復のための前提条件である。このためには、生命と財産の保護のための措置を改善し、FDS と国民の間での信頼を回復するための取組みが重要である。前者に関しては、政府は FDS の人材育成と運営能力の強化、さらには国土全域への FDS の再配置に焦点を合わさなければならない。後者に関しては、軍隊が再構成され、汚職や処罰を受けないことに対処するために、倫理やモラル、専門家意識が強化される必要がある。このためには、安全に携わる職員の研修プログラムや訓練期間の見直し、ならびに透明性を確保するための住民による監視システムの導入などが必要である。

表 3-5 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (安全と正義)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
国民が安全に暮らし、あらゆる暴力から保護され、質の高い司法サービスへのアクセスを有する。	人とモノの安全が保障される。	国土の安全と監視のための措置の強化
		中央や分権化レベルでの FDS の敷地の再構築/改修、および機材供与
	司法サービスがアクセス可能で、質が高い。	FDS の制度・法的枠組みの改訂
		新しい裁判所の設置と機材供与
		司法の制度・法的枠組みの改訂
		貧困者や国内避難民に対する司法救済の構造に対する支援
		法的手続きの証明書や適用にかかるコストの削減

(出典：PRSP)

貧困削減戦略の実施の成功は、ガバナンスの状況に左右される。ゆえに、政府はガバナンスの改善に向けて積極的に取り組む必要がある。

政治的ガバナンスに関しては、まずは政治に携わるアクターと国民との間の信頼を回復する必要がある。そのための戦略は、民主主義の文化と平和の促進、ならびに自由と組織行動やメディアの自立の保障を目的とする。このために、政府は、現在進行中の選挙プロセスを継続的に進めなければならない。また、各政党も民主的なプロセスを尊重し、選挙結果を受け入れる準備が必要である。市民社会の参加に関しては、法的枠組みを強化することで、彼らの自立や開発行動に対する市民の監督・評価・モニタリングを強化できるであろう。また、メディアをはじめとする市民社会の能力の強化も必要である。

行政的ガバナンスに関しては、行政サービスのパフォーマンスと利用可能性の改善を目指す。これらは、行政スタッフの能力や近代的な管理技術の強化によって、達成され得る。また、行政と国民の間での信頼の回復も重要である。同サブセクターでの 2015 年までの目標値は表 3-6 の通りである。

表 3-6 指標と目標値（ガバナンス（行政））

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
行政サービスの利用者の満足度	30%(2006)	60%	80%

(出典：PRSP)

行政サービスの近代化は、経済の復興における課題を解決するためにも、また国の権力を分権化された機関に委譲するためにも重要で、手続きのコンピューター化やウェブサイトの構築（e-government）によって、達成され得る。また、近代化は、既存の人的資源の開発や活用が基礎となるため、公務員の立場の見直しやキャリアパスの明確化なども重要である。さらに、政府は、①公務員や政府の職員の採用における透明性の強化、②公務員の採用や配置における合理化、③公共サービスにおける行動規則や倫理法の遵守のモニタリング機能の導入、④定期的な空席情報の公開や候補者間での競争によりレベルの高い職種に関する適切性の保証、などにも努めなければならない。また、公務員の能力の強化においては、再研修のニーズの特定、適切なプログラムの構築、研修活動の実施などが重要である。行政改革分野では、政府は、戦略的調整や政策分析を目的とする政治的対話の場を設けることで、意思決定の制度的枠組みを強化するであろう。また、省庁間での調整や協議手続きの改善、さらには政府による意思決定のモニタリングの改善も必要であろう。定期的な官報の発行や規范文書の大規模な普及も重要である。さらに、行政改革においては、①公共サービスの設置と組織化における基準の定義付け（特に、行政業務方法の単純化と形式化）、ならびに②行政手続きの見直しが重要である。

司法ガバナンスに関しては、すべての人の司法サービスへの衡平なアクセスの促進を目指す。具体的なインターベンションとしては、裁判所の適用のレベルを高めること、司法職員のレベルを高めること、拘留の条件を改善すること、法的文書の取り扱いにおける迅速性を保証すること、刑務所での教育機能を強化することなどが挙げられる。2015 年までの目標値は表 3-7 の通りである。

表 3-7 指標と目標値（ガバナンス（司法））

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
裁判官一人あたりの住民の数	1:40,000	1:25,000	1:10,000
在監者数のうち短期拘留者が占める割合	3/5	1/2	1/3
犯罪に対する予防拘禁の平均期間	24 か月	18 か月	12 か月
違法に対する予防拘禁の平均期間	12 か月	6 か月	4 か月
裁判事例のうち定められた期間内に判決が出された事例の割合	60%	50%	30%
汚職認識指数 (Corruption Perceptions Index: CPI)	179 か国中 150 位 ¹⁷	100 位以内	80 位以内

(出典：PRSP)

法の支配を保証するために、国家のガバナンスシステムは、独立した、敏速で、国民が信頼できる司法を推進しなければならない。このためには、最高裁判所や高等裁判所を設置することで、まずは司法制度を弱めている制度的な不足を満たす必要がある。さらに、国立司法訓練所の能力の強化や司法制度の円滑な運用が保証されるよう検査能力の強化も重要である。また、不当な予防拘禁を無くすよう刑罰制度の改革も必要である。住民の質の高い司法サービスへのアクセスの促進のためには、新しい裁判所が設置され、司法関係者の数の増大が必要であろう。政府はまた、弁護士などを通じて、脆弱な立場にある人々に対する司法的支援を行う必要がある。その他、司法にかかるコストも住民の財政能力に応じて調整されるべきである。法律や司法手続きは国民が自らの権利についてより理解することによって、普及するであろう。少年司法制度に関しては、拘留のための代替的な場所を設置する必要があり、そこでは、心理的な支援や社会への再統合を容易にする職業訓練を受けることができる。少年司法制度は、法的側面と司法的側面の両面から改善される必要がある。つまり、国際的な基準に則って刑法や刑事手続きが改訂される必要がある。拘留条件の改善に関しては、政府は刑務所職員の数を増やし、また健康や食事を保証するために、刑務所への予算配分を増やす必要がある。刑務所の改修や受入れ能力の向上も必要である。その他、政府は、刑務所職員の能力の向上や拘留者の社会への再統合のためのプログラムの導入、禁固刑以外の刑罰の検討なども進める必要がある。

経済的ガバナンスに関しては、指導者と制度、住民の間での信頼を回復し、国の資源の衡平な再配分を保証することを目指す。この観点から、資源のトレーサビリティは、財政や会計といった側面以上に、財政の執行レベルと活動の実施や物理的なインフラの設置レベルとの結びつきを構築する。ゆえに、公的資源の管理における内部・外部監査の文化の促進は、弱点を特定し、修正を施すのに役立つであろう。さらに、政府は、透明性の強化と経済の主要セクターの管理における有効性の強化に努めなければならない。また、政府の公的企業への資金提供については、経済開発のための比較優位に基づいて調査されるべきである。そのために、公的企業のリストが開発プロセスへの貢献度に基づいて定期的に見直されるべきである。

¹⁷ Transparency International の HP では、2009 年の CPI が発表されており、「コ」国は 180 カ国中、154 位であった。(http://www.transparency.org/)

表 3-8 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（ガバナンス）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
資源と公共事業の管理が参加型で、透明性を有し、効率的である。	選挙プロセスが透明性を有し、民主的で、参加型である。	選挙プロセスの責任機関に対する支援 政党や市民社会活動・組織に対する民主主義に関する啓蒙
	市民の参加が強化される。	政党や市民社会活動・組織、特に女性に対する国民生活への参加に関する啓蒙 市民社会の技術力と組織力の強化
	行政がより効率的で、透明性を有し、信頼できる。	行政組織の近代化 行政サービスの統制メカニズムの強化

（出典：PRSP）

3.2.2 「戦略的方針 2」に関連するセクター/テーマ

2-a 経済における最近の発展

（1）現状・課題

マクロ経済の概況については、第 2 章で詳しく述べられており、PRSP 策定時よりアップデートされた情報であるところ、本節では、PRSP で指摘されている同セクターの課題を列挙するに留める。

同セクターでの課題は以下の通りである。

- ・人口増加率に対し低い経済成長率
- ・第 3 次産業の成長に対する制約（運輸・貿易セクターの組織化不足、流通チェーンの未発達、鉄道・運輸インフラの不十分さ、金融サービスへのアクセスの低さ、観光セクターの未発達など）
- ・投資レベルの滞り、消費の滞り
- ・価格の不透明さ
- ・予算の策定・実施・評価に関連する問題（能力不足、手続きの遅れ、リスク評価の基準が明確でないこと、予測モデルの不十分さなど）
- ・公共事業の契約管理の不十分さ
- ・公共債務の累積
- ・銀行からの資金調達における制約（環境の未整備、法制度の弱さ、信用リスク）
- ・農村部でのマイクロクレジット機関の不足
- ・他セクターのマクロ経済枠組みへの取込みの不十分さ

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターでの目的は、経済の安定化を通じた経済成長を支援することで、2009 年から 2013 年は平均 5.8%、2015 年までには 7%の経済成長率を目指す。具体的には、西アフリカ経済通貨共同体（Union Economique et Monétaire de l’Afrique de l’Ouest : UEMOA）による収斂基準を満たすことと、IMF やその他のドナーと合意した経済・財政改革プログラムの実施が含まれる。つまり、より有効で効率的な財政管理が目指される。同セクターにおける 2015 年までの目標値は表 3-9 の通りである。

表 3-9 指標と目標値（マクロ経済）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
実質 GDP 成長率	2.9%	6.0%	7.0%
実質一人あたり GDP 成長率	-0.4%	2.7%	3.7%
GDP/人（単位：千 FCFA）	484.5	615.7	-
インフレ率（UEMOA 収斂基準）	3%	3%	3%
投資率（総固定資本形成）	8.7% (2005)	30%	35%
基礎的財政収支（GDP に占める割合 (%)）	0.8	1.3	1.3

（出典：PRSP）

歳入に関しては、税収のレベルを 2011 年までに最低 17%まで増加させることを目指す。そのためには、税や関税、特別徴収の対象となるものを特定し、それらを確実に徴収するために、税務局や税関を強化し、法的・規制的措置をとる必要がある。また、歳出に関しては、2011 年までに、非生産的な支出を、国債を除いた総支出の 10%以下に抑えることを目指す。

予算の策定・実施・評価に関しては、政府は公共支出管理・財政アカウンタビリティレビュー（Public Expenditure Review and Financial Accountability: PEMFAR）の調査に基づく改革を実施するであろう。具体的には、①予算の分類を 2001 年の公共財政統計マニュアルに適合させること、②四半期ごとに、各省が予算クレジットを利用できるようにすること、③基礎的サービスのための資源を確保するための監視を強化すること、④リスクに基づいた財政管理の検証プログラムを策定することなどが目指される。

カカオセクターの再構築における透明性の確保に関しては、2009 年以降、特別課徴金が予算に組み込まれるであろう。また、2009 年には、登録税を CIF 価格の 10%から 5%に軽減、その他の税の据え置き、価格の引き下げ（220FCFA/Kg から 200FCFA/Kg）や外部監査も実施される。カカオセクターに対する課税は 2011 年までに、CIF 価格の 22%までに留めることを目指す。

公務員年金基金（Caisse Générale de Retraite des Agents de l'Etat: CGRAE）については、3 者（社会的パートナー・国家・退職者）による交渉と CGRAE にかかる文書の見直しによって再編成されるであろう。また、公共事業の契約に関しては、政府は、既存の措置（UEMOA による第 4 条規定との整合性、契約者の能力を評価するメカニズムの適用、企業のカテゴリに関する法的枠組みの強化、公共事業の契約締結法の見直しなど）の強化に努めなければならない。

公的債務管理については、政府は、債務を長期的に持続可能なレベルにしなければならない。そのためには、制度・管理・政策レベルで様々な措置をとる必要がある。制度レベルでは、①ローン実施のための条件の促進、②債務管理能力強化のための国家計画の策定、③債務政策や債務の持続可能性の分析を担うセクター横断型の委員会の設置などがある。管理レベルでは、①データの一元化と開発パートナーとの定期的な情報共有、②インターネットを通じた債務に関する情報の提供、③債務に関する交渉技術やドナーの手続きについての知識を有する関係者の養成、④公共の有価証券の問題や金融の管理に関する措置の導入、⑤ドナーのデリスパース手続きに関するプロジェクトの管理者の養成などがある。また、債務に関する新しい政策枠組みでは、①政府は、グラントか無利子融資の形でのみ外部資金に頼り、②一年以下の期間での負債については、契約も保障も行わず、さらに③対外債務

の管理の改善に向けて努力する、としている。

資源のトレーサビリティは、資金の執行レベルと活動の実施レベルとの関係を明らかにする。ゆえに、内部・外部監査の文化が根付くことは重要である。また、政府の公的企業への資金提供についても、経済開発のための比較優位に基づいて調査されるべきである。そのためには、公的企業の開発プロセスへの貢献度が定期的に調査される必要がある。その他、マクロ経済予測を行うモデルの更新も重要である。

MTEF は、すべてのセクターと地方自治体レベルで、段階的に策定される予定である。パイロットフェーズでは、いくつかの社会セクター¹⁸と基礎的経済インフラ、農業・農村開発に焦点が合わされる。MTEF が策定されるまでは、貧困削減支出の編成と予算化は PRSP での優先的活動に基づいて行われる。

さらに、統計分野に関して、政府は、国の統計データの生成の改善、既存の組織の能力の強化、セクター別の統計データの発表と配布の制度化を目指している。

表 3-10 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (マクロ経済枠組み)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
経済セクターが統合され、経済の透明で効率的なマネージメントが持続可能な経済成長を促進する。	経済パフォーマンスが改善される。	モノとサービスの生産の最適化
		貯蓄と経済資本・資金供給の動員
	国家財政のマネージメントが効率的で有効である。	資源と公共支出の最適化
		マクロ経済・予算枠組みのツールの改善 信頼でき、妥当で、構成要素に分けられたデータの生成

(出典：PRSP)

2-b ハイδροカーボン (炭化水素)

(2) 現状・課題

ハイδροカーボンの管理は、PETROCI¹⁹、SIR²⁰、GESTOCI²¹などの準公共企業が担っている。2000 年以降、生産分配契約のもと、ハイδροカーボンの開発事業と産出は 28 ブロックのうち 19 ブロックで繰り広げられており、その殆どが海洋油田である。原油と天然ガスの産出量は 2001 年以降増加傾向にあり、2001 年は原油 2.35 百万バレル、天然ガス 48.2 十億立方フィートであったが、2005 年にはそれぞれ 14.6 百万バレル、61.4 十億立方フィートに達した。バオバブ海底油田の技術的な問題のために、2006 年以降産出量は減っており、2006 年にそれぞれ 22.43 百万バレル、56.36 十億立方フィートであった産出量が、2007 年にはそれぞれ 17.65 百万バレル、49.27 十億立方フィートにまで減少した。2007 年の一日の平均産出量は原油が 48,370 バレル、天然ガスが 134,980 百万立方フィートであった。

石油生産の増大と販売経路の拡大に向けた取組みにもかかわらず、多くの難題が残されている。油田の開発や石油関連施設の建設にかかる財源の不足や天然ガス埋蔵量の枯渇がハイδροカーボンの

¹⁸ 教育と保健を指していると思われる。

¹⁹ コートジボワール石油公社 (Société Nationale d' Opérations Pétrolières de la Côte d' Ivoire: PETROCI) <http://www.petroci.ci/>

²⁰ コートジボワール石油精製会社 (Société Ivoirienne de Raffinage: SIR) <http://www.sir.ci/>

²¹ 石油備蓄管理会社 (Société de Gestion des Stocks Pétroliers de la Côte d' Ivoire : GESTOCI)

産出能力を低下させている。さらに、石油、製品の輸送にかかる定期的な経路が不足していること、流通時に生じる不正行為、ブタンガスの貯留能力の低さなども石油生産のレベルを下げている。

「コ」国の石油の消費量は減少傾向にあるが（2000年：1,067,738m³、2007年：912,762m³）、ガスの消費量は増加している（2000年：60,410,000トン、2007年：102,040,000トン）。

国民の石油製品やブタンガスへのアクセスは、（1）価格の高騰、（2）市場への不定期な供給（特にガス）、ならびに（3）ハイドロカーボンの産出不足が原因で、限られている。こうした状況のために人々はエネルギー源としてバイオマスに依存するが、このことは環境の保護と生物多様性の均衡を脅かしている。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・開発にかかる財源不足、関連施設の不足・輸送ルート、システムの未開発・価格の高騰 |
|--|

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）²²

同セクターの目的は、政府の歳入の増大を目的に、産出量を増やすことで、このことは同セクターへの投資の強化を意味する。そのためには、石油に関する法律を執行し、石油製品の輸送手段を強化し、さらには同セクターの運営の透明性を確保し、参加型にすることを目指さなければならない。

2-c 鉱業

（1）現状・課題

鉱山資源は鉱山・エネルギー省の鉱山・地質局（Direction Générale des Mines et de la Géologie: DGMG）によって管理されている。準公共企業であり、鉱業部門での主要な国営企業でもある鉱山開発公社（Société pour le Développement Minier: SODEMI）が「コ」国の鉱業の潜在性を促進する主導的な役割を果たしている。昨今まで、鉱業開発は金を中心であったが、現在は、鉄、ニッケル、マンガン、ボーキサイトも注目を浴び始めている。

1991年に金の採掘にかかわった企業は、la Société des Mines d'Ity (SMI)、la Société des Mines de l'Aféma (SOMIAF)、および la Compagnie Minière d'Afrique (CMA) の3社である。金の採掘量は、2002年には3,567kgであったが、2006年には1,452kgに減少した。この減少は2004年のアンゴビア鉱山の停止によるものである。昨今では、SODEMIが、イシアでコルタンの生産（2003年に生産停止）を、またジャックヴィルでファルンの生産を開始した。さらに、グラン・ラウでのマンガンの試験的採掘にも関わっており、3,000,000トン以上の埋蔵量に対し、年間平均100,000トンを生産している。こうした工業的な採掘に加え、共同組合や認証された個人による、様々な地域における金、あるいはセグューラやトリティヤにおけるダイヤモンドの家内工業的あるいは準工業的な採掘がある。

鉱業セクターは、潜在性が高く、鉄3,000百万トン、ニッケル390百万トン、ボーキサイト1,200百万トン、マンガン3百万トン、およびダイヤモンド100,000カラットの埋蔵量を有しているとされている。100,000km²以上の火山深成堆積溝（西アフリカで最大の面積）からなる旧原生代の広大な地

²² 同セクターのPRSPでの優先的インターベンションのマトリックスについては、表3-11を参照のこと。

域（ビリミアン）は金の潜在性が高く、ヤウレ（アンゴビア）、イレ、トンゴン鉱山の開坑と同様に鉱業セクターの可能性を高めている。さらには、有能な技師の存在も同セクターの活性化を助長する。

全体として、鉱業セクターは、①同セクターでの事業を実施するにあたって参考資料となる地質学的情報を有した十分な地図が作成されていないこと、②アクセスするのに十分なインフラが整備されていないために、新規開発のための海外投資レベルが低いこと、さらには③鉱業が伝統的産業でないために、国内の公共・民間投資が不足しているなどの問題に直面している。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・多くの鉱山資源が未開発
- ・地質学的情報が未整備
- ・新規開発のための投資レベルの低さ

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

鉱業セクターにおける主要な目的は、環境に配慮しながら、既に発掘されている鉱床の採掘により、鉱物の生産量を増加させることと、政府の歳入の増大と雇用の創出を目的に採掘された物質を加工することである。これらの目的を達成するために実施する戦略には、支援ファンドの設立を通じた国営の鉱山公社の介入の強化や外国投資を引き付ける条件を生み出すことなどがある。また、これらの戦略と同時に、鉱山開発の地質学的データマップの作成や鉱山開発にかかるインフラの整備なども必要である。

表 3-11 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（鉱業/エネルギー²³）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
エネルギー資源への持続可能なアクセスと鉱業の収益性が改善される。	エネルギー産出（特にブタンガス）が十分で、かつ安価である。	石油製品の生産・貯蔵・販売能力の強化 エネルギー源の多様化
	鉱山資源が持続可能なかたちで開発され、国家経済に顕著な資本利益をもたらす。	既に発掘されている鉱山の採掘と採掘された物質の加工 支援ファンドの設立と投資を引き付ける条件の構築

（出典：PRSP）

2-d インフラおよび運輸

（1）現状・課題

運輸インフラや運輸サービスの発展は国の経済の競争力、民間投資、農村地域の開発、地域・国際経済への統合の促進に不可欠である。また、同セクターの発展は人々の移動、基礎的社会サービスへのアクセス、資源へのアクセス、更には製品の消費地への輸送を容易にする。つまり、人々が経済開発に積極的に参加することを可能にする。以下では「コ」国の運輸セクターを1) 道路、2) 鉄道、3) 海運と河川・ラグーン輸送、ならびに4) 航空輸送の4つのサブセクターに分類し、その現状・課題を整理する。

²³ ここでのエネルギーは、前述 2-b の hidrocarbon を指している。

1) 道路²⁴

2002年の危機以後の道路に関する情報は整備されていないが、2000年に実施された調査では、都市間道路が82,000km（内6,514kmがアスファルトで舗装された道路（アビジャンとシングロボを結ぶ142kmの高速道路を含む））、舗装された都市道路が国全体で約4,000km、フェリーが20隻、327の橋を含む建築物が4,600確認された。道路の状態は、道路網全体の約18%にあたる15,000kmが通行不能な土の道路で、約24.5%にあたる20,000kmはひどく劣化しており、こうした道路での走行速度は4輪駆動車で時速35km以下であった。アスファルトで舗装された道路は、一般的に耐用年数を15年として設計されるが、約78%にあたる4,900kmの耐用年数が15～35年であった。また、約44%にあたる2,800kmが、20年を過ぎており、劣化の許容範囲を越えていた。

「コ」国の道路保守管理政策については、他の多くのサブサハラアフリカ諸国と同様に、2つの段階を踏んでいる。つまり、国家が管理していた時代とその後の民営化である。「コ」国では、道路の保守管理は国の公共工事管理局が担っていたが、1998年に「コ」国運輸セクター調整プログラム（CI-PAST）²⁵の枠組みにおいて、民間セクターへ委譲された。その結果として、2002年には、国に代わって道路の保守管理を担う道路管理事務所（Agence de Gestion des Routes :AGEROUTE）と道路網の開発を担う道路維持管理基金（Fonds d'Entretien Routier : FER）が設立された。しかしながら、現在の道路保守管理政策が十分でないことが浮き彫りになってきている。国が公共工事を担っていた時代には、十分な技術や必要な機材を有する職員が、定期的に巡回し、季節や場所を問わず、道路問題に迅速に対応していた。しかし、今日では、中小企業が道路修理を請け負っているが、主として乾期に一時的に行うもので、また十分な技術や機材、経験も有していない。さらに、政府は道路網を拡大するのに必要な十分な資源を確保していない。行政機関が数年に亘って一度も足を運んでいない道路もあり、こうした道路は放置されたままとなり、その結果、修理不可能な状態を生み出している。

道路が不完全な状態にあることは、特に農村部において、貧困を増大させる主要な要因の1つとなっている。つまり、農村部を他の地域とつなぐ道路がないことは、農作物の販売の可能性を制限するため、農業を自給自足農業に留め、農業活動の発展を妨げている。

都市間交通サービスについては、同セクターのいくつかの改革の結果、長距離バスの発着所ができ、民間の運輸会社も設立された。都市間の旅客輸送の発展は飛躍的で、90以上の行き先に向かう1300台のバスを収容できる車庫の開発にまで至っている。年間の旅客数は約25百万人である。貨物の道路輸送は年間の成長率が14.5%で、1995年～1998年の期間には、GDPの5.5%から7.5%を占めた。さらに、港に着く貨物の90%が道路網を通じて、内陸に輸送される。1999年以降の危機の結果、アビジャンからワガドゥグに運ばれる貨物の40～50%の輸送を担っていた南北国際貨物交通が、南－東幹線道路（Abidjan-Aboisso-Noé-Ghana）や南－北－東幹線道路（Abidjan-Abengourou-Bondougou-Ghana）、さらには同地域の他の沿岸国からの輸送に変わってきている。旅客輸送、貨物輸送ともに、不安定さや煩わしさの問題に直面しており、このことが同セクターの生産性を低下させ

²⁴ 西アフリカの道路網については、別添資料1図A-1を参照のこと。

²⁵ 仏語の正式名称は、《 Programme d'ajustement et d'investissement du secteur des transports 》。世銀によるプログラム。「コ」国の運輸インフラの状態と効率性の改善、運輸セクターへの投資の実現に必要な財源の計画や動員のための手段の強化、および運輸セクターに関する法整備を目的としている。<http://www.ci-past.org/> 第4章表4-6も参照のこと。

ている。同様に、車輛の老朽化や運営会社の組織力の弱さも同セクターの発展の足枷となっている。

都市の運輸サービスは、主としてアビジャンで発展しており、アビジャン交通会社 (Société des Transports Abidjanais: SOTRA) が主な運営会社である。同社の財務状況や運営状況の厳しさは、1990年に1,200台あった車輛数が2008年には810台に減少(38%減)していることから明らかである。他方、同期間に需要は28%増えている。こうした状況は、需要と供給の比率を示すパフォーマンス指標にも表れており、1998年には住民1,600人に対しバス1台であったのが、2000年には住民4,500人に対しバス1台となった。SOTRAの生産性の低下は公共サービスに対する不満を高め、結果としてインフォーマルな交通機関の利益につながっている。インフォーマルな交通機関としては、「gbakas」や「504」と呼ばれるミニバス(6,026台)や「wôro-wôrôs」と呼ばれる相乗りタクシー(11,971台)がある。2007年以降、SOTRAの財政状況やバスの車庫状況は改善してきているが、インフォーマルな交通サービスが優位な状況下、全体としては不安定な状況が続いている。法的・制度的な枠組みがないため、アビジャン以外の都市での運輸サービスは街のタクシーの営業に限られているが、インフォーマルな状態で運営されており、不当な料金の請求や頻度の少なさ、遠隔地への移動の拒否などに特徴づけられる。

道路の安全に関して、政府は、取り締まり制度を構築することで、交通事故を未然に防ぐための措置をとってきたが、「コ」国の交通事故発生率は深刻で、多くの死者や負傷者が出ている。その多くは、道路輸送にかかる安全基準を遵守していないために発生しており、車輛の老朽化、荷物の過剰な載積、道路交通法違反などが、道路の劣化と並んで主たる要因となっている。こうした状況に鑑み、政府は1978年に道路安全局 (Office de Sécurité Routière: OSER) を、また2001年に道路交通監視所 (l'Observatoire de la Fluidité des Transports) を設置している。交通事故による経済的損失も大きく、治療にかかる費用や障害が残ることによる生産性の低下、一家の大黒柱を亡くすことによる貧困などさまざまな形で表れている。

2) 海運と河川・ラグーン輸送

「コ」国は500km以上の海岸線を有しており、アビジャンとサン・ペドロに主要な港がある。アビジャン港のみで国の関税収入の85%、対外貿易の90%を占めている。貨物輸送は2001年から2003年の間には、17.1百万トンから15.5百万トンに減少したが、2005年には再び増加し、18.6百万トンとなった。2007年の海運業の業績は、輸出収入がFOB価格で3,277.6十億FCFA、輸入がCIF価格で2,718.3十億FCFAであった。こうした業績にもかかわらず、海運業への国の関与が低いことや基礎的インフラの不足が海上輸送の発展の足枷となっている。

河川・ラグーン輸送に関しては、アビジャン市のラグーン域での輸送は主にSOTRAのコミュート船とインフォーマルな「pinasse」とよばれる船が行っている。コムート船は、SOTRAが国と委託契約を結んで運営している都市交通システムに含まれる1つの要素である。2008年には河川・ラグーン輸送は20隻のコミュート船によって行われ、8百万人を輸送した。これとは別に、40隻のインフォーマルなpinasseが、ビジネス地域と居住地の間を毎日約20,000人輸送しているが、こうしたインフォーマルな輸送は快適さや安全への配慮が不十分である。pinasseはアビジャン以外の水域(Aby, Tendo, Ehiなど)でもラグーン地域に住む人々の移動手段として利用されている。

河川・ラグーン輸送は、アビジャンが平静な地帯であったために、戦争の影響を受けていないが、

アビジャンへの人々の移住が進んでいることに伴い、コムュート船や pinasse による輸送に対する需要が高まっている。

3) 鉄道²⁶

「コ」国はブルキナファソに続く 630km の鉄道網を有している。この線は、アビジャンでの 17km の複線区間を除けば、すべて単線で、「コ」国の 17 の町を通り、35 駅と 18 の停車地がある。鉄道の開発は 1994 年に SITARAIL²⁷に移管されており、その結果として、物資の輸送が 5 年間で倍増し、1996 年に 504,000 トンであった輸送量は 2001 年には百万トン以上になった。危機の影響で鉄道は一時運行を停止したが、ワガドゥグ合意以降再開し、2007 年には輸送量 880,289 トンに対し、売上が 24,770 百万 FCFA に達した。

他方、鉄道輸送はインフラや開発に必要な機材の不足や老朽化の問題にも直面しており、旅客や物資の輸送の需要を満たしていないのが現状である。

4) 航空輸送

「コ」国は、民間の輸送のための 20 の飛行場と国際基準を満たした 3 つの空港（アビジャン、ヤムスクロ、ブアケ）を有している。アビジャン・フェリックス・ウフェ・ボワニ国際空港（以下、FHB 空港）を利用した旅客数は、1996 年に 983,000 人、1999 年に 1,100,000 人であったのに対し、2005 年は 776,000 人であった。この減少は、飛行場の状態が悪いこと、地方交通が殆ど存在しないこと、FHB 空港がアメリカのセキュリティ基準を満たしていないことなどによるものである。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・道路の老朽化、道路保守管理システムの未発達
- ・都市部道路輸送サービス（ラグーン輸送を含む）の不十分さ、運営システムの未整備、車輛の老朽化、地方での道路輸送の未発達
- ・交通法を遵守させるシステムの未発達
- ・鉄道の老朽化、資機材の不足
- ・港湾設備の老朽化
- ・空港から先に続く輸送手段や空港施設・設備・システムの未発達

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターの大目標は、①「コ」国のすべての県や村を一年中車が通れる道路でつなぎ、それらを舗装された都市間道路や国際道路につなぐこと、ならびに②西アフリカ地域での貿易や国際貿易において「コ」国がハブになるよう「コ」国の港湾施設と空港施設を十分な競争力を有するものに発展させることである。こうした大目標はそれぞれのサブセクターにおけるいくつかの改革によって達成される。以下に、それぞれのサブセクターにおける方針・ビジョンを示す。

²⁶ 西アフリカの鉄道網については、別添資料 1 図 A-2 を参照のこと。

²⁷ アフリカ鉄道輸送国際会社（Société internationale de transport africain par rai : SITARAIL）

1) 道路

政府は、すべての場所において、季節を問わず、必要な補修ができるよう、最低限の機材をそれぞれの幹線道路に配置するための条件を検討する必要がある。また、こうした戦略は、運輸サービスの改善(質と量の改善、安心と安全の促進)と共に実施されるべきである。すべての県庁所在地を舗装された道路網につなぐことも重要で、道路がつながることで人とモノの移動が容易になり、地方コミュニティの潜在力が効果的に発揮される。道路インフラにおける開発・改修・維持にかかる 2015 年までの目標値は表 3-12 の通りである。²⁸

表 3-12 指標と目標値 (道路)

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
N1 タイプの都市間国道：高速道路、国際的な関心を引く国道、交通量の多い国道			
アスファルト (BB) 舗装された 2×2 車線の直線 高速道路	142 km	357 km	442 km
アスファルト (BB) 舗装された 2×1 車線の直線 道路	1,809 km	2,167 km	2,309 km
アスファルト (SA) 舗装された 2×1 車線の直線 道路	2,211 km	2,568 km	2,711 km
土で舗装された 2×1 車線の直線道路	6,241 km	-	6,241 km
N2 タイプの都市間国道：地域的な関心を引く国道			
アスファルト (BB) 舗装された 2×1 車線の直線 道路	762 km	1,048 km	1,162 km
アスファルト (SA) 舗装された 2×1 車線の直線 道路	932 km	1,360 km	1,532 km
土で舗装された 2×1 車線の直線道路	8,785 km	-	8,785 km
都市間県道：県や地区の関心を引く道路、農村道路			
アスファルト (SA) 舗装された 2×1 車線の直線 道路	117 km	200 km	234 km
土で舗装された 2×1 車線の直線道路	65,085 km	66,514 km	67,085 km
都市道路：大都市の道路網			
アスファルト (BB) 舗装された 2×3 車線の高速 道	185.5 km	200 km	206 km
アスファルト (BB) 舗装された 2×2 車線の高速 道	289.5 km	325.2 km	340 km
アスファルト (BB) 舗装された 2×1 車線の道路	1,945 km	2,088 km	2,145 km
アスファルト (SA) 舗装された 2×1 車線の道路	792 km	1,005 km	1,092 km
土で舗装された 2×1 車線の道路	3,881 km	4,310 km	4,481 km

(出典：PRSP)

さらに、恐喝やたかりに歯止めをかける対策の効果的な実施も重要である。また、行政文書の保護や運輸サービスの営業権を得るための文書の削減も必要である。

道路の安全に関しては、より機能的な対策を実施することが、交通事故を未然に防ぎ、危険を軽減することにつながる。こうした対策は、OSERの制度的・法的・財政的枠組みの再適用、道路安全にかかる改革の達成、自動車運転研修センターの設立を中心に構成されている。また対策には、特に農村部の住民に対する道路の安全に関する啓蒙やOSERの人的・財政的能力の強化のための対策、車輛の更新や整備に関する対策も含まれる。

²⁸ 世銀 HP の「コ」国の PRSP にかかる説明によると、政府は 2,988 km の舗装道路を新たに敷設し、1,625 km を改修する。さらには、24 の橋を建設し、14,300km の未舗装道路の定期的な保守を行うと記載されている。但し、PRSP 本文中にはこのような記載は見当たらない。

(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/AFRICAEXT/CDIVOIREEXTN/0,,menuPK:382621~pagePK:141132~piPK:141123~theSitePK:382607,00.html>)

2) 海運と河川・ラグーン輸送

同セクターでの対策には、港湾の効率性の改善、ラグーンでの水上交通開発の強化、更には、海運への国の関与の強化が含まれる。特に、西アフリカ地域の主導国としての地位を取り戻すためにはアビジャン港湾局のインフラとサービスを発展させる必要がある²⁹。さらに、サン・ペドロ港を、国内や地域の林産物や農産物、鉱物の輸出のための補完的な港湾とするために、サン・ペドロ港湾局の改修と拡張にもとりかかる必要がある。ラグーンインフラにかかる2015年までの目標値は表3-13の通りである。

表3-13 指標と目標値（ラグーン輸送）

指標	2008年値	目標値 (2013年)	目標値 (2015年)
ラグーン水路	10.4 km	85.6 km	115.7 km

(出典：PRSP)

3) 鉄道

同サブセクターの戦略はサービスの競争力を高めることを目指している。そのためには、鉄道インフラの建設と改善が必要であるが、特にサン・ペドロ港と国の西部とを結ぶ鉄道網を確保することが重要である。

4) 航空輸送

同サブセクターの目的は、安全・安心で有効な空港を確保することと国内の交通を促進することである。FHB空港のインフラとサービスを発展させることは、連邦航空局の認証の取得を容易にし、質の高い航空輸送サービスの提供と航空輸送の増大を保証するであろう。

さらに、アビジャンーラゴス間の道路、鉄道輸送(セネガル、ブルキナファソ、コートジボワール)、マノー川(リベリア、ギニア、シエラレオネ、コートジボワール)の交通の過密はHIV/AIDS蔓延の主要な要因となっている。運輸セクターへの介入の持続性と同セクターの発展を確保するためには、こうした交通網の運営者や利用者、回廊沿いや停泊地のコミュニティのHIV/AIDSに対する取組みの強化も検討する必要がある。

表3-14 PRSPでの優先的インターベンションのマトリックス（運輸）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
人とモノの移動が改善される。	運輸インフラ（道路、鉄道、海上/ラグーン、空路）が改善される。	道路、鉄道、海上/ラグーン、航空、港湾インフラの開発 インフラの管理・維持・改修の改善
	運輸サービスの提供が改善される。	運輸に責任のあるアクターや組織の運営能力や組織力の強化 運輸セクターの制度改革と規制の実施
	道路・鉄道・海上・航空輸送の安全・安心で自由な流通が保証される。	道路・鉄道・港湾および空港の安全で安心なシステムの強化 安全と安心の基準の遵守に関する利用者への啓蒙 交通の流動性に関する政策の強化

(出典：PRSP)

²⁹ アビジャン港の開発計画については、アビジャン港湾局のサイトに詳しい。(<http://www.paa-ci.org/index.php>)

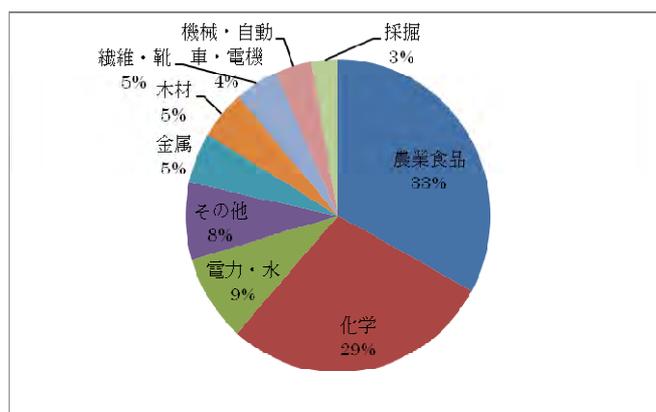
3.2.3 「戦略的方針3」に関連するセクター/テーマ

3-a 民間セクター

(1) 現状・課題

「コ」国は民間セクターを成長の原動力とすることを表明している。民間セクターの参入は、1990年代に始まった政府の生産セクターからの撤退政策以後、加速してきた。ここ数年では、同セクターが、GDPの三分の二を占めており、近代的な雇用も創出している。

工業が民間セクターの大部分を成しており、2008年時点では24部門に区分されている。それぞれの部門の割合は下記図3-3の通りである。10人以上を雇用している企業は2,402社で、そのうち、1,296社が農業食品もしくは漁業部門に属する。



(出典) PRSP をもとに作成

図3-3 部門別シェア

民間セクターは、優秀で若い労働力、原材料の入手可能性、競争力の高い経済インフラ、開発金融システムの有無によって左右される。起業支援の体制は、民間セクター開発のための、制度的・規制上・法的枠組みによって、規定される。また、この体制は、投資法や鉱業法、電気通信法、環境法、労働法などによる投資へのインセンティブによって強化される。この枠組みでは、民間セクターの持続的な復興のための条件を作り出すために税控除措置がとられている。実際、産業・貿易による利益 (Bénéfice Industriel et Commercial: BIC) にかかる税率が35%から、個人に対しては27%へ、企業や法人に対しては25%へ引き下げられた。最低固定税は、2百万FCFAから1百万FCFAに下げられた。さらに、地域経済統合の枠組みにおいて、企業の利益となるような関税・財政・部門別改革が行われている。

しかしながら、構造・組織、制度、財政上の要因が、依然として、「コ」国の民間セクターの開発に歯止めをかけている。構造・組織上の問題としては、起業の促進が十分でないこと、生産要素のコストの上昇、国内企業の競争力の低下、研修と経済のニーズのギャップ、不公正な競争、詐欺や密輸などが指摘される。制度・規制上の問題としては、中小企業のための法律がないこと、政府と中小企業が協議をするための場がないこと、産業や危機後の生産活動の復興のための真の政策が存在しないこと、開発や民間セクターの促進を支援する制度的構造の能力が低いこと、さらには、行政上の手続きが遅いこと、産業利用できる土地が不足していること、魅力的でなく落胆させる投資法が存在して

いること、財産権を守るための司法システムが複雑であることなどが指摘される。財政上の問題としては、民間セクターのクレジットへのアクセスの難しさ、国による債権の支払いの遅れや未払い、長期的な貯蓄の不足、民間資本の不足などが指摘される。さらに、1999年以降の継続的な危機が、不安定な状況を拡大し、国のリスクを高めている。こうした状況がいくつかの企業の閉鎖や国外への移転、モノやサービスの生産の減少、民間投資の低下（2003～2006年は平均約35%の低下）を招いている。

内国貿易に関しては、活動を円滑に行うために、「コ」国は、独立時に、しっかりと法的枠組みを構築している。つまり、1962年6月26日の法律n° 62-214で、測定単位が定められ、計測装置が規制されている。このことは、貿易における明確な計測の実施を可能にしている。貿易は「コ」国経済において重要な役割を果たしており、2002年から2007年の期間には平均して、GDPの13.6%を占めた。しかしながら、同セクターの事業者は①地域間競争や国際競争への市場の自由化・開放、②不正が続いていることや製品の質の不十分さ、③計測文化の不適合、④コントロール能力の低さ、⑤情報や経済事業者の啓蒙のレベルの低さ、⑥消費者組織の弱さ、⑦通関手続きの複雑さ、⑧食糧品セクター全体の内部再構築の不十分さ、⑨内国貿易に対する資金供与のレベルの低さ、などの問題に直面している。

対外貿易は、基本的には農業製品の輸出に頼っている。世界貿易における「コ」国の輸出は減少傾向にあり、1980年に0.17%であったのが、2003年には0.06%、2004年には0.04%に減少した。この減少は、①コンテナ輸送の減少、②対外市場におけるシェアの相当量の喪失、③銀行からの財政支援へのアクセスの難しさ、④仕入れ先からのクレジットの廃止、⑤輸送・人的資源・不動産要素の競争力の喪失、ならびに⑥信頼と国のイメージの低下、などによるものである。こうした難しさに加え、①生産者と輸出業者との間の仲介者の弊害をもたらす存在、②製品を回収するための効率的なメカニズムの不在、③不正行為の持続と増加、といった点も指摘される。

「コ」国の観光産業は、1999年以降の危機や2002年9月の武力衝突の結果、需要・供給のレベル、ならびに促進活動のレベルが、大きく衰退している。需要の低下は、FHB空港に到着する観光客の数の減少に表れており、2003年の167,000人から2005年には144,725人に減少した。ホテルの客室稼働率も2002年以前は70%から80%であったが、2004年には45%、2005年には30%にまで低下した。供給に関しても、2002年にはホテルの収容能力が12,000室であったが、2005年には8,000室に減少した。同様に、大手ホテルグループの総売上高は50%以上減少しており、損失総額は4.5十億FCFAにのぼっている。独立系のホテルは、特に南西部、西部、中央部においてその多くが閉鎖した。旅行会社も総売上高の80%以上を失っており、多くが閉鎖に陥った。同セクターの主要な問題として、①ホテルの収容能力の低下、②多くの旅行会社やホテルの活動停止、③観光地への訪問の減少、④観光活動の推進の減速、の4点が指摘される。

手工業セクターは、雇用の創出や地元の製品の開発、さらには収入源としての大きな潜在力がある。同セクターの活動は幅広く、244以上の職業団体があり、また短期間の見習いや自営の可能性もある。雇用の創出の観点から重要な意味を持っているにもかかわらず、手工業は、制度・規制上の枠組みの弱さ、同セクターでの活動に対する資金調達不足、労働力の技能証明の不足などの問題に直面して

いる。こうした問題は、同セクターのモノやサービスの促進、マーケティング活動の不足、手工業のための産業ゾーンの不足、社会保障システムの不在、監督組織の不安定さにも関連している。

文化セクターは、開発、雇用の創出、富の創出の潜在性が高い。しかしながら、文化的な活動から得られる収入は、詐欺や偽造、文化的表現の場が不足していることなどが理由で、限られている。また、国の文化的遺産が十分に開発されていないことや、文化的なモノやサービスを扱う関係者の能力強化のための構造が効果的でないことも問題として指摘される。文化的表現の多様化の保護や促進においても不十分で、さらには、文化産業や専門組織への支援も不足している。

ICT産業はここ10年で急速に拡大している。2006年には携帯電話への投資は139.2十億FCFAで、固定電話への投資が10.6十億FCFAであった。前者の直接的な雇用創出数は1,692人で、後者は1,206人であった。同セクターは年間約70十億FCFAの付加価値を生み出している。2004年には、携帯電話が同セクターの総売上高の63.5%を占めており、2008年以降は、事業者数は5社で、加入者数は9,000,000人である。固定電話に関しては、2005年には加入者数は250,000人であったが、農村部での浸透率が低い。インターネットへのアクセスも進んでおり、2004年の事業者数は9社で、利用者は1,200,000人以上である。こうしたサービスに加え、コンピューターとそれに伴うサービスの市場が急速に発展している。さらに、2006年11月には、ITとバイオテクノロジー村 (Village des Technologies de l'Information et de la Biotechnologie: Vitib)が設立され、同セクターに新たな展望を示している。視聴覚セクターについては、公共および民間のテレビ・ラジオチャンネルがある。テレビについては、2002年9月の危機以前は、国営第1放送が国土の80%で視聴できた。一方で、国営第2放送に関しては、アビジャンから100Km圏内で放送されていた。公共放送に加え、民間事業1社が暗号化されたチャンネルを提供しており、これによって、外国のチャンネルの情報にアクセスすることができる。ラジオに関しては、聴取率は70%以上で、この普及率は約20の放送局によって確保されており、うち2局が国営である。FM局もいくつかあり、また国際ラジオ局も4局ある。その他、日刊紙が約60種あり、週間・月刊・隔月の雑誌もある。こうしたICT産業の進展にもかかわらず、同セクターは、農村部における電話の不足、新しい技術のコストの高さ、電気通信サービスの質の低さと高いコスト、といった問題に直面している。

それぞれの部門において、大企業と中小企業が共存している。中小企業数は、2002年には5,000社あったとされているが、危機の影響で、昨今では減少してきている。こうした近代的な民間セクターに加え、インフォーマルセクターもある。インフォーマルセクターは第3次部門に偏っているが、国の経済において、重要な役割を果たしている。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・ 民間セクターを促進する政策・環境の未整備
- ・ 財源の不足、金融サービスへのアクセスの制限
- ・ 観光産業の低迷、手工業・文化産業の潜在性の発揮不足
- ・ 農村部での ICT の発達の遅れ

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターの目的は、民間セクターの競争力を高め、同セクターを雇用と富の供給源とすることである。これには、企業の設立と開発の促進も含まれる。同セクターの2015年までの目標値は表3-15の通りである。

表3-15 指標と目標値（民間セクター）

指標	2008年値	目標値 (2013年)	目標値 (2015年)
民間投資の割合	7.5%	12.9%	13%
企業の設立にかかる時間	40日	30日	20日

（出典：PRSP）

民間セクターの動力は富の構築と経済の安定化において重要である。民間投資の促進と多様化を目的に、ビジネス環境が政策によって整備されるべきである。具体的措置としては、①活力のある企業や中小企業の効果的なネットワークを発現させる法的・制度的枠組みの構築、②汚職防止の措置の執行、③民間セクターによる内国債の清算、④中小企業の職業間組織の能力の強化、ならびに⑤産業界の再構築とレベルアップ、が挙げられる。

ビジネスのパフォーマンスと収益性は、いくつかの生産要素のコスト削減と十分な供給によって改善される。また、企業の生産性は、技術や投資の改善によって向上する。さらに、生産性の向上のためには、研究・開発の成果に基づくことが重要である。研究・開発の強化によって、原材料を地元で加工することが可能になり、このことは付加価値を生み出し、また、工業製品の競争力を高めるために質を改善する。国内製品の競争力の向上は域内市場や国際市場の獲得につながる。

中小企業への資金提供は、保障・投資・借り換え基金の設置によって、支えられる。また、企業への資金提供システムも改善されるであろう。このためには貯蓄の回収を行う金融機関との連携で、クレジットのコストを下げ、中小企業の中・長期的クレジットを増やし、中小企業の西アフリカ地域証券取引所（Bourse Régionale des Valeurs Mobilières：BRVM）へのアクセスを改善し、さらにはベンチャー企業の出現を支援するための意思決定を行わなければならない。貧困削減の観点からは、マイクロファイナンスの法・制度上の環境を改善する必要がある。また、分権化された金融システムがまだ普及していない農村地域においては、その設立が重要である。

民間セクター支援対策の再構築は、地元の専門的支援を普及させ、また企業による国の支援サービスに対する要請を促進する。このためには、まず、既存の組織（CEPICI³⁰、APEX-CI³¹など）の能力を強化する必要がある。さらに、競争力が高く、かつ富を創出する民間セクターの出現を促す措置の調査枠組みにおいて、インセンティブ措置の評価を目的とする民間セクターと国との協議の場が設けられるべきである。

貿易セクターに関しては、自国民の統合と貿易促進機関（OCPV³²、APEX-CI など）の強化を通じた、貿易活動の促進を目的とする。特に内国貿易については、①内国貿易の組織化、②流通経路の専門化

³⁰ コートジボワール投資促進センター（Centre de Promotion des Investissements en Côte d'Ivoire：CEPICI）
<http://cepici.ci/>

³¹ コートジボワール輸出促進協会（Association pour la Promotion des Exportations de Côte d'Ivoire：APEX-CI）

³² 農産品マーケティング事務所（Office de Commercialisation des Produits Vivriers：OCPV）

の促進と強化、③内国貿易の金融システムの設置、などの具体的措置がとられるべきである。

価格と競争力に関しては、既得権の乱用の防止、価格表示キャンペーンの実施、消費者協会との連携による価格の推移と平価をモニタリングするための観測所の設置などによって、まずは継続的な監視を実現することを目的とする。さらに、測量機材検査キャンペーンなどを通じて、測量のコントロールも強化されるべきである。また、流通の改善や供給の増大、小規模な流通業者の活動の強化を目的とする措置によって、市場への供給を安定させることも重要である。

対外貿易に関しては、①販路と輸出製品の多様化、②一次製品の加工の促進、③輸出製品の促進の強化、④金融機関による輸出に適した資金供給メカニズムの設置、ならびに⑤大使館における貿易ミッションの強化を通じて、輸出の促進に焦点が合わされるべきである。さらに政府は国際協定の実施にも努めなければならない。

表 3-16 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（民間セクター）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
民間セクターが発展し、競争力を有し、雇用と富の供給源となる。	投資の拡大と多様化が保証される。	ビジネス環境の改善
		「コ」国企業の地域内や国際レベルでの設立支援 産業と起業開発の促進
	民間セクター、特に貿易が、労働力人口の多くを吸収する。	内国および対外貿易の財政システムの構築
		内国および対外貿易の組織化
	「コ」国の企業が質の高いモノやサービスを競争力のある価格で提供する。	適合した新規機材の輸入支援
		測量ツールと価格をコントロールするための組織の物質的・制度的能力の強化
		革新分野での研究・開発の促進と研究結果の活用
		モノとサービスの提供の多様化支援
	住民がマイクロファイナンスに加入し、十分なサービスを楽しむ。	マイクロファイナンス分野の関係者の財政的・技術的能力の強化
		マイクロファイナンス機関への加入を促すための住民の啓蒙
女性と開発のための国家基金への女性のアクセス可能性の改善		

（出典：PRSP）

文化・観光分野は、急速に発展し、雇用や富の創出に大きく貢献し得る。文化に関しては、関係者がその作品にみあった恩恵を受けることが目的である。そのためには、①文化的遺産の特定や修復、②海賊品対策による知的財産の保護、ならびに③文化・技術スペースの設置と改修などの措置がとられる必要がある。

表 3-17 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（文化）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
芸術・文化・文学作品の制作者が彼らの作品による副産物で生活できる。	芸術・文化・文学作品の制作者が質の高い作品を生み出し、それに見合った収入を得る。	文化的遺産の修復と開発
		芸術・文化・文学作品の制作者の能力の強化 著作権の回復と付与
	芸術・文化・文学作品の制作者による作品の推進・マーケティング・保護が保証される。	海賊品対策の強化
		芸術・文化・文学作品の配布のための有効なシステムの構築

（出典：PRSP）

観光に関しては、観光産業を社会・経済開発のためのセクターにすることを目的とする。そのため

には、①新たな観光地の特定と整備、②サービスの質の向上を目的としたマーケティングについての関係者への研修、③観光地へのアクセスのためのインフラ（道路・バス停・空港）の建設と改善、④観光地の保護、ならびに⑤観光・ホテル産業への投資の促進の強化、などの戦略がとられるべきである。

表 3-18 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（観光/手工業）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
観光と手工業が発展し、雇用と富を供給するセクターとなる。	観光・芸術的サイトや機会が投資家を惹きつける。	観光地の開発と保護 観光やホテル産業への投資の促進
	観光や手工業に関連する行政機関や同セクターの担い手が十分な資源を有し、生産性が向上する。	行政機関や観光の担い手の運営能力の強化 観光と手工業セクターのための支援基金の構築
	観光や手工業活動の管理・統制・調整が保証される。	観光開発と促進のための法制度的枠組みの構築 管理、調整、評価・モニタリングのためのメカニズムとツールの開発と実施

（出典：PRSP）

ICT は社会・経済開発に貢献することから、同セクターの主要な目的は、持続可能な開発のための手段として、その参入とアクセス可能性を容易にすることである。具体的には、①より多くの人の ICT サービスへのアクセスを容易にすることを目的としたサービスと機材のコストの軽減、②電気通信インフラや支援の開発、ならびに③テレビ産業の自由化政策の適用、を目指す。サービスのコストの軽減は、ICT 機材の輸入に対する免税措置にも左右される。

3-b 農村開発と農業

（1）現状・課題

人口の 59%が農村部に居住している。1980 年代の構造調整までは、農村開発において政府が重要な役割を果たしており、農業分野の様々なレベルで、直接的にあるいは開発公社（Sociétés de Développement: SODE）を通じて介入を行っていた。こうした支援には、生産支援（投入財の提供など）、生産物の回収や加工支援、また必要に応じた農産物の価格統制などがあつた。SODE は、農村開発地域基金（Fonds Régional d'Aménagement Rural: FRAR）によって実現された農村インフラを補完する形で農村地域のインフラを整備する役割も担っていた。1974 年以降、15,000 のコミュニティインフラプロジェクトを実施しており、さらには FRAR による生産地域を開放するための農村道路の新設や改修プログラムも実施した。

さらに、1992 年の農業開発マスタープラン³³に基づいて、「コ」国は農業サービスと研究の再構築を実施した。その目的は、①普及・研究・研修を通じて、農業者に開発マネジメントにおける責任を持たせることと、②政府の機能を方向付け・促進・規制・統制に集中させること、の 2 つである。その成果として、農村開発支援局（Agence Nationale d'Appui au Développement Rural: ANADER）と国立農業研究センター（Centre National de Recherche Agronomique: CNRA）の設置、ならびに農業研究と普及のための異業種間基金（Fonds Interprofessionnel pour la Recherche et le Conseil Agricoles: FIRCA）が設置された。ANADER は、生産・普及・能力強化支援などの農業サービスを提供しており、CNRA は農業分野における研究活動を担っている。FIRCA は農業研究や普及活動のために

³³ 同マスタープランは 1992 年から 2015 年を対象にしており、その主要な目的は（1）農業製品の生産性と競争力の向上、ならびに（2）食糧自給と食糧安全保障の追求である。

資金提供を行っている。さらに OCPV が農産品のマーケティングを支援している。また、1980 年代後半には、農村部の構造化を目的に、いくつかの参加型プロジェクトが実施された。農村部運営支援国家プログラム (Programme National d'Appui à la Gestion de l'Espace Rural: PNAGER) や土地管理国家プログラム (Programme National de Gestion des Terroirs: PNGTER) などがその代表的な例である。

農村部の開発のための環境を整えるために、政府は 48,000km の農村道路を敷設し、村々を孤立した状態から開放した。また、灌漑作物や漁業、家畜用に農業用水ダムを 361 か所に建設した。

農業は GDP の 27% を占めており、労働人口の 3 分の 2 を雇用している。さらに、農業はアグロインダストリー分野と合わせて、輸出収入の 40% を占めている。こうした国家経済への貢献にもかかわらず、農村住民の貧困率は増加傾向にあり、2002 年の 49% から、2008 年には 62.5% に達している。1998 年以降の農村部の貧困率の増加は主として「コ」国の農業形態の大きな変化によるもので、特に農業関連産業の自由化は、関連産業間の連帯に終止符を打った。実際、1990 年代までは、植物生産や動物生産は、資源がコーヒーやカカオ生産から流れ込んだため、飛躍的な発展を遂げた。農村部の貧困はまた生産セクターの民営化や生産性の改善のために不可欠な高品質種子の生産の放棄などによっても説明される。さらに、政府による生産者支援の大幅な減少も要因で、この減少は政府予算における農業分野への公共支出の減少にも表れている。

社会・経済的要因としては、2002 年以降の危機が、特に北部・西部地域における数々の開発プロジェクトの中断や、生産活動（養殖、牧場、種子農家など）・研究活動（ブアケにある CNRA の研究所など）の停止を招いており、このことが農村部の貧困状況の悪化に拍車をかけている。

さらに、農村部は整備事業後のモニタリングの不足にも悩まされている。つまり、水・環境・土地に関する法律が厳格に適用されていない。このことに加え、データや技術的な情報、農業用水のマネジメントも不十分である。農村部の土地に関する困難は、生産要素としての土地利用・人口圧力、高い都市化率、若者や失業者が戻ってくることなどの結果生じており、こうした状況が農村部の貧困を一層悪化させている。

1) 農業

以下では、主要な農産品ごとの生産量の推移を示す。2002/2003 年から 2006/2007 年の製品ごとのアウトプットの推移と貧困との関係は表 3-19 の通りである。下記製品以外では、パイナップルが 4.1%、バナナが 6.3% の生産量の増加を示している。農業セクターの貧困率は全体としては増加傾向にあるが、作物によって増加率が異なる。ゴムに関しては、比較的安定した状況にある。パーム油は貧困率の増加が大きいものの、2006/2007 年の貧困率は 49.6% で「コ」国全体の貧困率よりは低い。

表 3-19 製品ごとのアウトプットの推移と貧困との関係

農業産品	2002 - 2003				2006 - 2007			
	生産量	1人当たりの 収益 (CFAF/年)	雇用	貧困率	生産量	1人当たりの 収益 (CFAF/年)	雇用	貧困率
コーヒー	140,027	234,172		52.3 %	170,849	246,220		65.7 %
カカオ豆	1,351,546	227,260		52.4 %	1,229,908	254,233		60.8 %
パーム油	1,147,681	427,774		33.5 %	1,359,470	327,444	30,000	49.6 %
バナナ		219,914		54.6 %		249,504	10,000	62.4 %
ゴム	124,502	635,950		31.7 %	188,532	422,727	10,000	31.8 %
綿花		243,218		43.9 %		166,494		84.7 %
カシュー		209,679		57.4 %	280,00	238,341	50,000	66.7 %

(出典：PRSP)

パーム油に関しては、1985～1988年に第二次パーム油計画が実施され、栽培面積が200,000ヘクタール（内50,000ヘクタールが産業用プランテーション）にまで拡大し、30,000人の労働者によって開拓されているが、投資が少ないという問題に直面している。

ゴムに関しては、国内での加工率が低く、乾燥ゴムに加工されるのは1%以下で、このことは政府の貴重な財政源を無駄にしている。ゴム産業はラテックスの価格の変動や革新・拡張プログラムに対する財源の不足、植物性の素材の生産性の低さ、樹木の老齢化、繰り返り起こる菌類による被害、土地所有の不明瞭さなどの問題に直面している。

バナナに関しては、「コ」国はカメルーンに次ぐ、アフリカ諸国第2位のヨーロッパ市場への輸出国である。バナナ産業は、農業GDPの8%、国のGDP全体の2～3%を占めており、8,000から10,000人を直接的に雇用している。2007年には250,000トンを出したが、この量はヨーロッパ市場のわずか5%にしか至らず、包装や肥料、輸出コストなどすべての面において規模の経済の利益を享受しているエクアドルやコスタリカ、コロンビアなどのいわゆる「ドル」バナナの輸入量に比べると遙かに少ない。また、今日、生産者は、個々の輸出割当量の廃止、原産地証明書、ライセンス料の支払い、アフリカ・カリブ・太平洋諸国全体に対する割当量など、バナナ市場における新しい規制の要件を満たさなければならない。

綿花は、北部に住む国民の重要な収入源の1つである。表3-18で示した通り、綿花生産者の貧困率は著しく増加しており、生産量も、2001/2002年には400,000トンであったのが、2007/2008年には120,000トンに減少している。綿花生産にかかるコストは増大しており、2001/2002年には1ヘクタールあたり80,440FCFAであったのに対し、2007/2008年には115,000FCFAとなった。一方で、生産者から購入される綿実の価格は1キログラムあたり210FCFA（2001/2002年）から150FCFA（2007/2008年）に下落した。こうした状況が、生産者の収入を著しく減少させているが、このことに加えて2008年には生産者に対して支払われるべき滞納金が5.1十億FCFAにのぼっていた。さらに、危機以前から起こっていた綿花産業の構造的な問題が、種子の生産、流通や販売経路の解体、工場の閉鎖を引き起こしており、生産者はありあわせの低品質の種子を使用せざるを得なかった。その結果として、過去3年間は綿花の質や生産性も低下している。

砂糖産業は、貧困削減や地域間格差の軽減、「コ」国の経済の多様化に寄与している。しかしながら、同産業は常に競争力を有してきた訳ではなく、また1997年の民営化による勢いも危機によって中断しており、生産工場も老朽化が進んでいる。

カシューは今日、綿花と並んで、「コ」国のサバンナ地帯の主要な換金作物の1つである。土地面積は国全体で420,000ヘクタール、50,000人以上の生産者を有する。さらに約2百万人が直接的あるいは間接的な同産業への投機で生活している。同産業の2007年の輸出収入は47十億FCFAであった。カシュー産業の課題は、同産業が新しい産業であるため、人々が生産の様相を十分に習得していないことや、果実の加工技術が不足していることで、こうしたことが同産業での貧困率の上昇につながっている。

カカオ・コーヒー産業は、透明性、国際市場での価格の変動に対する対応、運営機関のコストや機能の柔軟性など、過去数年間に生じた問題に取り組むことと、それを通じて生産者の生活環境を改善し、農村部の貧困を削減することを目指して、2001、2002年は制度改革を行った。しかしながら、同産業の自由化は十分に操られておらず、導入から7年経った現在においても、生産者価格を低下させ、生活環境を悪化させている。

食糧生産分野は、農業分野での労働力の85%を占めており、うち90%が女性である。主要な食用作物は、コメ、ヤムイモ、キャッサバ、料理用バナナ、トウモロコシ、野菜である。2006年の食糧生産は約9,000,000トンで、耕作面積は2,448,000ヘクタールであった。基本的には小規模な生産者によって耕作されており、道具も基本的なものに頼っており、生産性も低い。「コ」国のコメの生産量は、消費ニーズの50%しか賄っていない。コメ以外の食糧生産は、年間約3.8%増加しているが、これは耕作面積の増加によるもので、生産能力の強化によるものではない。生産システムに大きな進展はない。主要な食用作物に加え、野菜の生産を行っており、主要作物は、トマト、オクラ、トウガラシ、ナス、タマネギ、キャベツ、ジャガイモ、レタス、ニンジンである。食用作物は、「コ」国食糧生産物共同組合国家連合（Fédération Nationale des Coopératives du Vivrier de Côte d'Ivoire: FENACOVICI）や OCPV の積極的な活動の恩恵を受けており、前者は食用作物の市場への供給、後者は市場での食糧品の価格に関する情報の収集と提供の機能を担っている。食糧生産分野の富の創造への貢献は小さく、これは同分野に対する政策の不在、資金調達、共同組合の指揮、信頼性の高い統計情報の収集の難しさに起因している。

全体として、農業生産者の収入は減少し続けている。これは、農業生産性の低さ、生産物の売れ行きが悪さ、農産品の買い取り価格の低さ、リベートが産業によって不均等に分配されていることなどに起因している。さらに、収穫後のロスが大きいこと、農作物の保存レベルや加工レベルが低いこと、コーヒーやカカオ、パーム油、ココヤシのプランテーションの老齢化、近代的な農業技術の適用不足や未取得なども要因となっている。加えて、投入にかかるコストは依然として高く、研究の成果も常に入手可能な状態にはなく、成果が十分に活用されていない。また、農業従事者は十分に監督されておらず、クレジットや国際市場（特に、綿花・パイナップル・綿花の輸出）へのアクセスも限られている。さらには、多くの生産地域が孤立地域であることや政策が適切でないといった問題も抱えている。

2) 畜産業

畜産業は「コ」国の全域で営まれているが、北部と中央部では反芻動物が、南部では短周期の動物が優勢である。畜産業には伝統的な飼育と近代的な飼育があり、前者がより広く普及しており、後者は限られた範囲での飼育であるが、より組織化されており、直接投資への取組みが付加価値をもたらしている。近代的な酪農生産はあまり普及しておらず、国全体の生産量の15%に過ぎない。その他の酪農生産は、粗放・定住・半移牧の畜産によるものである。畜産業者の組織は限られている。家畜や肉の売買は活発であるが、ほとんど組織化されていないのが現状である。

養豚業に関しては、伝統的な養豚業が「コ」国の食肉生産の23%を占めている。品種はかなり不均一で、遺伝的潜在能力は欠けている。近代的養豚業は大規模な消費センターを中心に構成されており、個別の畜産ユニットや近代的な屠殺場、豚肉の販売台を有する。この近代的な養豚業は多くの雇用を生み出しており、また組織も設立されている。

家禽業に関しては、伝統的な家禽業（雌鶏、若鶏、ほろほろ鳥）はいかなる支援プログラムの対象にもなっていないが、農村部においては、重要なタンパク源、かつ収入源になっている。しかしながら、開発の割合は低く、「コ」国は年間約3百万羽の伝統的な家禽を輸入している。伝統的な家禽業に加え、近代的な家禽業が都市センターを中心に発展してきており、「コ」国の生産量の50%を占めている。近代的な家禽業は、優れた生産者組織も有しており、また多くの雇用も創出している。しかしながら、同産業は2006年5月の鳥インフルエンザの発生により、大きな経済的損失を受けた。

伝統的でない畜産業としては、強化や構造化はまだ進んでいないものの、養蜂やウサギの家畜、エスカルゴの生産、オオテンジクネズミの家畜、養蚕、カエルの生産などがある。こうした分野は国の中心部での開発プログラムの恩恵を受けていたが、その成果は2002年の危機によって絶滅した。

2006年の肉の生産量は牛肉が15,165トン、小型の反芻動物が7,495トン、家禽の生産量は16,873トンで、卵が26,050トンであった。酪農生産は牛乳23,825トンであった。2006年の自給率は、牛肉は25%、小型の反芻動物は64%、豚肉は15%、家禽は96%、卵は100%、牛乳は12%であった。

農業分野と同様、畜産業者の収入も全体として低い。こうした状況は、畜産業の生産性の低さ、投入財のコスト、畜産製品の売れ行きの悪さ、食肉処理の副産物が十分に価格付けされていないことなどに起因する。さらに、畜産製品の加工レベルの低さ、畜産業のクレジット制度が存在しないこと、多くの畜産区域が孤立地域にあること、畜産業者の組織が適切でないことなども要因にあげられる。獣医サービスが受けられる地域が限られていること、畜産業の開発にかかる政策の促進が不十分であることもまた、畜産業者の収入の減少の根底にある要因である。

3) 漁業

漁業の政策は漁業資源の持続可能な管理の構築とマグロ産業の再生に特徴づけられる。漁業は「コ」国の経済における重要な位置を占めており、約70,000人を直接的に雇用しており、また400,000人以上を支えている。魚は「コ」国の消費者の主要な動物性タンパク源で、動物性タンパク質の消費の約50%を占めている。1人あたりの消費量は年間11~14kgであるが、漁業がGDPに占める割合は減少してきており、2004年は0.3%であったが、2005年には0.2%となった。「コ」国の水産物の生産量は2000年から2005年の間に47%減少しており、養殖による貢献もわずかな量である。零細漁業は、主な従事者は西アフリカの他の国からの移民であるが、同セクターの国内生産の約60%を占めている。

商業漁業・零細漁業ともに機具の破損が著しく、このことが競争力を低下させている。工場レベルでは、ますます厳しくなる衛生基準に沿った行動をとることや生産性の改善が同セクターの存続における課題である。「コ」国は、国内の水産物の需要を満たすために輸入に頼っている。漁業従事者の収入もまた少なく、これは漁獲後の大量のロス、水産物の保存の難しさ、排他的経済水域内の水産資源の密漁などによって生じる漁業生産量の減少によるものである。収入の低さはまた、施行されている規則が尊重されていないこと、水産資源の無秩序で不当な開発、同セクターの関係者の技術力や組織力のレベルの低さ、漁業や養殖にかかる不相応な政策にも関連している。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・ 農業の生産性の低さ、保存や加工レベルの低さ、投入にかかるコストの高さ、組織化の未発達
- ・ 畜産業の生産性の低さ、流通システムの未確立、投入にかかるコストの高さ、加工レベルの低さ、獣医サービスの未発達
- ・ 漁業機具の老朽化、漁業生産量の減少、法律の非遵守（乱獲、密漁）

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターでの取組みは、農業の競争力の向上によって、MDGs の目標である飢餓の削減を目指すもので、①適切な技術研修の実施を通じて、農業を1つの職業とすること、②投入財や遺伝物質を合理的に用いることで、農業開発の技術・運営を近代化すること、③農村開発の環境、特に資金調達に関する環境（貯金の保護、クレジットへのアクセス、補助金、リスク管理など）を整備すること、④農産品や副産物の価値や加工技術を高めること、⑤自然資源・水産資源・森林資源の保護や価値化、さらには水管理の改善を通じて農村地域のより合理的で持続可能な管理を保証すること、⑥農村用水、貯蔵庫、屠殺場の整備など、農村地域のインフラへの投資を実現すること、などが含まれる。同セクターの2015年までの目標値は表3-20の通りである。「コ」国政府は、国の経済の多様化を進めるために、GDPに占める農業の割合を減らすことを目指している。

表 3-20 指標と目標値（農業）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
農業が GDP に占める割合	23 %	19.9 %	-
コメの生産量 (単位、トン)	800,000	1,600,000	2,000,000

(出典：PRSP)

農村地域では、原料の生産のための土地開発を除いては、潜在性が十分に評価されていない。農村部の GDP への貢献を高めること、また持続可能な開発をもたらす資源や潜在力の価値を高めることで農村地域のアクターの生活レベルの向上を目指すことが重要である。そのために、農業指針法案³⁴が国会に提出される予定で、この法案によって、農業分野での国の戦略的方針が明確化され、農村部の近代化につながる公的投資が保証されるであろう。

1) 農業生産の生産性と競争力の向上

政府は、水資源と近代的な栽培技術を合理的に活用することで、集約的で機械化された農業を推進し、農業の生産性を向上させるための望ましい条件を構築することを目指している。このことを受け、水耕農業、養殖、畜産のための水利用は、①同分野のアクターの合理的な水管理に関する能力と啓蒙の強化、ならびに②灌漑地域の改修・整備を必要とする。生産性の向上は科学的研究と革新の成果に基づく。ゆえに、CNRA やその他の農業研究機関によって実施される研究は農業分野でのパフォーマンスの強化（特に改良種子の利用可能性）を目的に、より評価されるべきである。さらに、介入の種類（一般的関心に対する支援や生産者に対する直接的支援）の再定義も、提供されるサービスを活性化させ、研修やアドバイスを容易にするであろう。農業への資金調達も、農業者の投入財へのアクセスや近代的な農業機材への入手可能な価格でのアクセスを容易にすることを目的に、再構築され、強化される必要がある。また、保障、補助、災害のためのファンドも設置されるであろう。

2) 生産物の質の改善

国内市場や国際市場の基準を満たすよう質の改善も推進される。このことは、販売価格にも正のインパクトをもたらす。さらに、質の改善のためにとられる対策は、①プランテーションの再開を奨

³⁴ 仏名は、《 Loi d' Orientation Agricole 》。同法案の目的は、生産性を高めることによる競争力の向上、自給自足と食の安全の追求、農業生産の多様化、漁業の開発および森林資源の回復である。

励するプログラムの実施、②産品や収穫後ロスを保存するために必要な技術の定着、③付加価値から利益をえ、その利益を農村地域に流通させることを目的とした、零細企業による農産品の地元での加工の推進、④農村地域での農業外活動（農村地域における観光地の開発と手工業活動の実施など）の多様化の奨励、を容認するだろう。

3) 農業生産者や関係者の組織力

農業生産者や農業関連の職業従事者の組織力を高める必要がある。農業生産活動は、富の創造のために、マーケティングや流通の経路、さらには市場に関する情報システムの改善に焦点をあてなければならない。特に、園芸食物に関しては、地域社会での市場を拡大することで、販売経路の多様化も模索されるべきである。また、農村地域の住民のためのエイズ対策プログラムの策定も検討されなければならない。農産品の中でも、とりわけコーヒー・カカオ、綿花、カシュー部門は、①機能する農業職業者組織を特定し、もはや機能していない組織の認可を取り下げること、②独立した統制を行うための機能を構築すること、③説明責任の義務を有する対策をとること、④農民に実際に支払われる報酬を向上させることによって、再組織化されるべきであろう。農村地域のアクターの基礎的社会サービス（特に、教育、保健、農村道路、エネルギー、ICT）への十分なアクセスも政府の注意を引くであろう。というのも、貧困者の大部分が農村地域に居住しており、社会サービスへのアクセスが困難な状態にあるからである。

4) 農村部の土地管理

土地の占有がしばしば紛争の要因となっている。この問題の持続的な解決を目指し、政府は、土地の保有権を認める農村の不動産に関する法律の施行を監視している。このため、住民に対する啓蒙活動を実施するのみならず、農村部の土地に関する慣習的な権利の執行にかかる期間の延長や土地の使用証明書を土地の権利や長期貸付契約に変更するなど、法律の改正も行った。政府は、土地の権利に関係する役人（特に農業省や農村地管理委員会）に対する研修も実施する予定である。土地に関する紛争の規制措置の強化は、地方レベルでの調停制度の設置も必要とするが、司法制度の効力の発揮によってもなされる。土地の区画の確定には、測量士のみならず、技術者の参加も必要とする（現在は26人で実施しているが、不十分である）。

5) 動物および水産資源

同サブセクターの目的は、畜産業者、漁業者および養殖従事者の収入レベルを高めることと、国の食糧需要を満たすことである。このことを達成するためにとられる対策には、①漁業、養殖、畜産業の発展のための環境作り、②水産物の質を確保するために必要な機材の関係者への提供、③法律や近代的な漁業・畜産手法についての関係者の能力の強化、④漁業資源の枯渇を防ぐための国の司法権による水域の保護、⑤同サブセクターでの財政システムの構築、⑥動物の疾病によるロスや漁獲後のロスを防ぐことを目的としたプログラムの実施、⑦畜産業者や漁業者の収入向上活動の多様化を目的とした屠殺場や漁業の副産物の加工の推進、⑧戦争で破壊された家畜センターへの資本強化、および⑨CNRAの研究プログラムを支援するための資源の動員がある。農業分野と同様に、動物や水産資源を生み出す自然資源の管理もまた紛争の要因となっている。問題の解決には、前述の土地管理と同様のプロセスを要するであろうが、同サブセクターにおいては動物の移動のサイクルを特定し、牧畜カレンダーを作る必要がある。

表 3-21 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (農業/漁業/畜産業)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
農村部のアクターの収入が向上する。	農業、畜産、および漁業製品の生産とマーケティング能力が強化される。	生産要素の価格の軽減
		農業機構に対する支援
		農村部のアクターに対する農業・畜産・漁業に関する研修
		科学的研究の成果の活用と革新
		漁業と畜産業に資金供与するメカニズムの構築
		水耕農業と畜産業の開発
		伝統的な養鶏業の衛生環境と栄養条件の強化
		生産から販売までのバイオセキュリティシステムの強化
		季節外の栽培を実践するための場所の開発
		農業、畜産、漁業に関するインフラの建設と改修
	牧畜用ダム	
	農業、畜産、および漁業製品が利益を生み出す価格で販売される。	販売組織と流通ルートの強化
		製品と畜産と漁業の副産物の加工と付加価値づけ支援
		食糧品の統制にかかる効率的なシステムの構築
		市場情報システムの改善
農業セクターのマネジメント組織と統制機構が機能し、有効に働く。	畜産・漁業部門の組織化支援	
	農民組織と農業従事者の能力の強化	
		農業部門 (カカオ・コーヒー、綿花、カシュー) の安定化

(出典：PRSP)

3-c 食糧安全保障と栄養

(1) 現状・課題

食糧安全保障とは、十分な量の、栄養があり、かつ健康的な食物の入手可能性とアクセスを意味する。独立以後適用されてきた食糧安全保障にかかる政策は、コメ開発公社 (Société de Développement du Riz: SODERIZ) や畜産開発公社 (Société de Développement des Productions Animales: SODEPRA)、果樹・野菜開発公社 (Société de développement des fruits et légumes: SODEFEL)、食糧品開発公社 (Compagnie ivoirienne pour le développement des cultures vivrières: CIDV) などの国営企業によるモニタリング、投資および奨励を通じて、食糧の自給自足を保証してきた。この政策は、トウモロコシ、キャッサバ、ヤムイモ、食用バナナ、アワ、ソルガムなどの農業作物やタンパク質食品の国レベルでの食糧入手可能性を保証してきた。国内生産は輸入によって、補完されてきており、特にコムギやコメの輸入が多く、これらの作物の国内生産は消費ニーズの 50%しか賄っていない。

さらに、市場では食糧品が提供されているにもかかわらず、都市部においても農村部においても貧困のために脆弱な状態にある住民は、十分な量の質の高い食糧を入手出来ていない。こうした状況を鑑み、政府は、開発パートナーとの協力で、北部・西部・南西部に、栄養不良からの回復のための栄養治療・補充センターを設置した。こうした取組みにもかかわらず、国民の 20~40%が 1 日あたりに必要な最低限のカロリーを摂取できていないことが確認されている。2002 年 9 月以降の紛争が、西部・北部地域の食糧問題を一層悪化させた。実際、2006 年に国連世界食糧計画 (United Nations World Food Programme: WFP) と国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO) が実施した調査の結果によると、同地域の住民約 566,500 人が食糧不安の状態にあり、これは農村部の世帯の 9%にあたる。また、農村部の世帯の 20%にあたる 1,109,600 人が食糧不安のリスクが高い状態にあった。中カバリー州では、食糧不安にある世帯の割合が最も高く、43%であっ

た。さらに、27%の世帯が食糧不安に陥るリスクが高かった。このことが、北部における憂慮すべき栄養状況を招いており、17.5%がひどい栄養不良の状況にあり、うち4%が深刻な状況にあった。さらに、6から59カ月の子どもの80.7%が貧血を患っていた。

食糧の季節的な変動の激しさ、収穫後のロス、市場への食糧品の供給の難しさのために、食糧の流通は国民の栄養ニーズを満たしていない。持続的な食糧安全保障のために、今後、「コ」国は、食糧の入手可能性を高めること、流通の要素を強化すること、健康と栄養を改善すること、などに取り組んで行かなければならない。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・特に北部・西部・南西部における栄養不良 ・食糧の入手可能性の低さ ・食糧の流通における課題 |
|--|

(2) 方針・ビジョン (政府による取組み)

同セクターの目的は、十分な食糧の入手可能性に加え、国内生産による健康な食品へのアクセスを保証することで、中でも子ども、出産年齢にある女性、および貧困者のアクセスを保証することを目指している。貧困家庭の子どもを対象とした支援は、対象となる子どもたちの正常な成長を可能にする。食糧・栄養安全保障はすべての人が、十分な、健康的で、栄養のある食糧へ、物理的・経済的にいつでもアクセスできる状態を言い、こうした状況により、人々はエネルギーニーズや健康的で活動的な生活のための食物の嗜好を満たすことが出来る。同セクターの2015年までの目標値は表3-22の通りである。

表 3-22 指標と目標値 (食糧安全保障と栄養)

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
5 歳以下の子どもの深刻な栄養不良の発生率	7%	5%	4%
5 歳以下の子どもの慢性的な栄養不良の発生率	33.9%	25%	10%
貧血を患っている 5 歳以下の子どもの割合	50%	40%	35%
貧血を患っている出産年齢にある女性の割合	58%	40%	35%
低体重にある 5 歳以下の子どもの割合	20.2%	15%	10%
完全母乳の育児の割合	4%	25%	30%
最低限の食糧ニーズを満たしている国民の割合	60%	80%	100%

(出典：PRSP)

国土全体での食糧・栄養安全保障を確立するためには、動物や水産物を含む、食糧が定期的に提供される必要がある。特に、①果物や野菜の生産を多様化すること、②とりわけ端境期の食糧を確保するために、収穫後の保存・保管・加工の技術を近代化すること、③食品の質や害に関する法律を強化すること (国産および輸入品)、④食品の衛生的な質をコントロールするシステムを構築すること、⑤国の基準を定める、または国際食品規格に批准すること、⑥食糧や栄養に関する行動様式をかえるためのコミュニケーションを強化すること、などが重要である。さらに、政府は、食糧の入手可能性を保証し、不足している地域への食糧の提供を容易にする必要がある。生産地域から消費地域への食糧の地理的なアクセス可能性を保証するための行動もとられるべきである。

食糧供給のために必要とされる農業・漁業・畜産品の種類の地図が作成され、その土地の特徴に基づいて配布されるべきである。季節的な農業産品を保存する文化が推奨され、広がる必要がある。脆弱な人々、特に子どもを対象とした措置は、飢餓への対策に貢献するであろう。

食糧安全保障は、大規模な食糧危機の影響を大幅に軽減することによって達成され得る。この軽減は、食糧危機管理の予防的制度の拡大の強化によってなされ得る。同様に、食糧安全保障は、農業、畜産、漁業、養殖、林業の促進、さらには農業の機械化によって確保される。

コメセクターに関しては、国のニーズを 2013 年までに満たすために、精米の生産量を年間 200,000 トン増やすことを目的としている。この目的を達成するために、2008 年 6 月に採択された政策は、①一般的な関心に対する支援、つまりコメセクターの関係者に対するアドバイス、研究開発、インフラの建設などの支援、②生産者に対する生産・加工用の機材入手のための支援や、農業投入財の提供、③同セクターの活動の発展に合致した適切な制度的枠組みの設定をベースとしている。

3-d 雇用

(1) 現状・課題

雇用政策は経済開発の様々な段階に影響を受けてきた。独立後の 10 年間は持続的な経済成長によって特徴づけられ、近代的な雇用に便益をもたらしてきた。1980 年から 1993 年の次の段階は、景気後退と構造調整プログラムの実施によって特徴づけられ、大量解雇が行われた。構造調整の影響を抑えるために、政府は 1991 年に国家雇用計画を策定し、1995 年にはそれを改訂した。こうした国家雇用計画にもかかわらず、雇用状況における大きな改善はみられず、むしろ危機の影響により状況は悪化している。

雇用セクターそのものは、統計データの収集や予測のツールをもっておらず、同セクターの評価は一般的な人口調査や世帯調査での「雇用」についての回答にもとづいて行われる。公共機関や民間機関が、賃金労働の提供元であるが、労働人口のわずかしが雇用できていない。さらに、若者の雇用に関する見通しは、彼らが大卒であるか、無資格であるかにかかわらず、かなり厳しい。国家共済基金 (Caisse Nationale de Prévoyance Sociale: CNPS) の統計によると、2002 年の危機以前には、申告企業数が 26,000 で、550,000 の雇用を創出していたが、2006 年には企業数が 13,124 に減少し、それにともない雇用数も 300,000 以下になっている。つまり、2002 年から 2006 年の期間に、近代的な民間部門での雇用供給が 44% も減少している。また、公共部門においても、10 人の退職者に対し、1 人が補填されるのみである。表 3-23 は、雇用状況の推移を示す。失業は男性より女性においてより深刻で、また、農村部より都市部（特にアビジャン）においてより深刻である。

表 3-23 雇用状況の推移

指標	1998 年	2002 年	2008 年
粗就労率	46.0%	42.4%	50.2%
純就労率 (15~59 歳)	72.5%	65.8%	80.1%
失業率	-	6.4%	15.7%
15~24 歳の失業率	-	-	24.2%
25~34 歳の失業率	-	-	17.5%
女性の失業率	-	-	19.8%
男性の失業率	-	-	12.1%
都市部での失業率 (アビジャンの失業率)	-	-	27.4% (33.2%)
農村部での失業率	-	-	8.7%

(出典：PRSP)

独立した労働者が、労働者の中で最も多く（48.8%）、次いで無給労働者（31.6%）、賃金労働者（18.7%）の順となっている。不完全雇用の状態にある人は人口の23.8%で、男性は18.6%、女性は30.9%であった。2006年には、期限付きでない雇用の状況が最も悪化しており、雇用に占める割合は14.8%で、大人に対しては16.8%、若者に対しては12.7%であった。期限付きの雇用に関しても、減少がみられ、特に若者の雇用に関して減少が大きい。契約なしでの雇用が依然として優勢で、雇用全体の68.7%にのぼっている。季節雇用や臨時雇いの数は少ないものの、2002年と比較すると2006年には増加した。

インフォーマルセクターは依然として活気があり、農業・サービス・産業分野に関連している。1995年には1,698,300人であったのに対し、2002年には4,107,595人がインフォーマルセクターに属している。つまり、7年間で142%の増加であった。

新卒者は教育機関のレベルにかかわらず、就職の壁にぶつかっている。雇用調査・促進庁（Agence d'Etudes et de Promotion de l'Emploi: AGEPE）による雇用観測によると、2002年の資格所持者の失業率は13%であった。特に、バカロレア（27%）、修士（25%）、CEPE³⁵（22%）で失業率が高かった。学士と前期中等教育修了証書（Brevet d'études du premier cycle: BEPC）取得者に関しては、失業率は比較的安く、前者が19%、後者が16%であった。技術教育や職業訓練に関しても、失業率は相当に高く、職業訓練免状（Brevet d'Etudes Professionnelles: BEP）取得者が53%、上級技術者免状（Brevet de Technicien Supérieur: BTS）取得者が42%であった³⁶。技術者免状（Brevet de Technicien: BT）と専門能力資格（Certificat d'Aptitude Professionnelle: CAP）取得者に関しては、それぞれ12.5%、12.7%であった。

障がいをもつ人々の雇用状況も依然として心配な状況にある。こうした人々の識字率は60.1%（男性62.6%、女性55.8%）であるが、就労率は低く、2005年に実施された調査によると、11.5%であった。70%以上が、職を見つけることの困難に直面しており、研修の不足や差別が主な原因である。

労働力人口の多くが、収入源を有しておらず、この理由としては、（1）雇用に適さない制度的枠組み、（2）労働市場の観察とモニタリングの効率的でない枠組み、（3）雇いを優先的目的として考慮していないマクロ経済枠組み、（4）レベルの低い労働力、（5）受講した訓練と経済のニーズとのギャップによる求職者の雇用の難しさ、（6）自営を促進するのに不十分な政策、（7）雇用へのアクセスにおける脆弱な人々に対する差別、（8）雇用の不安定さ、（9）賃金の低い職についている労働者の多さ、（10）児童労働現象の継続、（11）マラリアやHIV/AIDSの発生率の高さ・輸送や宿泊の難しさ・労働条件の悪さによる労働生産性の低さ、が挙げられる。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・雇用数の減少
- ・失業率の高さ（有資格者を含む）
- ・知識・技能と労働市場のニーズとの不一致

³⁵ 初等教育終了資格（Certificat d'Etudes Primaires Élémentaires :CEPE）

³⁶ 教育機関のレベルとそこで取得できる資格については、「4-b 教育/訓練/識字」の項および別添資料2も参照のこと。

(2) 方針・ビジョン (政府による取組み)

同セクターの主要な目的は、ここ数年深刻な状況にある失業や不完全雇用を減らすために、質の高い雇用への機会を増やすことである。同目的を達成するためには、マクロ経済政策の一般的な方策の適用と適切な実施、方向付けされたセクター別政策、ならびに労働市場に関する政策における具体策が必要である。こうした対策は、雇用の創出や公共・民間部門の両方における経済・社会活動の強化を促進する。経済成長の楽観的予測も雇用の活性化によって支えられるであろう。同セクターにおける 2015 年までの目標値は表 3-24 の通りである。

表 3-24 指標と目標値 (雇用)

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
粗就労率	50.2%	75%	85%
15~19 歳の純就労率	80.1%	90%	95%
労働力人口の失業率	15.7%	10%	5%
女性の失業率	19.8%	15%	10%
男性の失業率	12.1%	10%	5%
都市部の失業率	27.4%	20%	15%

(出典：PRSP)

雇用セクターの制度的・法的措置の見直しは、雇用を守り、最低賃金のレベルをあげることを可能にするであろう。同様に、民間部門や地方自治体を含む同セクターのすべてのパートナーの協力のもと、研修プログラムをより労働市場に適したものにし、企業のニーズをより反映したものにする必要がある。さらに、企業や民間のイニシアティブに対する支援プログラムも、免税や金融・非金融サービスへのアクセス、技術支援などを通じて促進されるべきである。さらに、求人担当者に対する便宜もよりはかれるべきである。

農村部では、農産物の加工、漁業、畜産、観光、手工業などの分野での農村零細企業の促進を通じた、非農業分野の雇用に焦点が合わされるであろう。このためには、地方のすべての開発関係者とともに、農村開発の担い手を考慮した啓蒙や支援活動が実施されるべきである。これには、特に女性や若者を対象とした自営の促進も含まれる。障がい者や女性など、特定のグループに対しては、彼らの社会参加を容易にする差別是正措置が望まれる。

雇用戦略として、政府は雇用に関する国家政策枠組み文書を導入するであろう。この政策には、①多くの人々の収入を向上させるためのツールを貧困削減戦略に加えること、②雇用の機会を広げることが可能にする介入の構造化と促進、③雇用のための資源と取組みの収束と効率化、の 3 つのミッションが設けられる。こうした筋道にもとづき、政府の雇用政策は、次の 5 つを目的とするであろう。

- (i) 雇用機会の拡大
- (ii) 雇用への最善のアクセスの保障
- (iii) 雇用の可能な限りの保護
- (iv) インフォーマルセクターと農村部での雇用の強化と改善
- (v) 雇用と労働市場のガバナンスに関する国の能力の開発

(i)については、労働集約型企业へのインセンティブの付与、生計向上活動や自営への支援、芸術家・農業・農業加工などの職業の構造化や近代化、基礎的社会セクターでの人材の不足を埋め合わせる公共の雇用の創出などによって達成される。

(ii)については、無資格の若者への職業訓練の実施、有資格の若者への有給での研修の促進、就職のためのプログラムの実施、有資格の若者の雇用のための魅力的で保護的な法律上の枠組みの設置、研修と経済界のニーズの結びつきを構築することで学校と産業界の距離を縮めること、労働市場の透明性と雇用機会に関する情報の構造化と改善、労働市場の段階的な統合によって達成される。

(iii)については、雇用を保護し、特にフォーマルセクターでの失業を予防するための制度的・慣例的・経済的・財政的メカニズムや措置によって達成される。

(iv)は、経済的・社会的規制、インフォーマルな雇用や農村部での雇用の転換・近代化を通じて達成される。

最後に、(v)は、雇用を社会問題と考え、相談・指導・意思決定、ならびに雇用・失業・不完全雇用の対策を調整する政策・制度的構造の促進、労働市場のための技術・監督基盤の推進、労働市場の独立観察所の設置、雇用基準を含む経済予測サービスの促進、基礎的行動や雇用支援のための行動に対処する財政基盤の促進などによって達成される。

基本的に、極度の貧困の削減を目指す雇用に関する国家政策は、経済成長に支えられており、この経済成長は、より多くの人々の雇用へのアクセスを通じた収入の拡大と再分配に伴うもので、またこれらによって促進される。さらに、経済成長は、民間部門の促進、ビジネス環境の改善、マクロ経済・財政の健全化などの経済の再活性化を目指す政策の実施とその成功に左右される。

表 3-25 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (雇用)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
(特に農村部の) 労働年齢にある人々が十分な収入源を有し、ニーズを満たす。	様々なセクターでの雇用の供給と需要が制御される。	労働市場に関する調査の実施
		雇用と研修を観測する能力と権限の強化
	労働年齢にある人々が、賃金が支払われる活動を実施し、基本的なニーズを満たす。	農業セクター、インフォーマル・手工業セクターの活動支援
		雇用と自営を促進するメカニズムの強化
		労働集約型の企業の設立支援

(出典：PRSP)

3.2.4 「戦略的方針 4」に関連するセクター/テーマ

4-a 人口

(1) 現状・課題

「コ」国は人口増加率が最も高い国の一つで、1975年から1988年の年間人口増加率は3.8%、1988年から1998年は3.3%であった。1998年から2007年の増加率は2.85%と想定され、この速度で人口が増加し続けると、人口は24年間で倍増するであろう。この急速な人口増加は、自然の人口増加率の高さ(2.6%)に加え、移民率の高さ(14%)によって生じている。但し、1980年代の危機以降、移民率は低下してきている。こうした急速な人口増加は、社会サービスという観点での、国家に対する需要を高めている。表 3-26 では、2007年の社会サービスへの需要を対象となる年齢群が総人口に

占める割合とともに示す。また、人口の 34%が青年期にあり、49%が女性（内 47%が出産適齢期）であった。

表 3-26 社会サービスの需要

社会サービスの種類	対象となる年齢	総人口に占める割合
ワクチンの接種を必要とする人口	0～5 歳	16% (内 3.5%が1歳未満)
就学前教育対象年齢にある人口	3～5 歳	8.6%
初等教育の対象年齢にある人口	6～11 歳	15%
中等教育の対象年齢にある人口	12～17 歳	14%
高等教育の対象年齢にある人口	18～24 歳	14%

(出典：PRSP をもとに筆者作成)

外国出身の人々の人口は「コ」国の総人口の 26%で、「コ」国で外国人の両親から生まれた子どもの割合は 1975 年の 30%から、1998 年には 47%に増加している。第 2、第 3 世代の移民を今後どのように取込んでいくかも解決すべき課題である。

人口は、国土全域で不均衡に分布しており、約 78%が森林地帯に、22%がサバンナ地帯に居住している。都市化が急速に進んでおり、1998 年には人口の 43%が都市住民であったが、2007 年には 48%に増加している。都市部は 127 の町から成っており、うち 8 つの町が人口 100,000 人以上である。アビジャンは巨大都市で、都市部人口の 44%がアビジャンに集中している。社会・軍事的危機がアビジャンの人口負荷を一層高めている。ほとんどすべての町において、インフラや設備、基礎的社会サービスが不足していることが特徴である。

普通世帯の数は、1998 年には 2,646,456 世帯であったが（家族数は平均 5.8 人）、2007 年には 3,500,000 世帯と想定されている。2008 年には、世帯主の 18.4%が女性で、81.6%が男性であった。

合計特殊出生率は減少傾向にあり、1994 年には 5.7 人であったが、2005 年には 4.6 人になった。しかしながら、最も貧しい者や非識字者の間では、出産を奨励する行動が維持されており、2005 年には、裕福な家庭の女性の出生率が 3.2 人であったの対し、最も貧しい家庭の女性の出生率は 6.1 人であった。同様に、中等教育以上のレベルの女性の出生率が 3 人であったのに対し、非識字者は 5.3 人であった。既婚の女性の近代的な避妊具の使用率は低く、1998 年から 2006 年の間では、7%から 8%にとどまっている。

「コ」国は、伝統的に国内外への移住が多い国である。国内の移住は、一般的に北部からプランテーション経済により適した森林地帯への移動であるが、こうした移動は、百万人以上の個人（その殆どが子どもと女性）に影響をあたえた紛争に起因する人々の国内移動現象によって、一層強化された。国外への移住に関しては、領事館の情報によると、「コ」国人、約 161,430 人が海外で生活している。海外移住者の昨今の増加は繰り返し起こる危機が原因と思われる。移住先は、フランス、米国、マリ、イタリアに集中している。

一般的に、人的資源は十分に開発されていない。この状況は、最も新しい人口調査が 1998 年まで遡るなど、人口に関する最近のデータが不足していることによって説明される。定期的な統計がないことは、家族ステータスの登録オフィスが機能していないことや人口に関する統合的な情報システムが存在していないことと相俟って、国の人口や能力を把握していない状態を一層悪化させる要因となっている。加えて、海外に住む「コ」国人は、参加を可能にする適切なメカニズムが存在しないために、「コ」国の開発プロセスにほとんど参加していない。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・人口増加率の高さ
- ・都市部人口の増加
- ・貧困者や非識字者の間での出生率の高さ
- ・最新の人口関連統計の未整備
- ・外国からの移民の位置づけが未確立
- ・海外に住む「コ」国人の開発プロセスへの未参加

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターの目的は、人口増加を抑えることで、2015年までの目標値は表3-27の通りである。

表 3-27 指標と目標値（人口）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
人口増加率	3.3%	2.9%	2.85%
普通出生率 ³⁷	37.1%	34.7%	33.8%

(出典：PRSP)

人口に関連する主要な課題に効率的に対処するために、「コ」国は人口に関する国家政策を策定中である。その中の主要な要素として、①開発計画と危機後の復興のための更新された信頼できるデータを配置すること、②人口転換のリズムと様相を制御すること、ならびに③移住や国内での人の移動を管理すること、が挙げられる。実施に関する効率的なモニタリングを保障するために、制御・モニタリング・評価のための国家戦略文書が利用可能で、成果の達成と人口と開発にかかる主要な課題に対する国際約束のモニタリングを保障している。

さらに、政府は、①入手可能な資源との関連からの人口増加の抑制、②経済開発に役立つような人的資源の開発、③国土全体での人口分布の不均衡の解消、④人口と開発に関連する情報の統合システムの設置、⑤海外に移住した「コ」国人の開発プロセスへの参加と第2、第3世代の移民の統合の実現、さらには⑥人口と開発に関する統合的政策の実施に努めなければならない。

表 3-28 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（人口と開発）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
国内の能力と海外に住む「コ」国人の能力が「コ」国の発展のために活かされる。	人的資源が開発される。	国の開発プロセスにおける国内の能力の活用
		国内の力量による政策やプログラムの実施および評価・モニタリング
	移民と海外に住む「コ」国人が「コ」国の開発プロセスに参加する。	人口分野における首尾一貫した介入枠組みの構築と普及
		人口と開発に関する統合情報システムの構築
		人口に関する統合的国家政策の策定と実施
		海外に住む「コ」国人を「コ」国の経済的・社会的開発に取込むためのメカニズムの強化

(出典：PRSP)

³⁷ PRSP では単位が%になっているが、正確には人口 1,000 人に対する値だと思われる。

4-b 教育/訓練/識字

(1) 現状・課題³⁸

「コ」国の教育システムは、①初等・中等・高等教育の3段階からなる一般教育、および②専門・技術教育の2つのタイプからなる。政府は1997年に、1998年から2010年を対象とする国家教育・訓練開発計画 (Plan National de Développement du secteur Éducation/Formation: PNDEF) を策定し、同政策の実施を通じて、学校へのアクセスの改善など多くの進展を示してきているが、依然として①アクセスや管理レベルの低さ、②教育パフォーマンスの低さ、③予算の制約といった問題に直面している。

1) アクセスや管理・指導レベルの低さ

■ 就学前教育

就学前教育の就学率は、都市部では13%、農村部では1%に滞っている。これは、就学前教育にかかるコストが高いこと、就学前教育が社会・経済的現実には不適応であること、さらには就学前教育関連機関や就学前教育の指導者が全土に十分に配置されていないことなどに所以する。

■ 初等教育

初等教育の就学率は、危機の発生にも関わらず、2002年から2008年の間、同水準を維持しており、2008年の純就学率は、56.1% (男子58.8%、女子53.1%) であった。初等教育の学校数は2001/2002年の8,975校に対し、2005/2006年には9,106校に増加し、1クラスあたりの生徒数は平均43人となっている。

■ 中等教育

2008年の中等教育の就学率は26.6% (男子30.3%、女子22.6%) であった。2005/2006年の中等教育の教室数は15,850で、うち8,288が私立校にある。中等教育の生徒数は1989/90年から2001/2002年の過去12年間で約2倍になったが (1989/90年: 333,709人、2001/2002年: 682,461人)、その数は、危機の発生にもかかわらず、増加傾向にあり、2005/2006年には762,152人 (内314,443人が私立校) に達している。他方、教員数は減少傾向にあり、2001/2002年には22,536人 (内2,826人が女性) であったのに対し、2005/2006年には21,241人 (内2,740人が女性) に減少した。

■ 高等教育

高等教育機関に関しては、2007年時点で、公立校が42校 (総合大学3校、高等教育地域ユニット (Unité Régionale d'Enseignement Supérieur: URES) 2校、グランゼコール3校、専門学校33校)、私立校が143校 (総合大学17校、グランゼコール126校) 存在するが、その75%がアビジャンに位置している。これらの学校の教員数の総数は約2,400人である。しかしながら、多くのバカロレア保有者やそれに匹敵するレベルの人々が質の高い高等教育を受けられない状況にあり、また高等教育を受けた人々も職を見つけられずにいる。こうした状況は、教員やスタッフの質が低いこと、校内での暴力、入学者数をコントロールできないことによる教室の過密、学費が高いこと、高等教育機関の数が十分でないこと、高等教育機能がアビジャンに集中していること、教育と雇用の間のギャップなどに起因している。

■ 技術教育・職業訓練

技術教育・職業訓練に関しては、公立の施設は少なく、2001年から2008年の期間には新設されて

³⁸ 「コ」国の教育システムについては、別添資料2図A-3を参照のこと。

いない。他方、私立の施設の数は増加しており、2004年には153校であったのに対し、2007年には274校に増加し、その54.7%がアビジャンにある。生徒数は、2002年の28,066人から、2007年には48,624人に増加し、内23,699人が女子である。2007年の総教員数は3,324人で、うち582人が経営管理責任も担っている。多くの若者や成人（特に女性）が、質の高い職業訓練や技術訓練を受けられておらず、また訓練を受けた人も社会に受け入れられていないのが現状である。このことは技術教育・職業訓練が十分に普及していないこと、訓練施設の設備・教材が十分でないこと、教員や管理スタッフの不足などに起因している。更には、技術教育・職業訓練でのコース内容が労働市場の需要と合致していないことにより、制度の有効性が阻害されている。これは、一つには職業訓練施設と民間セクターの連携が不足していることによって、他方では、学校の規範が存在していないことや監督者が次々と変わることに伴う制度的な弱さによって生じている。

■ 科学的研究

科学的研究に関しては、36機関を有する。研究者の数は1998年には326人であったが、2004年には268人（内35人が女性）にまで減少した（17.8%減）。減少理由としては、頭脳流出、資金不足、研究結果が十分に価値づけされないことなどが指摘される。農業分野では、機材の開発、太陽エネルギーの生産、薬用植物の開発など、いくつかの主要な研究成果も発揮されている。しかしながら、科学的研究はあまり発展していない分野であり、また研究成果が十分に活用されていないのが現状である。このことは、研究の周縁化、科学的研究への資金配分が十分でないこと、研究者の数や研究のための資機材が不足していること、研究開発にかかる政策が十分でないことなどに起因しており、結果として頭脳流出を招いている。

■ ノンフォーマル教育

ノンフォーマル教育に関しては、87の女子教育・訓練施設（Institutions de Formation et d' Education Féminine: IFEF）が登録されており、410人の常勤教員がいるが、これらの施設の設備は不十分である。イスラム教の宗教学校もあるが、教育プログラムが公式のプログラムと合致していないため、修了資格を得ることができず、その後の社会参加を困難にしている。

2) 教育パフォーマンスの低さ

■ 初等教育

初等教育では、就学児童の約25%（700,000人/年）が留年している。このことは各学校の児童受入れ能力を低下させ、同時に国や各家庭の教育コストを増加させている。また、1年次（CP1）や6年次（CM2）への進学妨げにもなっている。MICS3³⁹調査によると、1年次に入学した児童のうち、5年次まで到達する児童はわずか52%である。基礎教育第1過程（＝初等教育）の修了率は、2001/2002年には47.7%であったが、2005/2006年には42.2%に低下している。一方で、CEPEの合格率は上昇しており、1997年には33.7%であったのに対し、2006年には76.6%に達している。さらに、教育の内部効率性は上昇傾向にあり、産出係数は2001/2002年の51.1%から、2004/2005年には68.5%に上昇し、損失係数は2001/2002年の1.958から2004/2005年の1.459に低下している。

■ 中等教育

初等教育と同様に、中等教育でも留年や退学が高い損失率を招いている。中等一般教育では、BEPC受験者およびバカロレア受験者のうち、国の評価基準に達するのは、前者では4分の1、後者では3

³⁹ 複数指標群調査（Multiple Indicator Cluster Survey: MICS）

分の1のみである。他方、中等教育での進級率は悪くなく、第1過程では平均80%が、第2過程では平均70%が進級している。

■ 高等教育

高等教育では、学士・修士・博士のシステムが構築されつつある。BTSのレベルでは効率性を改善し、ITCの利用を増やすための改革が進んでいる。

3) 予算の制約

構造調整政策により、教育分野への公共支出が、1990/1991年には36.5%（GDPの6.9%）であったのに対し、1999/2000年には32.5%（GDPの3.9%）に減少した。2002年から2006年の予算シェアはほぼ一定で約22%であった。技術教育・職業訓練への政府投資は、生徒数が平均して6.2%増加しているにもかかわらず、減少傾向にある。

教育システム上のそれぞれのサブセクターへの予算配分はほぼ一定で、2000年の配分率は、初等教育へ46.6%、中等普通教育へ28.7%、中等技術・職業教育へ8.7%、高等教育へ16%であった。

教育へのアクセスを高めるために、政府は、補助金を支給することによる私立学校の開設を促しているが、私立学校は未払いの補助金の累積や職員の生活環境・労働環境の不安定さ、同セクターにおける無政府状態などの困難に直面している。

識字教育に関しては、教育に関する法律により、同サブセクターのすべてのアクターがメンバーになれる国家識字教育委員会（Comité National d'Alphabétisation: CNAL）が、1998年に設置されており、協議や調整を行っている。また制度レベルでは、教育省に属する形で独立識字局が設置され、政府の教育政策の実施を担っている。更には、識字教育プログラムの資金動員や実施のために、国家識字支援ファンドが1999年に設置された。しかしながら、EIS2005によると、男性の39%、女性の54%が非識字者であり⁴⁰、非識字率が依然として高い状況にある。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・教育機関（初等、中等、高等、技術教育/職業訓練）へのアクセスの低さ
- ・内部効率の低さ
- ・教育・訓練施設の設備・教材の不十分さ、教員の不足
- ・教育・訓練内容と労働市場での需要とのギャップ
- ・教育関連予算の不十分さ
- ・非識字率の高さ

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターにおける2015年までの目標値は表3-29の通りで、MDGsに沿って現在策定中の教育・訓練セクター別プログラム（Programme Sectoriel de l'Education-Formation: PSEF）においても、同じ方向を目指している。

⁴⁰ UNDP（2009）によると、2007年の成人識字率は48.7%、女性の成人識字率は38.6%とされている。

表 3-29 指標と目標値（教育/訓練/識字）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
初等教育における男女比（純就学率に基づく）	0.88	0.90	1
中等教育の第 1 課程における男女比	0.75	0.80	0.90
初等教育における粗就学率	66 % (2006/2007)	85 %	95 %
第 1 学年（CP1）への粗入学率	60 % (2006/2007)	72 %	90 %
初等教育における純就学率	56.1 % (2008)	60 %	70 %
初等教育修了率	39.2 % (2006/2007)	48 %	60 %
推移率	48% (2006/2007)	60 %	70 %
中等教育第 1 課程における男女比	58.6 % (2006/2007)	65 %	75 %
15～24 歳の若者の教育率	55.8 %	60 %	65 %

（出典：PRSP）

策定中の PSEF および国家教育制度報告書（Rapport d'Etat sur le Système Educatif National: RESEN）⁴¹では、「コ」国の同セクターにおける優先分野として次の項目が指摘されている：①CNW ゾーンにおける教育施設の改修および機材供与、②アクセス（特に CP1 と第 6 学年）の改善、③教育の質の改善、④職員の導入研修や再研修に対する支援の継続、⑤教科書や道具、指導用資機材の提供、⑥初等および中等教育での学習に関する評価手法の構築、⑦学校給食プログラム支援、⑧識字プログラム支援、⑨情報・管理システムの構築、⑩学校運営委員会（Comités de Gestion des Etablissements Scolaires: COGES）支援、⑪戦略的マネジメントとシステムの運営能力の強化、⑫セクター内の調整機能の再活性化、⑬資源管理と統計産出の改善、⑭卓越した教育を推進する体制の構築、および⑮国の政策を民間による教育分野にも焦点をあてること。⁴²

■ 教育/訓練システム

教育/訓練システムにおける優先分野は、①質と管理・監督パフォーマンスの改善、②学校へのアクセスの改善、および③制度的改革である。質と管理・監督のパフォーマンスの改善に関しては、教員の能力の強化、初等・中等教育の評価手法の構築、マネージメントシステムと情報システムの構築、カリキュラムにあった資機材と指導用教材の提供といった取り組みが必要である。学校へのアクセスの改善に関しては、CNW ゾーンにおける教育施設の改修および機材供与、学校関連不動産の詳細調査、新規建設などが必要である。制度的改革に関しては、基礎教育のサイクルの期間やカリキュラム・教材の見直し、教育/訓練セクターの監査の実施、データ収集およびデータマネージメントのシステムの近代化、PSEF および MTEF⁴³の策定などの介入が必要である。

⁴¹ 教育制度の現状についての報告書。ダカール行動枠組みのもと実施される調査で、世銀・UNESCO の協力で、定められた分析手法に基づいて実施される。2005 年版は次のサイトから入手可能。2009 年版も承認されている。
http://siteresources.worldbank.org/INTAFRICA/Resources/rci_education_pub_FINAL.pdf

⁴² RESEN の結果に基づき、政府は 1 クラスの児童数を減らすことを目的とした（2009 年は平均 55 人）、教員と教室数の増大を計画しており、また研修能力の拡張を検討している。また、全土をカバーする学校給食プログラムの必要性も強く認識している。（IMF（2009a））

⁴³ 教育分野の MTEF は現在策定中である。（IMF（2009a））

■ 初等教育/中等教育/識字

初等教育へのアクセスと残留率を改善するために、政府は、他のパートナーと共に、教室の改修や建設、新しい教員の採用に努めなければならない。これらは教科書の無償化の促進、女兒の教育に関する両親への啓蒙、トイレの設置と改修、給水所の設置、電化とともに実施される必要がある。残留率を高めることは、退学や留年によって生じる損失を軽減することにつながるため、残留率を高めるための政策の実施もまた重要となる。学校給食の継続をプログラムに統合することは、アクセスや残留率の改善に寄与する。

さらに、政府は公式の教育システムから排除された人々に対し、橋渡しをするクラスの開設も検討しなければならない。この問題は2002年の危機以降、深刻になってきており、非識字率の上昇にもつながっている。イスラム学校の子どもたちやコミュニティスクールの子どもたちを取り込んでいくことも重要で、そのためには、イスラム学校での公式プログラムの採用や初等教育の修了資格の見直しなどを検討していく必要がある。さらに、若者や青年、教員に大きな影響を与えている HIV/AIDS に対する取組みも重要である。

中等一般教育では、教員や管理職員の再教育や新しい教員の採用に取り組む必要がある。また、政府は学校施設が地理的に均等に建設されるように取り組む必要がある。また、中等教育の質や提供を改善することで、バカロレア保有者やそれに相応する資格の保有者の高等教育へのアクセスを容易にすることにも努めなければならない。さらに、政府は教育セクターに属する指導者や管理・監督スタッフの研修を改善するための制度を構築する必要がある。

識字教育の再活性化は、①機能的識字教育へのアクセスの改善と非識字者のための代替教育手段としての考慮、②自国語での教育実験の成果の評価と普及、③識字と成人教育に関する国家プログラムの策定、によって達成され得る。その財源を確保するためには、開発パートナーとの連携も不可欠である。

表 3-30 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（基礎教育/中等教育/識字）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
就学年齢にあるすべての子どもが質の高い基礎教育へのアクセスを有し、カリキュラムを修了し、さらに中等普通教育を受けた子どもたちが定められた期間内にバカロレアを取得する。	就学前教育や CP 1 の就学年齢に達した男児・女兒が登録され、その年齢を越えた者も組み入れられる。	教育および管理施設の建設/改修/機材供与 子どもに基礎教育を提供する必要性についての啓蒙 出生証明書あるいは一時的な出生証明書の制定 教科書や道具の入手と配布 学校給食制度の永続化 学校施設内の給水所、トイレ、保健室、電気設備の設置/改修/資材供与 公立の寄宿学校の建設/改修/資材供与 私立の寄宿学校の機能化/開設支援 教員や監督職員の研修および再研修 教員と監督職員の研修のカリキュラムへの特定のモジュールの統合 教育環境における避妊法と HIV/AIDS についての啓蒙
	基礎教育課程に登録された男児・女兒が質の高い教育を受け、定められた期間内に中等第 3 段階に到達する。	中等第 2 課程への入学が認められた男児・女兒が質の高い教育を受け、定められた期間内にバカロレアを取得する。

		教員や監督職員の研修および再研修 教育環境における避妊法と HIV/AIDS についての啓蒙
教育を受けていない男性や女性が読み書きできる	読み・書きができない男性や女性の殆どが、読み書きできるようになる。	国家識字プログラムの実施支援 識字教育の教材の作成と出版 機能的識字に関する政策の強化

(出典：PRSP)

■ 技術教育/職業訓練

技術教育/職業訓練に関しては、一般教育から排除された若者に対して質の高い訓練を提供するプログラムを策定する必要がある。それに加え、同分野のニーズや施設の分布が一目瞭然にわかる地図の作成も重要である。さらに、政府は新たに建設される施設の地理的分布を考慮しながら、既存の施設の改修も実施しなければならない。指導者や管理・監督職員の能力向上と研修のシステムを構築することも重要である。また、授業料の値下げや補助金を検討し、不利な状況にある家庭の生徒の訓練に対し、特別な支援を与える必要がある。このことは、不利な状況にある人々の職を得る機会の拡大につながる。さらに、政府は、民間セクターとの連携で新たな研修モデルを構築する必要がある。例えば、職業訓練施設の運営と資金調達に関する民間セクターとの協定の締結などが考えられる。こうした措置により、労働市場のニーズに答えた研修の実施が可能となり、卒業生の社会への統合が保証されるであろう。

表 3-31 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（職業訓練）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
すべての青少年・若者・成人が、基礎教育を修了しているか否かにかかわらず、技術訓練を受け、職業参加のための支援が得られる。	青少年・若者・成人が技術/職業訓練を受け、質の高い指導を受ける。	民間セクターとの連携による経済の発展に適応した新しい訓練方法の開発
		普通教育から排除された青少年に対する質の高い研修プログラムの開発
	質の高い訓練を受けた、あるいは資格を取得した青少年・若者・成人が社会・経済構造の中に取り込まれる。	研修指導者や管理・監督職員のレベル向上と彼らに対する研修のメカニズムの構築
		職業・技術訓練施設の建設/改修/機材供与
	職業・技術訓練における活動が首尾一貫した、より調整されたものとなる。	脆弱な人々や特定の集団の社会参加支援
		資格取得者（卒業生）を社会に取り込むための支援やメカニズムの構築
		職業訓練/技術教育（ETFP）制度の調和に関する指針の適用 モニタリング/評価ツールの構築と運用

(出典：PRSP)

■ 高等教育

高等教育に関しては、政府は大学教育の地方分権化と地域化を促進し、さらに私立の高等教育機関を推進する必要がある。大学の数を増やし、教育環境を整備することで、大学が政治手段となることを避けなければならない。質の高い高等教育へのアクセスの改善のためには、教員の生活環境の改善や教員の採用・再研修を通じて、教員という職業の価値を高めることも重要である。さらに、高等教育や科学的研究における ICT の活用を推進する措置も必要とされる。

表 3-32 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（高等教育）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
バカロレアやそれに相当する資格の取得者が高等教育機関における雇用につながる質の高い研修へのアクセスを有する。	すべてのバカロレアやそれに相当する資格の取得者が総合大学やグランゼコールに登録される。	総合大学およびグランゼコールの建設/改修/機材供与
		バカロレア取得者を指南する組織や教員、監督職員の能力の強化
	総合大学やグランゼコールの卒業生が教育課程修了後に社会構造の中に取り込まれる。	総合大学やグランゼコールの登録料や学費を軽減するための措置の適用
		高等教育の環境改善支援
		卒業生の職業社会への統合支援

(出典：PRSP)

■ 科学的研究

科学的研究の成果の活用と一般化は、成果の普及と技術革新の促進、国の開発ニーズに適した研究、産業やサービスセクターとの連携の促進および構築によって、達成され得る。また、科学的研究自身の研究能力も高めなければならない。この点から、科学的研究に対する持続的・自律的な資金調達メカニズムの構築、科学研究を管理するための法的・制度的枠組みの導入、研究者に対する継続的な研修などを支援する介入が必要である。

表 3-33 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（科学的研究/技術革新）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
科学的研究および技術革新が経済、社会、文化的発展の原動力となる。	科学的研究と技術革新が発展する。	研究開発分野での交流の構築支援
		国の潜在性についての調査研究活動に関する指針の適用
	科学的研究と技術革新の成果が価値づけされる。	若い発明家のイニシアティブ支援
		研究成果の活用に関する啓蒙
		試作品に対する資金援助

(出典：PRSP)

4-c 保健

(1) 現状・課題

2007 年時点での保健関連施設の数、公共機関に関しては、初歩的な措置が受けられる機関が 1,591 か所（コミュニティベースの都市保健センター（Centre de Santé Urbain à base Communautaire: CSUCOM）27、コミュニティによる都市保健所（Formation Sanitaire Urbaine Communautaire: FSUCOM）20 を含む）、第一次医療サービスを提供する機関が 77 か所、第二次医療サービスを提供する機関が 9 か所（大学病院 4、国立の特殊病院 5）である。民間機関としては、813 の看護師ステーション、175 の医療センター・事務所、113 の歯科医院、75 の診療所、11 の総合診療所を有する。これらに加えて、薬局が 653、検査所が 21 存在する。

伝染性の病気や寄生虫性の疾患は、診断を受けた疾病の 60% を占めている。政府による取組みにもかかわらず、風土病の発生率は高く、特に子どもの間での発生率が高い。こうした疾病の主なものが、マラリア、HIV/AIDS、アフリカトリパノソーマ症、イチゴ腫、結核、ブルーリ潰瘍、ハンセン病、オンコセルカ症、住血吸虫症である。

マラリアは「コ」国での疾患や死亡の第一の要因である。医療施設で診断される患者の 3 人に 1 人

がマラリアを患っている。さらに、マラリアは妊産婦死亡率や乳幼児死亡率の第一の要因でもある。2003年には、妊婦と5歳以下の乳幼児の診察の42%が、また妊婦の入院の36.07%、乳幼児の入院の62.44%がマラリアであった。学校や職場においては、マラリアが欠席の主な理由となっている(40~60%)。さらに、2001年に実施された調査は、マラリアが農業生産者の労働力を低下させ、このことがGDPの1.33%の低下をもたらしていることを明らかにしている。

こうした状況に鑑み、「コ」国は、国家マラリア対策プログラムのもと、治療スケジュールと予防対策を実施している。予防対策に関しては、生活環境を衛生的にすることと、殺虫剤処理した蚊帳の使用の促進に力を注いでいる。しかしながら、わずか7%の世帯しか、殺虫剤処理した蚊帳を使用していないのが現状である。

妊産婦死亡率は、依然として高く、2005年の死亡率は出産100,000件に対し、死亡数は543であった。母親に対する緊急措置が十分でないことが主な要因である。さらに、妊産婦保健サービスと乳幼児保健サービスが十分に統合していないこと、コミュニティや地方分権化機関が妊産婦の保健活動に十分に関与していないことなども、妊産婦死亡率を高いレベルに留めている。産後の出血、難産、感染症、流産もまた、高い妊産婦死亡率の要因となっている。こうした様々な要因が妊産婦死亡率に関するMDGsの目標5の達成を妨げている。

乳幼児死亡率に関しては、変化が不規則で、1994年は出生1,000人あたり89症例であったが、1998年から1999年には、出生1,000人あたり112症例に増加した。2005年には状況は改善し、出生1,000人あたり84症例に減少した。5歳以下の乳幼児に関しては、依然として死亡率が高く、1994年は1,000人あたり150症例、1998年は181症例、2005年は125症例であった。新生児死亡率も、減少しつつあるものの依然として高く、2005年は出生1,000人あたり、41症例であった(1998年から1999年は、出生1,000人あたり62症例)。

5歳以下の乳幼児の2006年の病気の発生状況は次の通りである。1,000人あたり110.89人がマラリア、83.96人が急性の呼吸器感染、152.01人が下痢性疾患であった。さらに、33.9%の子どもが慢性的な栄養不良に苦しんでおり、1,000人あたり0.19人がはしかに苦しんでいる。こうした疾病の発生の要因としては、生活環境における衛生状態が十分でないこと、母親に対する情報提供やアドバイスが不十分であること、完全母乳の育児の実践が少ないこと、早い離乳、文化的な問題、母親の識字率の低さなどが挙げられる。また、予防接種拡大プログラムの中で対象とされているワクチンの接種率については、依然として低い状況が続いている。

昨今、伝染性の疾病が再発しており、特に北部では脳膜炎、都市部ではコレラ、また国土全域にわたってはしかが再発している。また、ここ数十年では生活様式に関連する新たな疾病が生じており、心臓血管系の疾病、糖尿病、癌、食生活・座ったままの生活・アルコール/タバコ/ドラッグの乱用によって引き起こされる外傷性障害、交通事故、大気汚染による影響などがその例である。また、家庭からのごみの管理に関する法律が十分に適用されていないことが、アビジャンを中心とした都市部の腸チフスの症例数の増加の原因となっている。さらに、ECOWASの一部の国では、ポリオウィルスが撲滅しておらず、こうした国々からポリオウィルスが運ばれてくるリスクもある。

現在の保健システムは、治療の質の低下、リスク管理や患者の安全に関する概念の考慮不足、治療の実施にかかる基準が守られていないことによって特徴づけられる。こうした状況は、既存の施設の老

朽化や破損、公共の衛生状況や病院の衛生状況が十分でないこと、生物医学的廃棄物の管理が不十分であること、財政源や技術的な支援施設が不十分であることによって、一層悪化している。さらに、保健センターが近くにないことや治療費が高いことが医療へのアクセスの妨げとなっている。

全体として、保健分野の問題は、①保健サービスへのアクセスが限られていること、②医療スタッフのレベルが低いこと、③予算的制約の3点に整理できる。

アクセスに関しては、保健に関する計画が実施されていないことが、保健施設の配置の不十分さにつながっている。住民の保健サービスの利用率は低く、2000年には21%であった。住民のわずか44%のみが、保健施設から5km以内に、27%が5から15kmの間に住んでおり、29%が、保健施設に行くのに15km以上、移動しなければならない(2008年)。さらに、貧困者の12%が保健センターへのアクセスを有しておらず、また54%が徒歩で保健センターへ行っていた。こうした状況に加え、周辺地域での健康に関する情報の中央レベルへの伝達の遅れが、流行病への対処を遅らせている。2001年に開始された病気のリスクにかかる相互扶助の取組みは殆ど日の目を見ておらず、民間の保健サービスは一部の裕福な人のみが利用可能である。安い薬へのアクセスも、公衆衛生薬局(Pharmacie de la Santé Publique: PSP)のストックがしばしばきれることや、地理的・財政的なアクセスの問題があるため、難しい。こうした結果、「ストリート薬局」とよばれるインフォーマルな薬市場を生み出している。

2007年の医療スタッフの数は、医師が3,614人(内、2,824人が公的部門)、歯科医が410人(内、285人が公的部門)、職についている薬剤師が1,144人(内、426人が公的部門)であった。補助的な医療スタッフは、看護師が8,580人(内、7,407人が公的部門)、助産師が2,690人(内、2,506人が公的部門)、上級技師(放射線技師、生体技師、薬剤師補、生物医学アシスタント)が1,520人(内、1,408人が公的部門)、ならびに公的部門の看護補助師が591人であった。約80%の民間部門の医師や看護師が公的部門出身である。住民と医療スタッフの比率は満足がいく数値で、1998年から2005年を対象とした国家保健開発計画(Plan National de Développement Sanitaire: PNDS)では、医師一人あたり住民6,600人、助産師一人あたり住民6,600人を目指しており、既に、医師一人あたり住民5,695人、看護師一人あたり住民2,331人、助産師一人あたり出産適齢期にある女性3,717人、上級技師一人あたり住民13,157人といった比率を達成している。しかしながら、こうした医療スタッフは国土全域に不均衡に配置されており、例えば、2007年には、3,614人の医師のうち、アビジャン以外で勤務している医師はわずか750人であったが、そこには15百万人の住民がいる。つまり、医師一人あたり住民20,000人という比率になる。

伝統的な医療も共存しており、2001年の国家伝統的医療促進計画の策定によりその発展が加速してきている。こうした医療は8,500人以上の伝統的医療従事者(tradipraticiens de santé: TPS)によって実践されており、その内689人が解剖学と一般的な衛生学、60人が知的財産権に関する研修を2007年に受講した。伝統的医療の促進を保証するために、伝統的医療と薬方にかかる政策文書と5カ年計画が、2005年から2009年を対象に策定された。こうした取組みにもかかわらず、連携の規則化は、実践の許可、倫理法、伝統的医療の組織といった壁にぶつかっている。また、公的部門、民間部門、伝統的薬方との間での連携の悪さも指摘しておく必要がある。

予算に関しては、保健制度は基本的に政府の予算で維持されてきたが、1992年以降はわずかではあるが、医療システムの利用者からも治療費を徴収している。住民の生活水準の低下の拡大を考慮する

と、治療費の徴収は大きな課題を抱えている。危機の状況下、保健分野に分配される予算は乏しく、ゆえに投資力が低下している。こうした予算状況にもかかわらず、人員の採用は続いており、2007年の終わりには、運営コストが70.9%に達している。

以上の点から同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・ 伝染性・寄生虫性の疾患（特にマラリア）の発生率の高さ
- ・ 妊産婦死亡率・乳幼児死亡率の高さ、ワクチンの接種率の低さ
- ・ 特に地理的制約による医療機関へのアクセスの低さ（施設やスタッフの不均衡な配置）
- ・ 医療施設の老朽化
- ・ 医療スタッフの能力（リスクや衛生管理にかかる能力を含む）の不足
- ・ 伝統的医療との連携の不足
- ・ 保健関連予算が不十分

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

第二次国家保健開発計画（2009年から2013年を対象）では、①保健システムの有効性と効率性の向上、②保健サービスの提供と質の改善、③個人および集団の健康的な行動の促進を目指している。同分野における2015年までの目標値は表3-34の通りである。

表3-34 指標と目標値（保健）

指標	2008年値	目標値(2013年)	目標値(2015年)
乳幼児の健康			
死亡率	41 (出生1,000人あたり)	31 (出生1,000人あたり)	28 (出生1,000人あたり)
5歳以下の乳幼児死亡率	125/1,000 (2005)	88/1,000	50/1,000
子どもの死亡率	84/1,000 (2005)	62/1,000	32/1,000
予防接種の接種率			
BCG	85% (2006)	95%	100%
はしか	67% (2006)	90%	100%
DTCPHepB3	76% (2006)	90%	100%
マラリア	83% (2006)	95%	100%
破傷風	67% (2006)	90%	100%
母親の健康			
妊産婦死亡率	543 (出生100,000人あたり) (2005)	345 (出生100,000人あたり)	149 (出生100,000人あたり)
合計特殊出生率	4.6	4.1	3.9
基礎的な新生児産科処置の利用可能率	10.2%	15%	17%
補完的な新生児産科処置の利用可能率	1.5%	2.5%	3%
帝王切開による出産率	0.78%	4%	5%
有資格のスタッフに介助されての出産率	56.8%	80%	90%
出産前の受診率	45%	75%	80%
マラリア			
国全体でのマラリア罹患率	146.3/1,000	120/1,000	110/1,000

5歳以下の子どものマラリア罹患率	110.89/1,000	60/1,000	50/1,000
病院でのマラリア関連死亡率	4.4% (2002)	3%	0%
殺虫剤処理した蚊帳の使用率	7%	15%	60%
殺虫剤処理した蚊帳の中で寝ている子どもと妊婦の割合	14.8%	80%	100%
結核			
100,000症例に対する結核の罹患率	393	307	250
その他の疾病			
ポリオウィルス感染症の症例数	0	0	撲滅
ギニア虫感染症の症例数	0	0	撲滅
新生児破傷風の症例数	32	0	撲滅
医療サービスへのアクセス可能性			
保健施設から5km以内に住んでいる住民の割合	44%	80%	100%
保健施設から5~10km以内に住んでいる住民の割合	27%	10%	0%
保健施設から15km以上の場所に住んでいる住民の割合	29%	10%	0%
保健施設で基礎的な薬が入手できる割合	70%	100%	100%
公衆衛生施設において薬の需要がPSPによって満たされる割合	50%	80%	100%

(出典：PRSP)

最も脆弱なグループにまで医療が到達するように、保健システムの改善に優先度がおかれるべきである。その際には、初歩的な措置が受けられる施設 (Etablissement Sanitaires de Premier Contact: ESPC) の建設、伝染病や非伝染病に対する対策の強化、母子の生存のための戦略の促進が強調されるべきである。

保健システムの有効性と効率性の向上には、保健システムの制度や規定、管理に関する枠組みの強化が含まれる。この中で、政府は公衆衛生に関する方策や保健と公衆衛生に関する法律の策定および適用を通じて、保健システムの制度的枠組みの強化をはかる。同様に、保健システムの制度的枠組みや管理のための枠組みの改善に不可欠である法的文書や規制文書も策定あるいは修正される必要がある。保健システムの新しい管理枠組みは、すべてのレベルにおいてセクター内あるいはセクター間の調整機能を改善すべきである。そのためには、同セクターの計画、管理、モニタリング、評価のためのツールが、アップデートされ、強化される必要がある。同様に、保健ピラミッドのすべてのレベルの保健システムの管理者や関係者の能力が強化される必要がある。こうした行動の実施の成功は資源の利用の合理化に貢献するであろう。

保健サービスの提供と質の改善に関して、政府はまず保健分野のレベルを危機以前の状態に戻す必要がある。次いで、衡平で、利用可能で、かつ効率的な治療が提供できる環境を再構築する必要がある。そのために政府は、①保健分野への財政の強化と財政源の管理の改善、②保健サービスの提供の増強、③薬品や高品質のその他のインプットの利用可能性やそれらへのアクセスの改善、④保健サービスの提供の質と患者の安全の改善、⑤住民の治療のための財源へのアクセスの改善、⑥医療廃棄物の管理システムや伝染病対策の能力の強化といった措置をとるであろう。こうしたレベルアップにより、すべての国民に、必要な時に必要な場所で医療を提供することができるようになる。

政府はまた、保健施設の改修や技術研修センターの強化によって、サービスの提供と質の改善を支援する必要がある。その際には、医療機材の近代化、患者の入院病棟の環境の改善、実務者の労働環境の改善に注意が払われるべきである。また、現在、医療施設がない地域には、地域間の格差改善のために新たな医療施設を建設する必要がある。その際、都市部における ESPC の建設も重要である。

さらに照会施設の設置も重要で、これによって、保健ピラミッドの様々なレベルを補完することができる。保健サービスの提供の増大は、結果として、リスク管理の質の高いプロセスの構築とすべての保健施設における患者の安全の促進を通じた保健サービスの質の改善を伴う。こうした目的を達成するために、医療従事者は、患者の受入れとサービスを改善するための質の高いアプローチを訓練されるであろう。

保健サービスの利用の基準を高めるために、地理的なアクセス可能性は、財政的なアクセス可能性と共に検討されなければならない。そのためには、すべての人に適用される健康保険システムの構築を促進し、疾病リスクをカバーするメカニズムの設置を急がなければならない。その他の方法としては、疾病リスクをカバーするためのコミュニティ共済組合の構築も検討される。医療へのアクセスをさらに改善するためには、特定の介入や医療行為に対する補助金も検討される。このことは公立病院での医療措置の治療費の見直しを必要とする。その他、疾病リスクに対する相互扶助のシステムの構築も一般住民の保健サービスへの財政的なアクセス可能性を容易にするであろう。

妊産婦および乳幼児の健康の分野では、政府は、母親と子どもの健康に関連する罹患率と死亡率および難題を軽減する環境を作ることで、MDGsの目標4,5,6に応じた母親と子供の健康の改善を目指している。この目的のために、政府は、予防、管理と措置、保健に関連する体制の強化に取り組まなければならない。予防は、出産をよりリスクが少ないものにするのと、母親と子どものバランスのとれた食事に焦点がおかれる。また、貧血の検査や妊娠中のHIV/AIDS、妊娠に関連する危険の兆候などに関する啓蒙にも焦点がおかれる。さらに、母親と新生児、幼児の健康を促進するための住民とコミュニティに対する啓蒙キャンペーンを毎年すべての保健地区で開催する。キャンペーンに加え、多くの病気を防ぐのに効果的な手段である定期的な予防接種も強化される。管理と措置に関しては、政府は母親と新生児、幼児の保健サービスの質の改善を目指す。この改善は、出産前後の母親に対する心理的サポートと共に実施されるであろう。この改善には、産後の処置や流産後の処置、新生児の緊急産科処置、妊娠中の困難の管理、マラリア予防、性感染症の予防も含まれる。保健に関連する体制の強化に関しては、政府は女性・母親・子どもの保健サービスへのアクセスの改善、管理システムの改善、保健サービスの管理や利用の拡大に関する個人やコミュニティの能力の強化に取り組まなければならない。さらに、家族計画サービスや母親と子どもの病気に関する統合的ケアも医療機関で受けられるようにする必要がある。

①主要な疾病に対する対策

「コ」国は、マラリア、結核、ブルーリ潰瘍、アフリカトリパノソーマ症などの疾病に対する対策をより活性化し、さらに糖尿病や、高血圧、癌、肝不全などの伝染性ではない疾病への対策を強化することを目指している。マラリアに関しては、政府は予防とケアのための効果的な政策を策定しなければならない。そのために、政府は蚊帳などの殺虫剤処理された備品の利用促進を強化する必要がある。このことは調達や配布のシステムの再活性化を通じてなされる。さらに、治療のための薬の入手可能性は患者の治療を保証する。妊婦も科学的予防措置の恩恵を受けるであろう。効果的なマラリア治療政策の実施に関しては、マラリア治療薬の効率的な調達とその消費可能性を保証する措置が重要である。マラリア検査が一般化されることで、軽度のマラリアは、保健施設で医療スタッフによって適切に処置され、重度のマラリアは、病院で処置されるようになる。

結核に関しては、政府は検診と処置、直接監視下服薬短期療法(DOTS)戦略に基づく治療措置の質の改善を目指している。この目的を達成するための政府の介入は、抗結核薬の調達とその消費可能性、

結核治療センターの能力の強化、コミュニティの関係者の能力の強化などである。

ブルーリ潰瘍に関しては、政府は予防措置を促進し、民間部門やNGO、コミュニティ団体、伝統医療を巻き込みながら、患者の管理を改善しなければならない。

必要な薬が国のどこでも手の届く価格で入手できること、また住民の病気予防の行動を発展させることも、住民の保健に対するニーズに効果的に答えるであろう。

病院での医療廃棄物の管理を強化するためには、医療廃棄物管理計画が実施され、病院内に焼却炉が建設され、廃棄物管理に必要な機材が設置されなければならない。保健施設の衛生委員会が強化され、医療施設の処理機器が提供されるあるいは修理され、さらに院内感染対策国家プログラムが策定されることは、こうした感染の予防につながるであろう。

個人あるいは集団の健康的な行動の促進は、①サービスの利用の促進と②個人や集団の衛生の促進によって達成される。健康は行動による影響をうけるもので、健康を導く行動を受け入れるが重要である。そのためには、保健サービスの利用の促進を目的とした啓蒙キャンペーンの実施が有用である。同様に、個人や集団の衛生を促進する啓蒙キャンペーンも重要であろう。最後に、政府による介入は、衛生や住民の生活環境の改善、排水設備の設置、廃棄物管理などを目的とする政策の実施によって行われる。

政府は研究開発にも力をいれるであろう。研究の成果は、疾病対策の行動を支援する保健プログラムに取り入れられるべきである。

表 3-35 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (保健)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
罹患率と死亡率が低下する。	予防・促進・治療ケアに関する供給・質・需要が改善される。	一時的医療分野における保健システムの改善
		医療や薬品へのアクセスの改善
	住民、特に子どもが、バランス良く食事を摂取する。	子どもの栄養的ニーズに関する女性の啓蒙
		国の栄養プログラムの実施
	住民と保健関連スタッフが衛生と患者の安全に関する基本的な規則を習得する。	食糧の自給自足に関する政策の強化
		保健法と衛生・患者の安全・リスク管理に関する政策ペーパーの策定と適用
		衛生に関する住民の啓蒙
	医療廃棄物の管理に関する能力の強化と院内感染対策への支援、および環境的衛生の促進	
	サービスの利用と公衆衛生の促進/個人および集団の衛生の促進	
	患者の安全の改善と保健医療環境におけるリスク管理の改善に関する国家戦略の策定支援	

(出典：PRSP)

4-d HIV/AIDS

(1) 現状・課題

「コ」国は、西アフリカでもっともエイズが蔓延している国の一つで、HIV 抗体の保有率は 4.7% である。特に女性の間で蔓延が広がっており、男性の保有率が 2.9% であるのに対し、女性の保有率が 6.4% である。また、農村部では 4.1% であるのに対し、都市部では 5.4% である。中東部 (5.8%)、南部 (5.5%)、アビジャン (6.1%) が最も蔓延が広がっている地域である。2008 年の国連合同エイズ計画 (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS: UNAIDS) の報告によると、480,000 人が HIV 抗体の保有者で 420,000 人の孤児や子どもたちがエイズの流行の結果、脆弱な状態にある。

HIV の蔓延の要因としては、複数のパートナーとの性行為、性行為の早熟化、住民の知識や HIV のリスクに対する認識のレベルの低さ、ジェンダー不平等や女性性器切除 (Female Genital Mutilation: FGM)、タトゥー、ピアス、レビレート婚、ソロレート婚など文化的な慣行の存在などが挙げられる。HIV に最もさらされている集団は、最初の性行為を 15 歳から 17 歳の間に行った若者、性的虐待や性的暴力の犠牲にある成人女性 (30~34 歳)、売春婦などである。

調査によると、HIV と結核の重感染の率は、42 から 49%とされており、HIV の感染の出現以降、毎年、結核の症例が 10%増えている。また、結核は、エイズ患者の死亡と日和見感染症の主な要因で、その発生率は前者が 32%、後者が 36%である。

HIV/AIDS の主要なセクター (特に、保健、教育、農業、防衛) への影響はかなりのものである。保健セクターでの影響は深刻で、1997 年には既にアビジャンの入院患者の 40%がエイズ患者であったが、入院患者のうち HIV/AIDS の患者が占める割合は平均入院期間の長期化とともに徐々に増加している。教育セクターでは、HIV/AIDS による教員の死亡数が多く (1996 年から 1997 年の期間では、毎週 7 人が死亡した)、また学費を賄えないエイズ孤児および脆弱な立場にある子どもたちの数も増加している。HIV/AIDS に感染しているおよび/または HIV/AIDS による影響を受けている子どもの数は約 524,000 人と想定されており、うち 450,000 人が孤児で 74,000 人が感染している。感染している子どもの約 90%が妊娠・出産・授乳の際に、母親を通じて感染している。農業セクターでは、HIV/AIDS が直接的に労働力に影響を与えている。アグロインダストリー分野では HIV の抗体保有率が 17%に近い。また、別の調査では、農業分野の労働力は 2000 年に 5.6%低下したとされており、2020 年には 11.4%低下すると予測されている。防衛セクターに関しては、2000 年に発表された軍人共済基金によると、150 人から 200 人の軍人が HIV/AIDS によって死亡したとされている。

こうした HIV/AIDS の危険に直面し、政府は相当な取り組みを実践している。エイズ対策省が設置され、加えてエイズ対策全国協議会が、多セクター、エイズ対策の分権化、国レベルでの調整に焦点を合わせるために設置された。国家戦略計画 (2006 年~2010 年)ならびに国家行動計画 (2008 年から 2009 年)が策定され、これらの文書の中でエイズ対策への介入や行動が定義されている。さらに、19 州すべてが 2008 年から 2009 年を対象とした業務計画を有している。「コ」国は、予防・処置・治療・支援サービスへの普遍的なアクセスを約束しており、その目標を定めた文書が策定され、認証された。行動の変化に関しては、15 から 24 歳の若い男女の 22.2% (4,196 人中 931 人)がウィルスに関する明確な知識を有しており、3%の男女が自らの HIV の保有状況を認識している。2006 年には、無償の検査センター (Voluntary Testing Centre: VTC) が 147 あった。抗レトロウィルス治療を受けている人の数は 2003 年の 2,473 人から 2005 年 11 月には 17,404 人に増えており、2007 年の 6 月には 49,190 人に達すると見込まれている。一つ以上のサービス (医療、教育、保健、法的、栄養など) を享受しているエイズ孤児および脆弱な立場にある子どもの数は、2007 年には 120,000 人中 37,250 人であった。母子感染予防 (Prevention of Mother-to-Child Transmission: PMTCT) に関しては、2007 年上半期では、予定されている 716 サイトのうち 147 サイトでサービスが提供されており、感染している妊婦の 17.2%が抗レトロウィルス治療を受けていた。

市民社会や開発パートナーの支援を受けながらの政府のこうした取り組みにもかかわらず、依然として対応は不十分である。提供しているサービス (VTC、PMTCT、抗レトロウィルス治療、緩和ケアや栄養ケア) は不十分で、普及率は予想されたレベルを下回っており、またサービスの提供が都市部や南部に集中しており、農村部や北部で不足している。抗レトロウィルス治療を受けている患者数 (特に子ども) はまだまだ少ない。さらに、ケアや支援に関するその他の側面はほとんど開発されていない。中でも、緩和ケアや栄養ケア、社会・

経済的支援に関して、開発が進んでいない。その他、戦略的情報の不足が、より情報を加味した計画の策定や介入、技術・財政資源の適切な管理を阻害している。同様に、HIV/AIDS による主要な社会・経済的セクターへの長期的な影響についての詳細な分析も不足している。HIV/AIDS に対する対策は十分に調整されておらず、他のセクターへの統合もいまだ効果的でない。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・（特に女性の間や都市部における）HIV/AIDS の蔓延
- ・HIV/AIDS の保健・教育・農業セクターなどへの影響
- ・エイズ患者やエイズ孤児および脆弱な立場にある子どもたちへのサービスの不十分さや地理的に不均衡なサービスの提供
- ・HIV/AIDS に対する対策の他セクターへの統合の不足

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

HIV/AIDS 対策における目的は蔓延の拡大に歯止めをかけ、傾向を反転させ、住民（特に貧困者）への有害な影響を軽減することである。予防行動の強化は、有病率を 2006 年の 4.7%から 2013 年には 2.5%に低下させるであろう。エイズに対する対策は、より具体的には、①予防の強化、②HIV に感染している人々および/または HIV の影響を受けている人々に対するケアの改善、③多セクター間や分権化された組織間での調整を行う国家枠組み、モニタリング・評価のための国家システム、ならびに実施のための国の能力の強化、の 3 つが軸となる。また、様々な分野やセクターの地域開発計画や国家開発計画の中に HIV やジェンダーの問題を効果的に取り込むことに焦点が置かれるであろう。同セクターにおける 2015 年までの目標値は表 3-36 の通りである。

表 3-36 指標と目標値 (HIV/AIDS)

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
HIV/AIDS の割合	4.7% (2005)	2.5%	1.8%
妊婦健診をうけた妊婦の HIV 有病率	8.2% (2005)	4%	2%
母子感染の割合	13% (2005)	5%	3%
抗レトロウィルス治療を受けている人口	36,348 (2007)	268,253	320,000

(出典：PRSP)

サービスの分権化と分散化は、人々の①行動変容のためのコミュニケーションサービス、②VTC サービス、③PMTCT サービスへのアクセスを高めるであろう。また、HIV に関連する非難や差別に対する対策、規則的で自発的かつ報酬を受けない献血に対するロイヤリティ、症候群アプローチにもとづく性感染症の適切な処置、血液やその他の生体液体にさらされた場合の HIV 予防も強化されるであろう。

HIV に感染している人々や HIV の影響を受けている人々への総合的なケアの改善に関しては、エイズと共に生きる人々に対するケアや支援サービスのスケールアップが国によって実施される戦略である。これには、基礎的サービスを提供する保健施設の数の拡大が含まれ、2013 年には施設数を 428 に増やすことを目指している（2006 年の施設数は 111）。同様に、エイズ孤児および脆弱な立場にある子どもたちへのケア、エイズと共に生きる人々に対する栄養的支援と社会経済的支援、緩和ケアの

提供もスケールアップされるべき優先事項である。

調整の強化、国の対応に関する評価・モニタリング、ならびに国の能力に関しては、①複数のセクター間での連携の促進、効率的な分権化、およびすべてのレベル（州・県・市町）に設置される調整機関の機能化、②戦略的情報に焦点を合わせた国の評価・モニタリングシステムの機能化と効果的な運営、③予防・処置・ケア・支援サービスへの普遍的なアクセスの達成を促進する政策的・戦略的方向づけの改訂、および④国の人的資源と実施機関の双方の能力を強化するための介入、に中心が置かれるだろう。

HIV/AIDS への国の対応のための財政は、特に貧困削減との関連からの HIV への介入に対して、国の更なる貢献を必要とする。国によるこうした資金の増大は債務削減によって得られるであろう。政府はエイズ対策に配賦する国の資金を①財政不足にある HIV/AIDS および貧困関連のすべての側面をカバーすること、また②予防の強化と HIV/AIDS のケアサービス（抗レトロウィルス治療を含む）のスケールアップを支援することを目的に増大するであろう。このことは国の介入の持続性と国のリーダーシップの強化を保障する。

HIV/AIDS 対策への資金不足については、国は、2009 年 3 月に終了する世界エイズ対策基金による支援の継続の保障、ならびに 2009 年末に世界基金へ提出するプロポーザルの第 9、第 10 次承認の獲得のために、必要なすべての措置をとらなければならない⁴⁴。中期的には、HIV/AIDS 分野で実施中のプロジェクトの終了時にその継続性について包括的に取り組まれるべきである。HIV/AIDS 対策のために展開される取り組みは関連するすべてのアクターによる行動の相乗効果を生む。

保健分野は国家財政から資金が提供されており、その額は国際的推奨に沿うよう、増大されなければならない。このため、政府は国際約束に応じて、2013 年までに同セクターへの財源を 10%に増やすことを目指している（2008 年は 5%）。政府の歳入源のレベルが低いことを考慮すると、国内および国外の開発パートナーや民間の事業者の間で、国の取り組みを支援するための追加的な財源の動員を目的としたアドボカシーが行われるであろう。その他、保健施設における収入の損失を減らすための措置、特に病院における保健サービスにかかる費用の回収を改善するための措置がとられるであろう。このために、保健サービスへの支払いの流れが再構築されるであろう。同様に、保健サービスにかかる費用の回収サービスが再構築され、内部・外部監査が強化されるであろう。

表 3-37 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (HIV/AIDS)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
HIV/AIDS 関連の罹患率や死亡率が減少する。	HIV 感染予防が保障される。	VTC の建設/改修/機材供与
		行動変容のためのコミュニケーション (IEC/BCC) の強化
コンドームの使用の推進		
血液曝露事故に対する対策の強化		
PMTCT サービスの妊婦管理センターへの統合		
HIV/AIDS に感染している人および HIV/AIDS の影響を受けている人に対してケアと支援が提供される。		エイズと共に生きる人々、エイズに感染している人々、孤児および脆弱な立場にある子どもたちに対する栄養・社会経済・法的・心理的レベルでの支援
		抗レトロウィルス治療へのアクセスの改善と持続化
		エイズ孤児と脆弱な立場にある子どもたちのための国家計画の実施

⁴⁴ 世界基金による支援については、第 4 章 4.1.2 の 6) 参照のこと。

	HIV/AIDS 対策の行動がより調整され、モニタリングされ、評価される。	実施組織や調整機関の運営能力の強化 国のモニタリング・評価システムの機能化 国家エイズ対策基金の拡大と永続化
	HIV/AIDS に感染している人および HIV/AIDS の影響を受けている人に対する非難や差別が軽減される。	アドボカシー活動の強化 HIV/AIDS に感染している人および HIV/AIDS の影響を受けている人に対する法的・社会的枠組みの構築

(出典：PRSP)

4-e ジェンダー

(1) 現状・課題

社会サービス（教育・保健）・雇用・資源・生産要因（特に土地・貸付）へのアクセス、意思決定、市民・政治生活への参加など、さまざまなレベルでジェンダー不平等が継続的に生じている。以下にジェンダー不平等を示すいくつかの指標を例示する。

表 3-38 ジェンダー関連指標

指標	女	男
初等教育一年次就学率 (2006 年)	44%	56%
初等教育粗就学率 (2006 年)	60.2%	65.5%
初等教育での格差指数 (2006 年)	88 人 (女子) / 100 人 (男子)	
中等教育での格差指数 (2006 年)	77 人 (女子) / 100 人 (男子)	
初等教育純就学率 (2008 年)	53.07%	58.84%
中等教育純就学率 (2008 年)	22.56%	30.34%
近代的な雇用における女性の占有率 (2005 年)	12.71%	
女性の国会議員の議席数	223 席中 19 議席 (8.5%)	
女性の市長の数	197 人中 9 人 (4.6%)	
県 (地方) 議会の議長数	58 人中 1 人	
女性の大臣数 (2007 年)	33 人中 4 人 (12.12%)	

(出典：PRSP をもとに作成)

さらに、女性に対する暴力も広がっており、このことによる肉体的・心理的・社会的・経済的影響が懸念される。10 人中少なくとも 1 人が何らかの暴力の被害者である。危機以後、性的虐待の数も増加している。さらに、15 から 49 歳の女性の FGM 実施率は 36% で、出血、感染症、難産など健康に深刻な影響を与えている。

ジェンダー不平等は、社会・文化的要因、社会的ステレオタイプ、人権アプローチの適用不足などにより生ずるが、ジェンダー不平等が解決されないことは、男女平等にかかる法律が十分に普及・執行されていないことにも起因する。つまり、ジェンダー平等の促進は、依然として社会・経済・政治的障壁に直面している。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・様々なレベル（教育・雇用・意思決定プロセスなど）でのジェンダー格差
- ・女性に対する暴力
- ・FGM 実施率の高さ
- ・男女平等にかかる法律の普及・施行不足

(2) 方針・ビジョン (政府による取組み)

機会の平等の促進、衡平性およびジェンダー分野において、政府は 2015 年までに公的・私的生活の全ての側面において、ジェンダーの問題を考慮する環境を築きあげることを目指している。同セクターにおける 2015 年までの目標値は表 3-39 の通りである。

表 3-39 指標と目標値 (ジェンダー)

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
女性の国会議員の割合	8.5 %	17 %	30 %
女性の市長の割合	4.56 %	10 %	30 %
女性の市議会議員の割合	11 %	22 %	30 %
女性の県 (地方) 議会の議長の割合	1.72 %	5 %	10 %
女性の県 (地方) 議員の割合	6 %	12 %	30 %
政府における女性の割合	12.12 %	30 %	40 %
機能している政府のジェンダー部局の割合	39.39 %	60 %	100 %
地方・国家開発計画の中にジェンダーを取り入れた機関の割合	0 %	5 %	10 %
ジェンダーに由来する暴力の発生率	12 % (2005 年)	10 %	6 %

(出典: PRSP)

ジェンダー平等と女性のエンパワメント分野での優先事項は次の 5 つである。

- ①ジェンダーの平等を促進する制度的支援
- ②ジェンダーと開発に関する国および地方レベルでのアクターの能力の強化
- ③ジェンダーに由来する暴力に対する取組みの強化
- ④女性のエンパワメント支援
- ⑤政治レベルでの意思決定プロセスへの女性の参加の強化

また、平等な機会やジェンダーの衡平性を保証するために、政府は、以下の点に重点をおいて取り組む必要がある。

- ①ジェンダーと開発に関する国の能力の強化
- ②国レベルでのモニタリング・評価および調整のための制度的メカニズムの強化
- ③ジェンダー平等に関する法律の普及と実質的な適用
- ④予算プロセスへのジェンダーの取り込み
- ⑤国の再建と再統合プロセスへの男性および女性の参加の促進
- ⑥意思決定プロセスへの女性の参加の強化
- ⑦開発を計画する際にジェンダーおよび人権アプローチを考慮するよう働きかける啓蒙活動の実施

こうしたジェンダーに関連する課題に効率的に取り組むために、政府は平等な機会、衡平性およびジェンダーに関する国家政策 (Document de Politique Nationale sur l'Égalité des Chances, l'Équité et le Genre: DPNEEG)⁴⁵を策定している。

⁴⁵ 2007 年に承認され、対象期間は 2009 年から 2013 年。同政策では、1) ジェンダー、ガバナンス、人権および意思決定、2) ジェンダー、マクロ経済フレームワーク、およびジェンダーに応じた予算化プロセス、3) ジェンダー、復興および基礎的社会サービス (教育、保健、性的暴力、性差別)、4) ジェンダー、ジェンダーに関する能力の強化および制度的メカニズムの 4 つが軸とされている。(出典: The UN Secretary General's database on violence against women)

表 3-40 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（ジェンダー）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
男女間での社会的・政治的・経済的不平等が縮小される。	コートジボワール社会における男女の力関係がより衡平になる。	ジェンダー平等化を促進するための制度的支援 女性に対する暴力の撲滅にむけた取組みの強化
	ジェンダーに由来する差別が軽減される。	女性のエンパワメント支援 政治レベルでの意思決定プロセスへの女性の参加の強化

（出典：PRSP）

4-f 社会保障

（1）現状・課題

「コ」国は基本的人権の原則に基づき、社会保障と関連するいくつかの国際約束に批准している。こうした国際約束は 2000 年の「コ」国の基本法の改定時に反映されている。こうした状況下、「コ」国は、社会的リスクにある住民の保護と彼らの脆弱性の軽減を目指しており、これらは衡平性と人権の尊重に基づく国家の富の再分配によって達成される。「コ」国で、最も脆弱で、社会的リスクにさらされている層は、障がい者、高齢者、女性、子ども、若者、貧困者である。

1998 年の人口調査によると、障がい者は人口の 0.55%で、0.29%が身体障がい者、0.21%がろうあ者、0.20%が目の不自由な人、0.16%がその他の障がいを有する人（ハンセン病、精神障がいなど）であった。年齢別の分布では、65 歳以上の人口の 2.7%が障がい者であったのに対し、0 から 5 歳では 0.4%が障がい者であった。地理的な分布では、農村部に障がい者がより多い。国の法律では、こうした人々に対するいかなる社会的差別も認められていない。しかしながら、障がい者は収入向上活動へのアクセスを妨げる障壁に直面している。例えば、体力テストを義務付ける就職試験では、障がい者に対する特別な措置がとられていない。また、障がい者の移動に適した社会的利便性が欠如していることが、障がい者の社会参加を困難にしている。2008 年には 300 人の障がい者を公務員として雇用するなど、対策が実施されているものの、為すべきことはまだまだ多く残っている。2003 年から実施されている評価・モニタリングに関しては、すべての要素を含む全体的な計画を策定する道具としての社会地図の完成を目指している。インフラや設備の必要性についての調査が、中央部・北部・西部の 9 つのパイロット州で実施されている。

高齢者（60 歳以上）数は、1988 年には 379,234 人であったが、2007 年には 770,896 人に増加した。こうした傾向は、政府や家族に対し、保健・栄養・経済・社会面での困難をもたらしている。しかしながら、高齢者層が人口に占める割合は少なく、1998 年には 3.51%、2008 年には 3.81%であった。高齢者にケアサービスを提供する相互扶助の組織や社会的な監督組織は存在しない。高齢者のケアは基本的には家族に任されているが、家族の認識のレベルは低く、支援システムも存在せず、高齢者を「無駄な重荷」と考えている家族が多い。高齢者が社会的に十分に保護されていないことが、平均余命が延びない要因となっている。

子どもに関しては、ストリートチルドレンに関する現象が主な懸案事項である。家族の機能不全の結果、こうした惨事が、主として都市部で生じている。ストリートチルドレンは、障がい児、孤児、売春婦、未就学児、物乞いなどがから構成されている。こうした子どもたちの放浪の理由は、彼らが育った家庭の生活環境の不安定さに大きく関連している。こうした家庭の多くが、貧困、収入の乏しさ、雑居な生活環境、両親の不和などによって特徴づけられる。家族から離散した子どもたちは、厳しい気象条件や貧困、病気、性的虐待、暴力などにさらされている。子どもたちと青少年の一般的な保護のための戦略的対策がとられてきており、たとえば、政府は 2005 年 7 月に児童売買に関する西アフリカで

の多国間協定に合意している。国内レベルでは、奴隷廃止と子どもの労働に関する国家行動計画が可決されており、また就業が認められる最低年齢を定める国際労働機関(International Labor Organization: ILO)の138号条約と児童労働を禁止する182号条約に、2003年に批准した。しかしながら、今日までのところ、ストリートチルドレンの問題を解決するための行動は、子どもたちへのケアの提供や子どもたちの家庭への帰還を目的とした自発的/慈善的な活動に依存している。

2002年の危機は、国内避難民や戦争の犠牲者(手足を切断された人を含む)、身体的・性的暴力の被害者、孤児、社会的に不利な立場にある人々など、新たな脆弱な集団を生みだしている。危機の期間、緊急事態に対処する国のシステムの弱さがゆえに、迅速な措置がとられなかった。世帯調査によると、2008年の総人口の7%が戦争中に強制退去させられており、昨今の落ち着いた状況にもかかわらず、2.9%がいまも移転したままである。受け入れ家族が見つかった場合でも、彼らは快適でない状況で暮らしている。現在、45.5%の国民が心理的な問題を抱えており、うち15%が睡眠障害、20.5%が不安やストレスの問題を抱えている。こうした人々へのケアや支援は自発的な活動によってのみ支えられており、犠牲者の99.7%がいかなる心理カウンセリングも受けていない。

社会保障における政府の集団的・義務的措置は、公共部門での労働者に対してはCGRAEと「コ」国公務員相互扶助基金(Mutuelle Générale des Fonctionnaires et Agents de l'Etat de Côte d'Ivoire: MUGEFCI)によって、また民間部門での労働者に対しては国家共済基金(Caisse Nationale de Prévoyance Sociale: CNPS)、軍人や治安部隊に対しては軍人共済基金(Fonds de Prévoyance Militaire: FPM)や国家警察共済基金(Fonds de Prévoyance de la Police Nationale: FPPF)を通じて、実施されている。また、すべての国民が利用可能な民間の保険会社もある。こうした基金は、受益者に対し、退職への備えから保健医療の一部負担まで、一連の給付を提供する。しかし、こうした給付がカバーしている公共・民間部門の労働者は労働人口の10%に過ぎない。人口のごく僅かが民間の保険会社の社会リスク保険をかけている。民間の保険部門は、大企業によって規制されており、それらは大規模な国際企業の子会社である。こうした大規模な民間グループの周辺に、いくつかの小さな仲介組織がある。民間の保険会社による給付には、不動産投資に対するものもある。政府はすべての雇用者に対し、労働者とその家族の労働災害に対する保険をかけることを義務付けているが、実際には、この措置は遵守されておらず、多くの労働者が権利や保障を奪われている。農業分野では、同セクターを運営するいくつかの独立した組織があるにも関わらず、社会保障のシステムは存在していない。こうした不十分な状況に対処するために、普遍的医療保険(Assurance Maladie Universelle: AMU)に関連する基本法が、2001年10月9日に国会で可決されたが、今日までのところ、実施段階には移っていない。

危険や災害の予防に関しては、政府は法的枠組みの適用と国家市民保障局(1'Office National de la Protection Civile: ONPC)と軍事消防隊の設置に代表されるような大きな取り組みを開始した。後者については、合計で5つの兵舎が設置された(アビジャン3、ヤムスクロ1、ブアケ1)。ブアケの消防隊は、今は機能しておらず、その他の4つは老朽化や人手不足に悩まされている。さらに、設置にかかる安全基準が、特に消火栓と歩道に関して、守られておらず、また住民は基礎的な救急措置を身につけていない。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・社会的弱者（障がい者、高齢者、子どもなど）・国内避難民・戦争犠牲者に対する制度の未整備、ケアやサービスの不足
- ・社会保障制度の適用不足
- ・危険や災害に対する予防措置の不足

（２）方針・ビジョン（政府による取組み）

社会保障に関しては、政府は、保障範囲を国民全体、特に最も脆弱な集団にまで広げることを目的としている。このため、政府の介入は、①購買力の低い脆弱な人々を保障する効果的な社会保障の実施、②障がい者の社会への統合、③高齢者へのケアと支援、④脆弱な子どもたち（ストリートチルドレン、児童売買の犠牲者、児童労働の犠牲者、障がいをもつ子どもなど）の保護と再統合、⑤国内避難民の危機以前の土地への再統合、⑥子どもたちの生活を危険にさらし、彼らの成長を妨げるあらゆる災難や行動に対する対策、⑦社会的組織の増大を通じた制度的強化、⑧国際法の批准と国内規制との調和を促進するメカニズムの設置とそれらの普及、ならびに⑨すべての開発プログラムやプロジェクトにおけるジェンダーの普及とその主流化に焦点が合わされるであろう。

社会保障システムは AMU のスキームの実施の上に成り立つ。ゆえに、AMU のための支援ならびに財政メカニズムの改革案の検討と再定義がすべての関係者とともに行われるであろう。スキームの改訂は最も脆弱な人々に対する最低限の社会保障とリスク予防システムの設置を目指すであろう。その他、障がい者の統合を考慮した国家の団結は、そうした社会的集団のための監督/研修組織の強化をよりどころとする。障がい者の社会的統合を容易にするために、彼らの権利を促進し保障することを目的としたアドボカシーが行われるであろう。開発イニシアティブも障がい者の能力の開花に焦点が合わされるであろう。

高齢者への支援に関しては、政府は高齢者へのケアの改善を目指す行動を計画するであろう。特定の対策によって、相互扶助支援、監督、高齢者の購買力を向上させることが可能であろう。こうした対策は国家の富の再分配の枠組みの中で実施され、高齢市民に対する無料のサービスの提供も含まれる。

国内避難民に関しては、危機後の復興支援の枠組みの中で、社会復帰と再統合のための措置がとられるであろう。

ストリートチルドレンの保護と彼らの元々の家族や受け入れ家族への統合は、特にすべての子どもたちの基礎教育へのアクセスなど、効率的な措置を通じて、行われなければならない。障がいを持つ子どもたちの保護は、障がい者を考慮した国家政策の中に統合されるであろう。この政策は、障がいを持つ子どもたちの①教育や職業訓練、②医療・社会保障へのアクセス、ならびに③あらゆる非難や差別、暴力から障がいを持つ子どもたちを保護する制度的メカニズムやコミュニティによるメカニズムの導入を促進するであろう。

児童売買や児童労働からの保護に関しては、政府は、2007年11月に閣議で決定された児童売買・児童労働を禁止する国家行動計画を効率的に実施するための財政源を確保するよう努めるであろう。この計画は、法的枠組みの強化から犠牲となった子どもたちへの包括的ケアと支援にまで広がる、いくつかの戦略的方針に沿って計画されている。危険な社会的現象の犠牲にある子どもたちの保護は、彼らの権利についての普及とともに行われなければならない。子どもの保護は、脆弱な人々への保障を提供する国家政策の一部である。このため、家族の価値が社会的開発政策の中心に置かれなければ

ならない。国家は、不利な状況にある家族への生計向上活動支援などを通じて、両親の威厳や家族の連帯の土台を再構築するであろう。

脆弱な状況にある女性の保護に関しては、政府は、既に開始している法改正や規制改革を続けるであろう。この改正は 2000 年の憲法の中で明示された原則に従っており、この中で女性の権利が明確に記されている。

市民保護の分野での優先事項は、市民保護に関する人的・物質的・インフラ能力の強化と災害の警告システムおよびマネジメントシステムの設置である。前述の能力の強化に関しては、第一に、保護スタッフの運用センターを、10 の地域支所とともに作る事、ならびに消防隊のすべての兵舎を改修することが取り上げられるであろう。続いて、国全体をカバーするために 11 の緊急救護センターが作られるべきである。こうした行動は住民への啓蒙政策によって支持されるであろう。災害マネジメントに関しては、危険にさらされている地帯を特定し、災害を予測するメカニズムを設置し、災害時に住民を受け入れるセンターを作ることが含まれるであろう。さらに、政府は、①危険や災害の予防とマネジメントに関する戦略とメカニズムの促進、②危険や災害の予防とマネジメントに関する文化の促進、③既存の法的手段の強化、④大規模な産業災害や洪水の制御、ならびに⑤脆弱性の要因の軽減と災害時における脆弱な集団への社会的支援の強化、を目的に、大規模な危険と災害の予防・管理のためのプログラムを策定するであろう。

表 3-41 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（社会保障）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション	
国民、特に脆弱な集団（女性、子ども、障がい者、高齢者）と国内避難民が社会的・法的に保護される。	人権が理解され適用される。	人権の尊重に関する法律の普及と啓蒙	
		脆弱な人々の保護に関するメカニズムの強化	
		人権保護の関係者や組織の能力の強化	
	国民が社会的保障の便益を享受する。		普遍的な健康保険システムの実施
			コミュニティの相互保険スキームの構築
			雇用保険スキームの構築と普及
	すべての最も脆弱な人々が適切な社会的支援を受ける。		すぐ近くでの救援や困難にあるコミュニティならびに国内避難民への心理的ケアとサポートの開発
			脆弱な人々の監督や保護の責任を担う組織の能力の強化
			国内避難民の危機勃発以前に住んでいた場所への再統合
			困難な状況にある子どもたちを学校・家族・就職前学級での職業教育に取り込むための特定のプロジェクトの実施
			子どもと脆弱な大人の保護プログラム（PPEAV）の実施
			国民の保護と社会的監督のためのインフラの建設/改修/機材供与
	調整/評価モニタリングのメカニズムの立案/実施		

（出典：PRSP）

4-g スポーツと余暇活動

（1）現状・課題

今日、スポーツは健全な生活や社会的一体性において重要な要素とされているが、「コ」国ではスポーツがあまり発展していないのが現状である。スポーツ活動は組織化されていない環境の中で実施されており、施設は不足しており、老朽化も進んでいる。学校でもスポーツのためのスペースは殆どない。

財政難を背景に、スポーツ分野は概して組織化されておらず、このことがスポーツのプロ化を阻ん

でいる。他方、有能な若い選手を育てるための民間のトレーニングセンターもある。

施設に関しては、主要なサッカースタジアムが2つある。また、アビジャンなどの主要都市には、政府または民間が運営する中規模のスポーツ複合施設がある。大規模な複合施設を除いては、維持管理は分権化された機関が担っており、こうした機関は財政難に直面している。スポーツ活動の指導は国立若者スポーツ研究所（l’Institut National de la Jeunesse et des Sports: INJS）で訓練を受けた専門家や元プロスポーツ選手、ボランティアらによって行われている。

最も人気のあるスポーツはサッカーで、実施するのにあまり制約がないことが魅力につながっている。次いでジョギングの人気の高いが、施設が不十分であるために、ジョギングをする人が歩道に集中し、このことが交通事故の引き金となっている。

財力不足のために余暇を楽しむ人は非常に限られており、余暇活動は推進される枠組みには含まれていない。また、同セクターを統括する人材はおらず、予算も非常に限られている。さらに、道具や施設は不足しており、老朽化も進んでいる。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・スポーツ施設の老朽化・不足、維持管理のための資金不足
- ・プロ選手養成のための制度が未発達
- ・余暇活動のための人材・予算の不足、道具・施設の老朽化・不足

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

政府は同セクターに関する議論を開始している。スポーツの実施を再活性化することはスポーツ選手の競争力の向上につながる。既存の組織の運営や新しい施設の建設に関する施策の策定、学校での体育の実施などが目指される。また、若い有能な選手を定期的に視察することは、より高いレベルでスポーツを実践する選手の育成にもつながる。元スポーツ選手は視察を実施するためにも、また体育教師としても重要な人的資源となる。個々の種目のスポーツ協会の改編/結成は、選手の育成に適した技術の編成や指導を促進するであろう。

表 3-42 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（若者/スポーツ/余暇）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
若者の健全な活動と職業的統合が保証される。	スポーツがプロ化され、能力が評価される。	養成機関やスポーツ協会の能力の強化
		スポーツ施設の建設・改修・装備および運営
		スポーツ教育プログラムの開発
	レクリエーションの可能性が開発される。	余暇センターとキャンプ場の編成
		余暇スペースの設置と整備
		余暇活動を統括する能力の強化

（出典：PRSP）

4-h 環境⁴⁶

(1) 現状・課題

環境的土台（水、空気、土地）、森林、生物多様性の構成要素、土壌の質、気候変動の最適な管理

⁴⁶ 同セクターで扱われる分野には、「4-i 住居や生活環境」ならびに、「4-j 衛生」と重複がみられる。

は、人々の生活の質をある程度保障するのに不可欠である。

1) 森林

深い森林に覆われた地域は1960年には12百万ヘクタールであったが、2007年には、2.802百万ヘクタールとなり、半世紀足らずで、75%以上減少している。2007年、「コ」国には、382の伐採地域があり、総面積は14,096,471ヘクタールであった。こうした地域は100以上の木材工業によって開拓されており、これらは139の認可された加工ユニットに代表される。木材生産は、2004年の1,669,998 m³から、2005年には1,576,362 m³に減っており、木炭生産も同期間に35,100トンから、29,780トンに減っている。加工された木材の量は、2007年には1,506,984 m³であった。同サブセクターは経常的に40,000人を雇用しており、家庭でのエネルギー需要の約70%を保障している。2008年には、77.5%の世帯が木炭または薪を料理のための燃料として使用していた。

森林の破壊は、移動耕作や焼畑耕作を基本とする粗放農業、鉱業の森林への侵出、料理用の木々の採取、人口圧力、森林・国立公園・保護区への不法侵入、狩猟、畜産、頻発する山火事などの様々な要因の組み合わせによって、生じている。農業活動による破壊が、森林面積の約40から50%に影響を与えている。

こうした状況に鑑み、森林マスタープランに基づく緊急措置がとられ、森林開発公社 (Société de Développement des Forêts: SODEFOR) の位置づけの強化、「コ」国公園・保護地区事務所 (l'Office Ivoirien des Parcs et Réserves: OIPR) の設置、公園と保護区への資金提供のための基金の設置、ならびに農村部森林開発庁 (Agence Nationale de Développement des Forêts du domaine rural: ANDFOR) の設置による、森林分野の管理組織の再構築が目指された。

2) 生物多様性

最新の陸域および水域の生物多様性の包括的目録によると、「コ」国には、16,034種の植物および動物種が存在し、その中には、712種の鳥類、163種の哺乳類が含まれる。生物多様性の劣化が進んでおり、それらに依存した活動を脅かしている。密猟が大型野生動物の数を減少させる主な要因で、中でも、チンパンジー、ゾウ、スイギュウ、カバが大きな影響を受けている。こうした状況は、国立公園の近くに住む住民の狩猟の伝統によっても一層悪化している。生物多様性の劣化は、①木材や水産資源などの過度の採取や②漁業での危険物の使用にも関連している。

3) 水資源

「コ」国は4つの主要な川 (ササンドラ川、バンダマ川、コモエ川、カバリー川) に加え、広大なラグーン水域、いくつかの地下水源、11の分水域、周辺国と共有する2つの貯水池を有する。さらに、政府は、国土全体の水資源の開発を体系化する法的・規則的枠組みを設置する必要性を認識し、1996年1月に水資源に関する高等委員会を設置した。しかし、1999年のクーデター以後、同委員会は解散した。アビジャンの地下水層は、年間約150百万m³の水を産出しており、国全体の水供給サービス加入者の約70%に水を提供しているが、2012年には上限に達すると想定されている。汚染の形跡と水位の低下が既に観測されている。水の質と生産性に関する深刻なリスクは、ピア川・コモエ川・バンダマ川の河口堰の閉鎖、侵入水生植物の成長、藻類の増殖、ラグーンからの砂の採取、水力発電用ダムの上流の土砂の蓄積、漁業での有害物の使用などによって、生じると予想される。

4) 大気

アビジャンの産業は、毎日、70 トンの二酸化硫黄 (SO₂)、21 トンの酸化窒素 (NO_x)、12 トンの有害粉塵を排出している。また、交通は、6 トン/日の SO₂、22 トン/日の NO_x、15 トン/日の有害粉塵の排出源となっている。

5) 環境と健康

環境の問題は、マラリア、コレラ、腸チフスなどの、伝染性・寄生性・呼吸器系・風土性の疾病の増加によって、人々の罹患率に大きな影響を及ぼす。過去5年間の急性呼吸器感染症の増加率は年平均5.8%であった。さらに、バイオテクノロジーの実践は、環境や人・動物の健康にマイナスの影響を与えている。

6) 家庭ゴミ

2002年9月の危機の勃発以後、内陸の町からアビジャンへの人の移住の流れがアビジャンの人口を倍増させており、人口は6百万人近くになっている。アビジャンの人口の急速な増加は、すべての分野での活動に影響を及ぼしており、特に家庭ごみの分野において影響が大きい。家庭ごみの量は、2002年には約2,500トン/日であったが、現在では、3,500トン/日に達している。この増加により、様々な影響が生じている。実際、現在のごみの収集率は推奨されている基準の46.1%でしかない。ゴミの収集率と家庭がゴミを産出する頻度の差は大きく、収集業者によって回収されないこうしたゴミが町中に見られ、また異常な早さで増加している。さらに、収集業者の技術・運営能力の低さも指摘される。こうした業者は回収量を高めるための十分な技術的機材を有しておらず、成果を最大限発揮することが出来ていない。現在保有している機材は、老朽化しているか、あるいは家庭ゴミの公共のゴミ収集所への回収・運搬に適していない。また、こうした家庭ごみを収集・処理するすべての施設の老朽化が進んでいる。さらに、家庭ゴミの置き場、通り沿いのゴミ箱、処理場も不足している。住民の公民精神の欠如、商売目的での公共スペースの無秩序な占有もまた不衛生な状態の要因となっている。実際、住民は、あらゆるゴミをどこにでも捨てるなど、環境に対するマイナスの行動をますます受け入れるようになってきている。同様に、商業活動によるゴミも、住民の生活環境を深刻に汚している。

こうした状況を取り纏めると、特にアビジャンにおける不衛生な状態は、①戦争から逃れる人々のアビジャン地区への移動、②収集率に対する家庭ゴミの産出率の増加、③ゴミ収集業者の技術・運営能力の低さ、④ゴミ関連インフラの老朽化、⑤住民の公的精神の欠如、および⑥商業目的での公共スペースの非合法的で無秩序な占有と関連していると言える。

こうした衛生状態の劣化は、健康・環境・経済・観光の側面に影響を及ぼしている。健康面では、住居の近くにゴミがあることが、不衛生に関連する病気の発生原因になっている。こうした現象は、マラリアや腸チフス、コレラ、呼吸器系の疾患などの媒介生物であるカやハエ、ネズミ、バクテリアなどの存在によって増大される。また、車輛からの一酸化炭素による大気汚染も健康に害をもたらす。環境面では、水・土壌・大気などの自然資源の劣化が確認されている。河川や海洋がゴミ捨て場として利用されている。大量の廃水、肥料、その他の有害な化学製品が、海洋生態系や水生生態系を破壊している。地表での汚染が土壌に浸透し、地下水層を汚染する。それゆえに、いくつかの鉱水源の「貯水池」の上の人々の活動は近くで監視されている。さらに、不衛生な状態は、人々の生活環境の悪化や危険な生物医学的廃棄物と産業廃棄物の分解による有害ガスの発生を引き起こしている。経済面で

は、不衛生な状態は、特に食糧品の質の低下により、商業活動の生産性に影響を与え、また観光活動の生産性にも影響を与える。

ゴミの処理（リサイクルや開発）は、アビジャンでの場所の問題に直面している。現在の場所からの移転は、こうした活動からの公害を心配する沿岸の住民の抵抗にあっている。

「コ」国は、水や土壌、大気汚染に関連する数々の衛生上のリスクに陥りやすい。食糧の衛生上の安全にかかる嘆かわしい状況、化学・物理・生物的攻撃、土壌の化学的汚染、農薬の時にわきまえない使用、飲料水供給の不十分さ、国レベルでの規範の無理解が、ほぼ永続的な衛生上のリスクとなっている。新たな衛生上のリスクは、場合によっては大量に消費される輸入食品にも広がる。つまり、人々は、劣化し、健全ではなく、汚染された環境の中で生活している。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林破壊の進展 ・ 生物多様性の劣化 ・ 水・大気・土壌の汚染 ・ 自然資源の持続的な管理の未発達 ・ 家庭ゴミの収集・処理能力の不十分さ ・ 環境が健康に及ぼす影響の深刻さ |
|--|

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターの主な目的は、健全で持続可能な環境を保障し、自然・環境資源を保護することである。このためには、土地資源を使い尽くすこと、あるいは劣化させることなく、同時に経済開発と貧困削減の問題に取り組んでいく手段を見つける必要がある。最も重要なことは、経済活動や収穫を維持するのに不可欠であるモノとサービスを提供する生態系の能力を維持し、復元することである。

同セクターにおける 2015 年までの目標値は表 3-43 の通りである。

表 3-43 指標と目標値（環境）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
生物多様性を維持するために保護される地域の割合	10 %	14 %	20 %

(出典：PRSP)

環境に関連する難題の解決策を見つけるために、「コ」国はいくつかのイニシアティブを開始した。その中には、自然資源の持続的な管理を促進することや森林セクターの能力の強化を保障することを目的とした持続可能な開発戦略の策定が含まれる。この観点から、政府は、①森林資源の復元・開発・管理を通じて、農村開発に森林管理を取り入れること、また②森林計画を分権化し、森林・動物・水産資源のガバナンスを高めることに取り組んでいる。その他のイニシアティブとしては、森林資源と環境の持続的管理に関する法律的・制度的ツールの改善および/または策定があり、これらは、必要に応じて、様々な関係者のもとで広められる。

「コ」国はまた、責任ある漁業、計画の分権化、水域での操業に関わる関係者の参加のメカニズム

の強化を通じて、水産資源の参加型管理における取組みを続けるであろう。非合法的・未申告・未規制の漁業に対する国の計画も漁業活動の持続的な管理のためのツールに含まれるであろう。

水資源に関して、実施されるべき戦略には、水資源の量的・質的評価が含まれる。これは、流域に地表水の監視所を設置する水文学的・水界地理学的測量網の構築、ならびに水質コントロールと人的能力の強化を目的としたデータ管理のための実験室の機材の設置によってなされる。

その他の戦略としては、産業廃棄物・生物医学的廃棄物のための埋め立てセンター、家庭ゴミや同類のゴミの処理施設、危険な産業廃棄物の処理・リサイクル施設の設置、ならびにラグーンシステムの観測所の設置を伴う雨水と廃水の流量規制のための構造物の建設による、家庭・産業廃棄物の持続可能な管理の支援および促進が含まれる。こうした廃棄物処理にかかる分野を開発することは、雇用の創出の観点からも望ましい。

環境分野はまた、環境監視システムの展開のための支援を必要としている。このシステムによって、大気・水・土壌の質のコントロールが可能になる。また、国内の総観システムも改修される必要がある。住民や当局関係者に対する、環境文化や音・視覚的妨害に関する啓蒙のプログラムも環境を浄化する目的で実施されるべきである。

生物多様性の保護は、水域（ラグーンや湖）の汚染浄化、河口堰の開放、森林資源（特に料理に使うエネルギー源としての木材や木炭）の合理的な開発を必要とする。このためには、ブタンガスの普及が不可欠で、2015年までにその利用率が60%になることが望まれる。

表 3-44 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（環境）⁴⁷

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
生物多様性（水・大気・土地）の保護と均衡が保障される。	森林被覆と土壌の質が保護される。	森林資源の復元、開発、管理
		沿岸地域の開発のためのマスタープランの策定
		国家土壌劣化対策計画の策定と実施
	地球温暖化対策が保障される。	森林や土壌の保護に関する啓蒙
		干ばつの管理
		エネルギー源の利用に関する啓蒙（バイオマス、ガス、改良かまど）
自然資源（動物相・植物相・水）が持続可能な方法で、開発される。	森林・動物・水産資源に関するガバナンスの強化	
	動物相・植物相・水の管理を担う組織の運営能力の強化	
		河口堰の開放

（出典：PRSP）

4-i 住居と生活環境

（1）現状・課題

生活環境は、都市化現象の影響を強く受けている。都市部は現在 127 の町からなっており、そのうち 8 つの町が人口 100,000 人以上である。人口は特にアビジャンに集中しており、都市人口の 44% がアビジャンに暮らしている。こうした都市化は急速に進んでおり、この現象は農村部から都市部への人の移動や隣接諸国からの移住による。

都市部の急速な成長は、住居のニーズを著しく上昇させている。実際、2002 年には 70% 以上の世帯がきちんとした住居へのアクセスを有していなかった。こうした住居の不足を無くすために、政府は

⁴⁷ 表 3-45 も参照のこと。特にゴミ収集に関しては、同表で触れられている。

不動産促進会社（SICOGI⁴⁸、SOGEFIHA⁴⁹、GFCI⁵⁰など）を設立した。この結果、アビジャンやその他の地域に 120,000 軒以上の住居を提供した。政府の撤退とともに、民間部門による行動が起こり、新たな不動産資金メカニズムを設置することで、1988 年から 1999 年の間に 118 プログラムが実施され、21,382 軒の住居が建設された。同様に、2001 年から 2005 年の期間には、17 プログラムが実施され、4,059 軒の住居が建設された。また、世銀の支援により、住宅モビリゼーションアカウントが都市部の住宅促進のために用いられ、1988 年から 2003 年の間に 25,830 軒が建設された。農村部に関しては、1984 年に住宅支援ファンドが設立され、3,081 軒の住宅に対して資金が提供された。

都市計画プログラムの実施は、1977 年から 1999 年の期間に 13 の地域に対し、都市計画マスタープランを提供したが、いくつかの地域に関しては、空間的な拡大や人口の増加が急速で、マスタープランが改訂されていないことにより、計画の枠外での都市化が進み、結果として、設備が整っていない一時しのぎの地区が拡大している。

基礎的な社会投資や住居の提供は都市化の急速な発展に対応しておらず、政府や民間部門による住居の不足を無くすための取組みにもかかわらず、住居の需要は常に供給を上回っており、2000 年には不足が 600,000 軒以上に達している。さらに、たとえ住居があっても、高い購入価格や賃貸料のため、アクセスの条件は非常に限られている。

住居内の設備が不十分であることもまた、生活環境の改善における主要な懸案事項である。2008 年には、35.8%の国民がトイレへのアクセスを有していなかった。主要な都市においてはスラム街が拡大してきている。アビジャンでは、72 以上のスラム街があり、少なくとも 600,000 人の住民が暮らしているとされている。ブアケやサン・ペドロ、マンなどの都市でも同じ様な現象が生じている。

整備された土地の不足や財源の不足が住居不足を深刻にする要因であるが、それに加え、不動産建設における調和不足、建設許可入手プロセスの複雑さや無知もまた、住居不足の要因となっている。さらに、公共のスペース（道路、公園など）の無秩序な占有、道路や衛生システムの破損、家庭ゴミの不規則な収集などが、生活環境を一層悪化させている。つまり、国民の多くが、きちんとした住居や生活環境を享受していないと言える。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・住居の不足・スラム街の拡大・住居内の設備（トイレなど）や住居を取り巻く環境の未整備 |
|--|

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

同分野での政府の目標は、住民の生活環境ときちんとした住居へのアクセスの条件を高めることである。そのためには、きちんとした住居の生産能力が高まるよう、住居に対する資金提供の信頼でき、かつ持続可能なメカニズムを構築する必要がある。また、都市化や整備、住居に関する新たな措置を計画し、実施することも重要である。その際、建築物の構造上の質や地元の建設資材の利用にも重点

⁴⁸ コートジボワール建設・不動産管理会社（Société Ivoirienne de Construction et de Gestion Immobilière : SICOGI）

⁴⁹ 居住地財政管理会社（Société de Gestion Financière de l' Habitat : SOGEFIHA）

⁵⁰ コートジボワール不動産グループ（Groupement Foncier de Côte d' Ivoire : GFCI）

が置かれるべきである。同セクターにおける 2015 年までの目標値は表 3-45 の通りである。

表 3-45 指標と目標値（住居と生活環境）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
きちんとした住居へのアクセスを有する世帯の割合	30 %	37 %	40 %
電力へのアクセスを有する世帯の割合	17 %	35 %	55 %
改善された衛生システムへのアクセスを有する住民の割合	57 %	65 %	78.5 %

(出典：PRSP)

スラム街の拡大は政府の懸案事項である。政府は、基礎的な設備（水、電気、道路など）を設置することで、スラム街の回復と移転に取り組む都市再生政策を策定し、実施する必要がある。政府はまた、最低限の設備を有する分譲地を提供する必要がある。こうした分譲地は手頃な価格での住居の建設を可能にする。

さらに、家庭用ゴミの収集と処理の方法の再構築、雨水や汚水の排水戦略の立案、環境に関連するアクターへの研修は、住民の生活環境を改善するであろう。同様に、コミュニティインフラや社会的インフラ（児童公園、スポーツ・文化施設、レジャースペースなど）の設置も重要である。その他、ラグーン地域の整備に関する対策も決定・実施される必要がある。

住民の生活環境の改善には、都市化に関するマスタープランの策定・実施や、慣習的な所有権と近代的な所有権の両方を考慮し、国全体での土地配分に関する一般的な枠組みを定義する新たな不動産法の策定が必要とされる。

表 3-46 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（生活環境）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
住民が十分な生活環境の中で生活する。	家庭・産業・病院廃棄物が定期的に収集され、処理される。	廃棄物の収集と管理のシステムの改善
		住民と当局に対する環境についての啓蒙
		衛生に関連する設備の設置/改修
	排水と汚水処理が定期的に確保される。	衛生と環境を扱う組織の運営能力の強化
		衛生ファンドの設立
		水域の浄化
	地域が健全で、住居がきちんとしており、価格も安くなる。	マスタープランと都市計画の改訂
		住居へのアクセスを容易にするためのメカニズムの構築
		住宅地の質をコントロールするメカニズムの強化
		公共の場所内のトイレの設置

(出典：PRSP)

4-j 衛生

(1) 現状・課題

衛生は、汚水や流水の排水、固形廃棄物や排泄物の処理など、様々な分野にまたがる。こうした分野は健康のために非常に重要であるにもかかわらず、「コ」国では衛生は十分に発展していない。衛生に関するマスタープランを作成している市町村は限られており、衛生システムを有している市町村はそれよりもさらに少ない。

「コ」国では、経済危機と戦争の両方の影響で、都市部においても農村部においても環境が酷く悪

化している。汚水や雨水の浄化は常に国の投資プログラムの優先分野に位置付けられてきている。セクター別開発計画のもとでは、7都市（アビジャン、ブアケ、ヤムスクロ、ダウクロ、ダロア、ガニョア、サン・ペドロ）が衛生に関するマスタープランを有しているが、投資の大部分はアビジャンに向けられている。今日、アビジャンでは2,000 km以上の公衆網を有するが、これは十分な長さではない。

都市部の家庭においては、わずか40%しか適切な衛生システムへのアクセスを有していない。都市への人の移動と共に都市化が進む中、こうした状況がさらに悪化することが懸念される。実際、不衛生な状態によっていくつかの疾病が再発している。

最大の衛生網を有するアビジャンでは、1996年以降、同セクターへの投資が行われておらず、既存の多くの施設において破損が進んでいる。さらに、汚水網の大部分がラグーンにつながっていることは、浸透により地下水を汚染する恐れがある。アビジャンでは、年間4.4百万m³の産業排水や家庭排水がエブリエ・ラグーンに流されている。また、豪雨用の貯水池が一部しか整備されていないため、YopougonやAboboなどの市町村では繰り返し洪水が起こっている。

農村部に関しては、供給・消費される水の量が、処理されずに環境に放水される汚水の量とほぼ同じである。こうした状況は、農村部の衛生が、今日まで、様々な水供給プログラムの中で扱われてこなかったために生じている。糞便汚染のリスクも高く、農村部では35%の世帯しか、衛生設備へのアクセスを有しておらず、その内9%のみが十分なシステムを有している。つまり、国民の殆どが十分な衛生環境を享受できていないと言える。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

・衛生に関する施設・設備・システムの未発達

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）⁵¹

政府の同セクターでの優先分野は、衛生に関する国家政策に準じており、①アビジャン市の衛生システムの強化、および②都市部・農村部における持続的な衛生システムへのアクセスの改善である。アビジャン市の衛生システムの強化に関しては、汚水や排水の既存の浄化施設の改修、衛生網の周辺地域への拡張、汚水処理施設の建設、排水システムの拡張、雨水処理のダムの整備、二次的な排水網の設置などが挙げられる。都市部における持続的な衛生システムへのアクセスの改善に関しては、浄化設備や排水設備の清掃や改修、汚水の浄化設備や雨水の排水設備の設置、利用者を衛生網につなぐこと、側溝の整備、排水溝の整備、衛生や排水システムの監視装置の設置などが挙げられる。その他、学校や保健センターなど公共の施設におけるトイレの設置の制度化も重要である。農村部における持続的な衛生システムへのアクセスの改善に関しては、排泄物の処理に関する適切な技術の研修や普及、地元の業者に対する改善されたトイレの建設に関する研修を通じた人々の能力の強化、適切な技術の普及などが挙げられる。

衛生分野での目的を達成するためには、制度的・法的枠組みを強化し、衛生を管理する独立した機関を構築することが不可欠である。また、衛生に関する開発ファンドの設置や、地役権ならびに浄化・

⁵¹同セクターの「指標と目標値」ならびに「PRSPでの優先的インターベンションのマトリックス」については、表3-45、46を参照のこと。

排水網、浄化・排水施設の保護のために、法的文書が適用されるべきである。衛生に関する啓蒙キャンペーンの実施、また衛生分野に関する情報システムや持続的な運営システムの設置も重要である。

4-k 飲料水

(1) 現状・課題

「コ」国は、地表水の量をはかるための効率的な液体比重測定ネットワークを有しており、年間の利用可能量は 77 十億 m³（地表水が 39 十億 m³、地下水が 38 十億 m³）と想定されている。しかし、地下水貯蔵量は測定が難しく、また堆積盆地の資源（アビジャン地下水）は長期的には都市化や汚染によって脅かされるであろう。

飲料水は、①都市給水システム、②改良村落給水システム、③村落給水システムの 3 種類のシステムによって、住民に供給されているが、①は人口 4,000 人以上の地域とすべての郡役場の所在地に、②は人口 2,000 人から 4,000 人の中規模な地域に、③は人口 400 人から 2,000 人の地域に設置されている。

1973 年に人への水供給のための国家プログラムが開始され、2008 年には 1,194 の対象地域のうち、725 地域に給水システムが設置されており、576,552 世帯に対して都市給水システムによる飲料水が供給されている。浸透率は都市部では 61%、村落給水システムが 76%、改良村落給水システムが 13% であった。村落給水システムに関しては、必要数 21,661 か所に対し、近代的な井戸が 1,500、給水地が 19,689 設置された。しかし、5,856 か所の給水地が放棄された状態にあり、新たに必要な給水地の数は 7,828 か所に上っている。改良村落給水システムは、2008 年時点では、対象地域 1,515 か所に対し、199 の村で整備されている。

こうした浸透率にもかかわらず⁵²、住民は十分な飲料水を供給されていない。これには 4 つの理由が考えられるが、一つ目は、アクセスの問題で、特にアビジャン、ブアケ、コロゴ、ダロア、アベングル、オディエンネなどの大都市では、飲料水サービスの継続性に問題がある。二番目は水資源の問題で、「コ」国の国民への飲料水供給を確保するための十分な調査が行われていない。三番目は運営の問題で、農村部における飲料水供給のための設備の維持管理システムが十分でない。最後に四番目の問題として、他のセクター、特にエネルギーセクターや、都市計画、鉱業セクター、汚染との連携の不足が指摘される。

水供給の継続性が再構築され、維持されなければ、次のような悲劇的な結果が生じうる。飲料水サービスに関しては、77%以上の都市住民と 50%以上の農村住民が、飲料水供給の断絶に悩まされ、水不足をも引き起こすであろう。水に関連する病気に関しては、井戸や沼、池といった保護されていない伝統的な水供給源に戻ることによって、下痢、コレラ、オンコセルカ症、住血吸虫症、ギニア虫、ブルーリ潰瘍などの病気が再発し深刻な状況をもたらすであろう。また、社会的には、社会的動乱やストライキ、飲料水施設に対する破壊行為などを引き起こすであろう。教育面では、水汲みに従事するために、特に女兒の就学率の低下を招く。また農業の生産性を低下させ、このことは経済成長の後退にもつながる。さらに、飲料水にあてられる水資源が確保されなければ、飲料水供給プログラムの計画や水の導引や自然災害（洪水や干ばつ）のための構造物の計画に困難が生じる。また、水資源の質や地下水層の補給力の低下を招く。同様に飲料水供給のための設備が効率的かつ持続的な方法で維持管理されなければ、水供給システムの機能が中断され、結果として住民の水へのアクセスを不可能

⁵² UNDP (2009) では、「コ」国の改善された水源を利用していない人口の割合は 19% (2006) とされている。

にし、水に関連する病気が再発するであろう。

人への水供給分野と、エネルギー・都市計画・鉱業・環境といったその他の分野との連携の不足は、地下水層や地表水の汚染を招き、水生産や水処理にかかるコストを高めるであろう。連携の不足はまた、集水地域や液体比重測定観測所の破壊、さらには人への水供給施設の計画に対する負の行動を引き起こすであろう。

欧州連合（European Union: EU）や世銀による支援プログラムの結果、飲料水へのアクセスを有する世帯の割合は国レベルでは、1998年の46%に対し、2008年には61%に上昇しているが、農村地域の多くの住民が飲料水へのアクセスを有していないのが現状である。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・ 飲料水へのアクセスの不十分さ（特に都市部での断水の頻発）
- ・ 飲料水供給システム・関連施設・機器の維持管理・運営能力の不足
- ・ 他のセクターとの連携の不足

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）⁵³

飲料水へのアクセスに関する2015年までの政府の目標値は表3-47の通りである。政府による介入は飲料水に関する社会政策に基づいており、同セクターの適切な運営と都市部・農村部の両地域における住民の飲料水供給のニーズを満たすことを目的としている。

表 3-47 指標と目標値（飲料水）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
改善された水源の利用率	76%	84.4%	88%
飲料水源へのアクセスを有する人口の割合	61%	76.1%	82.5%

（出典：PRSP）

住民の飲料水へのアクセスを保証するための優先的行動としては、①特に農村部における水資源に関する調査、②主要な都市（アビジャン、ブアケ、コロゴ、ダロア、ヤムスロク、アベングル、ボンドック、オディエンネ、マン、サン・ペドロ）における継続的な飲料水供給のための修理と維持管理、③農村部における水供給設備の維持管理メカニズムの構築、④飲料水供給設備が破壊された場所や居住センターへの設備の設置、が挙げられる。

政府は特に都市部において水関連施設の能力を高めることによって需要を満たさなければならない。飲料水サービスの継続性は事前の措置によって保たれるが、それには老朽化した機材の改修も含まれる。さらに、アビジャンには、4つの処理施設（総能力5,000 m³）が建設される予定である。農村部においては、政府は、モーターポンプ付きの水源や改良村落給水システムの設置、さらには既存の水関連施設の改修を行うことで、普及率を高めることを目指している。この目的のもと、住民が2,000人以下の居住センターにおいても給水所が設置されるであろう。また、人口が2,000人から4,000人の地域には小規模な水供給システムが設置されるであろう。飲料水サービスの継続性を維持

⁵³ 同セクターのPRSPでの優先的インターベンションのマトリックスについては、表3-49を参照のこと。

するためには、政府は、飲料水セクターの関係者の能力の強化に努めなければならない。これには、技術者を含むスタッフの雇用や、修理工、給水地や改良村落給水システムの運営委員会に対する研修などが含まれる。さらに、飲料水関連設備の持続的な運営のためには、コミュニティのオーナーシップやアカウントビリティにも焦点が合わされるべきである。また、最も貧しい住民もコートジボワール水供給会社 (Société de distribution d'eau de la Côte d'Ivoire: SODECI) のネットワークに契約できるよう、政府は飲料水に関する社会政策に則って、水道料金の価格の調整を維持しなければならない。

こうした成果を達成するために、政府は飲料水のマネジメントのための制度的・法的枠組みの強化プログラムを始める必要がある。同プログラムには、国の機関による水消費の未払いを回収するためのメカニズムの実施や国の機関による水消費を節約するための計画の実施、水回収保護地域の設置に関する法規の文書化と発行、統合的水資源管理を推進する水に関する法律の適用などが含まれる。統合的水資源管理の枠組みでは、飲料水へのアクセス可能性を高めることは、①特に女性の就学率の向上、②農業生産性の向上、ひいては経済成長、③水に関連する死亡や罹患率の低下に貢献するとされている。

4-1 電力とエネルギーサービス

(1) 現状・課題

電力は国民の健全な生活を保障し、「コ」国の競争力と発展のための重要な条件である。「コ」国は電力生産に水力を活用しており、水力発電用のダムが6つある。また、火力発電所も3施設ある。2007年の電力生産量は5,513GWhで、1,796.7GWh(32.6%)が水力発電による生産で、3,716.5GWh(67.4%)が火力発電による生産である。電力網は高電圧の送電線4,402Kmからなっており、内1,885.5Kmが225KVの送電線で、2,516.5kmが90KVの送電線である。配電は、15/33KVの電線18,304Kmと220/380Vの電線15,162Kmで行っている。2007年には国の電力消費量はほぼ満たされおり、4,738.2GWhであった。しかしながら、電力生産能力強化の措置がとられなければ、「コ」国は2009年以降、電力不足に直面するであろう。1994年以降、「コ」国は電力生産の余剰をベナンやブルキナファソ、ガーナ、マリ、トーゴに輸出しており、2007年の輸出量はおおよそ772.49GWhであった。

水力発電や火力発電以外の電力生産は、他の周辺国の活気とは異なり、細々と発展しており、太陽、バイオマス、風、小規模な水力発電などの再生可能なエネルギーがそれにあたる。太陽発電国家委員会が2000年に設立されたが、その効果的な活動は2005年まで始まらなかった。他方、いくつかの農村地域において家庭や公共施設の電化プロジェクトが、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)やWINROCK、NGOとの協力で、再生可能エネルギー研究所の支援によって実施されている。

エネルギーサービスへのアクセスに関しては、ある調査によると、国のエネルギー需要を満たすためのエネルギー源の70%がバイオマスであるとされている。ゆえに、近代的なエネルギー源の提供とアクセスを高める必要がある。電気の浸透率は現在31%である(「コ」国の全地域数に対する電化されている地域の割合)。電化された地域に住んでいる人口は全人口の71%である。ゆえに、もしすべての人が接続すれば、電力へのアクセス率はかなり高くなるが、アクセス率は農村部や都市周辺部において非常に低い。というのも多くの人々が電気サービスに加入していないからである。電気サービスに加入している世帯数は20%以下である。同様に、電化された地域においても、保健や教育、飲料水などの基礎的社会サービスも電力へのアクセスを有していない。さらに、農村部や都市周辺部においては、近代的なエネルギーサービスへのアクセス率が低いことは、生活の質、特に女性の健康に大き

な影響を与えている。

エネルギーセクターは、現在深刻な財政不均衡な状況にあり、その理由は開発と投資コストが巨額であるのに対し、収入が十分でないことが指摘される。実際、燃料価格は、ウェスト・テキサス・インターメディアート（WTI）の変動にともなって、2倍以上になっているが、この間（2001年から2008年）電気料金は調整されていない。

さらに、生産、輸送、配電のための設備は酷く劣化しており、質の高いサービスを保証するためには改修が必要である。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・（主として高い価格/未加入による）電力へのアクセスの低さ
- ・ 関連施設・設備の老朽化
- ・ バイオマスエネルギーへの依存

（2）方針・ビジョン（政府による取組み）

エネルギーセクターの上位目標は、適切な価格でアクセス可能なエネルギーを国民に供給し、輸出を可能にし、環境を保護することで、エネルギーの安全性を保証することである。このためには、石油の探査と開発にかかる石油法の施行も不可欠である。さらに、ハイドロカーボン生産能力⁵⁴の強化にも取り組む必要がある。同様に、「コ」国市場に定期的に石油やガスを提供する必要がある。

こうした目標を達成するためには、電力とブタンガス生産の増大、農村電化とエネルギーサービスへのアクセスに関するマスタープランの作成、都市周辺部への電力網の拡大の強化、貧しい住民グループの電気への接続に対する補助金、再生可能エネルギー源の多様化、地方の電気網への接続プロセスへの積極的な参加が必要とされる。

電力とエネルギーサービスにかかる 2015 年までの政府の目標値は表 3-48 の通りである。

表 3-48 指標と目標値（電力とエネルギーサービス）

指標	2008 年値	目標値 (2013 年)	目標値 (2015 年)
電化された地域の割合	31%	43%	50%
電気へのアクセスを有する世帯の割合	17%	35%	55%
近代的なクッキングシステムへのアクセスを有する世帯の割合	20%	40%	60%
「コ」国のエネルギー消費のうち、新規エネルギーや再生可能エネルギーが占める割合	0%	3%	5%

（出典：PRSP）

⁵⁴ ハイドロカーボンについては、前述の 2-b も参照のこと。

表 3-49 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス (水/電力/ICT)

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
国民、特に農村部の住民の生活様式が改善される。	国民、特に農村部の住民が安全な飲料水への永続的なアクセスを有する。	水関連のインフラや水生産/処理施設の設置/改修/改良 水管理に責任を持つスタッフの雇用と組織の能力の強化
	国民、特に農村部の住民が電力へのアクセスを有する。	都市周辺地域/主要な都市のスラム街および農村地域の電化 低所得の農村住民に対する補助による接続サービスの再開
	国民が ICT へのアクセスを有する。	ICT サービスのコストの削減 電気通信インフラと関連施設の開発

(出典：PRSP)

3.2.5 「戦略的方針 5」に関連するセクター/テーマ

5-a 地方分権化および土地利用計画

(1) 現状・課題

「コ」国の地方行政は、地方行政の一般的構成に関する法律 (n° 2001-476、2001 年 8 月 9 日発効) に則って、地方分散化と地方分権化の原則にもとづき、構造化されている。地方分権化の政策は 80 年代から始まっていたが、その政策は、国家の権限を地方自治体に移管し、分散することを定める法律 (n° 2003-208、2003 年 7 月 7 日発効) によって強化された。この政策は、国民の監督を保証すること、国民のニーズを満たすこと、経済・社会開発を促進すること、ならびに統一と社会的団結を実現することを目指している。前述の法律 n° 2001-476 では、地方自治体の 5 つの単位として、町 (commune)、市(ville)、地区(district)、県(département)、州(région)を設定している。国内には、986 の町 (内 197 の町に町議会がおかれている)、80 の県 (内 54 の県に県議会がおかれている)、2 つの地区がある。これらの地方自治体は、2 つの統括組織 (「コ」国市町連合 (Union des Villes et Communes de Côte d'Ivoire: UVICOCI) および「コ」国地区・県議会 (l'Assemblée des Départements et Districts de Côte d'Ivoire: ADDCI)) を構成している。

町の設立は、国民によるニーズに答えることを可能にした。例えば、基礎教育、職業訓練、雇用の創出などの分野や、保健、HIV/AIDS・主要な風土病対策などの分野、公共スペースや道路の修復、電化や水供給、スポーツや余暇活動、文化や住居、市場やバス停などの分野での社会的コミュニティインフラの設置を可能にした。こうした設備を設置するための財源としては、独自の資金や国からの補助金、投資および都市整備ファンド (Fonds d'Investissement et d'Aménagement Urbain: FIAU) が用いられた。インフラの整備の実現は前述の 2003 年の法律の施行によって、強化されてきている。

地方分権化は過去 20 年間で進展してきている。しかしながら、地方自治体に移管された一部の権限の適用に関する政令がないこと、行政指導や行政サービスのレベルが低いこと、さらには国によるサービスと地方自治体によるサービスとの関係に関する詳細が不足していることが、地方開発プロセスの進展における大きな制約となっている。

さらに、政府が、地方分権化組織の財政的・物質的・人的ニーズを満たせていないことが、地方分権化の政策を効果的に実施するにあたっての大きな制約となっている。というのも、多くの地方分権化組織は経済的潜在力が弱いからである。また、効果的な評価・モニタリングシステムを有する地方

開発計画が存在していないこと、さらにはそれぞれの地方自治体の主要な課題に対する計画の策定やその実施をモニタリングすること、ならびに最も脆弱なグループを特定することに役立つデータベースが存在しないことも、難題として挙げられる。地方自治体が課された目標を実現できないことは、時間とともに、関係者の地方開発プロセスへの参加のレベルに影響を与えるであろう。

分散化された地方行政区分としては、19の州(région)、80の県(department)、390の郡(sous-préfecture)、11,000の村(village)がある。法律では、内務省によって行使されてきた行政監督権が、知事が管轄する行政・財政裁判に委ねられているが、行政裁判所や地方の会計検査院が存在しないことが、法の監督を困難にしている。さらに、物質的・財政的手段の不足と知事の直接的権限のもとにおかれた分散化組織の様々な機関の間での協力が不足していることが、国家の地方自治体に対する支援と法的コントロールの枠組みを弱めている。

村は、前述の2001年8月の法律で、最小の地方行政単位として定められている。しかしながら、村長の立場を定める政令がないこと、村の組織や機能に関する条項がないことが、法律の施行を困難にしている。それゆえ、村は依然として、1934年の植民地時代の法律に基づいて運営されている。

住民のニーズに答える形で、学校や診療所、保健センター、市場などの社会的施設が整備されてきているが、これらは農村開発地方ファンド(Fonds Régionaux d'Aménagement Rural: FRAR)から出資された。同様に、人への水供給、電化、農村の住居に関するプログラムや居住者のいる地域をつなぐ道路プログラムが、中央部や中央北部のバンドマ渓谷整備(Aménagement de la Vallée du Bandama: AVB)や南西地域整備(Aménagement de la Région du Sud Ouest: ARSO)などの大規模な統合開発事業によって、実施された。

その他、アビジャン、サン・ペドロ、マン、ダロア、コロゴ、ヤムスクロ、ブアケなどの町を中心に都市化が進んでいる。都市化にかかる政策は、その他の町でもFIAUを通じて、推進されている。

前述の通り、地方分権化が進んではいるものの、住民は、選出された人々によるグッドガバナンスの規制や原則の適用が十分でないこと、市民社会の組織力が弱いこと、住民の側の地方自治運営への関心が低いことなどを理由に、地方自治体の運営に十分に参加していない。さらに、地方自治体の運営に関する法律や規則の未習得、分権化された組織や分散化された組織の権限を互いに理解していないこと、分散化された組織への資金配分が十分でないことを理由に、分権化された機関への監督や支援が十分に施されていない。さらに、地方開発計画が存在しないこと、不均衡な配分、知識不足、開発インフラの破損のために、地域間での格差が残っている。こうした格差は、地方の潜在能力を行政区分に十分に取り込んでいないことによっても生じている。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- 地方分権化・分散化にかかる法律の適用不足
- 地方分権化・分散化機関の財政的・物質的・人的能力の不足
- データベースが未構築
- 市民社会の組織力の弱さ、地方運営にかかる住民の関心の低さ
- 地域間格差の顕在

(2) 方針・ビジョン（政府による取組み）

同セクターでの目的は、地域開発の運営への住民の参加を高めることである。同セクターにおける2015年までの政府の目標値は表3-50の通りである。

表3-50 指標と目標値（地方分権化・分散化）

指標	2008年値	目標値 (2013年)	目標値 (2015年)
地方自治体の予算のうち、自治体自らの財源が占める割合	37%	50%	70%
地方開発のための行動への住民の参加率	25%	60%	75%

（出典：PRSP）

地方分権化に関しては、政府の介入は、①自治体の運営への住民の参加、②地方分権化された自治体や地方分散化機関の能力の強化、③地方の権限の分権化された自治体への実質的な移転、ならびに④地域間格差の軽減、に焦点が合わされる。その他、それぞれの自治体の開発行動には HIV/AIDS に対する対策が取り込まれるべきである。

住民の関与はすべての開発イニシアティブに伴わなければならない。このため、分権化された地方自治体（町、県、地区）は、定期的に住民の意見を聞き、住民をより組織化し、さらに開発イニシアティブに対するオーナーシップを住民に認識させる必要がある。こうした観点から、地方自治体は、法律によって定められる委員会や諮問機関の設置（県経済・社会委員会、地区諮問委員会）とその効果的かつ定期的な機能を保障しなければならない。地方自治の運営への住民の効率的な参加には、適切な能力を必要とする。政府は、分権化された自治体や分散化された機関の人的・財政的・物質的能力の強化に必要な対策をとらなければならない。人的資源の能力の強化は、まずは、分権化された自治体や分散化された組織の職員に対する、開発プログラムの策定と質の高いコミュニティサービス（飲料水、電化、道路、衛生など）の促進に関する研修を通じて、達成され得る。能力の強化には、分権化された協力の促進も含まれ、特に、「コ」国の地方自治体と国際的なパートナーによる開発との連携がある。さらに、政府は、地元の選出された代表や地方の職員が、自治体運営の法律や規則、ならびにグッドガバナンスの原則を習得するよう導く必要がある。その際、住民のニーズへの効果的な対応とアカウンタビリティのメカニズムの効率性のために、特に統計能力の強化に焦点が合わされるべきである。

人的資源に加えて、地方自治体の財政能力を高めることも重要である。このためには、政府が分権化された自治体への補助金のレベルを高め、また税金の再分配システムを効果的に適用する必要がある。政府はまた、地方税などを通じ、地方自治体が独自の財源を伸ばすための支援をしなければならない。さらに、政府は民間の投資家を惹きつけ、地方の起業イニシアティブを支援するようなインセンティブを高める措置をとらなければならない。分権化された機関の側は、生計向上活動の促進や地方レベルでの開発機会を引き出すことで、地方住民の経済活動への参加を促進していく必要がある。

政府はまた、地方分散化機関の介入の能力を強化しなければならない。このためには、中央政府と地方政府のそれぞれの責任を明確に割り当て、地方分散化機関に対するアドバイス支援、分権化された自治体の活動のコントロール、ならびにデータベースの構築に必要とされる人的・技術的・財政的手段を与えることが重要である。

さらに、分権化機関がそのミッションを効率的に発揮するためには、国から地方自治体への権限の

移管に関する法律が実際に適用されることが不可欠である。このために、政府は同法律に関連するすべての文書を適用し、流布し、普及させる必要がある。政府はまた、経済的持続性を考慮した上で、新たな自治体を形成するための条件を再定義する必要がある。こうした戦略によって、自治体は、地方開発計画の中に、評価・モニタリングシステムとともに含まれる、開発政策を効率的に実施するための十分な資源を得ることができる。

土地利用計画に関しては、政府は開発インフラの衡平な普及を保障しながら、国土全体の開発を調和させる必要がある。こうした観点から、開発行動の実現における利益供与や優遇措置をなくすための効率的な対策を実施する必要がある。一方で、開発インフラは、厳密な計画にもとづいて、実現されなければならない。その他、それぞれの自治体に固有の開発プロジェクトを実施することを促すための戦略的な文化の促進も重要である。

政府は、土地利用政策において、行政区を区切る際、地域経済の拠点の開発のために、地方の潜在性を考慮しなければならない。さらに、政府は、恵まれない地域のインフラ能力の強化やテレビ・ラジオの普及を通じた地域の開放を進める必要がある。最後に、住民のために実施される活動の成果が最大限発揮されるよう、政府は地方開発計画の効果的な実施と評価・モニタリングを保障しなければならない。

表 3-51 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（地方分権化/土地利用計画）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
地域レベルでの開発の関係者が地方自治体の運営に巻き込まれ、かつ参加する。	住民が地方自治体によって開始される開発行動に責任を持つ。	住民の役割や行動の強化
		開発分野での地方の能力の強化
	地方分権化された自治体が適切な支援の恩恵を受ける。	地方分権化・地方分散化組織の能力の強化
		地方自治体のデータベースの構築
住民が地方分権化による効果を実質的に享受する。	地方開発イニシアティブの焦点が地域間格差の解消に向けられる。	地方の計画と地方分権化された協力への支援
		国から自治体への能力と資源の効果的な移転
		経済開発の拠点の構築
	地域の潜在性が開発され、住民に利益をもたらす。	地方レベルでの開発イニシアティブへの支援
		土地利用開発支援ファンド (FAAT) の設置
		地方の潜在性の開発に関する調査
		地方レベルでの開発の潜在性と機会の強化

(出典：PRSP)

3.2.6 「戦略的方針 6」に関連するセクター/テーマ

6-a 国際的な文脈および地域統合

(1) 現状・課題

国内市場が限られていること、開発のための財源として外貨が必要なこと、他国と平和的な関係を維持するための配慮から、「コ」国は、自由市場経済に代表される門戸開放政策をとっている。こうした開放性は、いくつかの国際協定や国際機関 (UEMOA⁵⁵、ECOWAS⁵⁶、UA⁵⁷、CEN SAD⁵⁸、WTO⁵⁹、UN⁶⁰)

⁵⁵加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの 8 カ国。

⁵⁶加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴの 15 カ国。

⁵⁷ アフリカ連合 (Union Africaine: UA)。加盟国は 53 カ国 (モロッコを除くすべてのアフリカの独立国家)。

への「コ」国の遵守によって具体化されている。加えて、「コ」国は、域内からの外国人に 25%以上の優遇措置を与えている。また、「コ」国はいくつもの地域組織や国家組織の地域拠点（CAMPC⁶¹、ARSTM⁶²、ENSEA⁶³、EFA⁶⁴、BRVM など）を受け入れてきており、こうした機関は程度の差はあるものの成功を収めている。さらに、2000 年には、地域統合とアフリカ協力省⁶⁵を設置することで、門戸開放政策を強化している。同省は、他のアフリカ諸国との関係の強化を目指している。

SATMACI⁶⁶や CNRA、BNETD⁶⁷、SNDI⁶⁸の専門知識の輸出、エネルギーなどの産品、ならびに外国貿易が「コ」国の港湾活動と結びついている内陸国の開放は、地域統合における重要な促進力である。モノとサービスの対外貿易に関する「コ」国の状況は表 3-52 の通りである⁶⁹。

表 3-52 対外貿易の状況（2007 年、単位：十億 CFAF）

	UEMOA	ECOWAS	その他の アフリカ 諸国	EU(25)	米国	その他 の OECD ⁷⁰ 諸国	中国	その他の開 発途上国(ア フリカ以外)	合計
輸出	255.2	506.5	186.4	2,778.8	972.3	76.6	97.3	855.8	5,473.7
輸入	23.9	1,644.3	180.4	2,167.7	122.6	278.9	206.6	1,131.4	5,731.9
貿易収支	231.3	-1,137.9	6.0	611.2	849.7	-202.3	-109.3	-275.5	-258.3

（出典：PRSP）

2007年の「コ」国の貿易収支は全体では赤字であったが、対EU、対米国に関しては黒字であった。同様に、輸入もその多くがEUからである。EU及び米国への輸出品の殆どが農業一次産品、鉱業産品、石油産品であった。域内への輸出品は、プラスチック製品、洗剤、化粧品、農業食品、食糧品、電力などであった。

しかしながら、いくつかの問題や脅威を目の前にして、「コ」国は、今日、自国だけでは効果的で持続的な解決策をもたらすことはできない。特に、HIV/AIDSやポリオなどといった病気に対する対策や国境での安全の強化、不正行為や密輸入に対する対策などがそうである。さらに、「コ」国経済の外的なショックを吸収する能力の低さのため、いくつかの戦略を受け入れざるを得ない。こうした状況下、「コ」国は、ECOWAS内での議論が続いているものの、EUとの貿易機会を生かすために経済連携協定（Economic Partnership Agreements: EPA）に署名した。

また、批准した国際協定の適用が不十分であることと、域内での市場の浸透のために、「コ」国は、

⁵⁸ サヘル・サハラ諸国共同体(Communauté des Etats Sahélo-Sahélien: CEN SAD)。

⁵⁹ 世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) 。

⁶⁰ 国際連合 (United Nations: UN)

⁶¹ 管理者マネジメント・再研修アフリカセンター (Centre Africain de Management et de Perfectionnement des Cadres: CAMPC)

⁶² 域内海洋技術研修所(Académie Régionale des Sciences et Techniques de la Mer : ARSTM)

⁶³ 国立高等統計・応用経済学校(Ecole Nationale Supérieure de Statistique et d' Economie Appliquée : ENSEA)

⁶⁴ 軍事学校 (Ecole des Forces Armées: EFA)

⁶⁵ 調査時点でのアフリカ統合省 (Ministère de l' Intégration Africaine) を指していると思われる。

⁶⁶ コートジボワール農業近代化・技術支援公社 (Société d' Assistance Technique et de Modernisation de l' Agriculture en Côte d' Ivoire : SATMACI)

⁶⁷ 技術研究・開発コンサルティング公社 (Bureau National d' Etudes Techniques et de Développement: BNETD)

⁶⁸ 情報開発公社(Société Nationale de Développement Informatique: SNDI)

⁶⁹ 最新のデータ、およびより詳細な情報については、第 2 章参照のこと。

⁷⁰ 経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development: OECD)

地域統合による利点を十分に引き出せていない。同様に、「コ」国経済の担い手による市場の征服のためのビジョンや戦略が不十分であることも地域統合の機会を制限する要因となっている。

以上の点から、同セクターの課題は以下のように整理される。

- ・ 域内でのビジョンや戦略の不明確さ
- ・ 域内にまたがる問題（病気、不正、安全）の存在
- ・ 国際協定の適用の不十分さ

（２）方針・ビジョン（政府による取組み）

「コ」国は、過去数年間、深刻な危機を経験してきており、このことが国を脆弱にし、また「コ」国の印象を汚している。ゆえに、「コ」国は、国際社会との協力関係を強め、国際機関における行動や立場を強化し、域内市場で得られる利益の構築に向けた取組みを続けていく必要がある。

国のイメージを再興し、国際社会と再び関係を結ぶために、政府は、信頼の再構築と危機からの復興のためのプログラムに関連する優先的行動の実施のための取組みを続けるであろう。さらに、紛争予防や紛争管理のための地域機構を活性化することで、域内での継続的な平和を構築する必要がある。また、近隣諸国や「コ」国への移民が多い国々との積極的な外交活動を続ける必要もある。

「コ」国はまた、国際会議や域内会議を開催する、あるいは他国で開催される会議に積極的に参加するように努めなければならない。さらに、「コ」国は、自国民の国際機関や地域機関への参加を推進するであろう。政府はまた、すべての主要な関係者を取り込んだ大臣間での交渉委員会を設置する必要がある。

その他、「コ」国は、エネルギーや道路などの地域インフラの開発において、地域の PRSP や PER⁷¹ の効果的な実施に向けてのコミットメントを示す必要がある。こうしたインフラの改修や開発は相互のコネクションを保証し、域内において「コ」国が機動力の役割を果たすことを可能にするために計画される。同じようなコミットメントが、持続可能な人間開発においても、統合的な政策を通じて、示されるべきで、特に、保健、教育、農業といった分野において示されるべきである。さらに、政府は、ECOWAS 機関の近代化のための取組みへの支援の継続と、国内にある地域機関（BRVM、ARSTM など）の機能の強化に努めている。

経済分野に関しては、域内市場が「コ」国企業にとっての 200 百万人の消費者を有している。「コ」国を貿易や投資にかかる地域のハブにするためには、政府は法的・規則的枠組みをビジネスに適したものに改善し、給与や投入コスト、生産要素の側面で競争力を高める必要がある。さらに、域内で「コ」国が比較優位を有する産品が推進されるであろう。EPA の枠組み内で開始されている交渉は、2007 年 12 月に暫定協定に調印しているが、地域全体に利益をもたらす、完全な合意が目指されるであろう。

さらに、「コ」国は、地域統合にかかる政策による利益をより享受するために、合意している協定を遵守しなければならない。同様に、政府は、これまでの協定が有していた制約の効果的な取り入れに積極的に働き掛けることで、連合の規定の適用における相互性を保証することを目指さなければならない。

⁷¹ Programme Economique Régional de l' UEMOA を指すと思われる。現行のプログラムは、2006 年から 2010 年を対象としており、重点分野は、運輸、エネルギー、ICT、人的資源、農業、産業、グッドガバナンスである。UEMOA の次のサイトに詳しい。<http://www.uemoa.int/PER/Default.htm>

らない。また、政府は移民を抑制するための効果的な政策の遂行も目指すであろう。

表 3-53 PRSP での優先的インターベンションのマトリックス（国際協力）

期待される成果	アウトプット	優先的インターベンション
「コ」国が、国際社会との協力を強化し、経済を再び活気づかせる。	国際レベルでの「コ」国のイメージが修復される。	外務省と海外の「コ」国代表機関の運営能力の強化 国際レベルでの「コ」国の戦略的位置づけの強化 近隣諸国との関係の強化
	地域社会の中で、「コ」国が先導的役割を果たす。	地域機関の近代化支援 統合や協力の協定や政策の策定と実施

（出典：PRSP）

3.2.7 セクター/テーマ別分析のまとめ

上記のセクター/テーマ別分析から、かつて「象牙の奇跡」と呼ばれる程の経済成長を遂げ、1980年代には貧困率が10%と低かった「コ」国においても、危機後の今日、多くの貧困国と同様の課題を抱えていることが分かる。他方、いくつかの点において、「コ」国特有の状況も確認される。以下では、PRSP から読み取れる「コ」国特有の状況や「コ」国の開発課題に取り組むにあたり、特に留意すべき点を簡単に列挙する。

- ・ 紛争後というコンテキストにおいて、まずは国民と国家との信頼関係を回復していくことが重要である。そのための措置を考慮しながら、貧困削減への取組みを実施する必要がある。
- ・ かつての経済発展を支えた外国投資を呼び戻すためには、国内の安全を確保し、「コ」国のイメージを取り戻し、さらにはビジネス環境・投資環境を再整備する必要がある。
- ・ 沿岸国である「コ」国は、周辺内陸国への/からの流通を考慮しながら、インフラを整備する必要がある。
- ・ 発電量は、数字上、「コ」国の需要を満たしており、余剰電力を周辺諸国に輸出している。また、電力の輸出による収入が貿易収入に貢献している。
- ・ 道路に関する情報が危機以後整備されていないが、危機による影響を受けた道路も多いと予想されるので、まずは情報を更新する必要がある。
- ・ EU や米国への輸出品は、農業一次産品や鉱業産品が中心であるが、域内へはプラスチック製品や、洗剤、化粧品などの工業産品を輸出している。
- ・ 伝統的な輸出品であるカカオ・コーヒーに加え、石油・鉱業品など潜在力のある輸出品を有している。
- ・ 農業が GDP に占める割合（23%）は、周辺アフリカ諸国に比べると低いが、「コ」国政府はこの比率をさらに下げることを目指している。一方で、コメの生産は需要を満たしておらず、生産量の増大を目指している。
- ・ 農業セクターの貧困率は増加傾向にあるものの、従事する作物種によって貧困率にばらつきがあり、パーム油やゴム生産に従事する人々の間では比較的貧困率が低い。

- ・ 西アフリカはイスラム教⁷²の影響が強い地域であるが、「コ」国では養豚業も展開されている。
- ・ 社会サービスに関して、国土全域で均一のサービスを提供するためには、まずは、CNWゾーンでの行政機能の回復が不可欠である。
- ・ 恒常的な平和のためには、土地や移民に関する法・制度整備が必要である。

3.3 PRSPの実効性

PRSPでは、「コ」国の貧困削減につながる幅広いセクター/テーマでの戦略が述べられているが、これらの優先順位がPRSP別添の優先的インターベンションのマトリックスにおいても明確に示されていない。この点は、IDA/IMF（2009）でも指摘されている。貧困削減に向けた成果を効率的に発揮するためには、どのセクターのどの行動を優先的に実施すべきか、資金源を考慮にいれながら、明確にしていく必要がある。

また、PRSP実施にかかる資金は、総額17,645.037十億FCFAで、その主な資金源は、自国資金、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Country: HIPC）イニシアティブによる資金、およびその他の外部資金（EUやUN）とされている。しかしながら、PRSP策定時（2009年1月）では、12,000十億FCFAの資金ギャップがあり、これらのギャップについては、2009年6月のラウンドテーブルにおいて、開発パートナーに支援を求める予定であった。しかし、同ラウンドテーブルは本調査時点（2010年3月）までに、実施されている様子はなく、また、多くのドナーが援助再開の条件として大統領選挙の民主的な実施を挙げていることを鑑みると、これらの資金ギャップをどう埋めるのか、依然として不明である。

さらに、PRSPでは、貧困削減戦略（Poverty Reduction Strategy: PRS）の実施を成功させる条件として以下の6点を指摘している。

- （1）恒久的な平和が国に戻り、中央・地方の国の機関が正常に機能すること。
- （2）大きな問題なく選挙が実施され、選挙結果に対して異論がないこと。
- （3）国の権力が全土で修復されること。
- （4）全土において、またすべての人に対して安全が保障されること。
- （5）経済の転換と多様化が実現されること。
- （6）透明で包括的なガバナンスに関する新しい政策が成功裡に実施されること。

大統領選の実施に関しては、本調査時点（2010年3月）では、野党側は、4月末から5月初めにかけての第一回目の投票の実施を要求しているが、ソロ首相は6月に実施すると発表している。また、国際社会では、秋頃ではないかとの見方もあり、大統領選までのロードマップが依然として不透明である。選挙人名簿が未だ確定していないこと、度重なる大統領選の延期を鑑みると、実際に大統領選が実施されるかどうか、まだまだ不安要因も多く、（1）、（2）が満たされる可能性をポジティブに考えることは難しい。また、こうした政治状況が、PRSPで示されているモニタリング体制にも影

⁷² 「コ」国の宗教別人口構成は次の通り。イスラム教：38.6%、キリスト教：32.8%、土着の宗教：11.9%、無宗教：16.7%（2008年）他国からの移民に関しては、70%がイスラム教徒、20%がキリスト教徒とされている。（出典）CIA World Factbook, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/iv.html>

響を与え、その効力を弱める可能性も否定できない。

こうした点を勘案すると、「コ」国の PRSP の実効性については、疑問視せざるを得ず、また、大統領選が実施され政治情勢が安定しない限りは、実効性が急速に高まる可能性も低いであろう。

他方、PRSP 発表後のドナーの援助指針は、PRSP に沿ったものとなっており、ドナーの側の PRSP への関心度は高い。次章では、「コ」国におけるドナーの動向について、論じる。

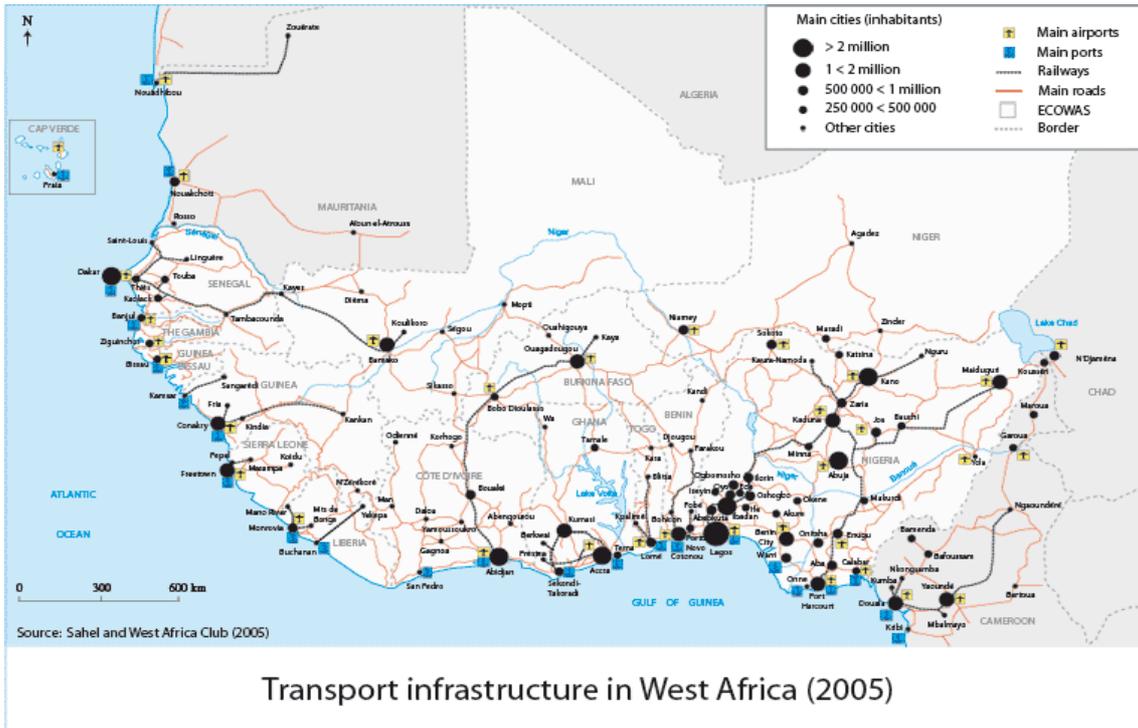


図 3-4 西アフリカの運輸インフラ

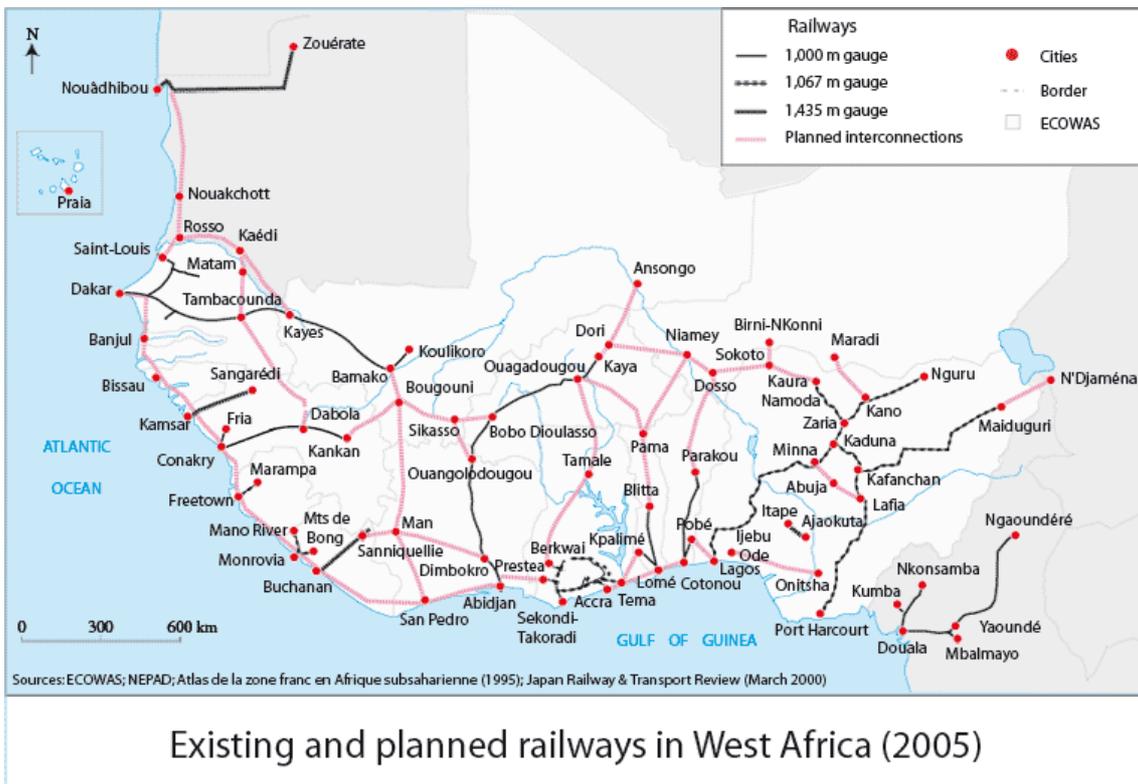


図 3-5 西アフリカの鉄道網

出典：Atlas on Regional Integration

(<http://www.atlas-ouestafrique.org/spip.php?rubrique5>)



(出所：JICA (2003) 「象牙海岸共和国第二次小学校建設計画事業化調査報告書」)

図 3-5 コートジボワール教育システム図

第 4 章

第4章 ドナーの動向

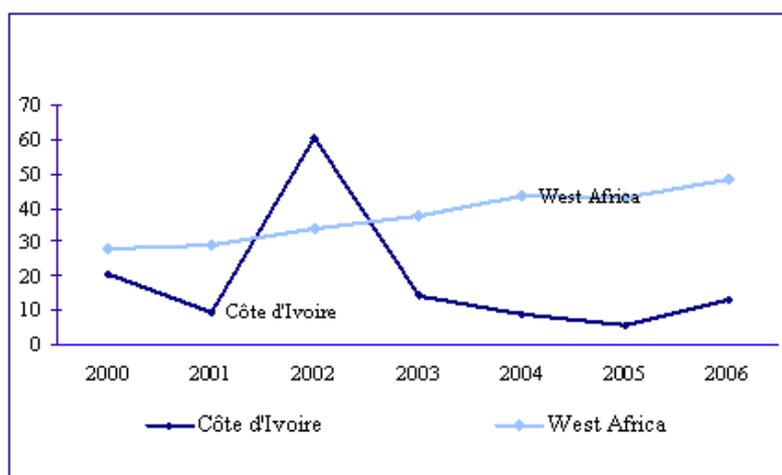
コートジボワールの政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）受入額は、2002年の危機以後、減少傾向にあったが、表4-1の通り、2008年には上昇を示している。また、図4-1は、一人あたりのODA額を、他の西アフリカ諸国との比較で示したものであるが、2002年の紛争直後には上昇したものの、その後2005年までは減少し続けている。2006年以降は、社会状況の安定とともに、ODA額も回復しつつあることが分かる。

表4-1 対コートジボワール ODA 総額の推移

（支出額ベース、単位：current US \$ millions）

年	2006年	2007年	2008年
総額	336.3	295.3	799.5
二国間（DAC加盟国）	236.1	184.9	235.3
多国間	100.2	110.4	564.2

（出典）OECD/Creditor Reporting System(CRS)



（単位：US \$）

（出典）AfDB(2008)

図4-1 一人あたりのODA額

2006年から2008年の主要2国間ドナーは、フランス・米国・ドイツ・ベルギー・日本・スウェーデン(表4-2)で、主要多国間ドナーは、EU、世銀、国連開発計画(United Nations Development Program : UNDP) など表4-3に示す通りである。また、これらの支援のセクター別¹の内訳(2008年)は、図4-2の通りで、社会インフラサービス²への支援が多いことが分かる。多国間ドナーに関しては、Global Fund(世界基金) やGAVIなど、限定された目的のために資金を供出するアライアンスがトップ5に入っている点が興味深い。

¹ ここでのセクターの区分はOECDによる区分に従う。

² ここでの社会インフラサービスには、教育・保健・人口・水供給・政府/市民社会(紛争・平和)などの分野が含まれる。

表 4-2 対コートジボワール経済協力主要ドナー：二国間ドナー（OECD 加盟国）

（支出額ベース、単位：current US \$ millions）

	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位	
2006 年	フランス	139.1	米国	30.9	日本	16.6	ドイツ	13.1	スウェーデン	7.6
2007 年	フランス	82	米国	37	ドイツ	20.5	ベルギー	6.6	日本	6.5
2008 年	米国	88.8	フランス	68.9	ドイツ	25.6	日本	19.5	スウェーデン	5.6

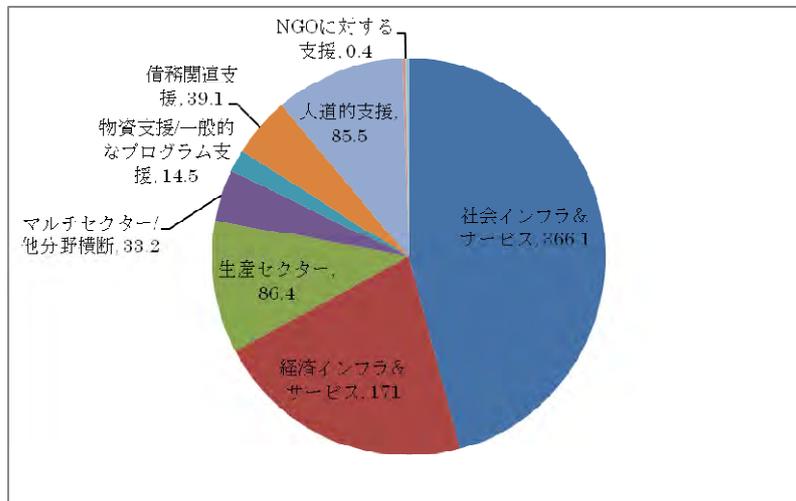
（出典） OECD/CRS

表 4-3 対コートジボワール経済協力主要ドナー：多国間ドナー

（支出額ベース、単位：current US \$ millions）

	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位	
2006 年	EC	79.2	UNICEF	6.4	Global Fund	6	UNDP	4.4	UNFPA	2.3
2007 年	EC	70.2	Global Found	16.6	UNICEF	9.7	UNDP	4.5	GAVI	4.2
2008 年	IDA	352	EC	145.5	AfDB	16	Global Found	13.9	GAVI	10

（出典） OECD/CRS



（支出額ベース、単位：current US \$ millions）

（出典） OECD/CRS のデータをもとに作成

図 4-2 セクター別の内訳 (2008 年)

4.1 主要ドナーの動向

以下では、2006 年から 2008 年の主要ドナーの援助指針や実施プロジェクトを紹介する。但し、2006 年と 2008 年に二国間での援助額が第 5 位であったスウェーデンに関しては、同国の援助方針の中で、今後段階的に二国間援助を取りやめる国として、「コ」国を位置付けていることから、本稿では対象外とすることとした。また、日本についても、本調査の対象外であるところ、記載しない。以下の記載は、基本的にはインターネットから入手できる情報を取り纏めたものである。事実関係の確認のためには、各ドナーへのヒアリングなどを通じた、更なら調査が必要である。

4.1.1 二国間ドナー

1) フランス³

フランスの援助実施機関であるフランス開発庁 (Agence Française de Développement : AFD) は、1960年の「コ」国独立以後、継続的に「コ」国に対する支援を実施してきた。しかし、2002年9月の危機以後、アビジャン事務所は、業務を縮小していたが、「コ」国の状況が比較的安定してきたことを受け、2008年の夏には、その機能を回復させている。他方、借款に関しては、「コ」国の債務返済停止を理由に、2002年12月以降、新規借款を停止しており、その再開は、今後の返済状況を窺いながら決定することとなる⁴。ゆえに、AFDによる支援は一義的には、ノンソブリン向け融資が中心となっている⁵。

フランス経済協力開発振興公社 (Promotion et Participation pour la Coopération économique : PROPARGO) は2007年に「コ」国での業務を再開し、特にガス・アグロインダストリー・サービス分野での融資を行っている。また、複数の企業において、経営参加しており、例えば、パリ国立銀行系列のコートジボワール国際商工業銀行 (Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de Côte d'Ivoire: BICICI) の資本の7.7%、アビジャン空港運営会社 (Aéroport International d'Abidjan: AERIA) の資本の1.42%を保有している。

AFDのホームページでは、「コ」国におけるAFDの優先課題は、国の経済再建のための「経済成長支援」、「雇用の創出」とされている。他方、2010年2月のJICA「コ」国担当企画調査員による現地AFD事務所へのヒアリングでは、優先分野は「民間セクター開発」、「インフラ開発」、「技術・職業訓練」であるとの回答が得られた。これらの分野は、前述の経済成長や雇用の創出を促進する具体的手段として考えられる。また、ヒアリングを通じて、AFDの次のような見解が確認された：①インフラ開発は非常に大きなニーズがあり、投資を行う価値が高い、②農業分野も非常に重要であり、綿花やカシューナッツ生産の支援を検討しているが、カカオについては、政治的リスクがあり容易でない、③教育分野はEUが2,000万ユーロを投入しており、AFDも連携を検討している、④保健分野については、保健省の機能の弱さが懸念される、⑤環境分野も課題が多く、またラグーン地域の衛生問題や水道・電気などもニーズが高い。

大使館経由の支援としては、開発のための社会基金 (Fonds Social de Développement : FSD) による支援がある。同スキームでのプロジェクトは、小規模ながら短期間で実施されるため、成果が見えやすく、現段階では、「コ」国におけるフランスの主要な開発支援スキームとなっている⁶。

また、フランスの優先連帯基金 (Fonds de Solidarité Prioritaire: FSP) による「若者の社会・職業参加支援 (《l'Appui à l'insertion sociale et professionnelle des jeunes》)」が2006年に「コ」国政府との間で署名され、若者の社会・職業参加のために必要な具体的行動を特定し、それらが政府の政策に反映させることを目的に、3年間の計画で実施されている。同プロジェクトへの

³ 本節は、特記しない限りは、AFDのHP (http://www.afd.fr/jahia/Jahia/site/afd/lang/fr/Cote_d_ivoire) から得られる情報に基づいて記載した。

⁴ AfDB (2007) によると、対仏債務は2006年末時点で620十億FCFAを越えているとされている。

⁵ AFDのHPにあるプロジェクトリストからは、「コ」国で実施中のプロジェクトは確認されなかった。

⁶ 在「コ」国フランス大使館HPの次のサイトに詳しい。 (<http://www.ambafrance-ci.org/spip.php?article367>)

FSP からの投入額は 7.5 百万ユーロである⁷。

その他、地方自治体同士での支援スキームもあり、フランスの地方自治体と「コ」国の地方自治体との間で、保健やマイクロクレジット、農村開発などのいくつかの分野で支援が実施されている⁸。

2) 米国⁹

米国の二国間援助機関である米国国際開発庁 (United States Agency for International Development : USAID) は、「コ」国には事務所を置かず、ガーナ・アクラにある西アフリカ地域事務所が「コ」国での支援を管轄している¹⁰。対西アフリカ地域の優先分野は、①競争力の高い市場経済、②HIV/AIDS を含む保健、③貿易と食糧安全保障のための農業、および④紛争予防と平和構築メカニズム、の 4 分野である。他方、「コ」国に関しては、危機以後、人道的支援以外の援助は中止している。人道的支援として、USAID は、2003 年以降、米国海外災害援助事務所 (Office of US Foreign Disaster Assistance: OFDA) との共同で、5 百万ドル規模の支援を実施してきた。2005 年度には、約 2 百万ドルが投入しており、非政府組織 (Nongovernmental Organization : NGO) や国連機関との連携で、「水と衛生」、「保健」、「食糧安全保障」、「国内避難民」の分野で複数のプロジェクトを実施した。

また、「コ」国は、大統領緊急エイズ救済計画 (President Emergency Plan for AIDS Relief : PEPFAR) の対象国の 1 つで、エイズの予防・治療・ケアの分野で、2004 年以降、継続的な支援を受けてきた。同プログラムは 2004 年から 2009 年の 5 年間でフェーズ 1 としており、「コ」国での予算は、2004 年度が 24 百万ドル、2005 年度が 44 百万ドル、2006 年度が 46 百万ドル、2007 年度が 84 百万ドル、2008 年度が 120.5 百万ドルであった。2010 年から 2014 年を対象とするフェーズ 2 では、対「コ」国予算として、最大 1.15 億ドル/年×5 年間で計上されている。フェーズ 2 は予防啓発にも焦点が置かれる予定である。PEPFAR は、現時点における「コ」国での米国による最大の支援スキームとなっており、米国大使館内には同プログラムの担当者が一名配置されている¹¹。

その他、経済支援基金 (Economic Support Fund : ESF) による民主化支援も小規模ながら実施している。他方、「コ」国は 2005 年に、アフリカ通商優遇政策 (African Growth and opportunity Act : AGOA) の対象国から外されている。

3) ドイツ¹²

ドイツは 1975 年以降、「コ」国での開発援助を実施しており、実施機関であるドイツ技術協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit : GTZ) が自然資源・農業開発・児童労

⁷ Le Gouvernement de la République de Côte d'ivoire et le Gouvernement de la République française (2006)

⁸ フランス外務省の外交に関する HP の以下のサイトに詳しい。

(<http://cncd.diplomatie.gouv.fr/frontoffice/bdd-pays.asp?action=getPays&id=31>)

⁹ 本節は、特記しない限りは、米国国務省の HP (<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2846.htm>) および USAID の HP (<http://www.usaid.gov/locations/sub-saharan-africa/countries/warp/index.html>) から得られる情報に基づいて記載した。

¹⁰ 西アフリカ地域事務所の対象国は、ベナン、ブルキナ・ファソ、カーボ・ベルデ、チャド、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、トーゴの 21 カ国。

¹¹ JICA「コ」国担当企画調査員による PEPFAR 担当者へのヒアリング情報 (2010 年 3 月) および同ヒアリングでの入手資料 (“PEPFAR in Côte d'Ivoire”) に基づく。

¹² 本節は、特記しない限りは、GTZ の HP (<http://www.gtz.de/en/weltweit/afrika/580.htm>) から得られる情報に基づいて記載した。

働・危機回避などの分野で、プロジェクトを実施してきた。2002年の紛争勃発後も、GTZはアビジャンに事務所を構えており、前述の分野を危機状況に適応させた形でプロジェクトを継続して実施している。本調査時点でのGTZの援助優先分野は以下の通りである。その他、HIV/AIDSに対しても、分野横断的に取り組んでいく予定である。

- ・ 東部州における農村森林管理と自然保護
- ・ 南西部の危機回避と平和構築
- ・ 児童売買と児童労働に対する戦い

表4-4では、2009年に実施中であったプロジェクトを示すが¹³、これらの案件は他ドナーとの共同出資であるGTZ-IS (International Service) によるもので、ドイツ単独での二国間協力ではない点に留意ありたい。5については、2010年から2011年の2年間でさらに200万ユーロの支援が想定されているが、新規案件の実施については、大統領選挙後に、新政権との対話をもって、検討される予定である¹⁴。

表 4-4 GTZ によるプロジェクト (2008 年)

	プロジェクト名	プロジェクト概要	期間	金額 (・)
1	劣悪な児童労働対策プロジェクト (Projet Lutte contre la traite et les pires formes de travail des enfants (LTTE))	児童売買や児童労働の悪影響を受けている子どもたちや若者の生活や開発機会を改善することが目的である。政府や市民社会、民間セクターとの間のネットワークの促進、子どもの権利に関する関係者への啓蒙、影響を受けた子どもたちへの心理的ケアや教育・社会統合への支援を行っている。	2005.4-2009.12	290万
2	タイ国立公園プロジェクト (Projet Parc National de Tai)	タイ国立公園に害を及ぼすことなく、周辺住民の開発機会を改善することが目的である。KfWと共同で出資しており、支援内容は、監視・エコシステムのデータ収集・エコツーリズムの促進・周辺地域の経済開発・インフラの整備など、幅広い。	2006.10-2009.12 ¹⁵	270万
3	南西部開発および平和プロジェクト ¹⁶ (Projet Paix et Développement au Sud-Ouest de la Côte d'Ivoire)	南西部においてしばしば生じる紛争の平和的な解決を目的としている。紛争の主たる要因を担保・土地資源へのアクセスの不足、雇用や収入の不足、協議のための機関の不在、地元レベルでの様々な開発関連機関の弱さとし、こうした問題を解決するためのプロジェクトを中カバリー州と低サッサンドラ州で実施している。	2006.11-2010.1	625万
4	農村部における経済開発プログラム (Programme Développement Economique en Milieu Rural)	北部および南西部の農業および農業外収入を向上させ、貧困者の割合を減少させることを目的とする。地元レベルでの経済サイクルの促進と州レベルでの経済開発のための環境整備の促進といったコンポーネントからなり、生産者組合や女性グループなどによる小規模なプロジェクトに対する支援も行っている。	2007.2-2011.8	700万

¹³ 保健や教育分野でのプロジェクトは2007年に終了している。その他、昨今実施したプロジェクトとして、「元戦闘員の武装解除・動員解除および再統合支援 (Support for the Disarming, Demobilisation and Reintegration of Ex-Combatants):2005-2006年」や「アビジャン-ラゴス回廊におけるHIV/AIDS予防 (HIV/AIDS Prevention on the Transport Corridor Abidjan-Laos):2004-2006年」などがある。また、HP上では、「警察の効率性強化プロジェクト (Strengthening the efficiency of the police in Côte d'Ivoire):2008-2010年」も掲載されているが、現地事務所へのヒアリングでは確認されていない。

¹⁴ JICA「コ」国担当企画調査員によるGTZ現地事務所へのヒアリング情報(2010年2月)。

¹⁵ 「タイ国立公園管理プロジェクト」は、1995年以降、ドイツが継続的に支援を実施している。

¹⁶ GTZのHP上では、同名のプロジェクトは確認されなかったが、HP上で英語名を「Crisis Prevention and peace keeping in the south-west of Côte d'Ivoire (南西部における危機回避と平和構築)」とするプロジェクトと同じものを指していると思われる。

5	司法制度改革プロジェクト(Projet Réforme du Système Judiciaire)	法制度の機能の強化を目的に、司法に関連する人々の能力強化、司法へのアクセスの改善、改革イニシアティブへの支援などを行っている。リベリアとシエラレオネでも同様のプロジェクトを実施している。	2008.3-2009.8	150万
---	--	---	---------------	------

(出典) JICA「コ」国担当企画調査員からの情報およびGTZのHPをもとに作成

4) ベルギー¹⁷

ベルギーの対「コ」国援助政策等は入手できなかったが、2005年以降の対「コ」国の援助実績から、「保健」、「政府・市民社会」、「農業・林業・漁業」などを重点分野としてきたことが窺える。2008年には、「農業・林業・漁業」分野での支援が大きく減少したが、一方で「コミュニケーション」や「インフォーマルな金融セクター・マイクロクレジット」分野での新たな投入が行われていることが興味深い。2005年から2009年までの援助額の推移とセクター別の内訳は表4-5の通りである。

表4-5 ベルギーの対「コ」国援助額の推移とセクター別の内訳

(単位：EURO)

	2005年	2006年	2007年	2008年
総額	3,682,008	3,862,073	4,966,142	3,471,091
(内訳)				
教育	265,579	411,390	543,410	97,007
保健	911,523	879,991	1,497,687	1,228,840
リプロダクティブヘルス	209,919	209,575	190,833	88,356
水と衛生	12,458	-	-	65,025
政府・市民社会	299,049	562,169	636,928	423,301
社会サービス	425,806	219,991	228,128	57,513
コミュニケーション	-	-	-	730,068
インフォーマルな金融機関・マイクロクレジット	-	-	-	93,668
農業・林業・漁業	630,078	416,010	547,869	117,603
産業・貿易・観光	-	284,958	238,591	288,129
多セクター	-	-	-	1,681
人道的支援	871,933	828,750	1,045,000	250,000
債務帳消し	53,898	45,487	37,697	29,906
NGO(分野を定めないもの)	1,765	3,752	-	-

(出典) ベルギー国際協力局HP

上記のような援助実績があるものの、ベルギーは、2002/2003年に援助重点国を24カ国から18カ国に減らしており、その際に、「コ」国は援助重点国から外されている。ベルギーの開発援助機関であるベルギー技術協力機構(Belgian Technical Cooperation:BTC)も、2008年には、アビジャン事務所を閉鎖している。このような点から、今後、ベルギーが対「コ」国援助において主要な位置を占めるとは考えにくい。

以上の通り、二国間協力に関しては、いずれのドナーも、危機以後、援助の規模を縮小している。

¹⁷本節は、特記しない限りは、ベルギー国際協力局のHP (<http://www.dgos.be/fr/index.html>) から得られる情報に基づいて記載した。

本調査時点においても、二国間ドナーは選挙の行方を見守っている状態で積極的な協力を実施しているとは言い難い。

4.1.2 多国間ドナー

1) 世界銀行/国際開発協会(International Development Association: IDA)¹⁸

世銀は、2010年から2013年の4年間を対象とした、PRSPの実施を支援するための、国別パートナーシップ戦略(“Country Partnership Strategy (CPS)”)を現在策定中である。CPSの目的は、生活の質の改善、経済活動の促進、紛争リスクの軽減のための、短期的で目に見える成果を促進することである。また、持続的な平和と成長の達成やMDGs達成に向けた進展のための長期的な改革も支援する。こうした目的を達成するために、CPSでは、①ガバナンスと制度の強化、②農業パフォーマンスの改善、③民間セクターの強化、④インフラと基礎的サービスの更新、を4つの柱としている。さらに、分野横断的なテーマとして、雇用の創出を挙げている。

現在実施中のプロジェクトは、2008年から2009年を対象とした暫定的戦略(“Interim Strategy Note (ISN)”)に基づいている。同文書では、①状況の安定化と主要な紛争要因に対処するための政府支援、②コミュニティの回復と基礎的社会サービスの提供を通じた、戦争による影響を受けた人々への支援、③経済ガバナンスの改革と制度構築に焦点を合わせた、経済再生・改革支援、を3つの戦略的分野としている。2008年1月には、308百万米ドルの開発政策グラントも承認され、うち、273百万米ドルは、IDAによる滞納金への支払いに充てられた。

IDA債務のクリアランス以前には、脆弱な国家に対するトラストファンドによるいくつかの小規模なグラントが、少年兵の再統合、新勢力支配地域でのコミュニティの回復、危険な状態にある若者の雇用などの分野で承認された。また、2007年には紛争後支援プロジェクトに対して、120百万米ドルのグラントを拠出している。債務クリアランス後は、緊急都市インフラ、HIV/AIDS、経済ガバナンス支援の分野で、127百万米ドルのグラントを承認している。さらに、危機と債務未返済を理由に、2004年に一旦中断されていた、教育、運輸、農村開発分野でのプロジェクトに対する104百万米ドルのポートフォリオが、ワガドゥグ合意を受け、再開されている¹⁹。2009年度には経済ガバナンス改革のための財政支援として150百万米ドルのグラントを拠出した。また、緊急電力回復プロジェクトに対する50百万米ドルのIDAグラントも承認された。調査時点で実施中の国際復興開発銀行(International Bank for Reconstruction and Development: IBRD) /IDAによるプロジェクトは表4-6の通りである。

¹⁸ 本節は、特記しない限りは、世銀のHP (<http://www.worldbank.org/>) から得られる情報に基づいて記載した。

¹⁹ 表4-6の1から5のプロジェクトを指す。金額の不一致は、計上の方法に所以すると思われる。

表 4-6 IBRD/IDA によるプロジェクト

	プロジェクト名	プロジェクト概要	主要セクター ²⁰	承認時期	約束額 (百万 米ドル) ²¹
1	農村部の土地管理とコミュニティインフラ開発プロジェクト (Rural Land Management and Community Infrastructure Development Project)	農村住民の生活環境の改善を目的に実施される。具体的には、(1) 200 万ヘクタール以上の農村地の土地保有の安全性の促進、(2) 地方の計画・意思決定・統治・管理能力の強化、(3) 持続可能な自然資源管理・持続可能な農業・政府とコミュニティとの連携で行われるインフラ開発への小規模な投資支援を目指す。	行政・法・司法、保健・社会サービス、農業・漁業・林業	1997.5	41
2	教育および訓練支援 (Education & Training Support)	「コ」国の国家教育・訓練開発計画でのセクター別戦略にそって支援するもので、教育セクターの効率性と学校の有効性の改善、ならびに初等教育サービスへのアクセスの向上を目指す。(1) カリキュラムの改訂、教員の研修、教科書の提供、パイロットスクールのレベルアップなどを通じた、初等・中等レベルでの教育の改善、(2) 公立学校の建設や維持管理、市町村による監督・管理への支援を通じた、教育が十分に提供されていない地域での学校へのアクセスの拡大、(3) 教育・基礎訓練省の制度能力の開発、(4) 戦略的なセクター計画やセクター内での調整の強化、の4つのコンポーネントから成る。	教育、行政・法・司法	1998.5	53.3
3	運輸セクター調整投資クレジットプロジェクト (Transport Sector Adjustment Investment Credit Project)	道路を再建設し、アクセスを改善すること、ならびに国土全体の道路インフラ資産を保護することを目的とする。「道路の建設・改修・維持」と「道路交通」の二つのコンポーネントから成り、前者には橋の建設も含まれる。また、後者は、道路安全にかかる研修センターの改修や交通事故に関するデータベースの構築、OSER の能力構築などが含まれる。	行政・法・司法、運輸	1998.6	180
4	運輸セクター調整 (Transport SEC. ADJ)	上記3参照	行政・法・司法、運輸	1998.12	25.6
5	運輸セクター調整・補足 (Transport Sector ADJ. Supplemental)	上記3参照	行政・法・司法、運輸	2000.3	21.2
6	緊急紛争後支援プロジェクト (Emergency Post-Conflict Assistance Project)	紛争の影響を受けたコミュニティや個人の経済統合への機会の改善と社会サービスへのアクセスの改善を目指す。復興プログラムの一部で、「経済的再統合」、「身元証明」、「コミュニティの回復」、「プロジェクト管理と制度構築」の4つの要素から成る。	保健・社会サービス、行政・法・司法、教育	2007.7	120
7	緊急都市インフラ (RCI-Emergency Urban Infrastructure (FY08))	紛争による影響に対処することと都市住民への基礎的サービスとインフラの緊急的供給を通じた復興プロセスへの支援を目的とする。都市水供給、都市衛生(下水)、ゴミ処理、都市道路の改修などの活動が含まれる。対象地域はアビジャンとブアケである。	水・衛生・食糧安全保障、運輸、行政・法・司法	2008.6	94

²⁰ 世銀のよる区分に従う。

²¹ ここではプロジェクト検索リスト上に記載されている約束額を記したが、プロジェクトドキュメント上の承認額とは異なる場合もある。

8	多セクターにまたがる緊急HIV/AIDSプロジェクト (Emergency Multi-Sector HIV/AIDS Project)	国内に蔓延するHIV/AIDSに迅速かつ効率的に対応するための支援で、脆弱な人々やリスクに晒されている人々の予防サービスへのアクセスの強化とHIV/AIDSに感染している人々の治療やケアへのアクセスと利用の改善を目的とする。「社会的動員とHIV予防サービス」、「公共部門の介入」、「能力構築」、「調整・管理・モニタリング・評価」の4つのコンポーネントから成る。	保健・社会サービス、行政・法・司法、水・衛生・洪水予防	2008.6	20
9	ガバナンスおよび制度開発 (Governance and Institutional Dev.)	公共資源の利用の効率性と透明性の強化、環境的・社会的に持続可能な方法でのハイδροカーボン資源の開発管理、ならびにカカオセクターのガバナンスと効率性の強化を目的とする。「公共財政管理」、「石油セクターの上流部の管理」、「コーヒー・カカオセクターの制度・規制枠組み」、「プロジェクト管理とコミュニケーション」の4つのコンポーネントから成る。	行政・法・司法	2008.6	13
10	緊急電力回復プロジェクト (Urgent Electricity Rehabilitation Project)	電力供給の利用可能性、信頼性、効率性、財政的実行可能性の向上を目的とする。「配電網の修復と拡張」、「送電網への将来的な投資の為に準備活動」、ならびに「プロジェクトの監視・制度支援」の3つのコンポーネントから構成される	エネルギー・鉱業、行政・法・司法	2009.6	50
11	「コ」国中小企業再活性化およびガバナンスプロジェクト (Côte d'Ivoire-SME Revitalization and Governance Project)	中小企業のパフォーマンスの改善とそれに影響を与える投資環境の改善を目的とする。「中小企業への直接支援」、「投資環境およびガバナンスの改革」、ならびに「制度支援およびプロジェクトの実施」の3つのコンポーネントから成る。	財政、行政・法・司法、	2009.10	15

(出典) 世銀のHPをもとに作成

「コ」国は、1973年度にIDA加盟国から卒業したが、その後、1992年度に融資受入れを再開している。

2) EU²²

EUは、2008年以降、第10次欧州開発基金によるプログラムを実施中である。対「コ」国支援に関しても、2008年から2013年を対象とした国別戦略文書(《Document de stratégie pays et programme indicatif national pour la période 2008-2013》)を策定しており、同文書では、①平和とグッドガバナンスの強化、および②社会的一体性と修復、を支援集中分野としている。それぞれの分野のプログラムの概要は、表4-7、表4-8の通りである。①に関しては、「プロジェクト1:平和の強化」(20百万ユーロ)、「プロジェクト2:地方分権化」(15百万ユーロ)、「プロジェクト3:司法および安全セクターの改革」(15百万ユーロ)、「プロジェクト4:公共財政とビジネス環境の改革」(5百万ユーロ)が計画されており、また、②に関しては、「プロジェクト1:社会・経済的統合と社会的一体性」(25百万ユーロ)、「プロジェクト2:社会インフラの修復」(30百万ユーロ)、「プロジェクト3:経済インフラの修復」(70百万ユーロ)が計画されている。また、集中分野以外では、「農業セクターの競争力改善支援」(8百万ユーロ)、「地域統合とEPA支援」(18.5百万ユーロ)、「技術協力支援」(7百万ユーロ)が計上されている。その他、緊急支援用として、36.7

²² 本節は、EU/République de Côte d'Ivoire (2008)に基づいて記載した。

百万ユーロが確保されている。²³

表 4-7 集中分野 1：平和とグッドガバナンスの強化

長期目標	平和を強化し、政治的・経済的グッドガバナンスを促進する。
具体的目標	1. 平和を強化する。 2. 国の権力機関、法の下での国家、民主主義、人権を強化する。 3. 経済環境と財政・自然資源の管理を改善する。
成果	1.1 危機からの脱出プロセスが強化される。 2.1 行政の地方分権化が徹底される。 2.2 司法と国の安全機能が強化される。 3.1 資源と公共財政の管理が健全で、透明性が確保され、かつ制御される。 3.2 ビジネス環境が改善される。

(出典) EU/ République de Côte d'ivoire (2008)

表 4-8 集中分野 2：社会的一体性と修復

長期目標	社会的一体性の強化と貧困削減
具体的目標	1. 社会的一体性を強化する。 2. 衛生設備および道路を修復する。
成果	1.1 社会・経済的統合と社会的一体性が強化される。 2.1 社会インフラが強化される。 2.2 経済インフラが修復される。

(出典) EU/ République de Côte d'ivoire (2008)

3) 国際連合児童基金(United Nations Children's Fund: UNICEF)²⁴

UNICEF は 2009 年から 2013 年を対象とした国別プログラム（“UNICEF Cote d'ivoire 2009-2013”）を策定している。同プログラムに対する予算は 141 百万米ドルで、うち 31 百万ドル（22%）が通常資金から拠出される。UNICEF はこれまで一部の地域に集中して支援を実施してきたが、2009 年から 2013 年の期間では、対象を国土全域に広げ、特に保健と教育を重視しながら、MDGs 達成に向けた進展を促進させることを目指している。具体的には、以下の 5 分野で、危機と紛争から脱出し、平和と開発に向かうことを支援する。

²³ 「コ」国は、第 1 次から第 9 次欧州基金までで、総額 1,719.7 百万ユーロを享受している。農業と農村開発は継続的な優先セクターである。それに加えて、それぞれの年次での支援の軸がある。第 9 次欧州開発基金での集中分野は、持続的な農村開発とグッドガバナンスであった。

²⁴本節は、UNICEF(????) および UNICEF の HP (<http://www.unicef.org/infobycountry/cotedivoire.html>) から得られる情報に基づいて記載した。

1. 子どもの生存：
 - (a) 母親や新生児、子どもに対する統合的で継続的なケア、(b) 栄養失調の管理、緊急産科ケア、母子感染予防、小児科ケア、(c) 水、衛生、公衆衛生
2. HIV/AIDS と若者：
 - (a) 孤児やその他の脆弱な子どもたちへの支援、(b) 最も脆弱な若者や青年の間での HIV/AIDS 予防、(c) HIV/AIDS に対するアドボカシーと資源の動員
3. 基礎教育とジェンダー平等：
 - (a) フォーマル教育、(b) ノンフォーマル教育と代替教育機会、(c) 早期幼児開発 (Early Childhood Development: ECD) と学校準備
4. 子どもの保護：
 - (a) 特別な保護が必要な子どもたちへの支援、(b) 子どもに対する法的・制度的保護、(c) ジェンダーに基づく暴力や有害な慣行に対する戦い
5. 分野横断的な社会政策、モニタリング、評価：
 - (a) 社会的政策、(b) 計画、(c) 評価・モニタリング

UNICEF は現在、アビジャンに事務所を構えており、加えてマンとブアケにも支所を有する。

4) UNDP²⁵

UNDP は 2009 年から 2013 年を対象とした国別プログラム（《 Document de programme de pays pour la Côte d'Ivoire (2009-2013) 》）を 2008 年に策定している。同文書の中では、「MDGs の達成を目的とした貧困削減」と「ガバナンス」を集中支援分野としている。それぞれの分野における支援の軸は以下の通りである。

- A. MDGs の達成を目的とした貧困削減：
 1. ジェンダー平等を含む貧困者に向けた政策の策定と実施支援
 2. HIV/AIDS の蔓延に対する国の対応への支援
 3. 環境の保護と持続的な管理の強化
- B. ガバナンス：
 1. 民主的なガバナンス、地方のガバナンス、市民参加の強化
 2. 中央および地方の制度・組織能力の強化
 3. 民間セクターの促進
 4. 平和の強化と危機予防への支援

さらに、同文書をもとに行動計画（《 Plan d'action du programme de pays 2009-2013 entre le Gouvernement de Côte d'Ivoire et le Programme des Nations Unies pour le Développement 》）が策定されており、その中では、上記 2 つの集中支援分野に加えて「危機の予防と復興」が優先分野に加えられている。それぞれの分野における期待される成果と資金源は以下表 4-9 の通りである。

²⁵本節は、UNDP (2008) および UNDP (2009) に基づいて記載した。

表 4-9 集中支援分野と期待される成果

集中分野	期待される成果	資金源 (単位：米ドル)		
		通常資金	その他の資金	合計
MDGs の達成を目的とした貧困削減	1. 政府と分権化された地方自治体の経済ガバナンス・政策策定・戦略的能力が強化される。 2. 脆弱な人々（若者、女性、国内避難民）の収入源が改善される。 ²⁶ 3. 環境の保護と持続的な管理が改善される。 4. 住民、特に子どもと女性の、飲料水や衛生インフラ、エネルギーサービスへの持続的なアクセスが改善される。 5. HIV/AIDS の予防サービスや HIV/AIDS に感染している、あるいは HIV/AIDS の影響を受けている人のケアが改善される。	5,320,000	5,920,000	11,240,000
ガバナンス	6. 選挙プロセスが参加型で民主的である。 7. 地方分権化と地方開発のプロセスがより有効である。 8. 行政がより効率的で、透明性、責任を有する。	5,220,000	66,273,000	71,493,000
危機の予防と復興	9. 危機の影響を受けたコミュニティが一層の社会的一体性のために、共に生活し、活動し始める。	10,090,000	27,550,000	37,640,000
	合計	20,630,000	99,743,000	120,373,000

(出典) UNDP (2009) をもとに作成

5) アフリカ開発銀行 (African Development Bank: AfDB) /アフリカ開発基金 (African Development Fund: AfDF) ²⁷

AfDB/AfDF は、2009～2010 年度を対象とした国別援助戦略 (“Côte d’Ivoire :Global Country Strategy Note 2009-2010”) を作成している²⁸。同文書では、AfDB/AfDF による「コ」国支援の大目標を「人々の生活環境を改善することで、「コ」国が脆弱な状態から脱することを支援する」とし、①ガバナンスの強化²⁹、および②地域経済インフラの開発を2つの柱として掲げている³⁰。前者には、公共財政管理の効率化、公的調達制度の強化、人的能力の構築などの要素が含まれる。後者では、国内および西アフリカ地域内双方のインフラを考慮しており、「コ」国が域内市場においてその地位を取り戻すプロセスを支援するとしている。中でも、電力プロジェクトに焦点を合わせている。2009-2010 年の支援プログラムは表 4-10 の通りであり、2009 年は財政支援が中心である。

²⁶ JICA 「コ」国担当企画調査員による UNDP 現地事務所へのヒアリング情報 (2010 年 2 月) によると、UNDP は「若者の雇用問題」を重要視している。

²⁷ 本節は、AfDB/AfDF (2009) および AfDB の HP (<http://www.afdb.org/en/>) から得られる情報に基づいて記載した。

²⁸ 同文書は PRSP の最終承認が得られる前に策定されたが、AfDB も PRSP 策定プロセスには参加しており、同文書は PRSP での戦略に沿ったものとなっている。

²⁹ PRSP の戦略的方針 1 と関連している。

³⁰ PRSP の戦略的方針 6 と関連している。

表 4-10 AfDB/AfDF による支援プログラム (2009-2010)

	承認予定 時期	予定額 (百万 UA ³¹)
第 1 の柱「ガバナンスの強化」		
一般財政支援 2009-2010 (General Budgetary Support 2009-2010)	2009	83.77
制度支援プログラム (Institutional Support Programme)	2010	3.27
第 2 の柱「地域経済インフラの開発」		
水力発電ダム調査および関連する送電線 (FOMI Hydroelectric Dam Studies and related transmission lines) ギニア、マリ、コートジボワール	2010	1.8
多国間電化プロジェクト (Multinational Electrification Project) コートジボワール・マリ	2010	18.00
	総額	106.84

(出典) AfDB/AfDF (2009)

AfDB/AfDF による調査時点での、実施中 (1~7) または承認済み (8) のプロジェクトは表 4-11 の通りである。

表 4-11 AfDB/AfDF によるプロジェクト

	プロジェクト名	プロジェクト概要	セクタ ー ³²	承認時期	AfDF 承認 額 (UA)
1	人的資源開発プログラム (Programme de valorisation des ressources humaines (PVRH) II)	生産性と労働力人口の労働能力の向上を通じた、「コ」国経済の競争力の促進に貢献することを目的としている。「セクター別政策の構想と実施」、「教育・研修・保健の基本的サービスへのアクセスの促進と質の向上」、「教育・研修・保健の外部効率の改善」、ならびに「プログラムの実施支援」の 4 つのコンポーネントから構成される。	人間・社会開発	1998.11	20,000,000
2	ラック州農村開発プロジェクト (Projet de développement rural de la region des Lacs)	農村部の民間セクターの生産・加工・マーケティング能力の向上を目的とした制度的枠組みの活性化を目指す。「民間の生産セクター支援」、「農村開発基金」、「運営管理」の 3 つのコンポーネントから成り、ラック州での近代的民間企業の設立、製品のマーケティングの改善、生産活動の担い手としての若者の農村部への帰還、女性の生産エネルギーの解放、農産物や畜産物の生産の向上などが成果としてのもまれる。	農業、アグロインダストリー	1999.10	10,000,000
3	グッドガバナンスおよび能力強化支援 (Appui à la bonne gouvernance et au renforcement des capacités)	法の下での国家の強化、公共資源の適切な管理、ならびに貧困と社会的疎外の削減に貢献することを目的としている。具体的には、(1) 司法の機能強化への貢献、(2) 地方分権化に関連する組織や制度の能力の強化、(3) 公共資源の管理能力の強化、(4) グッドガバナンスと能力強化にかかる国のプログラムの調整を行っている組織の強化、を目指す。	経済・財政ガバナンス	2002.1	3,793,780

³¹ Unit of Account の略。AfDB が用いる計算単位。UA1=US\$1.54027 (2008 年 12 月時点)

³² セクターの区分は、AfDB による区分に従った。

4	中コモエ州農村開発プロジェクト (Projet de développement rural de la région du Moyen Comoe)	持続可能なかたちで、中コモエ州の主要作物の生産性を高めることと、農業作物の多様化を目的とする。地方自治体や農村グループなどを支援する「能力の強化」、コーヒーやカカオ、その他の食用作物の既存の生産方法を改善するための普及プログラムの策定・実施を行う「生産の増大」、ならびに「プロジェクトのマネジメント」の3つのコンポーネントから構成される。	農業、アグロインダストリー	2002. 7	15,000,000
5	鳥インフルエンザ拡大に対する緊急支援 (Aide d'urgence contre la propagation de la grippe aviaire)	鳥インフルエンザの参入リスクと拡大リスクを最小限に抑えることを目的とする。同支援には、機能する研究所の設置や長期的な戦略的計画の策定など、人への流行に備えた活動も含まれる。	農業、アグロインダストリー	2006. 10	— ³³
6	危機後の多セクターに跨る支援プロジェクト (Post-Crisis Multi-Sector Institutional Support Project)	教育・保健・農村開発分野での公共サービスの回復と行政ならびに市民社会の能力構築を目的とする。「国の機関の回復とCNWゾーンへの行政の再配置支援」、「危機後プログラムのもとでの国民和解の強化支援」、「AfDFによるプロジェクトの管理支援」の3つのコンポーネントから構成される。1つ目のコンポーネントには、初等教育の機能の回復とCNWゾーンにおける農村開発サービスの機能の回復が、2つ目のコンポーネントには、行政の危機後プログラムの計画・実施能力の構築、暴力の犠牲になっている女性の能力構築、草の根組織への支援が活動として含まれる。	人間・社会開発	2007. 12	20,000,000
7	経済・財政改革支援プログラム (Programme d'appui aux reformes économiques et financiers-PAREF I)	政府のプログラムを支援するもので、公共財政管理システムの改善と公共市場の委譲システムの強化を目指す。	経済、財政ガバナンス	2009. 3	38,000,000
8	「コ」国戦争犠牲者に対する食糧援助 (Côte d'Ivoire aide alimentaire victime de guerre)	一般市民の戦争犠牲者や避難民への「コ」国政府による緊急食糧支援の取組みを支援することを目的としている。同支援の現場レベルでの実施は、「コ」国内で既に食糧支援配布網を有しているFAOが担う。	農業、アグロインダストリー	2008. 6	— ³⁴

(出典) AfDB の HP をもとに筆者作成

AfDB は、1964 年の設立からアビジャンに本部を置いていたが、「コ」国の政治不安を懸念して、2003 年 2 月以降、主要機能をチュニスに移している。

6) 世界基金 (Global Fund) ³⁵

世界基金は、三大感染症 (エイズ・結核・マラリア) 対策のための大規模な資金を提供するために設立された基金で、「実績に基づく資金供与」を原則としている。ゆえに、成果を挙げた事業にのみ継続的に資金が供与される仕組みになっている。プロジェクトの実施は、世界基金自らではなく、現地で実際に活動している機関が担うが、「コ」国での活動のための主な資金受入れ責任機関は、CARE Côte d'Ivoire、CARE France、CARE International in Côte d'Ivoire、「コ」国保健・公衆衛生省の国家マラリア対策プログラム (Programme national de lutte contre le paludisme: PNL P)、国家結核対策プログラム (Programme national de lutte contre la tuberculose: PNL T)、UNDP で

³³ プロジェクトの総額は、UA 338,670 で、資金源は特別救済基金 (Special Relief Fund: SRF)。

³⁴ プロジェクトの総額は、UA 309,830 で、資金源は SRF。

³⁵ 本節は、世界基金の HP (<http://www.theglobalfund.org/en/>) から得られる情報に基づいて記載した。

ある。「コ」国での承認済みのプロジェクトは表 4-12 の通りである。第 8 次承認までのディスパース額の総額は 72,331,348 米ドルで、その内訳は、対 HIV/AIDS が 44,953,747 米ドル (62.1%)、対マラリアが 20,535,732 米ドル (28.4%)、対結核が 6,841,869 米ドル (9.5%) であった。また、紛争勃発後の不安定な期間においても、CARE が「コ」国で積極的な活動を継続してきたことが窺える。

表 4-12 世界基金による署名済みプロジェクト

(単位 : US ドル)

プロジェクト名	受入れ責任機関	プロジェクト署名時期	資金要請の総額	第 1 フェーズで承認された資金	第 2 フェーズで承認された資金	ディスパース額
HIV/AIDS						
(第 2 次承認) HIV/AIDS に対する国の対応の強化 (Reinforcement of the National Response to HIV/AIDS)	CARE International in Côte d'Ivoire	2007.7	49,089,450	18,099,398	30,990,052	39,917,020
(Strengthening the national response to HIV/AIDS)	UNDP	2003.9				
(第 3 次承認) 深刻な政治・軍事危機状態における HIV/AIDS の蔓延予防 (Prevention of the spread of the HIV/AIDS epidemic in the context of severe political and military crisis)	CARE Côte d'Ivoire	2004.3	1,023,534	1,023,534	0	1,023,534
(第 5 次承認) 紛争時における HIV/AIDS の予防と管理 (Prevention and Management of HIV/AIDS in a Conflict Situation)	CARE France	2006.5	4,031,269	4,031,269	0	4,013,260
小計			54,144,253	23,154,201	30,990,052	44,953,747
マラリア						
(第 6 次承認) 「コ」国 19 州での妊婦と 5 歳未満の子どもに対する危機後の状況におけるマラリア対策の強化 (Strengthening the fight against malaria in post-crisis situation for pregnant women and children under the age of five in 19 districts in Ivory Coast)	CARE International in Côte d'Ivoire	2007.10	18,790,538	10,305,664	0	9,447,380

(第8次承認) 復興段階にある「コ」国のマラリア対策のための介入のスケールアップ (Scaling up of interventions to combat malaria in Cote d'Ivoire in the context of national reconstruction)	CARE International in Côte d'Ivoire	2009.11				
	PNLP	2009.11	195,614,659	142,384,232	0	11,088,352
小計			214,405,197	152,689,896	0	20,535,732
結核						
(第3次承認) 直接監視下短期化学療法にもとづく結核治療の強化 (Reinforcement of care for tuberculosis according to the DOTS strategy)	UNDP	2004.3	3,830,107	2,870,122	959,985	3,742,346
(第6次承認) 直接監視下短期化学療法とストップ結核パートナーシップにもとづく紛争後における「コ」国での結核予防・対策の強化 (Intensification of the Tuberculosis Prevention and Control in Cote d'Ivoire according to the DOTS Strategy and the Stop Tuberculosis partnership in the post-conflict period)	PNLT	2007.10	7,398,591	3,500,288	0	3,099,523
小計			11,228,698	6,370,410	959,985	6,841,869
総計			279,778,148	182,214,507	31,950,037	72,331,348

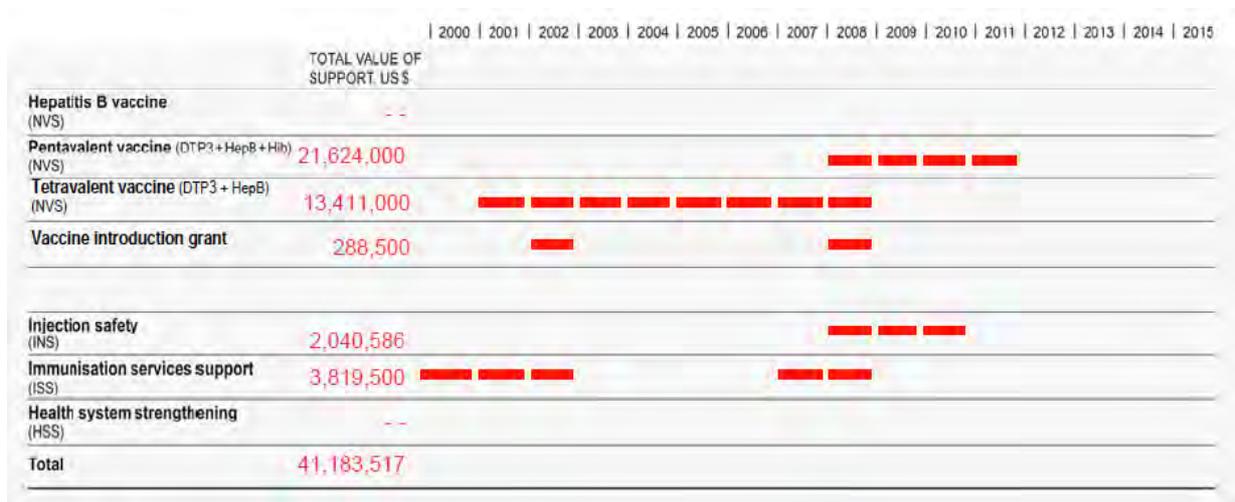
(出典) 世界基金のHPをもとに作成

7) GAVI³⁶

GAVI Alliance (GAVI)³⁷ は、予防接種プログラムを通じて、世界の子どもを救い、人々の健康を守ることをミッションとした、民間セクター、公共セクターがともに参加するアライアンスである。支援は対象国から提出されるプロポーザルに対して、実施される。「コ」国は、2000年9月と11月、2007年8月と11月、2008年7月にプロポーザルが承認されている。同国での支援実績は、下記図4-3の通りである。また、図4-4は、支援額の推移を支援対象別に示している。

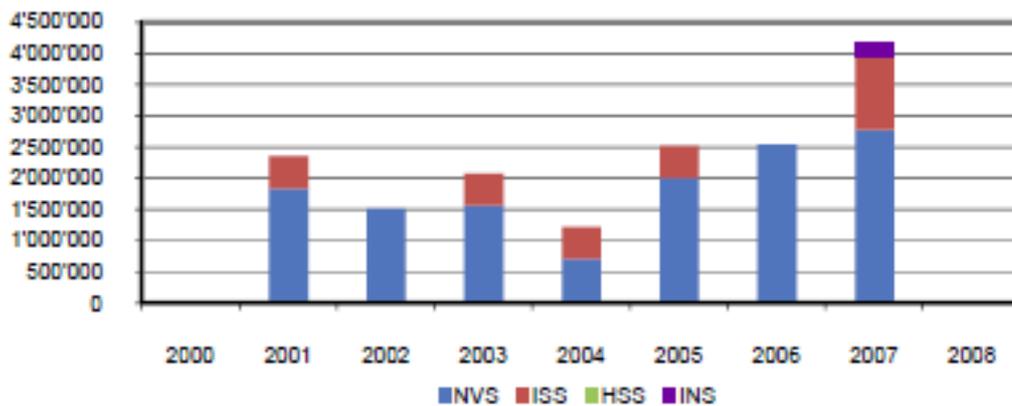
³⁶本節は、世界基金のHP (<http://www.gavialliance.org/>) から得られる情報に基づいて記載した。

³⁷ ワクチンと予防接種のための世界同盟/The Global Alliance for Vaccines and Immunizationより改称。



(出典) GAVI の HP

図 4-3 GAVI による支援実績



(出典) GAVI の HP

図 4-4 年度別の支援額

4.2 ドナーコーディネーションの状況

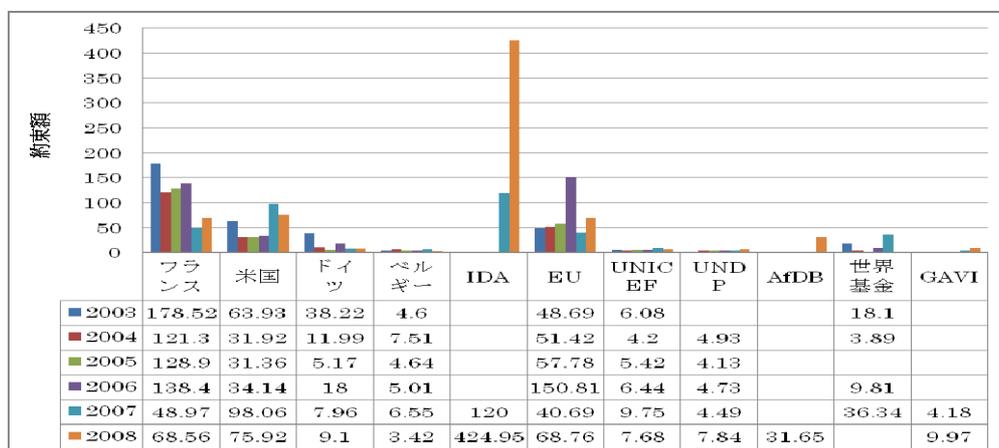
2007年3月のワガドゥグ和平合意後、2007年7月には「コ」国の危機脱出のためのプログラム（総額138十億FCFA）に対する資金を得るためのラウンドテーブルが開催され、合計89億FCFAがプレッジされた。同プログラムは毎月開催される監視委員会でモニタリングや実施の調整が行われている。その他、緊急特別計画の予算表も「コ」国政府より提示されており、同予算実施のための財政支援を募るとともに、ドナー協調を図るバスケット・ファンドがUNDPと首相府の間で設置された³⁸。

³⁸日本は、投票箱、投票区画を供与する選挙支援計画にノン・プロジェクト無償資金協力見返り資金から約9.46億円を拠出したほか、WFPを通じた食糧援助、UNICEFを通じた被災村落の保健衛生改善事業、国連人口基金(United Nations Population Fund: UNFPA)を通じた紛争中に暴力を受けた女性のケア、国連工業開発機関(United Nations Industrial

セクター毎の主要ドナー間援助協調は、危機以後、積極的には実施されていない様子であるが、教育セクターについては、UNICEF が主導し、世銀、ドイツ、AfDB、日本といった関係者でコーディネーションを強化する動きがある。³⁹また保健セクターでは、危機以前から、国家保健開発計画の策定を通じて、ドナー支援のプロセスを合理化していくなどの動きがあり、現在もドナー協調枠組み会議が実施されている。同会議のメンバーは、USAID、世銀、EU、UNICEF、世界保健機関（World Health Organization: WHO）、UNAIDS、国連人口基金（United Nations Population Fund: UNFPA）である⁴⁰。

UN システム内の調整は、国連開発援助枠組み（United Nations Development Assistance Framework: UNDAF）に基づいて行われており、「コ」国に対しては、2009 年から 2013 年を対象とした UNDAF（《 Plan Cadre des Nations Unies pour l'Aide au Développement (UNDAF)：2009-2013 》）が 2008 年に策定されている。同文書では、①平和の強化と人権保護、②ガバナンス、③基礎的社会サービス、④経済の再活性化と食糧安全保障、⑤環境、が優先セクターとされており、セクター毎のマトリックスが添付されている。マトリックスの中では、どの機関がどの活動を担当するかが明確に示されている。

表 4-13 では、各ドナーの優先セクターや実施中のプロジェクトの対象セクターと PRSP でのセクター/テーマとの関係を示す。また、図 4-5 では、前述のドナーの 2003 年以降の約束額の推移を示す。今後、各ドナーが本格的に援助を再開していくにあたっては、「コ」国側関係省庁とドナー間で、セクター毎の積極的な調整を行っていく必要があるだろう。



(単位：current US\$ million)

(出典) OECD/Query Wizard for International Development Statics (QWIDS)

図 4-5 主要ドナーの約束額の推移

Development Organization: UNIDO)を通じた青年層の雇用確保、UNDP を経由した小型武器管理及びネリカ米の普及のため、総額約 9.42 億円を拠出している（出典：外務省（2008））。

³⁹JICA ブルキナ・ファソ事務所からの報告（2009 年 6 月）。

⁴⁰ JICA 「コ」国担当企画調査員による PEPFAR プログラム担当者へのヒアリング情報（2010 年 3 月）

表 4-13 各ドナーの優先セクターと PRSP でのセクター/テーマとの関係

	戦略的方針1:				戦略的方針2:				戦略的方針4:								戦略的方針5:	戦略的方針6:						
	1-a 平和と安全およびガバナンス	2-a マクロ経済	2-b ハイドロカーボン	2-c 鉱業	2-d インフラおよび運輸	3-a 民間セクター	3-b 農村開発と農業	3-c 食糧安全保障と栄養	3-d 雇用	4-a 人口	4-b 教育/訓練/識字	4-c 保健	4-d HIV/AIDS	4-e ジェンダー	4-f 社会保障	4-g スポーツと余暇	4-h 環境	4-i 住居と生活環境	4-j 衛生	4-k 飲料水	4-l 電力とエネルギーサービス	5-a 地方権化および土地利用計画	6-a 国際的な文脈および地域統合	
フランス																								
米国																								
ドイツ																								
ベルギー																								
世銀																								
EU																								
UNICEF																								
UNDP																								
AfDB																								
世界基金																								
GAVI																								

(出典) 各ドナー情報と PRSP をもとに作成

4.3 特記事項

4.3.1 国連コートジボワール活動 (United Nations Operation in Côte d'Ivoire: UNOCI)

2003年5月の安保理決議により、リナ・マルクシ合意の「コ」国関係者による実施の促進をマンドートとした国連コートジボワール・ミッション (Mission des Nations Unies en Côte d'Ivoire: MINUCI) が「コ」国に派遣されていたが、2004年4月にMINUCIとECOWAS部隊の権限を譲り受ける形で、UNOCIが設立された。UNOCIの主な任務は以下の通りで、これらの分野での「コ」国政府の取組みを支援している。2009年7月1日から2010年6月30日の期間に対する承認済み予算は491.77百万米ドルである。

- ・ 停戦および武装グループの移動の監視
- ・ 武装解除、動員解除、再統合、帰還、再定住 ・ 民兵の武装解除と解体
- ・ 身元確認と選挙人登録の実施 ・ 安全分野の改革
- ・ 国連のスタッフ、機関、民間人の保護 ・ 武器禁輸の監視 ・ 人道援助支援
- ・ 国の行政の再配置支援 ・ 自由、校正、透明性を有した選挙の組織化支援
- ・ 人権分野での支援 ・ 情報公開 ・ 法と秩序

4.3.2 国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) ⁴¹

IMFは2009年3月、貧困削減・成長ファシリティ (Poverty Reduction and Growth Facility: PRGF) の一環として、「コ」国向け5億6,570万ドルの融資 (期間2009年～2011年) を承認した。経済の安定化の維持、成長の促進、貧困の削減を目的としたPRGF支援プログラムを実施する。より具体的には、①貧困層向けの支出を考慮しながら⁴²の財政再建の継続、②HIPCイニシアティブならびに多国間債務救済イニシアティブ (Multilateral Debt Relief Initiative: MDRI) による公共負債の軽減、ならびに③公共財政管理、公務員、コーヒー/カカオ・エネルギーセクター、民間セクター開発、金融セクターでの野心的な構造改革の継続、がコンポーネントとして含まれる。設定融資枠のうち2億4,110万ドルが即時実行される。融資の条件は金利0.5%、返済期間10年、据え置き5年半となっている。⁴³

4.3.3 中国

アフリカにおける中国の動向は注目すべきところであるが、包括的な情報が限られているのが現状である。在コートジボワールの中国大使館のHPには二国間援助についてのページが設けられているが、記載事項は皆無である⁴⁴。EUの国別戦略文書の中で、各ドナーの支援状況が整理されており、

⁴¹ 本節はIMF(2009b)に基づいて記載した。

⁴² 「コ」国政府は、貧困層に最も影響がある32の歳出カテゴリーを特定し、これら貧困層向け支出を、2008年のGDPの6.9%から2011年には同8.3%へ確実に増加させるとしている (PRGF支援プログラムでの貧困層向け支出の最低希望指標)。

⁴³ IMFの「コ」国での動向については、本報告書第2章により詳しい。

⁴⁴ 中国の国際協力局長の「コ」国訪問があり、中国がPRSPの枠組み参画するという話もある。(在「コ」国日本国大使館へのヒアリングによる情報(2009年1月))。

同文書では 2005 年の中国の支援額はゼロとされている。他方、過去には、有償・無償資金協力双方での実績があり⁴⁵、2001 年には 50 億 FCFA 規模の対中債務の取り消しも行った。また、中国は、貿易・投資の側面で、「コ」国との関係を深めており、貿易・投資の促進に向けた、中国政府による取組みも行われている⁴⁶。

⁴⁵ 文化会館や国会議事堂の建設、道路建設、稲作開発や農業分野での技術供与など。

⁴⁶ 1984 年と 1996 年に通商協定を締結している。2002 年以降の政治・社会状況不安にもかかわらず、対中貿易は輸出・輸入ともに伸びを示している。（出典：平野克己編（2006）企業が変えるアフリカ-南アフリカ企業と中国企業のアフリカ展開-、ジェトロ・アジア経済研究所）

第 5 章

第5章 国際社会・援助機関に期待されること—可能性の提言—

これまで見てきた通り、コートジボワールの PRSP では、5つのビジョン（(1)「平和、安全、社会的一体性、健全な生活が満たされた国にする」、(2)「産業国にし、地域社会の中で経済力を有する国にする」、(3)「規律を守り、道徳的価値を尊重する労働者を有する国にする」、(4)「卓越性を追求する文化を有し、衡平性における利点を促進する国にする」及び(5)「環境的価値を尊重する近代的な国にする」）の下で、4つのアウトカム（1）復興と国家基盤の強化、2）新興国への転換、3）すべての人の健全な生活及び 4）地域社会・国際社会における積極的アクター）を企図した戦略を策定している。この上で、具体的には6つの戦略的方針（①平和の確立、生命と財産の安全及びグッド・ガバナンスの促進、②マクロ経済フレームワークの安定化、③成長の原動力となる農村地域及び民間セクター促進支援を通じた雇用と富の創出、④基礎的社会サービスへのアクセスと質の向上、環境保護、ジェンダー平等化及び社会保障、⑤国民の開発プロセスへの参加手段としての地方分権化及び地域間格差の軽減及び⑥国際的文脈及び地域統合）を明確にしている。

本稿では、6つの戦略的方針のひとつひとつに対して、「国際社会・援助機関からの支援として期待されること」を記述したい。

5.1 平和の確立、生命と財産の安全及びグッド・ガバナンスの促進

長期間にわたる政治的な混乱が継続する中で、コートジボワールでは中央政府の行政サービスの質の低下に直面している。このことは、ガバナンス機能の麻痺に起因するものであり、同時に、財政管理システムの機能が不全に陥っていることとも関連する。また、地方分権を企図しながらも特に CNW ゾーンでの国家権力の弱体化が顕在化し、結果として行政サービスにおける地域間格差の拡大が同国の安定を阻害している状況にある。さらに、司法制度そのものの改善も求められる状況にある。

様々な局面での「社会的一体性」を確保すべき状況にあつて、国際社会・援助機関に期待されることとして以下の諸点を挙げたい。

5.1.1 行財政機能の向上

コートジボワールの財政が継続的に逼迫する状況で、行政サービスを効率的・効果的に提供するためには、財政の執行レベルと具体的な活動レベルとの結びつきを念頭においた行財政機能の改編が必要不可欠である。同国では手続きのICT化やe-governmentが導入されているものの、十分に機能していないことも考え併せると、ICTを活用した効率的・効果的な運用も期待される場所である。この点は、省庁間の調整や協議にも活用される必要がある。また、行政機能を担う公務員の能力の向上も重要である。さらに、「社会的一体性」を確保するとの観点からは、意志決定プロセスでの住民の参加や提供されるサービスの質を確保することからも恒常的なモニタリング制度を構築することが必要となる。この分野での支援は、世界銀行（IBRD/IDA）の「ガバナンス及び制度開発プロジェクト」、UNDPの「グッド・ガバナンス強化支援プログラム」、アフリカ開発銀行（AfDF）の「グッド・ガバナンス及び能力強化支援プロジェクト」が実施されているところ、こうしたプロジェクト/プログラムの進捗を踏まえた取り組みが必要である。

5.1.2 司法ガバナンスの整備

コートジボワールでは、㉑法規定（ルールの整備）、㉒法機能（組織の整備）、㉓法曹人材（人材の育成）㉔法執行（刑の執行）及び㉕法的エンパワーメント（法・司法制度へのアクセシビリティ）の全てにおいて未成熟であり、PRSPにも具体的な取り組みの必要性が記載されている。特に㉒法機能の整備及び㉓法曹人材の育成の2つの分野においては、可及的速やかな支援が望まれている分野である。

この分野では、ドイツ（GTZ）が「司法制度改革プロジェクト」を実施している。また日本は特に、市場経済への移行国を中心にこれらの分野での豊富な経験を有している。

5.2 マクロ経済フレームワークの安定化

かつて「象牙の奇跡」とまで称されたコートジボワールがマクロ経済での落ち込みが長期化している状況は、長期間にわたる政治的な混乱に直面して、必要な政策・制度を実施し得ない状況にあったことが想定される。しかし、他方で、危機的な状況にあっても経常収支は黒字を継続しているなど、政治的な混乱とは別の様相を呈する経済・産業構造を有していることも事実であり、そのメリットを今後とも活用することも重要である。

これらの点を踏まえ、持続的な経済成長を達成するための必要な取り組みとして、以下の諸点を列挙したい。

5.2.1 財政システムの強化

コートジボワールの歳入はUEMOA諸国との比較においてGDP比では相対的に高い水準にあるものの、歳入基盤が国際的な取引から得られる諸税に大きく依存しているという特徴を有する。これは同国の経済・産業構造の発展プロセスから醸成された制度であるものの、世界的な貿易・投資の自由化の観点、就中、外国直接投資の（流入の）促進による輸出の振興を企図した経済・産業発展戦略の成就の観点からは、改善すべきものである。また、歳出の観点からは、既述した財政の執行レベルと具体的な活動レベルとの結びつきのトレーサビリティの確保は、カカオ・セクターの透明性の確保も含めて、改善の余地がある。これらを考え併せると、適切な公共支出管理に資する制度の強化及び人材の育成を中核に据えた財政システムの強化が必要不可欠である。

なお、この分野では、アフリカ開発銀行（AfDF）の「経済・財政改革支援プログラム」が実施されており、その進捗を踏まえた取り組みが必要である。

5.2.2 債務管理体制の構築

コートジボワールの債務管理体制が脆弱であることは、特に元金及び利子の支払いの延滞が恒常化し、その改善がIMFのコンディショナリティで求められたり、その看過がIMFからの支援が停止されるに至ったことでも明らかである。今後、HIPCのCompletion Pointを達成して一定規模の債

務削減が実施されたとしても、国際金融市場での信用力の回復には債務の管理体制を強化することによるガバナンス向上は必要不可欠である。これらの諸点に鑑み、同国の債務管理体制の本格的な強化を支援するプロジェクトの実施が望まれるところである。

5.2.3 運輸セクター機能の強化

コートジボワールの産業活動、就中、国内物流・流通の円滑化及び輸出入の効率化を勘案すると、年間を通して通行できる舗装された道路ネットワークの確立が当初の段階での課題となる。他方で、紛争後の正確な道路情報が把握しきれていないことから、全国的な道路ネットワークの構築を促すための調査は必要である。さらに、世銀が主導しているアビジャンーラゴス回廊、マリ、ブルキナファソとの鉄道輸送の整備・強化といった取り組みも重要である。

なお、この分野では世界銀行（IBRD/IDA）が「運輸セクター調整投資クレジット・プロジェクト」を実施しており、同プロジェクトの進捗を把握する必要がある。

5.3 成長の原動力となる農村地域及び民間セクター促進支援を通じた雇用と富の創出

コートジボワールはカカオ及びコーヒーのプランテーションを成長の源泉として発展してきた。その意味では、成長の原動力は今なお農村地域にあると言っても言い過ぎではない。また、既述したように、独立前後より民間部門の成長を支える国家機構を通じた民間セクターの強化も経済発展に奏効した経緯もあり、これらの2つのセクターは同国の経済・産業振興には不可欠のものである。しかし、長期間にわたる危機的な状況は、同国の2つのセクターをも巻き込んで停滞を余儀なくさせている。

これらの状況を踏まえ、国際社会・援助機関に期待されることとして以下の諸点を挙げたい。

5.3.1 中小零細企業の促進

コートジボワールは、既述した通り、今後、就労人口の急激な増加が見込まれており、その受け皿としての中小零細企業（Micro-, Small- and Medium-sized Enterprises (MSMEs)）の振興は必要不可欠なテーマである。特に、MSMEsの振興に不可欠な①支援機関（OCPV、APEX-CI、CEPICI等）の再構築と官民連携の推進、②国内販路の拡大と輸出振興、③金融機関を通じた資金供給メカニズムの充実、④公正・公平な市場環境の整備、⑤MSMEs間のネットワークの確立など、MSMEsの振興に必要な包括的な枠組みを、法律及び政策・制度とともに確立する必要がある。これらの諸点を踏まえると、MSMEsの強化を企図した支援プロジェクトが必要である。なお、MSMEsの振興には、農村の開発と環境の保全の促進の観点からも、エコ・ツーリズムの振興を企図した観光開発の視点も盛り込むべきである。

なお、本分野では、世界銀行（IBRD/IDA）の「中小企業再活性化及びガバナンス・プロジェクト」があり、同プロジェクトの進展を把握する必要がある。

5.3.2 農村開発の促進

コートジボワールの農業の生産現場では、農民組織化が進んでおらず、また、適切な水管理も行わ

れているとは言い難い。さらに、農業機械・農機具の老朽化が生産性の向上を阻害しているところである。同時に、農村開発と民間セクターとの連携が不十分で、また、農産品の加工や保存技術、国内外への農産加工品に関するマーケティング能力が備わっておらず、さらに、農村の環境保全の必要性が十分に啓蒙されていないことも、活力ある農村振興の足枷になっている。

このような状況を回避するためには、マイクロ・レベルでの取組みに加え、マクロ・レベルでの農業開発計画の策定及び法制度の整備が必要不可欠である。同時に、政策の策定・実施・評価（モニタリング）を向上し得る行政能力の拡充、就中、人材の育成が不可欠である。同時に、農業の現場の改善、つまり、広義の農業生産性の向上を図るための政策・制度の策定と具体的にその実務に当たる普及員を中心に据えた体制・方法の整備とその育成が不可欠である。

なお、この分野では、ドイツ（GTZ）の「農村部における経済開発プログラム」、世界銀行（IBRD／IDA）の「農村部の土地管理とコミュニティ・インフラ開発プロジェクト」及びアフリカ開発銀行（AfDF）の「ラック州農村開発プロジェクト」、「中コモエ州農村開発プロジェクト」といった先行プロジェクト／プログラムがあり、これらの進捗を把握した上での取組みが重要である。

5.3.3 栄養不足の解消を目指した食糧安全保障の強化

コートジボワールでは、特に北部、西部及び南西部の住民の栄養不足が深刻である。これは、十分な保存、保管及び加工の技術が伴っておらず、また、生産地域から消費地域への十分なインフラが整っていないことから、特に端境期の食糧供給が不安定で、安定した食糧供給がままならない状況にある。栄養不足の解消を改善するためには、国民の栄養状態の把握が第一義であり、その上で保存、保管及び加工の各側面を包含した食糧流通機能の整備を中心とした食糧需給政策・制度の策定が必要である。

5.4 基礎的社会サービスへのアクセスと質の向上、環境保護、ジェンダー平等化及び社会保障

既述した行財政機能の低下は、コートジボワール国民の基礎的な社会サービスへのアクセスの機会と必要な質の確保を奪取し、同国民の様々な機会の損失を生んでいる。このようなサービスは、「象牙の奇跡」と称されていた段階では提供されてきたものであることから、寧ろ、国民の損失感は大きい。このような認識に立つと、現在のコートジボワールに必要なサービスへのアクセスとその質の向上を企図した再興を促進するとともに、今や当然なこととして捉えるべき環境の保護やジェンダーの平等化をこれらの再興プロセスに十分に織り込んで、必要な取組みを実現させてゆくことが求められている。

基礎教育や中等教育、保健分野に関しては、日本はこれまでもサブサハラ・アフリカ諸国で多くの支援実績を積み重ねてきており、こうしたアプローチがコートジボワールでも適用可能であることは言うまでもない。本報告書では、これらの分野での支援可能性を改めて提言することは割愛し、特にコートジボワール特有のコンテキストにおいて国際社会・援助機関に期待されることとして以下の諸点を挙げたい。

5.4.1 技術・職業教育・訓練体制の確立

既述した通り、コートジボワールでは、今後の就労人口の急増が予想されているところ、技術・職業教育・訓練（Technical and Vocational Education and Training (TVET)）の機会の提供は必要不可欠である。これは、特に高学歴者の就職難を勘案すると、現在の産業界からのニーズに呼応するとともに、これからの同国の経済・産業振興のあり方に即応したオーナーシップが求められるところである。

この分野での支援は、フランス（FSP）が「若者の社会・職業参加支援プロジェクト」を、また、アフリカ開発銀行（AfDF）が「人的資源開発プログラム」を実施している。日本の西アフリカ諸国への TVET 支援としては、約 30 年間に及ぶセネガルのセネガル・日本職業訓練センター（Centre de Formation Professionnelle et Technique Sénégal-Japon (CFPT)）の実績があり、かつ、コートジボワールと CFPT との連携の可能性もあるところ、日本として貢献する可能性はある。

5.4.2 社会保障制度の確立

長期間にわたる危機的な状況の中で、コートジボワールには社会的弱者（（元兵士を含む）戦争被害者、障がい者、高齢者、子ども、失業者等）が多く存在しているものの、既述した行財政機能の低下がサービスやケアの不足をもたらしている。また、これらサービスやケアには地域間の格差が顕在化しており、このことが「社会的一体性」の衰退の一因ともなっている。

この状況を改善するためには、行政能力の向上を企図した①政策立案能力の改善（特に人材の育成）、②社会保障制度の設計（④必要な情報・データの収集体制の構築、⑤法制度の整備、③政策・制度の策定）及び③制度運営のための基盤整備・能力開発（④制度運用改善のためのシステム及びICTの導入といった基盤整備及び⑥人材の育成）が必要となる。

この分野では、ドイツ（GTZ）の「劣悪な児童労働対策プロジェクト」及び世界銀行（IBRD/IDA）の「緊急紛争後支援プロジェクト」があるが、日本にもアジア諸国を中心に本分野に関する多くの実績があるところ、貢献できる可能性がある。

5.4.3 住環境／衛生の改善

コートジボワールの住環境に関しては、多くの課題・問題点が山積している。まず都市部の人口増に伴うゴミの増大は、もとよりゴミ収集・処理能力が弱い同国の都市部で大きな課題となっている。また、特に都市部で頻発している断水はその供給システムの維持管理及び運営能力の不足に起因する。同時に、供給面に重点が置かれる一方で、汚水処理は看過される傾向にある。さらに、水供給と同様に、供給の絶対量では課題・問題点はないものの、電力供給システムの問題、就中、電力網の老朽化や電力料金の高さがゆえに加入者が増えないといった課題に直面している。他の項目と同様、住環境は地域毎に格差があり、その拡大は「社会的一体性」の阻害要因として捉えられ、それが社会不安を煽ることに繋がっている。

このような状況を回避するためには、都市開発マスタープランや地域総合開発計画の策定及び具体的なアクション・プランの運用が必要不可欠である。同時に、このような計画を実際に策定する都市・地域開発プランナーの育成や地理情報システム（GIS）の技術移転が求められるところである。

5.5 国民の開発プロセスへの参加手段としての地方分権化及び地域間格差の軽減

コートジボワールでは、地方分権化を推進しようとする取り組みがあるものの、㉑必要な法律の未整備、㉒推進のために必要な財政的・物質的・人定能力の不足、㉓ICT技術の未活用、㉔国民参加の未徹底及び㉕地域間格差の顕在化とも相俟って、必要な取り組みが行われているとは言い難い状況にある。

しかし、行財政の効率的及び効果的な運用を行うには地方分権化の推進と地域間格差の是正は必要不可欠である。このような観点に立ち、本稿では以下の点を国際社会・援助機関に期待されることとして挙げたい。

5.5.1 地方行政の強化

コートジボワールではかねてより地方分権を企図しつつも、自国人と外国人との共存関係の悪化や土地をめぐる対立等に直面して、特に CNW ゾーンにある地方行政は麻痺した状況にある。行政サービスの均一性の確保の観点からは、中央政府との関係に根差す地方政府との連携の不均一がもたらす行政サービスの格差を解消する必要がある。この点においては、地方行政の政策・制度の策定能力強化を念頭においた組織強化と人材育成が重要である。また、政策・制度の策定プロセスにおける透明性の確保の観点からは、住民参加の促進やモニタリング制度の確立が必要である。さらに、既述した中央政府の ICT の効率的・効果的な運用は中央政府との連携においても強化される必要がある。

5.5.2 土地利用計画の策定と具体化

コートジボワールでは、土地利用計画の未整備が紛争の引き金となっている。土地利用計画の策定は㉖土地利用の適正化・標準化、㉗都市部問題の解消及び㉘地域間格差の是正に必要不可欠である。具体的には、㉙土地利用計画の策定や㉚用途地域の設定、㉛開発許認可基準の構築と運用及び㉜登記制度の確立が中心的な課題となる。この点は「住環境の改善」で既述した都市開発マスタープランや地域総合開発計画の策定及び具体的なアクション・プランの運用が求められるところである。

この分野に関しては、世界銀行（IBRD/IDA）が「農村部の土地管理とコミュニティ・インフラ開発プロジェクト」を実施しているものの、全国の土地利用計画の策定にまでは至っていない。国内のみならず、多くの開発途上国での経験がある日本の知見を移転することは、コートジボワールの土地利用計画の策定と具体化にとって、非常に有益である。

5.6 国際的文脈及び地域統合

コートジボワールがかつてのような西アフリカ諸国内での強力なリーダーシップを発揮し得る状況にはないものの、それでも今なお地域経済での重要な地位を占めていることを考え併せると、自国のみならず地域でのオーナーシップの発揮とパートナーシップの推進を企図することが地域社会で求められていることは明らかである。こうした観点から、国際社会・援助機関に期待されることとして以下の点を挙げたい。

5.6.1 地域内の物流・流通の円滑化

既述した通り、コートジボワールは道路、鉄道及び船舶のそれぞれに交通の過密と HIV/AIDS の蔓延といった課題を抱えている。特に国境通過時の障壁の除却は物流・流通の国際化や地域経済圏の発展には必要不可欠である。この点を考慮に入れると、同国は地域間での規格・書類等の共通化による人や物の移動の円滑化を促し得る立場にあり、このことは国境通過時の物理的・心理的な負担を低減することにも寄与するものである。

表 5-1 状況とりまとめ表

項目	セクター／テーマ	サブ・セクター	課題・問題点	CIV 政府の解決に向けた認識・取り組み	二国間・多国間機関のプロジェクト（例）	
1	a	平和と安全及びガバナンス	社会的一体性、安全、ガバナンス（政治・司法・行政・経済）	①社会的一体性の衰退（「コ」 国人と外国人との共存関係の悪化、土地をめぐる対立、メディアの機能不足など）、②特にCNW ゾーンにおける国家権力の弱体化、③安全性の不十分さ（警察官の不足、犯罪の増加、治安部隊の機能不足など）及び④ガバナンスの不十分さ（市民社会の参加不足、行政サービスのパフォーマンス・質の低さ、司法システムの機能不足、財政管理システムの機能不足など）	(a)①2つの軍隊の統合と合併、②武装解除・動員解除・再統合（Disarmament、Demobilization 及び Reintegration: DDR）プログラムの完了と民兵の解体、③国土全域での行政の再配置の完了、④国民の身元確認と選挙の組織化の完了、⑤国民の生命と財産の保護、⑥全てのレベルでのグッド・ガバナンスの確立及び⑦国民の結束の促進が目標。具体的には、(b)伝統的・慣習的な紛争を乗り越えた社会的一体性を前提とした①紛争の予防と管理、②その法的枠組みを遵守させるための措置の構築、③監視・警告、予防行動計画の更新及び定期的なモニタリング体制の構築及び③住民による社会資本の修復を通じた平和の強化、(c)北部での畜産業者と農業者との間での紛争に関して、①畜産業者による農業・牧畜カレンダーの遵守、②牛を囲っておくための適切な場所の開発及び③農村部支援局との協働での畜産者に対する畜産技術についての啓蒙と研修の実施による紛争の解決の推進、(d)①国民和解のための有効な環境の構築を目的とした民主主義の原則と規則に関するコミュニティへの啓蒙、②特に縁故主義や部族制など、あらゆる形での排除をなくすことによる社会的一体性の構築、③家族の連帯の強化措置やコミュニティの連帯の拡大による特定の個人への不信や周縁化の回避、④地元の有力者、市民社会、メディアの能力の強化、⑤女性の参加や代表の促進、⑥文化的遺産に関する価値づけ、マーケティング、コミュニケーション、啓蒙及び普及支援、⑦寛容、多様性の受容、政教分離に関する国民への啓蒙及び⑧社会に対する肯定的な道徳的・市民・共和国価値の回復を通じた社会的一体性に関する取り組みの推進、(e)国民と外国人との共存を促すために、①メディア関係者の専門家意識の強化と②正確で質の高い情報とともに平和へのメッセージを発信するような啓蒙活動を通じた対話努力の推進、(f)①特に CNW ゾーンで破壊された社会・経済インフラの再建設／修復及び機材整備、②PSCN や PNRRC を通じた社会的弱者（女性、若者の失業者、戦争犠牲者、元兵士等）の社会との再統合及び③出生証明書や身元確認の行政手続きを確実なものにするための行政の再配置、(g)①国土全域での生命と財産を保護するための措置の強化及び②住民と法律執行機関との間での信頼の回復を通じた国土全域での安全の回復、(h)①FDS の人材育成と運営能力の強化、②国土全域への FDS の再配置、③研修・訓練による軍隊の倫理やモラル、専門家意識の強化及び④住民による監視システムの導入による透明性の確保を通じた FDS と国民との間での信頼の回復、(i)①民主主義の文化と平和の促進、②自由と組織行動やメディアの自立の保障、③現在進行中の選挙プロセスの継続的な推進、④各政党の民主的なプロセスの尊重による選挙結果を受け入れ、⑤法的な枠組みの強化による市民の監督・評価・モニタリングの推進及びメディアをはじめとする市民社会の能力の強化を通じた政治的ガバナンスの推進、(j)行政スタッフの能力や近代的な管理技術の強化による行政サービスのパフォーマンスと利用可能性の改善を通じた行政的ガバナンスの向上、(k)①手続きの ICT 化や e-government の推進による行政サービスの近代化、②既存の人的資源の開発や活用、公務員の立場の見直し、キャリアパスの明確化、③④公務員や政府の職員の採用における透明性の強化、⑤公務員の採用や配置における合理化、⑥公共サービスにおける行動規則や倫理法の遵守のモニタリング機能の導入及び⑦定期的な空席情報の公開や候補者間での競争によりレベルの高い職種に関する適切性の保証の推進、⑧④再研修のニーズの特定、⑨適切なプログラムの構築及び⑩研修活動の実施、⑪④戦略的調整や政策分析を目的とする政治的対話の場の設置、⑫意思決定の制度的枠組みを強化、⑬省庁間での調整や協議手続きの改善、⑭意思決定のモニタリングの改善及び⑮定期的な官報の発行や規範文書の大規模な普及を通じた行政改革の推進、⑯⑥公共サービスの設置と組織化における基準の定義付け（就中、行政業務方法の単純化と形式化）及び⑰行政手続きの見直しの推進、が重要である。(1)①裁判所の適用のレベルの向上、②司法職員のレベルの向上、③拘留の条件の改善、④法的文書の取り扱いにおける迅速性の保証及び⑤刑務所での教育機能を強化を通じた司法ガバナンスの推進、(m)①最高裁判所や高等裁判所の設置、②国立司法訓練所の能力の強化、③司法制度の円滑な運用が保証されるような検査能力の強化、④不当な予防拘禁を無くすよう刑罰制度改革、⑤新しい裁判所の設置と司法関係者の数の増大、⑥弁護士等を通じた脆弱な立場にある人々に対する司法的支援、⑦司法にかかるコストの財政能力に応じた調整、⑧国民が自らの権利を理解することを前提とした法律や司法手続きの啓蒙、⑨⑧拘留のための代替的な場所の設置、⑩心理的な支援や社会への再統合を容易にする職業訓練の提供、⑪法的側面と司法的側面の両面から改善を通じた少年司法制度の改善、⑫国際的な基準に則った刑法や刑事手続きの改訂、⑬④刑務所職員の増員や⑭健康や食事を保証するための刑務所への予算配分の増額を通じた拘留条件の改善、⑮④刑務所の改修、⑯受入れ能力の向上、⑰刑務所職員の能力の向上、⑱拘留者の社会への再統合のためのプログラムの導入、⑲禁固刑以外の刑罰の検討の推進を通じた法の支配の推進、(n)①⑧指導者と住民の間での信頼の回復及び⑩国の資源の公平な再配分の保証、②（財政や会計といった側面以上に）財政の執行のレベルと、具合的な活動のレベルとの結びつきを明確にする資源のトレーサビリティの向上、③公的資源の管理における内部監査及び外部監査の促進、④⑩透明性の強化と⑪主要セクターの管理における有効性の強化、⑫経済開発のための比較優位に基づく政府の公的企業への資金提供及び⑬開発プロセスへの貢献度に基づいた公的企業のリストの定期的な見直しを通じた経済的ガバナンスの推進。	○ドイツ（GTZ）：司法制度改革プロジェクト。 ○世界銀行（IBRD/IDA）：ガバナンス及び制度開発プロジェクト。 ○UNDP：グッド・ガバナンス強化支援プログラム。 ○アフリカ開発銀行（AfDF）：グッド・ガバナンス及び能力強化支援プロジェクト。
2	a	マクロ経済	マクロ経済	①人口増加率に対し低い経済成長率、②第3次産業の成長に対する制約（運輸・貿易セクターの組織化不足、流通チェーンの未発達、鉄道・運輸インフラの不十分さ、金融サービスへのアクセスの低さ、観光セクターの未発達など）、③投資レベルの滞り、消費の滞り、④価格の不透明さ、⑤予算の策定・実施・評価に関連する問題（能力不足、手続きの遅れ、リスク評価の基準が明確でないこと、予測モデルの不十分さなど）、⑥公共事業の契約管理の不十分さ、⑦公共債務の累積、⑧銀行からの資金調達における制約（環境の未整備、法制度の弱さ、信用リスク）、⑨農村部でのマイクロクレジット機関の不足、⑩他セクターのマクロ経済枠組みへの取込みの不十分さ	(a)2009年からの13年までの実質GDP成長率を平均5.8%、15年までの同7%の達成、(b)財政管理の徹底（インフレ率のUEMOA収斂基準（3%）及びIMF及びドナーとの合意による経済・財政改革プログラムの遵守）、(c)税、関税、特別徴収の対象となるものを特定して確実に徴収するための税務局・税関の強化及び法的・規制措置の採用することによる税収の改善（11年までにGDP比で最低17%までの引き上げ）、(d)歳出の抑制（11年までに非生産的な支出を総支出（国債を除く）を対GDP比で10%以下に抑制）、(e)①予算の分類を2001年の公共財政統計マニュアルに適合させること、②四半期毎に各省が予算クレジットを利用できるようにすること、③基礎的サービスのための資源を確保するための監視を強化すること及び④リスクに基づいた財政管理の検証プログラムを策定することを通じた予算策定の厳格化（PEMFARの調査に基づく改革の実施）、(e)透明性の確保を企図したカカオ・セクターの再構築、(f)公務員年金基金（CGRAE）の再編成、(g)公共事業の契約の強化（UEMOAによる第4条規定との整合性、契約者の能力を評価するメカニズムの適用、企業の分類に関する法的枠組みの強化、公共事業の契約締結法の見直し等）、(h)公的債務を長期的に持続性のあるものにするための制度レベル（①ローン実施のための条件の促進、②債務管理能力強化のための国家計画の策定、③債務政策や債務の持続可能性の分析を担うセクター横断型の委員会の設置等）、管理レベル（④データの一元化と開発パートナーとの定期的な情報共有、⑤インターネットを通じた債務に関する情報の提供、⑥債務に関する交渉技術やドナーの手続きについての知識を有する関係者の養成、⑦公共の有価証券の問題や金融の管理に関する措置の導入、⑧ドナーのディスバース手続きに関するプロジェクトの管理者の養成等）及び政策レベル（⑨「政府はグラントか無利子融資のみ外部資金に頼り」、⑩「一年以下の期間での負債については契約も保障も行わず」、⑪「対外債務の管理の改善に向けて努力する」）での取り組みの強化、(i)公的資源の公平な再配分を確保するために資金の執行レベルと活動の実施レベルとの関係を（経済開発の比較優位に基づいて）明らかにするトレーサビリティの確立（①公的企業の開発プロセスへの貢献度の定期的な調査と②、マクロ経済予測を行うモデルの更新を含む）、(j)MTEFの全てのセクター及び地方自治体での導入及び(k)①国の統計データの生成の改善、②既存の組織の能力の強化及び③セクター別の統計データの発表と配布の制度化を目指した統計分野の改善。	○アフリカ開発銀行（AfDF）：経済・財政改革支援プログラム。
	b	ハイドロカーボン	原油、天然ガス	①開発にかかる財源不足、関連施設の不足、②輸送ルート、システムの未開発、③価格の高騰	(a)政府の歳入増を目的とした産出量の増大及び投資の強化、(b)石油関連法の適切な執行、(c)石油製品の輸送手段の強化、(d)運営上の透明性を確保。	—
	c	鉱業	鉱業	①多くの鉱山資源が未開発、②地質学的情報が未整備、③新規開発のための投資レベルの低さ	(a)環境に配慮しながら歳入増大と雇用創出を目的とした既存鉱床からの生産量の増加、(b)支援ファンドの設立を通じた国営の鉱山公社の介入の強化や外国投資を誘引、(c)地質学的鉱山開発データマップの作成、(d)鉱山開発に必要なインフラの整備。	—

	d	インフラ及び運輸	道路、海運と河川・ラグーン輸送、鉄道、航空輸送	②道路の老朽化、道路保守管理システムの未発達、①都市部道路輸送サービス（ラグーン輸送を含む）の不十分さ、運営システムの未整備、車輛の老朽化、地方での道路輸送の未発達、③交通法を遵守させるシステムの未発達、④鉄道の老朽化、資機材の不足、⑤港湾設備の老朽化、①空港から先に続く輸送手段や空港施設・設備・システムの未発達。	(a)国内の全ての県や村を、一年中、車が通れる舗装された道路で繋ぎ、かつ、(b)それらを主要都市間の道路や国際的な道路に繋ぎ、同時に、(c)西アフリカ地域での国際貿易でのハブ化を企図して港湾施設と空港施設に十分な競争力の確立。(d)道路に関しては①補修資機材の常備、②運輸サービスの改善（質と量の改善、安心と安全の促進）、③治安の確保、④危機・危険の削減。(e)海運と河川・ラグーン輸送では①国際港としてはアビジャン港、国内港としてはサン・ペドロ港の効率性の改善、②ラグーンでの水上交通開発の強化、③海運分野での国の関与の強化。(f)鉄道では①サービスの競争力の向上、②鉄道インフラの建設と改善（就中、サン・ペドロ港と西部とを結ぶ鉄道網を確保）。(g)航空輸送では①安全・安心で有効な空港を確保、②国内の交通との連結を促進することが重要。そのために、③FHB 空港のインフラとサービスの質の向上が不可欠。さらに、(g)（アビジャンーラゴス間の）道路、（セネガル、ブルキナファソ、コートジボワールとの）鉄道輸送、（リベリア、ギニア、シエラレオネ、コートジボワール間の）マノー川の船舶輸送における交通の過密地はHIV/AIDSが蔓延しているところ、それに対する取り組みの強化が不可欠。	○世界銀行（IBRD/IDA）：運輸セクター調整投資クレジットプロジェクト。
3	a	民間セクター	民間セクター、内国貿易、観光、手工芸、文化、ICT	②民間セクターを促進する政策・環境の未整備、⑥財源の不足、金融サービスへのアクセスの制限、③観光産業の低迷、手工業・文化産業の潜在性の発揮不足及び④農村部でのICTの発達の遅れ	(a)活力のある企業や中小企業の効果的なネットワークを発現させる法的・制度的枠組みの構築、(b)汚職防止の措置の執行、(c)民間セクターによる内国債の清算、(d)中小企業の職業間組織の能力の強化、(e)産業界の再構築とレベルアップ、(f)生産要素のコスト削減と十分な供給によるビジネスのパフォーマンスと収益性の改善、(g)技術や投資の改善による企業の生産性の向上、(h)研究・開発の推進、(i)（ベンチャー企業を含む）中小企業への資金提供の促進、(j)（貧困削減の観点から）マイクロ・ファイナンスの法律・制度上の環境の改善、(k)民間セクター支援機関（CEPICI、APEX-CI）の強化と官民連携の推進、(l)自国民の統合と貿易促進機関（OCPV、APEX-CI等）の強化を通じた①内国貿易の組織化、②流通経路の専門化の促進と強化及び③内国貿易の金融システムの構築、(m)公正・公平な市場環境の整備による市場の安定化、(n)①販路と輸出製品の多様化、②一次製品の加工の促進、③輸出製品の促進の強化、④金融機関による輸出に適した資金供給メカニズムの設置、⑤大使館における貿易ミッションの強化及び⑥国際的な協定等への参加を通じた①文化的遺産の特定や修復、②海賊品対策による知的財産の保護及び③文化・技術スペースの設置と改修、(o)①新たな観光地の特定と整備、②サービスの質の向上を目的としたマーケティングについての関係者への研修、③観光地へのアクセスのためのインフラ（道路・バス停・空港）の建設と改善、④観光地の保護及び⑤観光・ホテル産業への投資の促進の強化を通じた観光産業の振興及び⑥①より多くの人のICTサービスへのアクセスを容易にすることを目的としたサービスと機材のコストの軽減、②電気通信インフラや支援の開発及び③テレビ産業の自由化政策の適用を通じたICTの活用促進。	○フランス（PROPARGO）：民間セクターへの融資。 ○ドイツ（GTZ）：農村部における経済開発プログラム。 ○世界銀行（IBRD/IDA）：中小企業再活性化及びガバナンス・プロジェクト。
	b	農村開発と農業	農村開発、農業、畜産業、漁業	②農業の生産性の低さ、保存や加工レベルの低さ、投入にかかるコストの高さ、組織化の未発達、①畜産業の生産性の低さ、流通システムの未確立、投入にかかるコストの高さ、加工レベルの低さ、獣医サービスの未発達及び③漁業機具の老朽化、漁業生産量の減少、法律の非遵守（乱獲、密漁）	大目標として(a)農業の職業化、(b)農業開発の技術・運営の近代化、(c)農村開発の環境（貯金の保護、クレジットへのアクセス、補助金、リスク管理等）の整備、(d)農産品や副産物の価値や加工技術の向上、(e)自然資源・水産資源・森林資源の保護や価値化及び水管理の改善を通じた農村地域のより合理的で持続可能な管理の保証、(f)農村用水、貯蔵庫、屠殺場の整備といった農村地域のインフラへの投資の実現によって、農業の競争力の向上を促し、MDGsの目標である飢餓の削減を企図。具体的には、(g)①合理的な水管理に関する能力の強化と啓蒙の強化、②灌漑地域の改修・整備による水資源の合理的な活用、③農業研究機関（CNRA等）のパフォーマンスの強化（特に改良種子の利用可能性）、④介入の種類（一般的関心に対する支援や生産者に対する直接的支援）の再定義、⑤農業分野での資金調達の促進及び⑥保障、補助、災害のためのファンドの設置による農業生産の生産性と競争力の向上、(h)①プランテーションの再開を奨励するプログラムの実施、②産品や収穫後ロスを保存するために必要な技術の定着、③付加価値から利益を得、その利益を農村地域に流通させることを目的とした零細企業による農産品の地元での加工の推進、④農村地域での農業外活動（農村地域における観光地の開発と手工業活動の実施等）の多様化の奨励による生産物の質の改善、(i)①マーケティングや流通の経路、市場に関する情報システムの改善、②特に園芸食物に関する地域社会での市場の拡大による販売経路の多様化、③農村地域の住民のためのエイズ対策プログラムの策定、④特にコーヒー、カカオ、綿花、カシューの各部門における②農業専門家組織の特定を通じて、いまや機能していない組織の許認可の取り下げ、⑤独立した統制を行うための機能の構築、⑥説明責任の義務を有する対策の確立及び⑦①農民に実際に支払われる報酬の向上、(j)基礎的な社会サービス（特に教育、保健、農村道路、エネルギー、ICT）へのアクセスの向上を通じた農業生産者や関係者の組織力の強化、(k)①土地の所有権を認める農村の不動産に関する法律の施行の監視、②住民に対する啓蒙活動の実施、③農村部の土地に関する慣習的な権利の執行にかかる期間の延長、④土地の使用証明書を土地の権利や長期貸付契約に変更するなどの法律の改正の徹底、⑤土地の権利に関係する役人（特に農業省や農村地管理委員会）に対する研修の実施、⑥土地に関する紛争の規制措置の強化を通じた農村部の土地管理及び⑦①漁業、養殖、畜産業の発展のための環境作り、②水産物の質を確保するために必要な機材の関係者への提供、③関係者の法律や近代的な漁業・畜産手法に習熟する能力の強化、④漁業資源の枯渇を防ぐための国の司法権による水域の保護、⑤同サブ・セクターでの財政システムの構築、⑥動物の疾病によるロスや漁獲後のロスを防ぐことを目的としたプログラムの実施、⑦畜産業者や漁業者の収入向上活動の多様化を目的とした屠殺場や漁業の副産物の加工の推進、⑧戦争で破壊された家畜センターへの資本強化及び⑨CNRAの研究プログラムを支援するための資源の動員、⑩動物や水産資源を生み出す自然資源の管理の徹底（動物の移動サイクルの特定と牧畜カレンダーの作成）を通じた動物資源及び水産資源の活用。	○ドイツ（GTZ）：タイ国立公園プロジェクト、南西部開発及び平和プロジェクト、農村部における経済開発プログラム。 ○世界銀行（IBRD/IDA）：農村部の土地管理とコミュニティ・インフラ開発プロジェクト。 ○アフリカ開発銀行（AfDB）：ラック州農村開発プロジェクト、中コモエ州農村開発プロジェクト、危機後の多セクターに跨る支援プロジェクト。
	c	食糧安全保障と栄養	食糧安全保障、栄養	②特に北部・西部・南西部における栄養不良、①食糧の入手可能性の低さ及び③食糧の流通における課題	(a)①果物や野菜の生産の多様化、②就中、端境期の食糧を確保するための収穫後の保存・保管・加工の技術の近代化、③（国産品及び輸入品の双方での）食品の質や害に関する法律の強化、④食品の衛生的な質をコントロールするシステムの構築、⑤国の基準の設定及び国際的な食品規格の批准、⑥食糧や栄養に関する行動様式を変えるためのコミュニケーションの強化を通じた食糧・栄養安全保障を確立、(b)①食糧の入手可能性の保証、②不足している地域への食糧の提供の容易化及び③生産地域から消費地域への食糧の地理的なアクセスの保証を通じた地域的な格差の解消、(c)①食糧供給のために必要とされる農業・漁業・畜産品の種類の地図の作成と適正な配布及び②季節的な農業産品を保存する文化の推奨を通じた飢餓対策の推進、(d)農業の機械化及び(e)①米作関係者に対するアドバイス、研究開発、インフラの建設などの支援、②生産者に対する生産・加工用の機材入手のための支援や農業投入財の提供及び③活動の発展に合致した適切な制度的枠組みの設定による政策目標（2008年6月に採択）である2013年までに国のニーズに合致した（精米の）生産量である20万トン/年間増の実現。	○アフリカ開発銀行（SRF）：戦争犠牲者に対する食糧援助。
	d	雇用	雇用	②雇用数の減少、①失業率の高さ（有資格者を含む）及び③知識・技能と労働市場のニーズとの不一致	(a)①労働集約型企業へのインセンティブの付与、②生計向上活動や自営への支援、③芸術家・農業・農業加工などの職業の構造化や近代化、④基礎的な社会セクターでの人材の不足を埋め合わせる公共の雇用の創出などによる雇用機会の拡大、(b)①無資格の若者への職業訓練の実施、②有資格の若者への有給での研修の促進、③就職のためのプログラムの実施、④有資格の若者の雇用のための魅力的で保護的な法律上の枠組みの設置、⑤研修と経済界のニーズの結びつきを構築することで学校と産業界の距離の縮小、⑥労働市場の透明性と雇用機会に関する情報の構造化と改善及び⑦労働市場の段階的な統合による雇用への最善のアクセスの保障、(c)雇用を保護し、特にフォーマル・セクターでの失業を予防するための制度的・慣例的・経済的・財政的なメカニズムや措置の実行による雇用の可能な限りの保護、(d)経済的・社会的な規制、インフォーマルな雇用や農村部での雇用の転換・近代化によるインフォーマルセクターと農村部での雇用の強化と改善及び(e)①雇用を社会問題と考えて相談・指導・意思決定並びに雇用・失業・不完全雇用の対策を調整する政策・制度的構造の推進、②労働市場のための技術・監督基盤の推進、③労働市場の独立観察所の設置、④雇用基準を含む経済予測サービスの促進及び⑤基礎的な行動や雇用支援のための行動に対処する財政基盤の促進による雇用と労働市場のガバナンスに関する国の能力の開発。	○フランス（FSP）：若者の社会・職業参加支援プロジェクト。 ○ドイツ（GTZ）：南西部開発及び平和プロジェクト。

4	a	人口	人口動態、人口分布	②人口増加率の高さ、①都市部人口の増加、③貧困者や非識字者の間での出生率の高さ、④最新の人口関連統計の不整備、⑤外国からの移民の位置づけが未確立、⑥海外に住むコートジボワール人の開発プロセスへの未参加	(a)開発計画と危機後の復興のための更新された信頼できるデータの準備、(b)人口転換のリズムと様相の制御、(c)移住や国内での人の移動の管理、(d)入手可能な資源との関連からの人口増加の抑制、(e)経済開発に役立つような人的資源の開発、(f)国土全体での人口分布の不均衡の解消、(g)人口と開発に関連する情報の統合システムの設置、(h)海外に移住した「コ」 国人の開発プロセスへの参加と第2、第3世代の移民の統合の実現及び(i)人口と開発に関する統合的政策の実施。	-
	b	教育/訓練/識字	就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育、技術教育・職業訓練、科学的研究、ノンフォーマル教育(識字)	②教育機関(初等、中等、高等、技術教育/職業訓練)へのアクセスの低さ、③内部効率の低さ、④教育・訓練施設の設備・教材の不十分さ、教員の不足、⑤教育・訓練内容と労働市場での需要とのギャップ、⑥教育関連予算の不十分さ、⑦非識字率の高さ	(a)上位目標として策定中のPSEF及びRESENにおける優先分野は①CNWゾーンにおける教育施設の改修及び機材供与、②アクセス(特にCP1と第6学年)の改善、③教育の質の改善、④職員の導入研修や再研修に対する支援の継続、⑤教科書や道具、指導用資機材の提供、⑥初等及び中等教育での学習に関する評価手法の構築、⑦学校給食プログラム支援、⑧識字プログラム支援、⑨情報・管理システムの構築、⑩学校運営委員会(COGES)支援、⑪戦略的マネジメントとシステムの運営能力の強化、⑫セクター内の調整機能の再活性化、⑬資源管理と統計産出の改善、⑭卓越した教育を推進する体制の構築及び⑮国の政策を民間による教育分野にも照射。具体的には、(b)①教員の能力の強化、初等・中等教育の評価手法の構築、マネージメントシステムと情報システムの構築、カリキュラムにあった資機材と指導用教材の提供による質と管理・監督パフォーマンスの改善、②CNWゾーンにおける教育施設の改修及び機材供与、学校関連不動産の詳細調査と新規の建設などによる学校へのアクセスの改善、③基礎教育のサイクルの期間やカリキュラム・教材の見直し、教育/訓練セクターの監査の実施、データ収集及びデータ・マネージメントのシステムの近代化、PSEF及びMTEFの策定による制度的改革を通じた教育/訓練システムの改善、(c)①教室の改修や建設、新しい教員の採用、②教科書の無料化の促進、女兒の教育に関する両親への啓蒙、トイレの設置と改修、給水所の設置、電化、③退学や留年によって生じる損失を軽減することによる残留率を向上、④学校給食の継続をプログラムに統合することでのアクセスや残留率の改善、⑤公式的教育システムから排除された人々に対する橋渡しをするクラスの開設の検討、⑥イスラム学校での公式プログラムの採用や初等教育の修了資格の見直し、⑦若者や青年、教員に大きな影響を与えているHIV/AIDSに対する取り組みによる初等教育の改善、(d)①教員や管理職員の再教育や新しい教員の採用、②地理的に均等な学校施設の建設、③中等教育の質や提供を改善することでのバカロレア保有者やそれに相応する資格の保有者の高等教育へのアクセスの容易化及び④教育セクターに属する指導者や管理・監督スタッフの研修制度の構築による中等教育の改善、(e)①機能的識字教育へのアクセスの改善と非識字者のための代替教育手段の考慮、②自国語での教育実験の成果の評価と普及、③識字と成人教育に関する国家プログラムの策定及び④パートナーとの連携による識字教育の再活性化、(f)①一般教育から排除された若者に対して技術教育/職業訓練分野での質の高い訓練を提供するプログラムの策定、②同分野のニーズや施設の分布が一目瞭然にわかる地図の作成、③政府は新たに建設される施設の地理的分布を考慮しながらの既存の施設の改修の実施、④指導者や管理・監督職員の能力向上と研修のシステムの構築、⑤授業料の値下げや補助金による不利な状況にある家庭の生徒の訓練への特別な支援、⑥民間セクターとの連携での新たな研修モデルの構築による技術教育/職業訓練の推進、(g)①大学教育の地方分権化と地域化の促進、②私立の高等教育機関の推進、③大学の数を増やし、かつ、教育環境を整備することで大学の政治手段化の回避、④教員の生活環境の改善、⑤教員の採用・再研修を通じた教員という職業の価値の向上及び⑥高等教育や科学的研究におけるICTの活用を推進することによる高等教育の改善及び(h)①科学的研究の成果の活用と一般化、②科学的研究自身の研究能力の向上、③科学的研究に対する持続的・自律的な資金調達メカニズムの構築、④科学研究を管理するための法的・制度的枠組みの導入及び⑤研究者に対する継続的な研修などの支援による科学的研究の改善。	○フランス(FSP)：若者の社会・職業参加支援プロジェクト。 ○世界銀行(IBRD/IDA)：教育及び訓練支援プログラム。 ○アフリカ開発銀行(AfDF)：人的資源開発プログラム、危機後の多セクターに跨る支援プロジェクト。
	c	保健	保健	②伝染性・寄生虫性の疾患(特にマラリア)の発生率の高さ、①妊産婦死亡率・乳幼児死亡率の高さ、ワクチンの接種率の低さ、③特に地理的制約による医療機関へのアクセスの低さ(施設やスタッフの不均衡な配置)、④医療施設の老朽化、⑤医療スタッフの能力(リスクや衛生管理にかかる能力を含む)の不足、⑥伝統的医療との連携の不足、⑦保健関連予算が不十分	(a)第二次保健開発国家計画(2009年から13年を対象)では①保健システムの有効性と効率性の向上、②保健サービスの提供と質の改善及び③個人及び集団の健康的な行動の促進を企図。具体的には、(b)①初歩的な措置が受けられる施設(ESPC)の建設、②伝染病や非伝染病に対する対策の強化及び③母子の生存のための戦略の促進を通じた最も脆弱なグループにまで医療が到達するような保健システムの改善の優先化、(c)①公衆衛生に関する方策や保健と公衆衛生に関する法律の策定及び適用を通じた保健システムの制度的枠組みの強化、②保健システムの制度的枠組みや管理のための枠組みの改善に不可欠な法的文書や規制文書の策定あるいは修正、③保健システムの新しい管理枠組みの構築によって全てのレベルでセクター内あるいはセクター間の調整機能を発揮し得る改善を通じた保健システムの有効性と効率性の向上、(d)①保健分野のレベルを危機以前の状態に戻すこと、②公平で、利用可能で、かつ、効率的な治療が提供できる環境を再構築(②保健分野への財政の強化と財源の管理の改善、③保健サービスの提供の増強、④薬品や高品質のその他のインプットの利用可能性やそれらへのアクセスの改善、⑤保健サービスの提供の質と患者の安全の改善、⑥住民の治療のための財源へのアクセスの改善及び⑦医療廃棄物の管理システムや伝染病対策の能力の強化)、③保健施設の改修や技術研修センターの強化(②医療機材の近代化、③患者の入院病棟の環境の改善及び④実務者の労働環境の改善)、④医療施設がない地域の地域間の格差の是正のために新たな医療施設を建設、⑤都市部におけるESPCの建設、⑥照会施設の設置及び⑦医療従事者に対する患者の受け入れとサービスの改善を企図した訓練による保健サービスの提供と質の改善、(e)①全ての人に適用される健康保険システムの構築の促進と疾病リスクをカバーするメカニズムの構築を念頭に置いた地理的なアクセス可能性と財政的なアクセス可能性の双方の検討、②医療へのアクセスを改善するための特定の医療行為に対する補助金の検討(公立病院での医療措置の治療費の見直しを含む)、③疾病リスクに対する相互扶助システムの構築による保健サービスの利用の基準の向上、(f)妊産婦及び乳幼児の健康に関する予防(①出産の低リスク化、②母親と子供の双方のバランスある食事の確立、③危険の兆候の啓蒙(④貧血の検査、⑤妊娠及び⑥妊娠中のHIV/AIDS等)④母親と新生児、幼児の健康を促進するための住民とコミュニティに対する啓蒙キャンペーンを、毎年、全ての保健地区で開催、⑤定期的な予防接種の強化)、管理と措置(①母親と新生児、幼児の保健サービスの質の改善(出産前後の母親に対する心理的サポートを含む)、②産後の処置や流産後の処置、③新生児の緊急産科処置、④妊娠中の困難の管理、⑤マラリアの予防及び性感染症の予防)及び保健(①女性・母親・子どもの保健サービスへのアクセスの改善、②管理システムの改善、③保健サービスの管理や利用の拡大に関する個人やコミュニティの能力の強化、④医療機関での家族計画サービスや母親と子どもの病気に関する統合的ケア)に関連する体制の強化と(この成就による)MDGsの目標4、5及び6の達成、(g)①マラリア、結核、ブルリ潰瘍、アフリカトリパノソーマ症などの疾病に対する対策の一層の活性化と②糖尿病、高血圧、癌、肝不全などの伝染性ではない疾病への対策の強化、(h)①必要な薬がどこでも手の届く価格で入手できること及び②病気の予防を促すことによる保健に対するニーズに効果的な対応、(i)①医療廃棄物管理計画の実施、②病院内での焼却炉の建設、③廃棄物管理に必要な機材の設置、④保健施設の衛生委員会の強化、⑤医療施設への処理機器の提供あるいは既存施設の修理及び⑥院内感染対策に関する国家プログラムの策定による病院での医療廃棄物の管理を強化、(j)①サービスの利用の促進、②個人や集団の衛生の促進及び③啓蒙キャンペーンによる保健サービスの利用の促進を通じた個人あるいは集団の健康的な行動の促進及び(k)①衛生面や生活環境の改善、②排水設備の設置及び③廃棄物の管理を企図した政策の実施。	○アフリカ開発銀行(AfDF)：人的資源開発プログラム、危機後の多セクターに跨る支援プロジェクト。 ○世界基金：19州での妊婦と5歳未満の子どもに対する危機後の状況におけるマラリア対策の強化プロジェクト、復興段階にあるコートジボワールのマラリア対策のための介入のスケールアップ・プロジェクト、直接監視下短期化学療法に基づく結核治療の強化プロジェクト、直接監視下短期化学療法とストップ結核パートナーシップに基づく紛争後機関におけるコートジボワールでの結核予防・対策の強化プロジェクト
	d	HIV/AIDS	HIV/AIDS	②(特に女性の間や都市部における)HIV/AIDSの蔓延、③HIV/AIDSの保健・教育・農業セクターなどへの影響、④エイズ患者やエイズ孤児及び脆弱な立場にある子どもたちへのサービスの不十分さや地理的に不均衡なサービスの提供、⑤HIV/AIDSに対する対策の他セクターへの統合の不足	(a)①蔓延の拡大に歯止めをかけ、寧ろ、②傾向の反転を促し、③住民(特に貧困者)への有害な影響の軽減による予防行動の強化(有病率を2006年の4.7%から2013年の2.5%に低下)、(b)①予防の強化、②HIVに感染している人/HIVの影響を受けている人へのケアの改善及び③多セクター間や分権化された組織間での調整を行う国家枠組み、モニタリング・評価のための国家システム並びにその実施のための国の能力の強化を軸にした対策の強化、(c)HIV/AIDSやジェンダーを様々な分野やセクターの国家開発計画や地域開発計画や国家開発計画の中への取り込み、(d)①行動変容のためのコミュニケーション・サービス、②VTCサービス、③PMTCTサービスへのアクセスの向上によるサービスの分権化と分散化、(e)①HIVに関連する非難や差別に対する対策、②規則的で自発的かつ報酬を受けない献血に対するロイヤリティ、③症候群アプローチに基づく性感染症の適切な処置及び④血液やその他の生体液体にさらされた場合のHIV予防の強化、(f)HIVに感染している人々やHIV	○米国(PEPFAR)：エイズの予防・治療・ケアに資するプログラム。 ○世界銀行(IBRD/IDA)：多セクターにまたがる緊急HIV/AIDSプロジェクト。 ○世界基金：HIV/AIDSに対する国の対応の強化プロジェクト、深刻な政治・軍事危機状態におけるHIV/AIDSの蔓延予防プロジェクト、紛争時にお

				の影響を受けている人々への総合的なケアの改善（基礎的なサービスを提供する保健施設数の拡大（施設数を2006年の111から2013年には428に）、(g)①エイズ孤児及び脆弱な立場にある子供達へのケア、②エイズとともに生きる人々に対する栄養的支援と社会経済的支援、③緩和ケアの提供による対応の拡張、(h)①複数のセクター間での連携の促進、効率的な分権化及び全てのレベル（州・県・市町）に設置される調整機関の機能化、②戦略的情報に焦点を合わせた国の評価及びモニタリング・システムの機能化と効果的な運営、③予防・処置・ケア・支援サービスへの普遍的なアクセスの達成を促進する政策的・戦略的方向づけの改訂及び④国の人的資源と実施機関の双方の能力を強化するための介入を中心に据えた調整の強化、国の対応に関する評価・モニタリング及び国の能力の強化、(i)①財政不足にある HIV/AIDS 及び貧困関連の全ての側面の対処及び②予防の強化と HIV/AIDS のケア・サービス（抗レトロウィルス治療を含む）の拡大を、貧困削減と同様、債務の削減で得た財政的な余裕から拠出、(j)①2009年3月に終了する世界エイズ対策基金による支援の継続の保障及び②2009年末に世界基金へ提出するプロポーザルの第9及び第10ラウンドの獲得のための必要な全ての措置の対応を通じた資金不足への対処、(k)保険分野の国家財政からの資金提供を国際的な推奨レベルに適合させるための財源の確保（2008年の5%から2013年の10%に）と国内外のパートナー及び民間事業者へのアドボカシー、(l)保健施設の収入の損失の逓減、就中、病院の保健サービスに対する費用の回収を改善するための方策の構築及び内部・外部監査の強化。	るHIV/AIDSの予防と管理プロジェクト。
e	ジェンダー	ジェンダー	⑧様々なレベル（教育・雇用・意思決定プロセスなど）でのジェンダー格差、⑨女性に対する暴力、⑩FGM実施率の高さ、⑪男女平等にかかる法律の普及・施行不足	(a)①ジェンダーの平等を促進する制度的な支援、②ジェンダーと開発に関する国及び地方のレベルでのアクターの能力の強化、③ジェンダーに由来する暴力に対する取り組みの強化、④女性のエンパワーメント支援及び⑤政治レベルでの意思決定プロセスへの女性の参加の強化を通じたジェンダー平等と女性のエンパワーメント分野での優先的な取り組み、(b)①ジェンダーと開発に関する国の能力の強化、②国レベルでのモニタリング・評価及び調整のための制度的なメカニズムの強化、③ジェンダー平等に関する法律の普及と実質的な適用、④予算プロセスへのジェンダーの取り込み、⑤国の再建と再統合プロセスへの男性及び女性の参加の促進、⑥意思決定プロセスへの女性の参加の強化、⑦開発を計画する際にジェンダー及び人権アプローチを考慮するよう働きかける啓蒙活動の実施を通じた平等な機会やジェンダーの公平性の保証及び(c)平等な機会、公平性及びジェンダーに関する国家政策（DPNEEG）の遂行を通じたジェンダーに関連する課題への効率的な取り組み。	※他セクターへの支援の中で、各ドナーともにジェンダーに配慮する視点を取り入れている。
f	社会保障	社会保障制度、社会的弱者・国内避難民・児童売買や児童労働の被害者などへの支援、災害マネージメント	⑫社会的弱者（障害者、高齢者、子供など）・国内避難民・戦争犠牲者に対する制度の不整備、ケアやサービスの不足、⑬社会保障制度の適用不足、⑭危険や災害に対する予防措置の不足	(a)①購買力の低い脆弱な人々を保障する効果的な社会保障の実施、②障害者の社会への統合、③高齢者へのケアと支援、④脆弱な子供達（ストリート・チルドレン、児童売買の犠牲者、児童労働の犠牲者、障害をもつ子供等）の保護と再統合、⑤国内避難民の危機以前の土地への再統合、⑥子供達の生活を危険にさらし、彼らの成長を妨げる、あらゆる災難や行動に対する対策、⑦社会的組織の増大を通じた制度的強化、⑧国際法の批准と国内規制との調和を促進するメカニズムの設置とそれらの普及及び⑨全ての開発プログラムやプロジェクトにおけるジェンダーの普及とその主流化を可能とする社会保障の保障範囲の拡大、(b)①医療保険（AMU）への支援、②AMUに関する財政メカニズムの改革案の検討と再定義、③最も脆弱な人々に対する最低限の社会保障とリスク予防システムの設置を目指したスキームの改訂、④障害者の統合を考慮した国家の団結を促す監督／研修組織の強化、⑤障害者の社会的統合を容易にするための啓蒙活動の実施及び⑥開発イニシアティブに障害者の能力開花に照射することを通じた普遍的なAMUの確立、(c)①高齢者へのケアの改善を目指した行動計画の策定、②相互扶助支援、監督、高齢者の購買力を向上させる取り組み及び③高齢者に対する無料のサービスの提供も含む国家の富の再分配の枠組みの構築を含む高齢者への支援、(d)危機後の復興支援の枠組みの中での社会復帰と再統合のための措置を根幹とする国内避難民への支援、(e)①ストリート・チルドレンの保護と彼らの元々の家族や受け入れ家族への統合の促進及び②特に全ての子供達の基礎教育へのアクセスの効率的な措置の確立、(f)①障害をもつ子供達への教育や職業訓練、②医療・社会保障へのアクセス及び③あらゆる非難や差別、暴力から障害をもつ子供達を保護する制度的メカニズムやコミュニティによるメカニズムの導入の促進、(g)2007年11月に閣議で決定された児童売買・児童労働を禁止する国家行動計画を効率的に実施するための①財政源を確保、②法的枠組みの強化、③生計向上に向けた支援、(h)2000年の憲法改正の中で明示された原則を遵守する形での脆弱な状況にある女性の保護の促進、(i)①保護スタッフの運用センターを10の地域支所に構築、②消防隊の全ての宿舍の改修、③11の緊急救護センターの設置、④災害時に住民を受け入れるセンターの設置、⑤危険や災害の予防とマネージメントに関する戦略とメカニズムの促進、⑥危険や災害の予防とマネージメントに関する文化の促進、⑦既存の法的手段の強化、⑧大規模な産業災害や洪水の制御及び脆弱性の要因の軽減と災害時における脆弱な集団への社会的支援の強化を通じた市民保護のための人的・物質的インフラ能力の強化と災害の警告システム及びマネージメントシステムの設置。	○ドイツ（GTZ）：劣悪な児童労働対策プロジェクト。 ○世界銀行（IBRD/IDA）：緊急紛争後支援プロジェクト。
g	スポーツと余暇	スポーツ、余暇活動	⑮スポーツ施設の老朽化・不足、維持管理のための資金不足、⑯プロ選手養成のための制度が未発達、⑰余暇活動のための人材・予算の不足、道具・施設の老朽化・不足	(a)スポーツ選手の競争力の向上を企図したスポーツの実施を再活性化、(b)既存の組織の運営や新しい施設の建設に関する施策の策定、(c)学校での体育の実施、(d)若い有能な選手の定期的な視察による選手の育成、(e)元選手の重要な人的資源としての活用、(f)各種目のスポーツ協会の改編／結成による選手の育成に適した技術の編成や指導の促進。	—
h	環境	森林、生物多様性、水資源、大気、家庭ゴミ	⑱森林破壊の進展、⑲生物多様性の劣化、⑳水・大気・土壌の汚染、㉑自然資源の持続的な管理の未発達、㉒家庭ゴミの収集・処理能力が不十分さ、㉓環境が健康に及ぼす影響の深刻さ	(a)①森林資源の復元・開発・管理による農村開発での森林管理の導入及び②森林計画の分権化による森林・動物・水産資源のガバナンスの向上（就中、森林資源と環境の持続的管理に関する法律的・制度的ツールの改善及び策定）、(b)①水産資源の参加型管理による責任ある漁業、計画の分権化、水域での操業に関わる関係者の参加のメカニズムの強化及び②漁業活動の持続的な管理のための非合法・未申告・未規制の漁業に対する計画の策定、(c)水資源の量的・質的な評価を包含した①流域での地表水の監視所の設置による水文学的・水界地理学的な測量網の構築及び②水質コントロールと人的能力の強化を目的としたデータ管理のための実験室の機材の設置、(d)雇用創出をも企図した①産業廃棄物及び生物医学的廃棄物のための埋め立てセンターの設置、②家庭ゴミや同類のゴミの処理施設の建設、③危険な産業廃棄物の処理・リサイクル施設の設置及び④ラグーン・システムの観測所の設置を伴う雨水と廃水の流量規制のための構造物の建設による家庭・産業廃棄物の持続可能な管理体制の構築、(e)①大気・水・土壌の質のコントロールを企図した環境監視システムの展開への支援、②国内の総観システムの改修及び③環境文化や音・視覚的妨害に関する啓蒙プログラムの実施、(f)①水域（ラグーンや湖）の汚染浄化、②河口堰の開放及び③森林資源（特に料理に使うエネルギー源としての木材や木炭）の合理的な開発及び(g)ブタンガスの普及を通じた生物多様性の保護の推進（2015年までにブタンガスの利用率を60%に）。	○ドイツ（GTZ）：タイ国立公園プロジェクト。 ※「ジェンダー」同様、他セクターへの支援の中で、各ドナーともに環境に配慮する視点を取り入れている。
i	住居と生活環境	住居、生活環境	⑳住居の不足、㉔スラム街の拡大、㉕住居内の設備（トイレなど）や住居を取り巻く環境の不整備	(a)①信頼し得る持続可能な資金提供メカニズムの確立、②都市化への対応や住宅の整備に関する政策・制度の確立及び③建築物の構造上の質や地元の建設資材の利用の促進を通じた住環境の整備、(b)①都市再生政策の策定、②基礎的な設備（水、電気、道路など）の設置や③最低限の設備を有する分譲地の提供を通じたスラム街の開発の推進、(c)①家庭用ゴミの収集と処理の方法の再構築、②雨水や汚水の排水戦略の立案及び③環境に関連するアクターへの研修を通じた住民の生活環境の改善、(d)コミュニティ・インフラや社会文化的インフラ（児童公園、スポーツ・文化施設、レジャースペースなど）の整備、(e)ラグーン地域の整備に関する対策の実施、(f)①都市化に関するマスタープランの策定・実施及び②慣習的な所有権と近代的な所有権の両方を考慮した上での国全体での土地配分に関する一般的な枠組みを定義する新たな不動産法の策定を通じた住民の生活環境の改善。	—
j	衛生	汚水、廃棄物処理	㉖衛生に関する施設・設備・システムの未発達	(a)①衛生に関する国家政策に準じた㉗アビジャン市の衛生システムの強化及び①都市部・農村部における持続的な衛生システムへのアクセスの改善が優先分野。(b)①汚水や排水の既存の浄化施設の改修、②衛生網の周辺地域への拡張、③汚水処理施設の建設、④排水システムの拡張、⑤雨水処理のダムの整備及び⑥二次的な排水網の設置などによるアビジャン市の衛生システムの強化、(c)①浄化設備や排水設備の清掃や改修、②汚水の浄化設備や雨水の排水設備の設置、③利用者の衛生網へのアクセスの改善、④側溝の整備、⑤排水溝の整備及び⑥衛生や排水システムの監視装置の設置などを通じた都市部の持続的な衛生システムへのアクセスの改善、(d)学校や保健センターなど公共の施設における快	○世界銀行（IBRD/IDA）：緊急都市インフラ・プロジェクト。

				適な場所の設置の制度化、(e)①排泄物の処理に関する適切な技術の研修や普及、②地元の業者に対する改善されたトイレの建設に関する研修を通じた人々の能力の強化及び③適切な技術の普及を通じた農村部での持続的な衛生システムへのアクセスの改善、(f)①制度的・法的枠組みの強化、②衛生を管理する独立した機関の構築、③衛生に関する開発ファンドの設置、④地役権並びに浄化・排水網、浄化・排水施設の保護のための法的文書の適用、⑤衛生に関する啓蒙キャンペーンの実施、⑥衛生分野に関する情報システムの構築及び⑦持続的な運営システムの設置を通じた衛生分野での目的の達成。		
k	飲料水	飲料水	④飲料水へのアクセスの不十分さ(特に都市部での断水の頻発)、⑤飲料水供給システム・関連施設・機器の維持管理・運営能力の不足、⑥他のセクターとの連携の不足	(a)①特に農村部における水資源に関する調査の実施、②主要な都市(アビジャン、ブアケ、コロゴ、ダロア、ヤムスロク、アベンブル、ボンドック、オディエンネ、マン、サン・ペドロ)における継続的な飲料水供給のための修理と維持管理の推進、③農村部における水供給設備の維持管理メカニズムの構築、④飲料水供給設備が破壊された場所や居住センターへの設備の設置を通じた住民の飲料水へのアクセスの保証が優先的な行動分野。(b)①飲料水サービスの継続性の確保、②老朽化した機材の改修及び③アビジャンの4つの処理施設(総能力5,000 m ³)の建設予定の実現を通じた都市部の水関連施設の能力の向上、(c)①モーターポンプ付きの水源や改良村落給水システムの設置、②既存の水関連施設の改修による普及率の向上、③飲料水セクターの関係者の能力の強化、④コミュニティのオーナーシップやアカウンタビリティの追求、⑤最も貧しい住民にも SODECI のネットワークに契約できるような水道料金の設定を通じた農村部への水供給の確保、(d)①国の機関による水消費の未払いを回収するためのメカニズムの実施、②国の機関による水消費を節約するための計画の実施、③水回収保護地域の設置に関する法規の文書化と発行、④統合的水資源管理を推進する水に関する法律の適用を通じた飲料水のマネージメントのための制度的・法的枠組みの強化、(e)①特に女児の就学率の向上、②農業生産性の向上、③水に関連する死亡や罹患率の低下に寄与する統合的な水資源管理の枠組みを構築することでの飲料水へのアクセス可能性の向上。	○世界銀行 (IBRD/IDA) : 緊急都市インフラ・プロジェクト。	
l	電力とエネルギーサービス	電力、エネルギー(ブタンガス)	④(主として高い価格/未加入による)電力へのアクセスの低さ、⑤関連施設・設備の老朽化、⑥バイオマスエネルギーへの依存	(a)①石油の探査と開発にかかる石油法の施行及び②ハイドロカーボン生産能力の強化を通じた国民への適切な価格でのエネルギーの供給、輸出の促進及び環境の保護の推進。具体的には、(b)電力とブタンガス生産の増大、(c)農村電化とエネルギーサービスへのアクセスに関するマスタープランの作成、(d)都市周辺部への電力網の拡大の強化、(e)貧しい住民グループへの電気の接続に対する補助金、(f)多様な再生可能エネルギーの確保及び(g)地方の電気網への接続の推進。	○世界銀行 (IBRD/IDA) : 緊急電力回復プロジェクト。	
5	a	地方分権化及び土地利用計画	地方分権化・分散化	④地方分権化・分散化にかかる法律の適用不足、⑤地方分権化・分散化機関の財政的・物質的・人的能力不足、⑥データベースが未構築、⑦市民社会の組織力の弱さ・地方運営にかかる住民の関心の低さ、⑧地域間格差の顕在	(a)①自治体運営への住民の参加、②自治体や地方分散化機関の能力の強化、③権限の自治体への実質的な委譲、④地域間格差の軽減、⑤ HIV/AIDS対策を包含した自治体の開発行動を通じた地方分権化の推進、(b)①自治体(町、県、地区)住民との定期的なコンタクト、②住民の組織化、③オーナーシップの醸成、④法律によって定められる委員会や諮問機関の設置(県経済・社会委員会、地区諮問委員会)とその効果的かつ定期的な機能の保証による住民参加の推進、(c)①開発プログラムの策定と質の高いコミュニティサービス(飲料水、電化、道路、衛生など)の促進に関する研修の推進、②国際的なパートナーによる開発との連携、③自治体運営の法律・規則並びにグッド・ガバナンスの原則の習得の推進、④住民ニーズへの効果的な対応とアカウンタビリティ・メカニズムの効率的な導入を通じた分権化された自治体や分散化された組織の人的・財政的・物質的能力の強化、(d)①分権化された自治体への補助金のレベルの向上、②税金の再分配システムの効果的な適用、③地方税を中心とした地方自治体の独自の財源の確保の支援、④民間の投資家の誘引と起業のイニシアティブを支援するようなインセンティブの向上、⑤生計向上活動の促進や地方レベルでの開発機会の確立による地方住民の経済活動への参加を通じた財政能力の向上、(e)①中央政府と地方政府のそれぞれの責任の明確化、②地方分散化機関に対するアドバイス支援、③分権化された自治体の活動のコントロール及び④データベースの構築に必要となる人的・技術的・財政的手段の付与による組織の強化、(f)①国から地方自治体への権限の移管に関する法律の整備と適用、②そのための法律文書の普及・啓蒙、③(必要に応じて)新たな自治体を形成するための条件を再定義、④地方開発計画の中に、評価及びモニタリング・システムを導入することでの開発政策の効率的な実施を通じた分権の意義の確立、(g)①開発行動の実現における利益供与や優遇措置を無くすための効率的な対策の実施、②開発インフラの厳密な計画性の確保と実現及び③(地方の潜在性の考慮を含めた)それぞれの自治体に固有の開発プロジェクトを実施することを促すための戦略的な文化の促進を通じた国土開発政策との調和を通じた土地利用計画の策定。	○世界銀行 (IBRD/IDA) : 農村部の土地管理とコミュニティ・インフラ開発プロジェクト。
6	a	国際的な文脈及び地域統合	対外貿易、地域統合	④域内でのビジョンや戦略の不明確さ、⑤域内にまたがる問題(病気、不正、安全)の存在、⑥国際協定の適用の不十分さ	(a)①国際社会との協力関係の強化、②国際機関における行動や立場の強化及び③域内市場で得られる利益の構築、④信頼の再構築と危機からの復興のためのプログラムに関連する優先的行動の実施、⑤紛争予防・管理のための地域機構の活性化による域内での継続的な平和の構築、⑥近隣諸国や移民が多い国々との積極的な外交活動の継続、⑦国際会議や域内会議の開催あるいは他国で開催される会議への積極的な参加、⑧自国民の国際機関や地域機関への参加の推進、⑨全ての主要な関係者を取り込んだ大臣間での交渉委員会の設置を通じた国際社会へのコミットメントの推進、(b)①エネルギーや道路など地域インフラの開発における地域の PRSP や PER45 の効果的な実施に向けてのコミットメント、②インフラの改修や開発で相互のコネクションを確保する機動力の発揮、(c)特に保健、教育、農業といった分野での持続可能な人間開発におけるリーダーシップの発揮、(d)①ECOWAS 機関の近代化のための取組みの継続、②国内にある地域機関(BRVM、ARSTM等)の機能の強化への支援、(e)①域内市場(2億人)の確保を可能とする貿易や投資にかかる地域ハブ化の推進及び②法的・規則的な枠組みをビジネスに適合させるための競争力の確保と比較優位の実現、(f)2007年12月の暫定協定に調印したEPAの枠組みの最終合意までの推進と遵守、(g)相互性の保証、(h)移民を抑制するための効果的な政策の遂行。	

付属資料

調査概要

1. 目的

コートジボワール国は2002年9月の内線勃発以降、度重なる和平合意が結ばれているものの、幾度となく政府軍と反政府軍の対立が再燃するなど、最終的な解決には至っていない。しかしながら同国は、現在も西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)8カ国のGDPのうち40%を占める、いわば西アフリカ経済のけん引役であり、周辺諸国の要ともいえる。

遅々とした進捗ながらも和平プロセスが進められるなか、同国の政情安定の折にはわが国としても機を逸さない協力再開の検討が望まれるが、そのためには内戦によって大きく変化した現地状況の把握が非常に重要となる。しかしながら、JICAは約10年にわたる本格事業の空白期間があり、情報が圧倒的に不足している。このため、コートジボワールの最新状況の把握およびマクロな視点での考察・分析のために要する情報を収集し閲覧可能な状態へ取りまとめるべく本調査を実施することとした。

本調査は以下2点を主な目的とする。

- ① コートジボワールの現状把握に必要となる情報を、文献を中心に収集する。
- ② 収集した情報を、機能的に活用可能となるよう、体系建てて整理し取りまとめる。

2. 実施方法

治安上の理由を鑑み、現地踏査は行わず、日本国内に拠点を置いて公開されている情報を基に、収集・分析を行った。

3. 調査期間

2010年1月13日～同年3月31日

4. 調査関係者構成

<JICA>

アフリカ部

岩元 進	審議役
飯村 学	中西部アフリカ第2課長
櫛田 眞美	中西部アフリカ第2課 調査役

ブルキナファソ事務所

森谷 裕司	事務所長
田中 香織	事務所員
水口 大	企画調査員（コートジボワール・トーゴ担当）

<コンサルタント>

氏名	所属	担当分野
福永 哲也	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	社会・経済分析
長谷川 安代	株式会社インターワークス	開発政策分析

収集資料リスト

1	外務省(2008)「国別データブック」
2	佐藤章(2000)「コートディヴォワールのクーデター」『アフリカレポート』(第30号)(29-34頁) アジア経済研究所
3	——(2001)「第二共和国の不安な船出ーコートディヴォワールにおける民政移管と排外主義」『アフリカレポート』(第32号)(3-8頁) アジア経済研究所
4	——(2002)「コートディヴォワールの国民和解フォーラムー和解の成果と今後の課題」『アジア経済』(第43巻第5号)(45-45頁) アジア経済研究所
5	——(2005)『『犠牲者』から『和平の障害』へーコートディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢』『アフリカレポート』(第40号)(39-43頁) アジア経済研究所
6	——(2005)「政権交代と少数者のゲームーコートディヴォワールの「民主化」の帰結」『アジア経済』(第46巻11-12号)(98-125頁) アジア経済研究所
7	——(2006)「内戦下コートディヴォワールにおける政権派民兵の政治的役割」『アフリカレポート』(第43号)(43-49頁) アジア経済研究所
8	——(2008)「紛争と経済復興ーコートディヴォワール内戦の事例から」『アジア研究ワールド・トレンド』(第158号)(25-26頁) アジア経済研究所
9	——(2009)「コートディボワールにおける原油生産ー開発史、現状、展望ー」『アフリカレポート』(第48号)(15-20頁) アジア経済研究所
10	——(2009)『ある「ココア共和国の近代」: コートディボワールにおける統制的結社と統合的革命』(一橋大学機関リポジトリ: HERMES-IR) (博士論文)
11	土手香奈江(2008)「コートディボワール・カカオ産業の自由化後の転換」『大阪産業大学経済論集』(第10巻1号)(63-93頁)
12	原口武彦(1962)「書評: S・アミン著『コート・ジボワールにおける資本主義発展』」『アジア経済』(第10巻第2号)(102-105頁) アジア経済研究所
13	——(1965)「書評: J・シューレ=カナル著『黒アフリカ史』」『アジア経済』(第6巻第8号)(84-86頁) アジア経済研究所
14	——(1986)「コート・ジボワール経済の奇跡的成長と危機」『アジア経済』(第27巻第5号)(25-44頁) アジア経済研究所
15	——(1988)「コートジボワールのブルキナファソ人ー西アフリカの国際労働移動ー」『アジア経済』(第29巻第7/8号)(90-110頁) アジア経済研究所
16	——(1991)「多部族国家と複数政党制ーコートジボワールの場合ー」『アジア経済』(第32巻第8号)(5-24頁) アジア経済研究所
17	矢内原勝(1971)「アフリカの経済発展と労働移動」『アジア経済』(第12巻第3号)(20-39頁) アジア経済研究所
18	平野克己編(2006)、「企業が変わるアフリカー南アフリカ企業と中国企業のアフリカ展開ー」、ジェトロ・アジア経済研究所

19	AfDB/AfDF(2007), “Côte d’ Ivoire: Dialogue Paper 2007–2008”
20	AfDB/AfDF (2009), “Côte d’ Ivoire: Global Country Strategy Note 2009–2010”
21	EU/République de Côte d’ ivoire (2008), « Document de stratégie pays et programme indicatif national pour la période 2008–2013 »
22	IDA/IMF (2009), “Côte d’ Ivoire, Poverty Reduction Strategy Paper: Joint Staff Advisory Note”
23	IMF (2009a), “Côte d’ Ivoire: 2009 Article IV Consultation, First Review under the Three-Year Arrangement under the Poverty Reduction and Growth Facility, Request for Waiver of Nonobservance of Performance Criteria, and Financing Assurances Review.”
24	IMF (2009b), “Request for a Three-Year Arrangement under the Poverty Reduction and Growth Facility”
25	Le Gouvernement de la République de Côte d’ Ivoire et le Gouvernement de la République française (2006), « l’ Appui à l’ insertion sociale et professionnelle des jeunes »
26	UN/ République de Côte d’ Ivoire (2008), «Plan Cadre des Nations Unies pour l’ Aide au Développement (UNDAF): 2009–2013»
27	Republic of Côte d’ Ivoire (2009), “Strategy for Relaunching Development and Reducing Poverty (PRSP)”
28	République de Côte d’ ivoire (2009), «Stratégie de la Relance du Développement et de Réduction de la Pauvreté (DSRP)»
29	UNDP(2008), « Document de programme de pays pour la Côte d’ Ivoire (2009–2013) »
30	UNDP(2009), « Plan d’ action du programme de pays 2009–2013 entre le Gouvernement de Côte d’ Ivoire et le Programme des Nations Unies pour le Développement »
31	UNICEF (????), “UNICEF: Cote d’ ivoire 2009–2013”
32	World Bank (2008), “Interim Strategy Note for the Republic of Côte d’ Ivoire for the period FY08–FY09”

参考資料

- 稲田十一編 (2009) 『開発と平和－脆弱国家支援論』 有斐閣
- 外務省 (2008) 「国別データブック」
- 銀行研修社編 (2007) 『第六版国際金融用語辞典』
- 国際協力機構 (2003) 「象牙海岸共和国第二次小学校建設計画事業化調査報告書」
- 国際協力機構 (2004) 『国レベルの平和構築アセスメント (PNA) ～平和構築支援に係る情報収集・分析～コートジボワール国』
- コリアー・ポール (2010) 『民主主義がアフリカ経済を殺す－最底辺の 10 億人の国で起きている真実』 (甘槽智子訳) 日経 BP 社
- 佐藤章 (2000) 「コートディヴォワールのクーデター」 『アフリカレポート』 (第 30 号) (29-34 頁) アジア経済研究所
- (2001) 「第二共和国の不安な船出－コートディヴォワールにおける民政移管と排外主義」 『アフリカレポート』 (第 32 号) (3-8 頁) アジア経済研究所
- (2002) 「コートディヴォワールの国民和解フォーラム－和解の成果と今後の課題」 『アジア経済』 (第 43 巻第 5 号) (45-45 頁) アジア経済研究所
- (2005) 「『犠牲者』から『和平の障害』へ－コートディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢」 『アフリカレポート』 (第 40 号) (39-43 頁) アジア経済研究所
- (2005) 「政権交代と少数者のゲーム－コートディヴォワールの「民主化」の帰結」 『アジア経済』 (第 46 巻 11-12 号) (98-125 頁) アジア経済研究所
- (2006) 「内戦下コートディヴォワールにおける政権派民兵の政治的役割」 『アフリカレポート』 (第 43 号) (43-49 頁) アジア経済研究所
- (2008) 「紛争と経済復興－コートディヴォワール内戦の事例から」 『アジア研ワールド・トレンド』 (第 158 号) (25-26 頁) アジア経済研究所
- (2009) 「コートディボワールにおける原油生産－開発史、現状、展望－」 『アフリカレポート』 (第 48 号) (15-20 頁) アジア経済研究所
- (2009) 『ある「ココア共和国の近代」：コートディボワールにおける統治的結社と統合的革命』 (一橋大学機関リポジトリ：HERMES-IR) (博士論文)
- 土手香奈江 (2008) 「コートディボワール・カカオ産業の自由化後の転換」 『大阪産業大学経済論集』 (第 10 巻 1 号) (63-93 頁)
- 原口武彦 (1962) 「書評：S・アミン著『コート・ジボワールにおける資本主義発展』」 『アジア経済』 (第 10 巻第 2 号) (102-105 頁) アジア経済研究所
- (1965) 「書評：J・シューレ＝カナール著『黒アフリカ史』」 『アジア経済』 (第 6 巻第 8 号) (84-86 頁) アジア経済研究所
- (1986) 「コート・ジボワール経済の奇跡的成長と危機」 『アジア経済』 (第 27 巻第 5 号) (25-44 頁) アジア経済研究所
- (1988) 「コートジボワールのブルキナファソ人－西アフリカの国際労働移動－」 『アジア経済』 (第 29 巻第 7/8 号) (90-110 頁) アジア経済研究所

—— (1991) 「多部族国家と複数政党制—コートジボワールの場合—」 『アジア経済』 (第32巻第8号) (5-24頁) アジア経済研究所

—— (1996) 『部族と国家—その意味とコートジボワールの現実』 アジア経済研究所

平野克己編 (2006)、 「企業が変えるアフリカ—南アフリカ企業と中国企業のアフリカ展開—」、 ジェトロ・アジア経済研究所

矢内原勝 (1971) 「アフリカの経済発展と労働移動」 『アジア経済』 (第12巻第3号) (20-39頁) アジア経済研究所

AfDB/AfDF (2007), “Côte d’ Ivoire: Dialogue Paper 2007-2008”

AfDB/AfDF (2009), “Côte d’ Ivoire: Global Country Strategy Note 2009-2010”

EU/République de Côte d’ ivoire (2008), 《 Document de stratégie pays et programme indicatif national pour la période 2008-2013 》

IDA/IMF (2009), “Côte d’ Ivoire, Poverty Reduction Strategy Paper: Joint Staff Advisory Note”

IMF (2009a), “Côte d’ Ivoire: 2009 Article IV Consultation, First Review under the Three-Year Arrangement under the Poverty Reduction and Growth Facility, Request for Waiver of Nonobservance of Performance Criteria, and Financing Assurances Review.”

IMF (2009b), “Request for a Three-Year Arrangement under the Poverty Reduction and Growth Facility”

Le Gouvernement de la République de Côte d’ Ivoire et le Gouvernement de la République française (2006), 《 1’ Appui à l’ insertion sociale et professionnelle des jeunes 》

UN/ République de Côte d’ Ivoire (2008), 《Plan Cadre des Nations Unies pour l’ Aide au Développement (UNDAF): 2009-2013》

Republic of Côte d’ Ivoire (2009), “Strategy for Relaunching Development and Reducing Poverty (PRSP)”

République de Côte d’ ivoire (2009), 《Stratégie de la Relance du Développement et de Réduction de la Pauvreté (DSRP)》

UNDP (2009), *Human Development Report*

UNDP (2008), 《 Document de programme de pays pour la Côte d’ Ivoire (2009-2013) 》

UNDP (2009), 《 Plan d’ action du programme de pays 2009-2013 entre le Gouvernement de Côte d’ Ivoire et le Programme des Nations Unies pour le Développement 》

UNICEF (???), “UNICEF: Cote d’ ivoire 2009-2013”

World Bank (2008), “Interim Strategy Note for the Republic of Côte d’ Ivoire for the period FY08-FY09”

